

第二十七號

外事新聞報

第十八號

特報

④ 国立公文書館	
分類	警察庁
	9
排架番号	41
	15 - 1
	65

2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6



昭和四年 四月 外事警察報 第八十二號 目次

◇ 勞働組合主義及び勞働組合法案(上) ◇

序言 ..... 一

第一章 勞働組合主義の建設的機能 ..... 二

第二章 勞働組合と法令 ..... 三

第三章 好戰的勞働組合主義 ..... 四

第四章 ストライキ行動の新規なる形体 ..... 五

第五章 一九二六年の總同盟罷業 ..... 五

第六章 政府案及び罷業 ..... 七

第七章 政治的徵集金 ..... 七

追録 ..... 八

外國事情

〔支 那〕

◇ 資産階級と買辦地主階級の把持する局面中の闘争 ..... 九〇

◇ 蔣介石派對廣西派の争闘 ..... 九九

第一 概要 ..... 九九

第二 軍事對抗の準備 ..... 一〇〇

第三 元老連の調停と蔣の最後の警告 ..... 一〇二

第四 李濟琛の監禁と事態の險惡化 ..... 一〇二

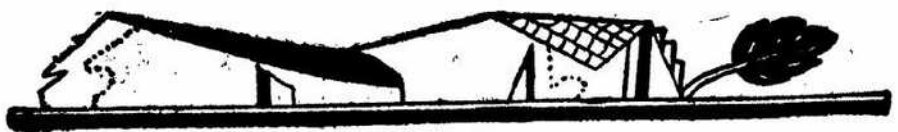
目次



- 第五 蔣介石の對時局宣言……………一〇二
- 第六 廣西派首領の行動……………一〇八
- 第七 決裂開戦……………一〇九
- 第八 争闘の経過……………一一〇
- 第九 諸軍閥の態度決定組織……………一一一
- 第十 南京軍の漢口占領……………一一二
- 第十一 廣西派敗北の原因……………一一三
- 第十二 今後の問題……………一一三
- ◇長江一帯に於ける國民黨左派及び共產黨最近の活動……………一一三
- 第一 緒言……………一一四
- 第二 武漢方面の状況……………一一四
- 第三 江西方面の状況……………一一四
- 第四 南京方面の状況……………一一五
- ◇奉賢に於ける共產黨の暴動……………一一六
- 第一 暴動地たる莊行鎮……………一一六
- 第二 暴動の原因……………一一七
- 第三 暴動参加の人物、員數、服裝及び其の使用武器……………一一八
- 第四 暴動の狀態……………一二〇
- 第五 暴動に對する措置及び善後……………一二三
- 第六 損失と救済……………一二三
- 第七 松江暴動……………一二五
- ◇上海に於ける黄色労働組合團體……………一二五
- ◇國民政府の言論壓迫……………一二六
- 第一 發賣禁止出版物……………一二六
- 第二 北平衛戍司令部訓令……………一二七



- ◇北平特別市黨部の近狀……………一二三
- 第一 概況……………一二三
- 第二 左派勢力下の市黨部……………一二四
- 第三 左派としての行動の現狀……………一二五
- 第四 市黨部指導下の各種團體……………一二九
- 〔印度〕
- ◇印度共產黨の檢舉……………一三〇
- 第一 各地に於ける檢舉……………一四〇
- 第二 印度共產黨檢舉と議會……………一四二
- 第三 被檢舉者の收監……………一四二
- 〔露西亞〕
- ◇コミンテルン第六回大會の狀況(其の八)……………一四三
- 第八 國際狀勢と共產インターナショナルノ諸任務(上)……………一四三
- ◇ソウエート聯邦内部の黨争……………一四五
- ◇コミンテルン十週年紀念會……………一五九
- ◇ソウエート聯邦に於ける一九二六年より一九二八年までの労働組合運動……………一六三
- ◇露國に於ける新階級戦……………一六七
- 〔獨逸〕
- ◇國際反ファシズム大會……………一六九



目次

第一 第一日の状況……………一七〇

第二 第二日の状況……………一七三

第三 大會出席代表者……………一七六

第四 トロツキの獨逸入國問題……………一七九

第一 事件の發端……………一七九

第二 入國許可反對運動……………一八〇

第三 新聞紙の論調……………一八〇

〔英吉利〕

◇英國共產黨第十回年次大會と其の新方針……………一八二

第一 概説……………一八二

第二 労働黨に對する新方針……………一八三

第三 選舉方針……………一八四

第四 結論……………一八四

◇グラスゴー共產黨の労働黨會議妨害……………一九四

研究資料

◇中國共產黨々章……………一九五

第一章 名稱……………一九五

第二章 黨員……………一九七

第三章 黨ノ組織系統……………一九七

第四章 支部……………一九九



目次

第五章 城郷區ノ組織……………二〇一

第六章 縣或ハ市ノ組織……………二〇一

第七章 省ノ組織……………二〇三

第八章 黨ノ全國會議……………二〇四

第九章 黨ノ全國大會……………二〇五

第十章 中央委員會……………二〇六

第十一章 審査委員會……………二〇七

第十二章 黨ノ紀律……………二〇七

第十三章 黨ノ財政……………二〇八

第十四章 黨團……………二〇八

第十五章 共產青年團トノ相互關係……………二一〇

彙報

細分されたるサンヂカリズムの國(日本)に於て……………(二二二) 中國共產黨の  
 巧妙なる宣傳……………(二二五) 露國政府の反宗教戰……………(二二六) 勞農露國の  
 アフガニスタン民族戰干與……………(二二六) 雄々しき日本農民……………(二二七)  
 國民政府の外人記者退去要求……………(二二九)

人事動靜

英領サラワク王の來朝……………(三三〇) 知名獨逸人の來邦……………(三三〇) 知名  
 印度人タゴールの渡來……………(三三〇) 比島下院議長の渡來……………(三三一) 羅

五

馬法王廳使節の歸任……(三二) 國際基督教聯盟會長の來邦……(三二)  
 新任駐日土耳其大使の着任……(三三) 在神戸丁抹國領事の賜暇歸國……  
 (三三) 在神戸秘露國領事へ認可狀下附……(三三) 在橫濱諾威國領事  
 の一時離任……(三三) 新任駐日瑞典國公使の渡來……(三三) 東支鐵道議  
 員一行の渡來……(三三) 知名支那人の來往……(三三) 日本農學會出  
 席支那代表の渡來……(三三)

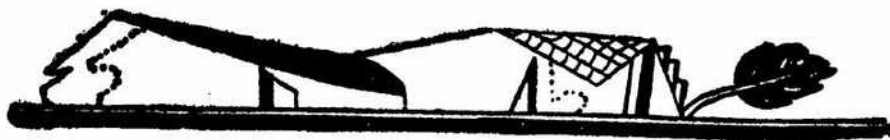
雜報

アルヘルトーマの極東視察談……(三四) 露國の失業者……(三六) 反  
 帝國主義聯盟……(三九) タイムス記者とトロツキの會談……(三九)  
 獨逸の露國フィルム上映禁止……(三〇) 支那當局の罷工並に游行嚴禁……  
 ……(三二) 邦人と孫文の銅像……(三三) 上海總工會の正會員證……  
 ……(三三)

附錄

在京外交團員の移動……(三三) 東支鐵道從業員の内容……(三五)

目次終



# 労働組合主義と労働組合法案

ラムゼイ・ミユイル 原著

## 序言

本書は近く上掲さるる労働組合法案に關して一般公衆の討論の爲めに自由産業調査會の發行したものである。本會は多年産業組織團體に關する諸問題、労働組合の機能及び權限等に就き、深甚なる注意を以て研究しつゝあり。調査委員會は未だ現在の諸情勢の大様を發表し、今秋(一九二八年)發表せんとする改革に關する確定案を提出する迄の準備は出來てゐない。然しながら同委員會は公共利益に直接重要な關係を有するものなりこの理由であるから、委員會にて審査中の次の二書類を發表するのは有益なこゝであるを考へる。其の二文書は、

(一) 労働組合法に關する復命書 之は政府の労働組合法案を發表する前に委員會が起草したもので本書の附録として添附して置いた。

(二) 復命書 之は法案が發表された時本書の著者が作成を命ぜられたもので、労働組合運動の一般狀勢を本案の關係に關して述べたものである。産業調査會は未だ充分に本復命書を審議する邊がなかつたが、本案の討論上には貢獻する處があると思ふので發行したものである。

労働組合主義と労働組合法案

## 緒言

吾政府は昨年(一九二七年)の長期間に亘る慘憺たる産業争議の終結間もない今日に、労働争議及び労働組合法案を提出して議會及び國民をして至難であるが非常に重大なる問題に就き討議せしむるに至つた。

本案に關する討議は單に議案の條項のみに止まるべきものではなく又將來もかくすべきでない。否此の討議は廣大なる範圍に迄及ぶべきだ。詳言すれば國家と労働組合との關係及び之等有力なる團體の法律上の地位に關する深刻な諸問題が次から次で起つて來るであらう。

或方面では此の議案は昨年中に起れる諸事件の爲めに労働組合の勢力が減退したのを好機とし、其の勢力を尙一層殺ぐ爲めに畫策したものであるとして居る。而して本議案は石炭鑛罷業を處理した方法につき責任をもつて居る政府が提出したといふ事、又全有権者の小數しか代表して居ないが、然し議會では大多數を占めて居る議員をして政府は意のままに、又議會では過半數を占めて居るが強制的に全有権者の過半數に足らぬ者が選舉した政府側の議員をして、本案を通過せしむる事が出来る事實は右見解を一層有力に裏書きするものであると言はれて居る。他方、労働組合に對しては法規によつて取締る事が出来ぬといふ事、労働組合は罪を犯すことも責任を問はれる事がないといふ事、及び労働組合は其の特權を濫用して居るといふ事も誤なき所と聞いて居る。

此の問題を討議するに際しては憤怒と苦難とを避けることは殆んど不可能であらう。極端なる意見を抱くものは此の討議で大騒ぎをして、益々問題をやかましくする傾向がある。即ち極端なる意見を抱くものは労働組合主義を憚惡か之を恐怖するもの或は善意に解釋したところて此の主義は避け難き惡き考慮するもの、又は労働組合を建設的目的でなく破壊的目的に利用し、憎惡を煽り立て階級戦を醸さんとする徒輩を指すのである。

第一の者が此の議案を歓迎するの理由は、本議案は彼等の希望する程度のものでないにしても、それは労働組合に對して一打撃を與へるからである。第二の者は彼等の失墜せる威信を回復し、全労働組合を戦闘政策に統一する手段として此の討議を爲す事を歓迎するであらう。もしか、る討論が行はれるならば、其の傾向は非常に濃厚なだが、労働組合主義を以て我が社會組織上單に貴重であると言ふのみならず、缺く可らざる要素と看做す者や、労働組合と協力して國民をして産業的紛擾の爲め苦しめられぬ社會を改良し改造せんとして居る者に對しては、全く悲しむべき事である。

成程か、る見解を持つものも労働組合に關する法規には多數の缺點あり、労働組合は世間の他の機關と同様、其の政策には多數の過誤を犯した事を認めて居る。然し今が労働組合法の煩雜なる諸問題を取扱ふに適當なる時期であるとするも、或は労働組合をして間違を犯さしめない様にする最善の手段は、單に消極的、制限的手段をこる事であるとも考へて居ない。彼等が此の法案の上呈を嫌惡するのは、法案の條項が不完全な爲めといふよりも、寧ろ現在の様な時期に然も前以て労働組合の首領連と協議する事もなく、かくの如き至難なる問題を公衆に提出することには重大な失策であるといふ事を強く考へるからである。

結局此の問題の及ぼす影響は廣大なものであるから、吾人は此の議案の條項にのみ注意を拂へば足りるものではない事は云ふ迄もない。

吾人は労働組合が國民生活上過去に於て如何なる役割を演じたるか、又將來如何なる役割を演ぜんとするかを考慮して、以て労働組合法案を正當に判斷する事に努めなければならぬ。

斯くする事によつてのみ吾人は法案に關した的確なる判斷を下す事が出来るのであるし、労働組合法案が取締らんとする危険は一刻も猶豫出來ない程度のもなりや否や、法案の規定する方法によつて克く此の危機を脱せしめ得るや否や、他の新たな危機を醸成することなきや否や、將亦從來労働組合の享有せし正當なる權力を損減することなきや否やを判定する事を得るであらう。

労働組合主義に關する問題を全般に亘つて基本的に研究し、然る後法案に關し詳細に上述諸問題に關する意義を明にする事が本書の目的とする處である。

## 第一章 労働組合主義の建設的機能

労働組合の本來の機能、或は凡らく其の獨特の機能は労働者の利益の爲めに雇主に向つて絶えざる争闘を行ふことであるといふ意見が廣く行はれてゐる。極く少數の組合主義者は此の意見を熱心に宣傳してゐる。

此の意見は労働組合に關しては大いに誤つてゐるが、労働組合法の性質上不幸にも斯く信じ易い。あらゆる労働組合法は、専ら労働組合の戰闘的行爲や組合が、雇主に對して同盟罷業を敢行する場合の權利と機能とを規定してゐる。此の點に於て現法案は前年度のものに酷似してゐる。本法案は單に組合を以て戰闘的團體なりと規定し、而して組合員の忠誠と國民の感謝を受ける主原因たる組合の多くの積極的、建設的、平和的作用を全く無視してゐる。

若しも外國の研究者が單に法規の研究により英國の労働組合主義を了解せんとしたならば、労働組合は同盟罷業を執行する爲めに存在せるものなりといふ結論を必然的に下すであらう。吾人は如此危險な議論をなさざる様注意する事が肝要である。

労働組合に關する完全なる定義は、シドニー・ウェブ氏（労働黨議員）によつて與へられた次のものである。『労働組合とは、其の労働生活條件の維持及び改善の爲めの賃銀労働者の常設的團體である。此の目的を遂行する爲めには雇主との葛藤を齎らすかも知れないし、又事實上屢々齎らす事があるは明白である。然し此の定義の中には雇主とは全然關係なき多くの機能がある。而して労働者が雇主の存在を嫌ふのでない限りは、雇主と永遠の争闘關係に在る必要はない譯である。』

### 一 相互扶助

殆んさあらゆる組合は其の組合員の生活上の危険即ち、失業、疾病、養老金制度の未設又は早死に對する其の家族の生活困難等を救済する爲めの組合員間の相互扶助團體たるの作用を爲すものである。千九百二十三年には（昨年中も亦同様である）登録済の労働組合だけで、同盟罷業中の支拂高を除き、國家支給の失業及び疫病救済費以外に種々なる場合の救済金として、其の總員四百三十六萬九千名に對し、三百七萬三千鎊を給與した。此の金額は同年内の同盟罷業に支出した金額の四倍に相當してゐる。此は失業、疫病、葬儀、老廢手當は勿論、業務用の道具の損失、及び傷害事故賠償請求に關する法律上の費用等、此細な出費をも包含したものである。

労働組合の此の方面の事業の価値重要性は如何に誇大に説くも誇大に過ぎる事はあり得ない。洵に此の點に於て労働組合は社會に指針を與へてゐる。成程自由黨が政権を握つてゐた時に、政府は社會保險制度を實行して失業、疾病問題の解決に努めたが、其の社會保險制度は實は全國的に労働組合制度を擴大したものに過ぎない。即ち労働組合は此の自由黨政府の社會保險制度に先立つて、失業、疾病問題を解決した最初のものと言へる。労働組合が現在支出してゐる救済は國家の給する均一的の救済金を補足するものであるが、此は社會上非常に価値がある。之が故に組合は組合員の忠誠を得たのである。組合の衰微は各自の利益を損傷する場合が多いので組合は之を恐れる。又不忠誠の行爲は其の利益を害する事が多いので此の種の行爲を敢てしないのは當然の事である。

### 二 單に代理者として社會保險の管理

社會保險制度の設立以來、労働組合は國家の代理者として其の管理に當つてゐる。そして又彼等の多年の經驗により彼等組合員が何を必要とするかをよく知つてゐるので、此の目的を貫徹するに最も適當してゐるのである。一九二三年には登録済の組合は其の基金から出した分擔金以外に、労働大臣の代理者として失業者救済だけに二百五十萬磅を支拂つてゐる。組合の多くは國民健康保險制による認可團體として活動し、一九二三年度に於て總額貳百萬磅に達する健康基金を運轉した。

此の様な新機能を考慮に入れて論ずる時は、組合は全く法規の及ばない無責任なる團體ではあり得ないと言ふも差支ない。彼等は既に我が社會機關の重要な地位を占めてゐる。加之、組合は此の役目を負擔するので其の財政はより安定し、組合員を統轄する権能は増大した。今迄組合が單獨で掌つてゐた事業に對し、國家が其の費用を負擔する様になつたから、組合の財力は其の幾分かを他の目的に使用することが出來た譯である。

### 三 賃銀及び労働條件に關する交渉

勿論労働組合の主要なる機能は、賃銀、労働時間、労働條件に關して交渉し、其の組合員が不當なる待遇を受けぬ様にする事にあるのである。即ち組合は或は互に合同し、或は多數の複雑なる事件を正當に理解せる經驗に富んだ議定者を使つて、本來個別的に雇主と交渉する時は不利益な立場に置かれる労働者に、雇主と對等に交渉し得る様にする事を職能としてゐる。其の事業を行ふ爲めに、斯かる交渉は勿論組合には其の本部にも地方支部にも多數の役員がある。此の役員の俸給は一九二三年には登録済の組合だけで三百二十二萬五千磅を下らない。即ち組合の救済經費全部より多く、會費總収入額の約三分の一に該當してゐる。組合員の中には會費總収入に比し役員俸給費が余り多過ぎるこいふ事に不満を抱いてゐるものもある。勿論罵詈は免れぬ場合もある。然し組合の事業が廣大なる範圍に亘る事、其れが又極く複雑なるこいふ及び重要性に一度思ひが至り且つ之れは組合存立の本原の目的である事が解れば俸給費過多の批難は問題ならぬのである。

あらゆる労働争議、同盟罷業及び工場閉鎖等は全部これらの交渉に關係して生ずるのである。同盟罷業が武器として必要なるこい及び同盟罷業を有効ならしむるに必要な威力に關しては諸々の意見があるが、吾人は此につき論議しなければならぬ。併し組合の各員が組合の指揮者の命令の下に、一致して行動を爲すの覺悟がなければ、又



は彼等が最後の手段として其の労働を中止する事が出来なければ、團體交渉権は効を奏しないといふ事を、茲に言明しなければならぬ。『罷業権』は組合の交渉権の真正の基礎である。かゝる理由によりて彼等は其の交渉権を毀損せんとする何物をも當然排斥する。雇主は何時でも自己の工場を閉鎖するを得、又一般に一定期間工場を閉鎖してもやつてゆくに充分なる財力を有するが故に、其の労働者が同等に其の労働を中絶し、斯くすることに依つて労働者側が工場を閉鎖することが出来なければ、雇主は労働者に對し全く支配権を把握するであらう。

同盟罷業は一種の戦争であつて勞資兩方面に損害を與ふるものであるから、萬已むを得ざる場合に於てのみ最後の手段として用ひらるべきである。労働組合に對する主なる苦情の一つは、彼等は餘りに輕々しく『同盟罷業』といふ武器を使用するといふ事であり、成程最近では組合の中にはかゝる苦情を甘んじて受けねばならぬ様なものがあつた。然しながら團體交渉は主として最後の通牒及び同盟罷業の方法によつて實行されるものと想像するのは、最も大なる間違ひである。交渉はテーブルを圍んで合理的に充分討論をして行はれる。製鋼業労働者は五十年間實際上同盟罷業を起さなかつた。そして製靴業組合は小規模なる地方的紛争を除いては、三十年間同盟罷業を避くる事を得た。然れどもこれ等の産業に従事する雇員人は、其の労働條件の維持と向上とを確保するを得た。其の労働條件は他の産業労働者の勝ち得たる条件と比べて優越して居る。しかもこの条件は同盟罷業に原因する浪費と苦惱なくして勝ち得たるものである。彼等が此の成功を見たるは、大體に於て多年組合事務を處理してゐる彼等の代表者連の能力と熱練の賜である。即ち此の選出された代表者連は、戦争は國家の政治家の失敗の證據たるに同じく、罷業は労働組合の幹部の失敗なりと考へてゐる。

最近數年間は物價の動搖と産業状態の變遷といふ單純なる理由の下に、罷業及び罷業の風評が洶に盛であつたが其の間に於ても數多の労働協定は必要であつたが此等の大部分は、表面的争闘もなく成功裡に協議が行はれた。

一九二四年度の統計を見れば賃銀變更の、九十七、四パーセントは作業停止なく解決せられ、單に二、六パーセントは罷業或は工場閉鎖を伴つてゐた。其の二、六パーセントの事件中には、多數の人員が加つてゐるものもあつた。此の數字は、労働組合制度が合理的且つ救済的方法によつて賃銀調整といふ不調のしかも必要なる仕事に眞に成功した事を如實に證據立てるものである。勿論甚しい除外例があるが、然し例外は例外として取扱はなければならぬ。

賃銀の協定は實際問題としては最も困難にして且つ重要なものである。綿糸業及び石炭發掘業等の如き産業に於ては、賃銀の評定には極端に複雑なる制度があり、其の制度を解し得るものはたゞ専門家のみである。そして此の場合労働者も公平なる雇主も、専門的智識を有する労働組合役員の助力がなければ、兩者共不便なのであらう。生産手續の變更は、不斷に賃銀率の變更を齎してゐる。此の賃銀を公平に調整することは至難の業である。そしてたゞ労働組合は屢々賃銀協定を妨害するが如く思惟せらるる事があつても、労働組合なくしては協定は殆ど不可能であらう。現代の産業が大規模なる事及び大會社に雇傭されてゐる労働者が多數なる事は、今日に於ては此の團體交渉機能をして以前よりも一段と重要なものにしたのである。

實際現在英國に於ては賢明なる雇主にして、賃銀協定といふ永劫に存続する仕事の爲め、労働組合の存在が必要である。こゝを承認しないものは殆どないだらう。労働組合は、吾等の社會機關として同様産業組織に於ても欠く

べからざる重要な地位を占めて居る。もし労働組合が未だ存在してゐないにしても、労働者側の立場を擁護する爲めのみならず、此の目的の爲めには労働組合は缺く可らざるものであるが、産業を円滑に經營する爲めに労働組合の設立は必然に見なければならぬであらう。

労働組合は斯くの如く重要なものであるから、萬一これが指導を誤まつた場合は産業の進歩發達を阻害する。無法なる領袖はミかく組合の指導を誤り勝ちのものである。然れども發動機が屢々故障を生ずるから云つて、吾人の發動機の一部を咎むるは愚であらう。吾人の爲すべき事は故障の原因を探知し之を矯正することである。

#### 四 調停機関

過去二十年間、殊に歐洲大戰後、最良の賃銀協定機關を作り出す爲めには、多大の考慮と努力とが拂はれた。此の目的のために英國程努力をなしたる國は他に之を見る事が出来ないうであらう。吾が英國の制度は濠洲やニュージーランドに於て設けられた強制的仲裁制度の如く、新奇なるものでもなければ大がかりのものでもないが、此の至難なる問題を精密に攻究したる人々は、我が英國の制度は、たゞ未だ遠く完全の域には達してゐないが、現在各地に存在するもの、中では最も優れたものであるとしてゐる。商務局や聯合産業評議會は、此の新規なる機關の一部を構成するものであり産業裁判所も矢張り其の一部である。國內鐵道勞銀局は新しき調停制度を設くる爲め一段の貢獻を爲した。吾人は普通一般の交渉機關によるときは、破綻の恐ある事件に對し穩和なる爭議解決の手段を考へてゐる。恰も普通一般の外交機關によるときは決裂する様な場合に於て、國際聯盟會が戰爭を避くる方法を考へ

てゐるのと同様である。

然れども此の調停機關は労働組合の活動及び賃銀交渉の必要を没却する譯ではない。否新規の機關はあらゆる點に於て労働組合の存在を前提とするものである。實際此の機關は組合なくして運轉することは出来ない。國家が産業爭議の解決に關係した時に於てすらも、労働者側の意向を正當に發表するには、組合の力を藉らなければならぬ。そして國家が解決に當る機会が多い程鞏固なる組織の組合が益々肝要となるであらう。

#### 五 生産に於ける共働

労働組合の團體交渉機能は勿論重要にして、且つ價值あるものであるが、此れのみでは賃銀生活者の労働條件の維持及び向上を保障するに充分ではない。他に何かこれを補足するものがなければならぬ。賃銀生活者が正當な賃銀を受け、或は過度に使役されぬ様に監督する丈では、責任を果したきは云へない。賃銀生活者が要求し得る賃銀額は、其の労働能率によるものであるから、その富の生産手續に於て最高能率を發揮する様に保障する事が必要なのは勿論である。而して賢明にして先見の明があれば、組合はこの點に於て責任の一部を負担すべきである。

生産能率は主に事業の經營如何に依るものである。而して生産能率は又主として労働の如何に依る。即ち労働者が喜んで最善の努力を捧げ、生産力の増進の爲めにはあらゆる機械上の工夫を歓迎し、又協力して時間と材料とを浪費せぬ様に注意することが必要である。

労働者の中には往々にしてこの見解を解するを得ないものがあるのは無理もないことである。失業といふ恐怖が

心に浮んで来るので、彼は心ならずも出来る仕事丈長引く様にするのである。現在の如き慢性的失業の時代に於ては、この誘惑は特に強いに相違ない。だが萬一労働者が一般にこの誘惑に陥つた場合には却て、其の結果は生産費を高め結局販路を狭めて、失業者が續出するに違ひない。總生産物が正當に分配されるれば生産は出来る丈け有効に又低廉になることは疑ふ餘地がない事で、此の事實は大體に於て労働者の利益となるのである。然し生産額が減少するのは一時的且つ狭い見地から見れば労働者個人としては利益である様に思はれるだらう。そして、生産額の減少は雇主にまつても利益であると思はれる事がある。雇主は生産額が少い程価格は高くなると思つてゐるからである。

生産費の増加販路の縮少を伴ふ様な生産制限や操業短縮は、産業の發達及び社會の安寧に對し常に危険なるものである。

労働組合は濶眼卓見を持し得るものだから、個人的又は一時的の偏狹なる見解を補正し、此れを超越する事が出来るに違ひない。若し労働組合が、生産の増大を強く主張すると共に、労働者が生産の結果たる利潤を充分なる分け前を得る事を保證出来れば、一方賃銀生活者の労働條件の維持改善てふ第一次的の職能を完ふすると共に、産業組織上に大なる努力を増すこととなる。

不幸にして労働組合は今日迄この方向に於て大なる進展をなしたことは言へない。彼等は今日迄のまこと主として反對の方向に努力を使つた。即ち多くの英國労働組合は努力節約方法の採用に反對し、又當然之に伴ふべき賃率協定をすることに拒否し、生産の結果による合理的支拂制度に反對し、一日の労働量を制限し、特種の仕事に對してあ

まりに高き賃銀を要求し、或は組合に加入してゐない事を理由として労働者の就職を禁ずる等によりて、英國の富の増加に多大なる障礙をなした。

然しながら労働組合には追々健全なる見解に目覺めつゝ、あるものもある。そして現在に於ては特に總同盟罷業以降は、多くの組合領袖は生産の結果を賃賃として公平に分配するに依る條件の下に、組合の努力を用ひて能率を増加して産業をして立派に進歩せしむることが出来るか如何かの點につき考慮してゐる。かゝる進歩はただに雇主と労働者が互に相信じ合ふてふ雰圍氣中に於てのみ求むることが出来るもので、かゝる進歩は現在提出されたる議案の爲め惹起する様な紛擾が勃發しても求め得られそうもない。英國の労働組合は米國の労働組合の如く進歩を遂げてゐない。中でも被服労働者組合が最も顯著なるものであるが、英國の労働組合には米國労働組合法程に此の目的を達してゐるものはない。之等労働組合は生産管理に参加し、賃賃も増額せられ、他の方法では到底得られぬ程の組合の勢力と威力を大に擴大してゐる。

此の點に就て英國労働組合の進歩が比較的遅れたるは如何なる原因によるか。階級闘争の精神の發達も一原因であらう。この階級闘争に就ては項を改めて説明することにする。然し此の原因は、大體に於てより深刻な幾多の原因から發生したものである。労働組合が雇主側は増加せる生産の結果を心よく分配しないだらうと考ふるのも相當の理由がある。労働者が賃賃を増加して収入を増加したる結果として、労働者の收得する賃銀率が低減されること云ふ事が頻發した。そして雇主側より賃銀率の増加を自發的に提議することは殆どないといつてもよい。労働組合はそれより生ずる利益を公平に分配する方法が保障されて居なければ社會、雇主側、労働者側各方面に平等に利益な

るべき政策を採る事が出来ぬのである。

他に又一つの理由がある。これ迄、二三の組合を除き、組合はその財政状態やその産業の将来の見込に就き、適当な且信頼し得べき知識を得る事が出来なかつた。此れなくしては果たして労働者が正當な分け前を受けて居るか否かを判断する事は不可能なのである。充分なる知識を得る事が責任を分擔する上に絶對的必要條件である。而して協調は事實を赤裸々に明示することによつて始めて求め得らるゝものだから、事實を赤裸々に明示する事が保證されぬ限りはポールドウィン氏が協調の有利なることについて、吾等に示した如き好意的教示につき期待をかけるは蓋し無益であらう。労働組合主義の将来の發達進歩も此の方面に存する。以上の方法によつてのみ組合は其の組合員の爲めにより多く生産せられた富からより多分の分け前を得、又産業制度に於て、彼等の権力と威力とを擴張すること出来る。又この方法によつて組合は過去に於てなしたるよりも、より多大なる奉仕を全社會になし得ること出来るのである。然れども、この進歩發展を遂行する爲めには、組合は助成激勵されなければならない。組合の勢力は増大さるべきで削らるべきでない。又建設的事業に對して力を注いで戰闘的に注がるべきでない。

茲に至つて多くの組合は從來やり來つた協調では此れ以上進歩出来ぬことを覺り、又從來の經驗から雇主側に對して激烈に闘争する政策の何物をももたらすことなきを知り、特に或る米國労働組合が顯著なる成績を挙げたのを見るに及んで、かゝる手段により果して進歩し得るものなりや否やを調べようとしてゐる。これが現時に於ける我が産業界を大觀して最も有望なる點である。そして、國家がなし得る最善の方策は此の傾向を助成する様な状態を作り、特に事業成績を公表する爲めの適當なる制度を設けて、この傾向を援助することであらう。

此の點に於て今や吾等は吾が産業發展の分岐點に立つて居るまいふ事が出来よう。かゝる場合に於て政府は果して何をなすであらうか。打ち續く困窮と戦ひつゝ、パンを要求してゐる建設的運動の首領に對して、政府は一塊の石——罪惡といふ岩石を與へるのである。労働組合法案は、彼等を救済するであらうか。この法案は、右に述べたる方面の進歩策を皆目無視してゐる、この法案は労働組合政策を目して舊式の非生産的な敵對行動なりとなし、そして、其の抑壓政策によつて必然的に人々に警戒心を起さしめる爲め、建設的進歩に對する主なる障害物たる階級的感情を再び刺戟するに至るであらう。

## 六 政治的行動

労働組合政策にはも一つ考察すべき建設的要素がある。それは組合が過去及び現在を通じて政治上に行動しつゝ、ある職分である。これは組合の産業上の行動とは別個の問題である。此の點に關しては本書の後項の政治的徴税に關する新規の法案條項と共に、更に詳しく説明するし、又本問題の事實も其處で充分説明する心算である。然れども兎も角政治的行動の中には賃銀生活者の労働條件の維持及び向上といふ本原的な義務を達成する爲めの必然的歸結たるものもある事を記憶すべきである。

實際必然的歸結である政治的職分は、議會が次の二の事實をやり始めた時から避くべからざるものとなつた。第一は労働組合そのものを規律する法制を定めること、第二は賃銀生活者の労働條件に深刻な關係がある工場法、最低賃銀法、社會保險の計畫、其の他の社會改革を施行することである。政治的職分は國家が、労働組合の本原的權

能てある産業争議及び賃銀協定に次第に干渉し出したので更に一段と避け得られぬ事となつた。組合は其の組合員の立場と利益とを直接且有効に議會で發表し得ることを確保する手段を講ずるの己むなきに至つた。組合がかくしなかつたならば、議會は之等の諸問題を取扱ふ場合に不具者たらざるを得なかつたであらう。

鐵道、銀行、其他大規模の産業界の雇主の、中には議會に於いて意見發表の方法を講じたものもあつたが、議會に於て彼等の意見を發表し得る爲め、特種の方法を講ずるの必要はなかつた。普通的手段により選出されたる代議士は、之等の人々の利害關係の代辯者なりと斷ずるも大抵誤はない。併しか、る憶断は、決して手工労働者の團體の場合には下すことが出来ない。こゝに於て労働組合は労働組合員の當選を確保する爲めに、組合の組織及び其の資金を使用するの己むなきに至つた。

組合が専ら一政黨と提携する爲め、他の政黨と争はなければならぬのは必ずしも其の本來の目的を貫徹する最善の方法なりと稱することは出来ぬ。米國の組合の如く、彼等は組合の勢力を利用して、労働組合員ならば其の黨派に屬してゐてもその當選を保證して、労働組合の意見が議會の各方面に傾聴せらるべき様に決定すればよかつたのである。併し労働組合の目的を達成する爲めに政治的行動をなす云ふことは、政治の全範圍に亘つて一の明確な黨派政策を採用すべしといふ事を意味するものではない。組合員は對外政策、自由貿易或は貴族院の如き種類の問題に關しては自由に意見を發表すべきである、組合に於て決定したらよかつたのである。

吾人はかゝる論題に就て項を改めて論じなければならぬ。兎に角、労働組合は産業的立場に於て政治に携はるべきなりと云ふ事は不可避且つ正當であつて、そして政治に關與した爲め、たゞ組合は誤つた方法を採用したるべきは、産業上の問題を討議する時には、議會の態度を毅然たらしむるに必然にして價值あるものなる事を言へば足る。

## 七 労働組合の紀律

既に本章に於て著者が研究した如く、労働組合の遂行した（遂行する能力のある）建設的機能が價值あること及び必要なることに就ては、議論の餘地はない。労働組合の他の方面の作用に就ては、如何なる批判があるにしても、此の建設的機能はあらゆる場合に、吾が社會生活を圓滑ならしむるに缺くべからざるものである。そして若し其の機能にして正しく遂行されたならば、それは社會の安寧を益々確實に保持する手段とすることが出来る。他の如何なる團體もかかる事業を執掌することは出来ない。

然れども苟くも斯かる機能が實際に執行されるには労働組合の各員の間有力なる紀律がなくてはならない。組合が雇主と交渉する場合には、其の代表する職業、或は又産業に従事する労働者の全部、或は少なくとも其の大多數を代表して發言することが出来なければ、組合の交渉力は微弱なるものであらう。更に賃銀協定の結果便宜を受くるものは、すべて協議の費用を醸出すべしとすの當然な事である。斯かる理由により一方總べての労働者をして強制的に組合に加入せしめ、他方（之に對する一方法として）雇主側をして組合員のみを雇用せしむることが労働組合政策の目的であつた。大體に於て組合は之に成功したのであつて、多くの産業界では労働者は、組合を有せざれば仕事をを得る機会がない。此の方法によつて實際組合に一産業界に於ける労働者の補充を支配するこ

ミ、なる。此の権限が適宜に行使される限り、協定の際兩者（勞、資）を裨益するミ、なる。然し此の方法は實際上危険を伴ふものである。之は項を改めて説明をする。故に社會も労働組合も、確實に此等の危険を除去するため深く考慮を回らしてゐる。

組合は其の組合員に對しては最も畏るべき懲戒的權力を振ふミ、出来る。組合規則の違反者は組合から除名される事がある。除名は二つの峻烈な結果を生ずる。第一組合員は救済金を得る爲めに多額の醜金をなしてゐるが、其の救済金を請求する權利を剝奪される。第二被除名者は其の習熟した産業によつて生活費を得る機会を終生剝奪される。斯かる恐しき罰則によつて、組合が立派に組織された處では凡ゆる場合に組合員をして確實に共同的行動をなさしめる事が出来る。併し尙或る場合に於ては、此等の罰則があつても幹部に反對する一部の組合員が、組合の責任ある役員等のした契約を破棄せしめるミ、がある。其の理由は恐らく組合の決裂脱會又は敵對的團體の構成を誘致せんミ、を慮れて、執行委員が氣力旺んなる少数派に反抗して、其の權力を用ゆるミ、を恐れる爲めてある。執行委員は組合の大部分を構成する忠誠にして理解ある人々に對しては、前記の如き恐怖を抱くミ、は決して考へられない。

一方又、組合の有する大なる懲戒權は濫用せられたり、一般組合員に對する暴政の手段ミ、なる危険があるのは明白なミ、である。斯かるミ、は屢々生ずる。特に戰鬪的少数派の團體が其の權力を握つた際にはよく生ずるものである。之に對する唯一真正なる安全弁は實際に於ては組合自らが自由に用ふるミ、が出来るのである。そして組合の實際の權力は形式上は兎角全組合員の成す團體に存するのである。

労働組合が政治家ミ、して、處理すべき口取も困難なるか、る問題に關しては何れ後段に於て説述する事にする。

第一、労働組合は洵に重要な建設的機能を有するもので、此の機能は社會に對し最高の價值を有し、産業を圓滑に働かせる上に必要なものであり、第二、之等の機能を有効に働かせる爲めに、組合は其の各組合員を統帥する懲罰權力を有しなげばならない、第三、組合が現在此の目的貫徹の爲めに揮ふ權力は、甚だ恐るべき性質を有し、或る場合に於ては此の權力は非常に恐怖すべきもので、一般組合員をして種々なる暴政に直面せしめてゐるミ、いふ事を茲に結論すれば充分である。

其の組合の役員に權力を濫用せしめない様にするミ、いふ事が、新しい法案に對して要望される點であらう。此の法案は違法罷業ミ、いふ稀な場合を除いて、組合員を保護する規定はない様である。

## 第二章 労働組合と法令

労働組合の産業的職能が非常に重要なものであつたにも拘らず、我國法は未だ此等の職能に明確なる定義を下さず、又認可したる事もないのは顯著な實相である。法律は労働組合を以て本質的には自發的團體なりミ、なし、其の内部的事務及び對外的政策に關しては、社交俱樂部の私的組織ミ、同様に何等關與してゐない。

以上は労働組合の法律上の地位に關する根本的且つ主要なる事實である。組合は吾國民生活に於て最も有力なる社會的勢力で、我が國運上重大なる影響を與へつ、あるもので、組合は過去に於ても然りし如く、現在に於ても常に其の行動の大部分は法律の支配外にあつて、其の行動に對して責任を負はしむる事は出来ぬ。

新しくして労働組合は實際に於て一人の男が一定の職業、例へば煉瓦職に従事する場合之を許容するや否やの権限を事實上揮ひ得るものである。斯かる方法によつて生活費を得るの道を奪はれた者も、彼を放逐したる組合を相手取り、其の行動の是非を明にし、或は彼の組合加入を認めしむる爲めの訴訟を起すことは出来ない。法廷は審理しないであらう。何故ならば裁判所は組合に斯かる権限の存在を認めて居ないからである。

更に繰返して言へば、労働組合に屬するものは、或種の救済金を受ける約束の下に、永年の間物質的負擔を支拂つて居る。組合が彼に救済金を與ふることを拒絶した場合でも、訴訟を起して組合に此を支拂はしむる事は出来ぬ。法廷は此の訴を受理しない。何故ならば、法廷は組合と其の組合員との間に存在する關係には關與しないからである。若しも組合が、法規に違反して彼を放逐したる場合は、曾て法廷が千九百十年に鐵道従業員合同組合の一員としてオスボーン氏の地位の回復を命令したる如く、會員の地位回復を命令するといふ事は間違ない。然し裁判所は、組合員が救済金を得る爲め金を拂ひ込みたる時は、組合は救済金を供與すべしと命令する事は出来ぬ。

更に労働組合は一雇主の下に働く組合員をして、罷業を敢行せしむる事が出来る。此の場合雇主は一定の時期に一定の物品を引渡す契約をしてゐた爲め、契約不履行により多額の賠償金を支拂はしめられる事がある。雇主と被雇主との間には何等の争議もないが、雇主が何等關係のない二個の組合間の争議に歸因して罷業が起るかも知れない。此の場合にも罷業の爲めに雇主は破産し、そして其の工場を閉鎖するの已むなきに至るであらう。然し彼は何等賠償を受くるの途がない。

更に又、労働組合は（其の行動を以て）住宅必需品又は迅速なる彈丸の製造の如き國家の緊急必要品の供給を不可能ならしむる事が出来る。若しも、組合が斯かる行動を探るならば、之れが責任を問ふ手段方法はない。而して若し政府が労働者をして斷然斯かる仕事をなさしむる覺悟ならば、組合が組合員の上に揮ひ得る威力を無視し或は蹂躪することゝなるであらう。

此れ以上の説明はもう必要でない。労働組合は廣大にして且つ必要な権限を有するにも拘らず、殆んゞ全體に亘つて法律の支配外にありて、之が責任を問ふことが出来ないといふ事は、洵に重要な實相である。組合は未だ曾て吾が社會の法網を以て束縛せられた例はない。

茲て注目を要する事は、斯かる事情は資本家團體、其の徒黨及び其の價格協定問題に對しても、労働組合に對するに全く同じだといふ事である。之が主なる理由は、第一斯かる團體は國家の創設せるものでなく、産業状態の必要に應ずる爲めに成立したものであること、第二、法律は斯かる團體は營業の自由を束縛するものゝ看做し、營業の自由を妨害する様な目的を有する契約は、之を強行すべきものゝしないといふことである。

然れども組合の首領や組合の批評家は極めて明かに此の状態を承認し、一番よき状態だを考へて居る。新しくして幾多の組合を合同せしむることが出来るや否やに就て屢々考慮したが常に拒否してゐる。組合は其の權利義務が限定され、そして法規を以て強制されることには反對であつた。何となれば限定は権限の制限を意味するものであるからである。法律も同様に之には不本意である。何故ならば、限定は承認を意味することゝなるからである。

故に、労働組合に關する英國法令及び政策の公認原則は、組合を以て根本に於ては個人の自發的團體であるを觀する事である。個人としては各組合員は一般國民に對するに同様の關係にある。然れども實際團體としての労働組合

に對しては政府は何等關係を有して居ない。政府は組合の權限を承認もせず、又は組合の行動の自由を制限もして居ない。政府は組合に對して全然眼を閉ぢることは出来ないが、組合が存在して居ないかの如く装ふてゐる。そして歴代の首相は組合を協議する際に不安な思をしてゐる。

労働組合法には其の全體を支配する原動力がある。此の法律の本體を成す各法令は、此の書の附録に於て詳細に解剖されて居るから茲に詳細に討議する必要がない。然れども此の幾多の法令のすべてを通ずる二個の明確なる概念を把握することは、最も重要なことである。其の一つは資本家に對する共同行動の爲め、労働團體の國法權を認容すること、他の一つは労働團體が合同しても、法令は此の合同團體の行動に干渉し、或は此の合同團體に責任を負担せしむべからざるいふ強固なる主張である。

一八二四年迄は一七九九—一八〇〇年の結社法に依り、凡ゆる労働組合團體は刑法上の結黨として取扱はれて居た。そして組合の組織に參與し、或は組合に加入したるものは刑法により告發された。千八百二十四年及び千八百二十五年に於て、結社法は廢止された。其の年に至つては組合は最早非法的存在ではなくなつた。然れども組合は法律上何等の地位を有して居なかつた。組合は其の契約を強行し、或は法律上財産を所有し、或は又組合の委託金を私消した役員を告發することも出来なかつた。そして假令組合が存在する丈では、最早『刑法上の結黨』として扱はれなければならなかつた。

裁判所が、る理由により労働組合に對する事件を取扱ひ、且労働組合は其の役員に對しては之を防禦する途なく、従つて役員が組合の基金を横領するも無罪なる事を見するに及び、何等かの方法を講せざる可からざるに至つた。結社の權利は甚だしく危險に類して居た。即ち、労働者は其の雇主に對等の地位で契約する爲めの、唯一の手段が剝奪されんとしてゐた。

然し組合及び其の權限を認めずして如何なる方法で結社の權限を確保することが出来るであらうか。多年に亘る論議の結果遂に一八七一年及び一八七五年の法令により問題は解決された。其の後此の法令は至極よく運用された。登録済組合に對して初めて財産の所有權が認められ、裁判所は其の財産に關する事件に對しては之を受理すべき訓令が發せられた。然し、之以上には何等承認せらるべくもなかつた。組合對雇主側の契約は法規を以て強行するを得なかつた。法律上、勞務に關するあらゆる契約は、唯雇主労働者間の問題に過ぎなかつた。組合と其の組合員との間に結ばれた契約は、裁判所の認むるころではなかつた。即ち組合員は自己に當然與へらるべき救濟金を受くる爲め、彼が屬する組合に對して訴訟を起すことの出来ぬ理由は茲に存する。同様に、罷業は刑法上の結黨行爲なりといふ理由になつては、組合は罷業の結果に對して責任を負ふ必要はなかつた。労働爭議を促進せしめる爲めの行爲は、如何なる行爲も一個人によつて企てられた時に、犯罪的行爲と認められない事件は、労働者自體によつて企てられた場合にも、犯罪と看做すことは出来なかつた。

要之、財産の所有以外は組合の如何なる行動も法律の適用を受けなかつた。政府は労働組合の斯の如き單純なる行動に對しては干渉する事を拒否した。結局其の權限を限定もせず、認めもせず、強行する權をも與へずして組合の不法行爲と認むべき事件を罰することは出来なかつた。同時に其の當時組合と云はず、誰と云はず、組合に對し



て一定義を下し以て組合の権限を制限することを要望して居なかつた。

十九世紀の末、二十世紀の最初に於て、古い問題は新規の形體をなつて出現した。罷業によつて生じた損害に關して、或組合を相手とつた訴訟事件が起つた。裁判所は法令は唯だ刑法上の訴追を阻止するも、損害賠償に對する訴訟を阻止するものにあらずこの見解の下に審査し、労働組合に不利なる判決を與へた。若し斯かる判決が是なりすれば刑法上の訴追を受くるに同様な事となり、有効なる交渉をなし得ざる迄力を殺がれたであらう。若し組合の役員や資金が罷業の結果生じたる損害、例へば雇主が契約を履行するを妨げられた爲めに蒙りたる損害、罷業中に激昂した無責任なる組合員がした損害を、組合本部に居ない手下の者のなした過失に對して責任を負はされるならば、組合の役員は誰しも罷業を敢行するを得ないであらう。而して之を知るに及んで雇主はあらゆる協議に際して労働者側の代表者を輕視するこゝが出来様になるであらう。

再度永い間討論が行はれた。そして保守黨政府によつて選定された勅定委員會は、斯かる危険事態に對し組合を保護する必要ある事を復命した。結局此の問題は一九〇六年に制定された法令によつて解決された。此の法令に關しては激烈な論争が試みられた。

此の法令が最初に起案された時は、組合の責任ある地位を占むる役員のみなした正式決議の結果生ずる損害に對し組合をして責任を負はしめんとする意見であつた。然し労働組合の領袖等は、起案條項は不斷の訴訟を誘致するものにして、之に賛成せず彼等の反對説は成功した。通過した法案によるに、罷業の結果に對して労働組合は其の責任を免除せられた。不法行爲に對する訴訟（之は契約違反にあらざる他の民事上の不法行爲を意味す）は労働組合

又は其の役員に對して提起し得ず明瞭に規定された。之は己に述べたる原則に一致するものである。

本法の規定も本法以前の規定も、組合員個人に對して契約を遵守し、平和を維持すべき法律上の義務を負はしむる點に就いては少しも變りはない。即ち十人若は一萬人が雇主との契約を破棄するならば彼等は起訴され、既に多數の者が起訴された如く法律上の不法行爲として訴へられる。乍併組合を起訴するこゝは出来ない。何故ならば政府は組合を一定の權利義務を有する團體と認めないからである。若しも、罷業の際に十人或は百人の労働者が彼等の同僚たる労働者中の一人を嚇し宥め、或は傷めるか或は又安寧を紊すこゝがあれば、彼等を個人として檢舉するこゝは出来る。そして彼等は彼の總罷業、石炭發掘停止の際、幾百人もなく檢舉された。然し斯かる行爲を惹起する事態を誘發した事を理由として、組合及び其の役員を檢舉する事は出来ぬ。何故ならば政府は組合を一個の責任者として取扱はないからである。

労働組合に關する英國の法令の根本的原則は、組合の財産所有權に關する以外は、組合を以て法律上の人格と見做しせず、又其の取扱もしてゐないといふこゝで、此の事は充分明白に記憶しなければならぬ。何故ならば、組合をして法律上の一人格たらしむるには、法令を以て組合の権限を限定する事を要し、法規が其の権限を限定する範圍に於ては、組合は其の権限を法令に照して強行し得る事となる。あらゆる産業争議に關して、法令は皆に個人即ち一個の雇主、一個の労働者を規律するのみにして、労働組合や、資本金同盟を規律しない。資本金同盟は労働組合と全く同一なる地位にあり、そして、全く同一なる特權を有するものであるといふこゝを注意しなければならぬ。

労働組合は罷業中に於ける「罷業破り監視」或は隠和なる説得に關して同様に法令上其の責任を問はるゝこゝは

ない。而して之は組合に危険なる権力を附與するもの一般に云はれてゐる。法令は組合に對して全然何等の権限をも與へてゐない。法令は労働争議最中、個人或は個人團體の成し得べきこと、或は成し得べからざることを明細に規定してゐる。一八七五年の法令は、彼等が成す可からざる事項を長文に亘つて規定してゐる。そして此の規定は未だ撤廢せられてゐない。此の規定は精密を欠くこと云ふ者があるが、それは大抵一八七五年の條項を知らぬものである。重要な點は、斯かる行爲はすべて個人の行動として、單純に取扱はれて居り、獨り個人のみが責任を負ふべきものなることである。労働組合は労働組合として、役員は役員として、何等の制限も與へられて居ない。責任は組合及び其の役員に負擔されずして、常に行爲者たる個人に負はされて居る。個人が——然して個人のみが法廷に於て告發され得るものである。

目下公表されてゐる新労働組合法案は、吾人が詳細に亘つて其の條項を研究すれば明かなるが如く、此の原則を離れて始めて長文に亘る條項を以て労働組合を規定してゐる。本法案は特種の罷業或は争議に關してのみ此の原則より脱離せるものである。然れども此の法案は、労働組合は労働組合として及び組合の役員は役員として責任を負ふべきにあらずとする原則、及び個人にのみ干渉する原則を、全く斷定的に破棄したるものである。而して之は一時的に從來の方針を變更したものであつて、之が眞意は凡らくこの法案の起案者も認知して居ないであらう。何故ならば、百年の間英國の立法を支配したる主要なる原則を一度破棄する以上は、此の情態は如何なる場所まで行くかは不可解な事だからである。

疑もなく、労働組合法には曖昧なる個所が多い。其の曖昧の個所は法令を支配する原則から必然的に生ずるのである。即ち権限を限定せざる限りは、一機關の権限に關し曖昧の點なきを欲しても不可能なことである。此の曖昧なる點を解く事の出来る唯一の手段は、從來此の問題に關するすべての立法を支配し來れる根本的の原則を全然捨てることである。

更に又労働組合は其の實際の活動の場合に、其の権限を濫用する可能性がある。労働組合が生産額を制限し、階級闘争の精神を醸成し、或は仕事のあるにも拘はらず、殊更に其の職業に加入するを制限し、又は機械の必要な改良を妨害し、屢々組合自身の間の紛擾により産業を休止し、組合員に對して専制脅嚇の行爲をなし、其の目的を貫徹する爲めには故意に社會を害し、貧窮せしむるが如き行動をも敢てするものなりとして、社會一般人は労働組合を非難するが、之等の非難の中には理由あるものもあるが、此等の非難は實際上正當であるにしろないにしろ、其の非難の一部又は全部はやり様によつては眞實になるかもしれない。労働組合は右に述べた様な濫用をなし得る威力を持つてゐる。而して濫用を防止し、之を制裁する規定は設けられて居ない。若し新法案が此の危険を除去するならば、大に論議すべき點が在るであらう。乍併之等の殆むすべての點に關して法案は何等規定を設けてゐない。従つて後で解る様に此の法案は其の他の點に關して何等効果あるものではない。

扱て、労働組合は、國民生活上に、斯くも致命的重要な役目を演じ、そして善き目的にせよ悪き目的にせよ絶大な権力を振ふに至つたので、労働組合を以て存在せざるものを見做すことは不可能になつた。そして又、労働組合を以て財産所有者たる以外には、法律上何等の地位を有せずしなすは不可なりとの意見に就き大いに論じなければならぬ。

此の見解の下に、組合の権限を限定し、而して此の権限を正當に行使せしむる爲めに、組合に責任を負担せしむべきである。勿論、此の権限が法令により確認せられ、法廷に於て施行せられ得るのでなければ、組合の権限を限定することは出来ぬ。

組合は實際上は組合員の組合に加入する権利をも左右し、そして合法的に労働者が自己の職業に従事して、生活費を得るの道を剝奪する事が出来る。之は非常に大なる威力であるから、當然の事ながら國家は此の使用を取締るべきである。此の點に關しては學識を要する職業に就いては既に國家の取締を受けてゐる。若し國家が職業に對し制限規定を設くるときは、其の主なる職業團體に法律上の権限を與へなければならぬ。法案は此の點に就いては何等觸れてゐない。

吾人は屢々述べた如く組合は組合員に對して恐るべき懲戒権を有し、此の権限は往々にして濫用され勝ちである。此の権限の行使に關しても又規定を設けなければならぬと思ふ。若し之等の権限が法律に規定せらるれば、初めて其の権限が法令によりて確認せらるゝ事になるであらう。此の問題は組合の日常一般的作用に差支を來す故に法案は此の點には觸れてゐない。

組合は幾百萬といふ労働者の貯金の大部分を管理してゐる。そして政府は此の種の貯金が保險會社に委託せらるゝ同様の保護を與ふべきであるといふ事も論ぜられてゐる。法案は此の問題には觸れて居ない。

組合は資本家團體と協議して大多數の労働者の勞銀と労働條件とを決定してゐる。そして、産業上能率よく仕事を進めるには、之等の契約の履行如何が關係を持つてゐる。此の契約は時々惡意を以て無視されることがあるが、

法律上此の契約が勞資の兩者を拘束すべきであるを考へる。法案はこの點には觸れて居ない。

或る組合は日常公共機關を停止し、社會に非常な不便を與へ時としては全社會を困窮せしむる力を掌握して居る。而して、この様な危険性のある権力は、慎重に制限されねばならぬを考へる人が多い。法案はこの點には必然的に觸れるべきであるが觸れてゐない。

扱て、かかる諸問題を論ずることは望まじきことであるが、吾人は之れが政策を研究する前に、新法案は百年間引續き行使され來つた政策に全く違背するものであるといふ事を認めねばならない。之れ迄、吾人は一面には組合員の常識を信頼し又一面には権限の濫用から生ずる惡結果を除去する爲めの規定を信じて、組合が適當なりと考ふるがまゝに自由の行動を許して居た。若しも、斯かる保護方法が充分でなく、一方濫用さるゝ虞のある権力の使用を制限し或ひは防止する手段を講ずべきであるならば、夫れは労働組合が行使し得る権限と其の範圍とを限定する以外何等の手段もない。此れは組合を變じて政府の一機關とするものであるが、たゞ組合の権限は限定されても其の権限は充分効果あるものにせねばならない。

組合の権限を限定するのは容易な仕事ではないであらう。論議が激烈になることは明かである。唯次の一事は現在でも明白である。即ち若しも吾人がこの重大なる仕事をするならば、労働組合運動の領袖が取扱つてゐる全問題を最も深く又公平なる立場より攻究したる後に着手すべきである。此の事は我公法上の制度の更改、遠大なる社會秩序の再建に外ならぬのである。吾人は之を實行する準備なれりや、之に對する誠意ありや。此の事業は何時かは成されなければならないが、然し之をなすは、今日が適當であるか？ 労働組合運動は此の新しい大規模産業時代に明

確に一步を踏み込んだのか、又吾人は組合が當然なすべき役目を公平に規定するだけの能力を確に有して居るか。少なくとも次の一事に就ては常識ある人々は此れを認めるであらう。即ち吾人は従來是認し來れる原則を棄て、吾人が現在してゐる行爲の結果を充分意識せず、或特種の事項につき労働組合の権限を輕卒に限定するが如きことがあつてはならないといふことである。

新法案を是認することは、之が即ち吾人が採らむとする態度である。即ち新法案は從來の法律規定により普通の危険を取締る事は出来るといふ考をすて、初めて、労働組合と組合の役員に對して、特種の法律上の責任を規定したものである。何故いふに、組合がなし得べき事項を規定せずして、組合が爲すべからざることを規定することは不可能であり、即ち組合がこれ迄有せざりし法律上の地位を與ふることなしに、同上の規定をなすは不可能であることを發見するであらう。

### 第三章 好戰的労働組合主義

労働組合の擡頭以來、組合を迅速に、且つ嚴重に取締るに非ざれば労働組合は我國家を滅亡に導くであらうといふことが喧しく主張された。労働組合の職能の重要性と眞價とは、現今に於ては以前よりは一般的に認められてはゐるが、恐らく今日に於て以前よりは一入強硬に組合を取締るべき事が主張されてゐる。

其の理由は吾人が殆んど二十年間に亘つて——戰爭中は中斷してゐたが——労働組合の深刻なる交戰期を體驗して來たからである。この間、吾人は不思議にも氣輕に、大小幾多の組合の間に於て行はれた罷業を自撃した。吾人は全産業及び國家の根本的事務を停止せしめた、前代未聞の幾多の大規模の罷業を自撃した。我國の全工業は石炭に依存してゐるのであるが千九百十年前に於ては、炭坑業全般に亘る突發的の就業停止を見たことはなかつた。然るに千九百十年以來、この様な大規模な就業停止は三回も企てられた。そして、其の中二回迄は長期間に亘る罷業であつた。又此の時まで未だ曾て全鐵道機關が就業停止したことはなかつたが、千九百十年以來三回に亘つて就業を停止した。そして又あらゆる船渠は突發的に就業を停止し、又、其の他多くの國家の生命とも云はるる産業を停止せんし脅嚇したことも幾度もなくあつた。其の期間には、新らしい種類の罷業が多數に出來た。即ち賃銀及び労働條件に關する紛議を生じてゐない組合の、幾千の労働者が參加した大規模の同情罷業や、管に雇主に對するのみならず公衆に對して企てられた罷業及びは政治的目的を有する罷業による脅嚇等は此れである。此の總ての白熱化したものが千九百二十六年の總同盟罷業であつて、こは、吾人をして我が産業史上の分岐點に立たしめたものといふことが出來やう。

この罷業熱は、疑ひもなく直接、間接に關係してゐる産業に従事する雇主側及び労働者双方に對しては、勿論國家に對して甚大なる損害を與ふる原因となる。産業争議の爲め空費されたる日数は、戰前五ヶ年間の總計よりも多くなるものであつた。けれども戰後に於て其の數字は非常に激増した。戰後から千九百二十四年の末迄に起つた争議に於ては、參加人員一年平均百十一萬、空費労働日數二千六百六十萬日であつた。此の日數には直接には争議に參加しないが、從業停止の結果、解雇せられたる労働者の空費した日數を含んでゐない。若しも平均日給を十志するならば、罷業に參加した労働者が、總體に於て一ヶ年千三百萬磅以上の賃銀の損失をしたこととなる譯である。

千九百二十六年度は勿論一段悪い結果を示してゐる。即ち、空費労働日数は一億六千二百七十万日を下らない。以上の数字は直接関係のない賃銀労働者の損失、工場及び炭坑の作業停止に歸因する損失並に斯かる作業停止による商業上の永久的損失、或は又商業復舊に要する費用等を見積つてゐる譯ではない。

或る場合に於ては、大規模な罷業の結果、特種の産業は賃銀の値上に成功した爲め、罷業中その産業の蒙りたる實際の損失よりも有利の様に思はれるかも知れない。然し斯かる事實は、海外貿易上何等競争もなく、又社會をして償却せしめ得べき保護産業については正しいだらう。然れども果して一産業に従事する労働者の得た利益が重要事業の罷業の爲めに、他の諸産業に従事する労働者に及ぼしたる損害を大體同じであるか否かは甚だ疑はしい。然し多くの場合に於て、罷業が永久的に國家を貧窮化すことを度外視しても、關係産業の労働者は、始め獲得出来るに思へる利益よりも遙に多大の打撃を蒙つてゐる。

一九二六年の炭坑發掘作業停止は、争議が如何に浪費的であるかの好個の例である。争議の初めに於て、炭坑夫は恐らく勅定委員會が提議したる労働條件を獲得することが出来たであらう。其の提議の條項には今後三、四年を要すべき産業改革迄、低い賃銀は据置し、むしろ高い賃銀は一時壹割値下せんことをもてあつた。

然し、その提議は、すべての人々が労働者に有利だと思へた様な賃銀計算上の幾多の改革を包含してゐたし、又一日七時間の労働制度が保持されて居つたのである。斯かる條項を容認せずして、炭坑夫は七ヶ月以上の間侮蔑的態度に出た。かくして、彼等が前に容認することを懇願された犠牲の二倍即ち六ヶ年間賃銀の一割値下を餘儀無くされた。結局大部分の地方に於ては、坑夫側は賃銀の低減と労働時間の延長とを齎したる解決案を受諾しなければならなかつた。鑛山業者は七ヶ月間發掘を停止した炭坑の維持費を支拂はなければならなかつたので、多大の打撃を蒙つた爲め、七ヶ月以前に支拂ひ得た丈の金額を支拂ふことは不可能であつた。かゝる悲惨なる結果は、たゞに賃銀上の損失のみならず、幾千の炭坑夫の家計に多額の負債を生ぜしめ、炭坑組合の資金を蕩盡し、炭坑業以外に五十万人に及ぶ失業者を出し、凡ゆる他の組合資金を流出せしめ、猶賃銀支拂の根源たる國家富源の生産力を一般に殺ぐに至つた。

かゝる經驗によつて、労働運動の領袖達は、好戰政策に對し疑惑の念を抱くに至り、『労働者の労働條件の維持と向上』を目的とする他の優秀なる畫策を廻らしはじめた事は驚く迄もないことである。

然しながら、吾人は罷業及び其の結果不安なる状態が起る爲め、事態に對する吾人の見解を誤る様なことがあつてはならない。大規模の罷業の爲め生ずる損失及び苦惱は、深刻なるものであるが、其の被害は一般の想像程重大なるものではない。一九二二年より一九二四年に至る期間（此の期間には大規模な罷業はなかつた）に於ては産業に對し労働時間の一割二分一厘を空費した。然し、この全損失の中産業争議に起因するものは一分位のものである。疾病の爲め労働時間の三分一厘を、失業の爲め八分八厘を下らざる損失を生じた。疑もなく、失業及び、疾病に因る損失の一部分は、最近數年間に於ける産業争議の間接的影響に起因したものであつた。然し、直接産業争議に因る労働時間の損失は、平均に於て、疾病による損失よりも輕少であるといふ事は確である。

大體に於て英國の産業界は罷業熱が、最も猖獗を極めた時に於てすらも、合理的協議によつてその必要とする賃銀協定を行ひ、此れが平穩裡に行はれて居るといふ事は事實である。非常に印象深いことであるが、産業界は一九

二六年の幾多の難關を突破したが、之は労働組合の聰明に負ふて居るところは決して少なくなかつた。罷業熱は、實際、少數の産業に制限されて居つた。特に、國民生活を左右する重要な公益事業に關係ある産業に制限せられて居つた。そして、かゝる幾多の産業に従事する労働者は、前記の理由により罷業によつて彼等が要求するものを容易に獲得することが出来るだろうと想像してゐた。

最近、二三の労働組合が表示した様な、例外的且つ多額の費用を要する好戰的態度は何に原因するか云ふことに關し、正確なる判断を下すことは非常に重要なことである。若しも吾々が之を解剖したる結果、斯かる原因は暫時的のもので、此等組合の權勢が減退しつゝ、ありますれば吾人は今後採用すべき政策につき一見解を得ることが出来る。そして、若しもこの精神が深い根據を有し、労働組合主義は代々此れを承け継ぎ、又、擴大する傾向があるものならば、吾人は全く異なる見解を採るであらう。政府は一段悲觀的結論を採用した様に思はれる。

深遠な思想家達は、吾人が攻究しつゝ、ある現象に就て容易に説明を加ふることが出来るであらう。『この好戰的態度は約二十ヶ年繼續してゐることを諸君は認めるであらう。其の濫觴を尋ねれば、労働組合に特權を與へた一九〇六年の法令である。其の法令を徹廢せよ、然らばこの問題は解決される』この思想家は言ふであらう。疑もなくこの様な議論は、來るべき討論會に於て間斷なく繰返さるゝであらう。その中には何も含んで居ない。一九〇六年の法令は、單に一八七五年の法令以來、組合が占有したりと想像される地位に組合をつかしたに過ぎない。そして、その法令は英國労働組合の立法趨勢に調和したるものである。現政府ですらも、この簡易なる救濟手段を認容してゐない。或る一事を除き政府は一九〇六年の法令によつて組合に與へた幾多の責任免除條項に干渉しようとはしてゐない。吾人が説明しなければならぬこの現象は、これよりも更に深い意味を有してゐる。

半世紀の間賃銀は除々に上つて行つたが、戰前數年の間は賃銀は値上げせられず沈滞状態にあつた。此の状態は戰爭によつて遮斷され、其の期間賃銀は急に暴騰した。そして、偽の繁榮氣分が漂つた。何となれば、吾人は負債によつて生活し吾人の將來を擔保に入れて暮して居つたのである。其の後に戰後の混亂期が続いた。即ち、物價と労働者の賃銀は暴騰し、其の後再び急激に低下した。苦難な賃銀調正策は講ぜられなければならなかつた。この變動は戰時中の偽の繁榮に次いで起つたが故にいやが上に深甚なる苦惱であつた。かゝる環境、特に吾人が未だ逃出る事も出来ぬ様な長期間に亘る不景氣の谷底に陥つてゐる際には、産業上の軋轢の生ずる事は避けられぬ事である。

同じ時期に於て産業界の組織は規模を變化しつゝ、あつた。大合同や企業聯合が組織されつゝ、あつた。全産業に亘つて雇主は種々たる目的の爲めに提携してゐるが、其の主なる目的は、物價を一定し、生産額を調節することであつた。斯かる方法は夫々其の眞價を有して居たかも知れないが、特に戰後に於て此の方法はあまりに採用され過ぎた。加之、この方法は嚴秘裡に講ぜられたので、かゝる奇怪なる活動に起因する暴利手段に拮抗する叫びが起つた。若しも産業的不安の原因が他になかつたならば、之れは此の不安を醸成するに充分であつたであらう。

大規模な生産組織に伴つて、恐らく半ばこれが結果として労働組合の規模は擴張され、これが相互關係は鞏固になつた。數多の合同が行はれた。之れを助長する法令は一九一七年に發布された。其の當時最も有力な思想は資本及び労働大組織團體に構成することを奨励する爲め、凡有る手段を講ずべしといふ事であつた。労働組合大會は更

に一段と活動的な有力な團體となり、云はゞ労働議會を編成した。舊職業組合は、全然類を異にしたる産業別大組織團體が出現し始めた。即ち、全國鐵道従業員組合、技術者合同組合、坑夫聯合（從來よりも一段と中央集權的になつた）運輸業者聯盟及び建築業聯盟は、多數の會員と大なる財力とを有し、殆んど何事をも成し得る様に思はれる程の勢であつた。

この新規模の組織化に成功した産業は、更に國家に其の威力を最も容易に感ぜしむる事を得た。斯かる産業は鐵道及び全運輸組織を停止し、且つ産業の基本ともいふべき石炭の生産を停止するを得た。（停止し得る様に思はれた。若しもかゝる勢力を把握したる人々が危機に際して、其の勢力を利用せんとする誘惑に抵抗したとすれば、夫れは、人類を超越したる神であらう。）

戦争は多くの方面に於て不安を醸成した。戦争は常に好戰的氣分を刺戟し急速に目的を貫徹する爲めに容易に暴力を使用せしめた。加之、好個の實例は、戦時中に於ける産業上の體驗から之を引照し得る様に思ふ。戦時中は賃銀は高く失業はなく貸銀生活者は一般に裕福であつた。かゝる事態が政府の高壓的産業統轄の下に出現した。貳三貳並列して貳拾貳を作るといふ事より當然なことはないだらう。多くの人々は——一時的——工場が供給し得る以上の注文があり、海外の競争者もなく、及び、價格を値切るものもなき時には、繁榮は自然に到來する事を理解しなかつた。又は、かゝる繁榮は無謀にも將來を擔保して又は借入資本によつて其の日々々々を暮らすのでなければ不可能であるこのことをも理解しなかつた。若しも政府の統轄が戦時中かくの如き優秀なる結果を誘致せしならば、何故現在同一の手段によつて而かも同一の結果を誘致せざるかに就いて、正直に困迷せる人々が、政治集合に於て屢

と質問を發するのを今尙見聞するであらう。戰時的な精神から遠ざかりつゝ、吾人を教育するのは、遅々たるもので且つ苦痛なるものであつた。

然し、一時は、戦後の精神は更に昂奮的にして且つ危険性を帯びて居つた。それは黄金時代を期待する時期であつた。種々異なる方法ではあるが、吾人は月を空天よりもぎこり、之れをチースを盛りたる皿に入る、は容易ならん信じて居つた。吾人の中には吾人は獨逸から容易に二百四十億ポンドを引出すことが出来ることを考へて居つたものもある。他の者はゼネバに新らしき政治機關を構成しさへすれば、一瞬にして平和の御代は建設されると思つて居つた。尙他の徒輩は、ウエストミンスターに政治的顯著手段を弄するか、或は若しこれが失敗に終る時は労働者の凡有る要求を強請する爲めに、ストライキで武器を飽くまで使用するこゝにあつて、社會の黄金時代へ通ずる近道を發見するこゝが出来ると云ふことを眞實に確信して居るものは驚嘆の外ないではないか。

兎角する中にこの様な不安は、しかも衝動的時代を通じて、一の新しき教義——寧ろ舊式にして信用なき教義かも知れないが、熱望せる人々にまつては、新規なるものであつた——は解決への道程を指摘する様に思はれた。一九〇〇年に於て、組合は別個の政黨組織を決議し、そして、各特色ある信條を求めて、遂に一個の既成條項を提呈しつゝ、ある獨立労働黨の理論家を見出して以來、社會主義の教義は労働組合の領袖連や、労働者階級の間迅速に普及した。

マルクス系教典の二個の特徴は、一世紀に渡つて労働組合が雇主側に頑抗したる長い争闘を解釋するものとして、特に彼の心をそつたものである。其の一は凡有る社會惡は、『資本主義』と稱する漠然とした譯のわからぬ惡魔に

原因するものであつて、單に『資本主義』を破壊するこゝによつて其の社會惡を追ひ拂ふこゝが出来、其の後には『社會主義』といふ更に漠然たるそして更に判然せぬものを以て、容易に前者に代ふるこゝが出来るといふ魅惑的な理論であつた。これらの『主義』といふ語によつて全く正確に思考する事が出来ぬ様になる。彼等は賢明な政治家が根本的には變化する事が出来るのではないが、其の發達を指導する事の出来る様な、絶えず變化し發達してゐる社會組織の外には、『資本主義』を定義を下し得べき一定の判然たる社會組織は、未だ曾てなかつた云ふ事實を不明瞭にしてゐる。彼等は又、建設的信條としての社會主義は、其の信條を信仰する幾多の使徒を有せしが如く、多くの形態を有して居る言ふ事をかくしてゐる。

第二のマルクス系の考は、階級戦は自然の法則であり、又、『資本主義』が労働者の團結によつて崩壊する、に非ざれば、吾人は平安或は平和に浴するを得ないであらうといふ教義であつた。『労働者の團結』は労働組合主義論者と共に全く同意見の理想であつた。労働組合主義論者の成功は彼等自身の見事なる相互的誠忠に歸依するものであつた。而して、階級戦は労働組合主義の歴史に充滿してゐる永続的争闘を適當に描寫したものの、様に思はれる。それだから、労働組合主義に於ける最も活動的勢力が、社會主義者の教條に心を奪はれ、『資本主義打破』の爲め從來より一層明瞭に其の大勢力を向ける様誘致されるこゝは、最も容易にして且つ當然なこゝである。この態度は事實、庶民の常識によりて又、多くの古參の領袖等の健實な多年の経験によつて絶えず抑制されて居たが、非常な動搖時代のあらゆる環境の爲め彼等を驅つて益々此の態度に出でしめたのである。

其の當時吾人が體驗し來れる好戰的時代を物語るに最も相應しき環境が茲に提供された。即ち、大貨銀争議、産

業組織の意味深き變革、労働組合の勢力の増大、特に國家の存立上最も重要な産業に關する組合の勢力の増大、容易に暴力的動作に訴へるこゝ、戦争、平和に生育された白熱的希望への激動、而して如斯働きつ、『天國』は容易に暴力を以てから得らる、こゝを示す尤もらしき教義がこれである。

驚くべき事實は、吾々が深刻なる産業上の不安時代を體驗したこゝでなくして、吾人は革命戦を避け得たこゝである。吾人は完全に革命戦を避けた。ナポレオン戦後の時代程吾人は革命に近接したこゝはなかつた。革命を誘致する様に思考された環境に支配されつ、如何にして吾人はこの革命を忌避する方法を案出したか、それには數多の理由がある。其の一つは吾人國民の着實なる精神である。更に一つの理由は、丁度吾々の祖父がウオートルーの戦後に努めた様に、今日迄單純なる抑壓的立法制度を吾人は細心の注意を拂つて忌避して來た事である。然し忘却してはならないもう一つの理由は、労働組合の最も信頼された領袖は、合理的にして且つ博識なる議論及び妥協に多年の經驗を有する面々であつたこゝ、即ち彼等が斯る口先ばかりの尤もらしい議論をしたる時ですらも、其のためたやすく熱中するが如き人ではなかつたこゝである。

吾人は過去二、三年間行はれたる好戰的手段を、現下の労働組合主義の公認政策であるこゝを見做すべきであらうか、果して然らば、吾人は今日迄労働組合に對する吾が國家の態度を代表し來れる無干渉主義を破棄し而して法令上、組合の權力を限定し、組合に一定の責任を負はしめんとする困難なる仕事に従事すべき事を主張すべきであらう。之れが政府の是認した見解の様に思はれる。

吾人が生活してゐる現代は全く特殊な時代であつたし又吾人は單純なる抑壓的手段を常に忌避して來たために、



大體に於て有利に上記の時代を通過したといふ事を承認すべきでないだらうか、若しも最近或る組合の採れる如き好戰的態度が實際に於て特殊な状態の結果であるとしたならば、又若しもこの態度が明確に印象深くも失敗に歸したる云ふならば、又若しも組合が今やその目的を貫徹する爲め、他の一段に有利なる手段に其の態度を轉換しつ、あるならば、既に時代遅れの手段を抑制する爲め、單純なる抑壓的且つ刺戟的方法を用ふる云ふことは無分別なことを云ふべきだ。吾人はむしろ過去を一掃し、そして將來の向上を計るため、平易なる方法を探る様努むべきである。

然し、吾人が兩者何れの方法を探るべきかにつき、確定的結論を下すに先だち吾人は最も重大なる例外たる好戰的方法手段を、更に仔細に考慮しなければならない。而して、法令の力によつて斯る手段を禁止することが望ましいか否か、若しも望ましいならば、これは實際に可能であるかを調査しなければならない。

#### 第四章 ストライキ行動の新規なる形體

好戰時代に於て數種の新しい様式のストライキが常用されるに至つたが、そは何れも雇主労働者の間の舊態の争議は格段の相違あるものであつた。斯かる新奇な方法は社會的には非常に危険なものであつて、そして、吾人はかゝる方法を明細に考慮し、法則による抑壓手段を以て、これらの罷業を防止することが出来るや否やに關して、注意する事が重要である。

一 電光的ストライキ 即ち無警告ストライキは屢々實行された。一九二六年の總同盟罷業は、一種の電光的

ストライキであつた。相當の警告を與へずして、自己の仕事を抛棄するものは、悉く契約違反行爲として訴らるべきものであるといふ意味に於て、此の種のストライキは既に不法行爲である。加之、其の抛棄する仕事に於ける古參者たる地位を失ひ、恩給請求權をも失ふのである。併し斯かる障害も電光的ストライキを防止することは出来なかつた。そして、かゝる場合に於ては労働組合は法規上責任を負はさるべきであるといふ事が主張された。然し數多くの場合に於て、無警告のストライキが地方の左傾黨の無責任なる團體によつて惹起された時には、かゝる主張は全く不公平であらう。實際電光的ストライキは鬭争的感情の産物であり、破壊的且つ熱狂的思想が、多數の人員を支配する傾向のある間は、法令も労働組合も此のストライキを全然排除することは不可能である。眞に此を匡正する道は唯一つのみであるが、それは交戰的感情を激發することなくして、新らしき目的を先見を以て之れに代へることである。

電光的ストライキは、事實、特定の産業即ち運輸、水道、電力等の供給等主要なる公共事業に關與する産業に於てのみ危険にして或は實効を奏するのである。斯かる産業は、自ら一範疇に屬してゐる。何故ならば、其の一つでも秩序が亂れた場合には、直ちに全社會は多大なる迷惑と困難とを蒙ることとなる。法律も明白に此の事實を認め水道瓦斯及び電氣の供給事業に従ふもの、契約違反行爲を嚴罰に處してゐる。

二 同情ストライキ 同情ストライキは自らストライキに直接關與せざる労働者の團體がストライキに直接關係せる同輩の援助の爲めに罷業するものである。同情ストライキは、労働組合主義が創成せられて以來可成り實行され、そして、或範圍内には、此のストライキは缺く可からざる武器であつた。若しも或工場内の特種の労働者

團體の賃銀が低減せられたる際、他のすべての労働者が前者を後援する爲め仕事を放棄する場合、或は船舶の火夫の一團が賃銀の値上げを要求したる際、『海員及び火夫組合』全部がストライキを起して前者を後援する場合、これは一種の同情ストライキである。然し此の種ストライキの例外として取扱はれるものは、一産業労働者が他の全然異なる産業に従事する労働者を後援して罷業せる場合がある。一例を挙げれば、ドッグの労働者が石炭同盟罷業當時、罷業破りの石炭を使用せずして各自の仕事を放棄する場合の如きものである。一九二六年度の總同盟罷業は、或一面に於て單に大規模の同情ストライキであつて、又此のストライキに加擔せる殆んすすべてのものも同情ストライキなりと見做してゐた。

一九二四年度に於てラムゼー・マクドナルド氏は、強固に同情ストライキを糺弾した。書して曰く、『生來、余は之れに反對してゐる。そは何等實際的價值を有して居ない。それは單に空氣を打つに等しい。それは一個の確定的結果を齎す。曰く、悲慘にして且つ盲目的反動がこれである』。然し同情ストライキを以て有害なる戦略として、更に道徳的に社會的害悪として非難する事、此の同情ストライキを有効に防止する手段を見出すことは、全く別問題である。同情罷業は一個の純なる人間の感激によつて鼓舞されるものであつて、此の人間の感激を尊重せない譯にはゆかない。凡らくこのストライキを防止する唯一の究極の方法は、虐げらるゝ労働者はすべて正當なる待遇を確實に受くるこゝが出来るといふ確信を構成することである。此の確信は建設的にして抑壓的に非ざる立法方法によつてのみ形成せられるものである。

一九〇六年の法令第五條により、労働争議に携る労働者を『争議に關係する資本家に雇はるゝ、否を問はず、

一職業、或は一産業に従事する全員』と限定して、同情ストライキを『法律上公認した』といふ説がある。此の條文中の一句は、明かに一國內の労働者合體を包含すること、なる。然し一九〇六年の法令は、同情ストライキはもとより如何なる性質のストライキをも法律上公認もしなければ或は又否認もしなかつたのである。此の法令は單に労働組合は（組合の組合員各自は別個のものとして）労働争議より生ずる損害に對して責を負ふものでないことを規定し、併せて同情ストライキを労働争議と同様に取扱ふといふことを規定してゐるに過ぎない。

此の法令の此の部分廢止し、労働組合をして責任を負はしめ以て同情ストライキを取締るべきであるといふ意見があつた。

然し此の方法には二つの強固な反對理由がある。其の第一の理由は、同情ストライキに對し何人も合法的なりと見做す如き種類のストライキを除外し、そして、辯護の出來ぬストライキのみを包括する如く限定することは不可能であるといふ事である。第二の理由は組合員が自然に起る同情心を激發したため、又は地方の多數の代表者中一部が權限なき行爲をしたことによつてさへ、組合に責任を負はしめる事は全く不公平であるといふ事である。

公衆に對して眞に危険なる大規模の同情ストライキは、鐵道或は電鐵の停車場の如き主要なる公共機關に起るストライキである。再度吾人はかゝる産業は特種の範疇に屬するものなることを注意しておく。

三 公衆に向つて企てられたるストライキ 大規模のストライキの中には罷業者を有利に導く様な輿論を起さず爲めか、或は無理やりに政府をして争議に關與せしむる爲めに、雇主側に對してよりもむしろ公衆に向つて行はれた罷業があつたといふ事は、好戦期に於ける特徴であつた。一九二六年の總同盟罷業は、根本的には公衆

に向けられて企てられたストライキであつた。

経験に徴するに此の種のストライキは危険なる武器である。即ち此の種の罷業は公衆の同情心を喚起するよりは却て公衆に憤怒を抱かしむるものであつて、名譽ある國の健實なる政府を壓迫するに過ぎざる最も愚劣なる方法である。賢明なる労働組合の領袖は、今やこれを理解してゐる。即ち「一時彼等は勢力を云ふ意義に陶醉して居た」。米國に於ては此の明確なる事實は久しい前から認められて居た。彼の地に於て有力なる鐵道従業員組合は、労働争議中は出来るだけ社會に迷惑をかけざる様にしなければならぬといふ事を根本的原則として採用してゐる。一九二一年に於て鐵道従業員組合は、國內の全鐵道組織に涉つて賃銀値下の危機に瀕した時ですらも、彼等は各地に於ける競争者側の機關は之を就業せしめたるまゝ、特種の鐵道線路だけ断片的にストライキを企てた。彼等は此の方法によれば社會に迷惑を及ぼさないだらうといふ事、特種の鐵道の運輸事業が他の鐵道に比べ、特種の鐵道は損害を蒙る故に彼は特種の鐵道をして屈服せしむるに至るだらうといふ事、そして彼等はストライキに参加したる従業員に從來の儘の賃銀を得さすことが出来るだらうといふ事を信じて居た。戦術といふ點からのみ云へば、これは明かに寛大なる方法である。而して、早晚此の寛大なる方法は英國の労働者の感情を動かすであらう。社會に對する罷業はもう永く行はれると云ふことはないだらう。何故なら罷業なるものが兩刃の武器なることが解つたからである。

社會に向つて企てられたるストライキが効果を生ずる場合は、運輸、電燈及び電力等の主要なる公衆に關係ある産業に限る。實際かゝる産業のストライキは其の動機は如何に純産業的な時でも、雇主に對しては勿論必ず社會に對して企てられたるストライキなることは明かなる事である。かゝる産業に於ては、他の産業に於けるよりも殊更に出来るだけ完全にストライキを避けることが大切である。然しストライキを避けるにはストライキを禁止或は處罰する事なく、労働組合が對等の權利を行使することが出来、争議を解決する爲めに有効にして信頼する價值ある機關を創立することの外はない。進歩をもたらす唯一の有望なる手段は、抑壓的立法にあらずして建設的改革である。

鐵道界に於ては、遂に全國賃銀局を創設して争議を處理する爲めに精密なる制度を作つた爲め、一大發展を遂げた。總同盟罷業以降、鐵道組合は何れも現存の調停機關が盡く利用せられた後に非ざれば、決してストライキを起さないことを嚴かに誓言した。之れこそは發展の眞の方法である。斯かる手段の一オンスは抑壓的立法の一噸に匹敵する價值を有するものである。

**四 政治的ストライキ** 好戦期に於て労働者の領袖の中には、雇主側に對し有利なる條件を強請する爲めのみならず、政府をして強制的に、特種の行動に出でしめ、或は特種の行動を執らしめざる目的を以て、ストライキを武器を使用したものがあつた。

一九二〇年に、英國に於てかゝるストライキが、ポーランドに軍隊を輸送するといふ政府の想定の意志を防止する手段として計畫された。そして其の計畫を實行する爲めに評議會が組織されたが、何等効果がなかつた。何故ならば、實際に於て政府はかゝる計畫を樹てゐなかつたからである。吾人はかくの如くして労働組合主義者の團體が、民主國の權威ある政府の行動を指圖せん爲め協力せしや否やを見るの機會を失つたのであつた。これは凡らく

好戰的政策の極度に達したるものであらう。若しも此の計畫が實行せられたならば、それは恐らく確實に労働組合運動をして慘狀に導いたのであらう。

又小規模なれども眞に政治的目的の爲め罷業が起りさうになつたことは屢々あつた。斯かる爲めに電氣労働組合のケンシントン支部はアルバート會館の重役連が該館を労働會議に使用することを拒絶せし爲めに其の電燈を消すに脅嚇し、又海員及び火夫組合はストックホルムに於ける萬國社會主義者の會合に出席せんことをアーサー・ヘンダーソン氏の旅行を防止せんことを脅嚇した。兩者は何れも防止された。未だ曾て英國に於て純政治的意義を有するストライキを見たことはない。

然れども他國に於ては政治的ストライキが極めて効果を齎したことは枚擧に遑ない。斯くて、ツアー政府をして露國の最初の議會を召集せしめたのもストライキであり、又斯かるストライキはカツプの紛擾にして知られたる獨逸の勤王黨の結社を破壊したことがある。此の兩事件に於ては非立憲的手段により豫期した目的を成就することが出来た。併し兩事件に於てかゝる本望を遂げる爲めに有効な立憲的手段はなかつたこの事實は代議政體の國にあてはめることは出来ない。

眞の政治的ストライキと密接なる關係を有するものは、政治—産業的ストライキとも稱すべきものであつて、國會をして他の方法では採用せしめることの出来ぬ様な或る産業的畫策を強いて採用せしむる爲めのストライキが即ちこれである。斯くして炭坑夫側は國會をして炭坑を國有にすべき法令を通過せしむる爲めに罷業を企て、そして他の組合は同情罷業を企てたのかも知れない。此の意味に於て、一九二六年の總罷業は、政治的罷業として記述

されたのである。政府が如何なる行動をこるのを希望するかの點については、正確には罷業の領袖自身を始め何人も知らないが、罷業の目的が政府をして或特種の行動をこらしむるにあつたから、一九二六年の罷業は政治的罷業としたのである。

政治的目的の爲めに罷業を用ゆるは、民主政體の國家に於ては最も望まじきことでなく、又最も危険なものである事は明白なる事實である。これより更に深奥な意味を有するものがある。こは民主政體の原則を直接に無視するものである。此の罷業に参加する労働組合員は、國會の選定に政府の統治に夫々國民として参加する權利義務を有するものである。彼等は彼等の意見を遂行せしむる爲めに、國民として彼等の權力を使用することが出来る。そして若しも彼等が選挙場裡に於て敗北するときは、其の團體内に於ても然るが如く、小數者なるが故に彼等は多數のもの、決議に服しなければならぬ。彼等は國民中の小數部分であるのに、若しも國法の制定する政府を蹂躪し大多數に向つて彼等の意志を強制せんとする目的を以て、産業經營に齟齬を來さしむる爲めに彼等の權力を使用するならば、彼等は暴虐なる寡頭政治の如き行動をなすつ、あるのであらう。

或る環境に於て、政治的罷業は、正義と自由を擁護する爲めに眞に役立つかも知れない。例へば獨乙に於てストライキが騒動に對して爲したるが如きである。又、或場合に於ては全き武裝をした暴動は正當なりとの判断を下されるかも知れない。然し第一の方法も又第二の方法も、同様に革命的にして立憲的ではない。革命的手段は時としては最後の必然的手段として必要であるかも知れない。此の革命的手段は、民主政體の下には決して必要であるべきではない。如何なる場合に於ても此の革命的手段は、處罰せられない普通の形態なりとは決して看做さるべきではない。

吾人は立法によつて政治的罷業を防止し、或は禁止すべきであらうか。吾人は果してかくの如きことをなし得るであらうか。

法令がかく規定し得る限り、政治的罷業は既に法令違反行爲である事を記憶しなければならぬが、たゞ政府の政策を不可なりとするの理由により正規の通告を與へたる後、一個人が其の仕事を抛棄した場合に於ても此を違法行爲とみなすことは出来ぬ（これ迄我々は斯く信じて居た）。吾人が己に研究討議したる數種の法令によつて、労働組合に與へられたる民法及び刑法上の責任免除は、主として労働争議の企畫或ひは之が促進の爲めの行動のみに制限されてゐる。他の目的の爲めにする組合の行爲はすべて個人及び團體が我立憲政府を脅迫したる場合を規定せる刑罰法規を以て適用される。

此の方法以外に必要とするものありや。政府の權威に反抗せんとする行動を取縮るべき權力は不充分なりや。若し然りすれば、労働組合に對する特種の立法制定に依らず、從來の法規を修正して以て權力を強大にすべきである。

### 五 總同盟罷業

永い間常に英國のみならず、他國に於ても、労働者中左傾主義者は労働王國を建設し、かくして一舉にして社會主義者の共和政體を樹立する一手段として、あらゆる産業を實際的且全般的に中絶せんと努めた。此の手段によつて、社會は迅速に饑餓に瀕し遂には屈從するに至るであらうと考へてゐた。彼等は労働階級は社會の一部にして、しかも社會の大部分を構成するものであるから、他の者同様饑餓に陥るであらう。そして凡らく最初に饑餓に窮迫するかも知れないといふ事實を看過したのであつた。社會は常にかゝる自殺的脅嚇に對して

は自衛するこゝが出来らう。然し、此の理想が實現し、そして政府が崩壊せらるゝものゝ假定し、何人が果して屈從を認むべきや。かゝる事を考へてゐたのはエックレストン、スクエヤーに陣營をかまへてゐる少數の労働組合役員連の一團のみであらうか？ 或は又、それは剛氣な戰士一團の後援を有し、社會を混亂状態より救助して社會全般の感謝と壓制的勢力を勝ち得た活氣満々たる獨裁執政者であらうか？ 純眞にして成功せる總同盟罷業は一革命であらう。そして、革命は決して革命の計畫者が計畫する様に仕遂げられるものではない。

吾人は嚴然と、革命は不法なりといふ一法規を通過すべきか？ 吾人は革命が將に企畫されんことを、ありといふ假想に基き吾人の法規及び政府を編成すべきか？

英國に於ける總同盟罷業に對しては二個の議があつた。一はナポレオン戦争に次いで起つた混沌たる時代の末期一八三四年にロバート、オーウエンの發案せるものであつた。此の發案は直ちに挫折した。そして其が挫折したため非常なる不安時代の後に穩健なる見解を生んだ。其の時に於て、誰もかゝる事態の再發を禁止する爲めに、幾多の法規を通過させるといふ事を考慮したものはなかつた。

其の後約一世紀は経過した。そして、歐洲大戰に次いで生じたる更に一層混沌たる時代に於て、吾人は再び總罷業が起りそうなこゝについて恐怖を感じた。總同盟罷業は恰も洞穴に閉じ込められたる恐るべき怪物の様なものであつて、其の洞穴の扉は労働組合によつて閉鎖されて居た。そして吾人は暗中にきらきら光る怪物の物凄く兩眼を見て戦慄して居た。斯くて、一九二六年に至つて扉は不注意にも開放された。そして怪物は一舉に飛び出した。それは足をひきずりつゝ、うちわに歩む怪物であつた。そして數日間より長く直立するこゝが出来なかつた。

實際、一九二六年の總同盟罷業は決して真正なる總罷業ではなかつた。それは大規模なる同情罷業であり、電光的罷業であり、公衆に抵抗せる罷業であつた。そして、其の指揮者連は彼等の大部分の意志に反して其の罷業が政治的罷業と看做されたといふ事を見出して途方に暮れたのであつた。然し、それは決して普通の色彩を有して居なかつた。其の罷業が崩壊する前ですらも、罷業の指揮者連は此の非難を地の下に葬り、これを忘却せんことを以外に望みはなかつた。吾人は此の足をひきづり乍ら歩行する怪物が、將來出現するのを禁止する爲めに嚴かに法律を制定すべきであらうか、或は又、吾人は吾が祖先の威嚴を範として法規の一般的手段を信頼すべきであらうか？

同盟罷業の際の最近の試みの特徴は注目する價值あるものである。總同盟罷業は主要なる幾多の公衆機關を損ね特に、運輸機關に打撃を與ふるが故に恐怖すべきものであつたといふことである。ここに一部分的療法は既に見出されてゐる。

然れども、電光的罷業、同情罷業（大規模の）政治的罷業及び總同盟罷業の最近發達した罷業手段は、何れも同様に主要なる公衆機關に其の眞隨を置くものであるといふ事は少なくも意義あることである。凡有る理由の下に公衆機關は革命的危機から全く避けしめ之を遮断されることがあつてはならない。公衆機關に従事する労働者を厚く保護し、又有効なる協議をなすの權利を享有せしむるに非ざれば罷業するの權利を剝奪することはならぬ。彼等労働者にミりて罷業を不必要ならしめ、彼等が重大な關係ある爭議の解決の爲めに機關を設立し、又其の關係あるすべての事實について充分なる組織を與へて彼等労働者が公平なる待遇を受ける事を確信せしむるに非ざれば罷業權を使用せぬ様に肯諾せしむる事は出来ぬ。

換言すれば、産業改革の建設的政策こそは、罷業權の濫用を防禦する唯一の方法である。

## 第五章 一九二六年の總同盟罷業

一九二六年の所謂總罷業は合法的なりや否やに關しては、從來多大の論争が行はれた。

此の總罷業は各罷業者が正式通告を與へずして（殆んど全部の罷業者はかゝる行動をこつた）、其の仕事を遺棄したる故に、契約違反の責任あるものとして此の事件を法廷にて取扱ひ得るものである以上、不法行爲と見做すべきであつた。然しこれは罷業が不法であつたといふ意見を有する徒輩の云ふ意味とは異なり、彼等が云ふのは罷業を敢行したる労働組合の領袖等は一定の犯罪を犯した者にしてこれに對しては彼等を起訴することが出来たといふ意味である。

組合の規定により罷業を決定するには投票其の方法により全組合員の承認を得べき事を定めてある場合には、同盟罷業を命じた幹部の行爲は不法であり、裁判所は組合員の請求により罷業の中止を命ずる事も出来る。規定に違反して支給された罷業手當は恐らく返還を命ずることも出来たらう。

然し、領袖連を他の理由を以て檢舉し得るや？ 彼等は一八七五年の法令（犯罪行爲に對して）及び一九〇六年の法令（私法上の損害に對して）による免除令によつて保護を受けて居つたか？ 若しも「労働爭議の企畫或は之が促進遂行の爲めに」罷業を起したならば、組合規則の違反行爲以外の理由で彼等に責任を負荷せしむることは出来ない。そして彼等の根本的目的は、炭坑爭議に於ける炭坑夫の正當の理由を遂行促進することにあつたといふ事

は大多数の人の等しく同意する所であらう。争議に直接関係のない多数の労働者を罷業に参加せしめたこの單なる事實を以て、彼等の免責を失はず事は出来ぬ。何故ならば、事態は既に引用した所の一九〇六年の法令の第五條が適用されるからである。

然し、彼等の目的は唯單に労働争議の遂行促進に過ぎなかつたに云へるか、或は又、彼等は政府をして強ひて彼等の専横に屈せしめ、或は政府をして辭職するの已むなきに至らしめんとする一段進んだ目的を有したりしや。果して然らば、此の事態は『労働争議の遂行を目的とする』行動に對してのみ規定されたる免除令を彼等に適用するを不可ししないか。

若しも、罷業が成功したりすれば、其の必然の結果は政府の権限を左右するか、或は政府をして辭職するの已むなきに至らしむるか何れかであつたであらう。然し、責任ある罷業の指揮者連、或は彼等を督勵したラムゼー、マクドナルド氏、或は労働庶民の群衆は事態を斯くの如く觀察しなかつたに推測しても誤ではない。彼等は唯炭坑夫の正當の理由を遂行する爲めに行動してゐるに過ぎぬと思考して居た。而して、總罷業が土曜日に布告されるや否や、直ちに協議の破棄をなさずして日曜日の真夜中まで彼等と協議を續け、其の結果ストライキを終息せしめ得る様な協定が實際上出来た時、他の無關係の理由により協議を打ち切りたる政府の行爲を見るに及んで彼等指揮者は此の見解を一層力強く抱くに至つた。政府自ら彼等を斯くの如く取扱つたので、彼等は現在絶望的な非立憲的行動をしてゐるを考へる事は出来なかつた。彼等が彼等自身の行動に就て、其の全意義を理解して昏迷に暮れたのは、罷業が開始された後に於てであつた。罷業は其の性質上純産業的にして政治的のものではない事を彼等は聲高に主張

した。然し、彼等の誤謬は彼等を失脚せしめ、罷業の急速なる瓦解を齎らすに與つて力あつた。

若しも吾人が罷業の指導者連を、彼等の行動の當然齎すべき結果に依らず、その動機により判斷するならば、彼等の目的は純然たる『産業争議の遂行促進』に在るものだから、彼等は一八七五年並に一九〇六年の法令の規定により責任を免除されるものであつたといふ事を結論しなければならぬ。

他の方面より考察するに、若しも罷業中この問題が法廷に提出され、罷業は果して政治的目的を有してゐるや否やに就て判事及び陪審員が決定を求められたならば、彼等の解答は恐らく否、否、確に肯定的であらうと思はれる。而して其の場合に於て公平なるか否かは知らぬが判決は罷業指揮者にまつて不利であり、彼等は『損害額の全額』を賠償せしめられるであらう。

全然専門的見解を以てすれば、果して労働組合の指揮者連は法律上責任を負ふべきや否やといふ事は疑はしいかも知れない。が、實際的に解釋すれば最近の罷業も及び將來行はるべき同性質の罷業も、現行法規の下に於てさへ恐らく法廷では苛酷な審理を受けたであらう。

事態は斯くの如きものだといふ意識が(ジョン、シモン)郷はかくの如き理解を罷業指揮者に與へた。罷業を終結せしむるに與つて力があつた。法律を改正することなくして、又經驗により、此の大なる誤謬を繰返さずにするべきが出来なくとも、以上に述べた様な自覺の爲め、將來に於てか、る重大なる誤謬を繰返すことは實際上不可能であらう。然らば何故に新法律を必要とすべきか？

俗人は正式の法律を猜疑の念を以て評してゐるが、正式の法律に關しては茲には止める。然し、總罷業に對して

眞の意義を與へ又總罷業をして吾が産業史上に於ける分岐點となしたのは、正式の法律の趣旨ではない。眞正なる意義は此の挿話が好戰的手段の愚なるこゝを有力に表示し、そして和解し得られざる左傾論者以外の人々の精神をして進歩の道程に轉せしめた處に存する。

總罷業は第一に、労働組合指揮者連及び其の組合員の大衆は、何れも根本的に法規を遵守した云ふ事を表示した。彼等は偶然にも、望みなき非立憲的地位をさまよつてゐるこゝを理解した時に、彼等は途方に暮れたのである。彼等は、勇らしくも闘争を擲つて全く相手に降り、彼等の間違つてゐた事を公然と自覺した。罷業は終始一貫して全く暴舉を見ざりしは、世界の稱讃して止まざる所であつて、英國の労働組合主義者は決して革命主義者でなかつたといふ事を證據立てるものであつた。

次に罷業は、充分に組織立つた現代の國家に於ては政府の財力は如何に豊富にして、且つ政府は丁度大戰の時に於けるが如く、社會的危機に於て如何に自信を以て誠忠なる各階級の國民の協力を喚起し得るかを表示した。罷業は社會が斯かる危難に際して完全に自衛自護するこゝが出来、又、忠誠にして法律を遵守する國民の間に於ては、或る夢想者が想像した様に混亂状態を容易に醸生するこゝの不可能なるこゝを表示した。

第三に罷業は、機械力に信頼するものは、機械の運轉に従事する者の意のまゝ、になるに總罷業の提唱者が力説したのは誤謬であつたといふ事を示してゐる。それは曾ては眞實であつたかも知れない。それは戦争と自動車及び無線電信の發明が男女兩性、凡ゆる階級の者に機械に關する智識及び興味を養成したる今日に於ては、確かに眞實ではない。機械的職業は最早秘密事ではない。機械的業務に従事する労働者は、彼等が目下受けて居る尊敬や報酬より、

より多くの夫れを受くる價值あるものである。然し彼等は缺くべからざるものでない。一言を以てすれば、吾人は彼等なくとも生活し得るものである。

總べて此の様な事實を總罷業が表はした。斯くも明確に表現されたので、斯かる事態を了解し得ざる者は一人もなかつた。又以上の事實の爲め若しも他日總罷業が企てられ且それが如何に突發的に布告され又如何に細心の注意を以て企畫されるこゝも、此の企畫は確かに失敗に歸するだらうといふこゝは明白になつた。而して、單に斯かる理由の爲めに、總罷業の再發は絶対に——鬼に角吾人の生存中にはあり得べき事でないといふ事は間違ない事實である。労働者を公平に待遇し、彼等の苦難を救ふ途を講ぜずして、労働者をして絶望的救助方法を執らしむるに至つた場合以外には、斯かる不祥事が再發するが如き事は到底不可能である。

若しも然りすれば、吾人の勢力を無駄に消耗して最早眞實ありさうにもなき危難を防ぐ爲め障壁を築く必要は明らかでない。死せる龍に對抗する爲めに吾人の刀劍を振り廻すこゝは愚である。吾人は今猶、生ける龍即ち協力及び各自の責任分擔觀念の樹立を障害する偏見、嫌惡及び恐怖といふ龍に對して吾人の刀劍を必要とする。

然し、總罷業及び久しきに亘つて繼續されたる炭坑争議の最大なる收穫は労働者の最も信任ある指揮者連や多數の農民の間に、好戰的態度といふ信用なき手段を破棄し、發展へのより適當なる手段を講じ、斯くして労働組合は産業上より多くの責任と權力とを獲得し、大いに富を生産するこゝによつて可能とせらるゝ、より多くの報酬を得むこゝの熱誠なる觀念を生じたこゝである。

各階級の労働者をこの窮境に誘致したる手段に就て、彼等が全くあきくしてゐるこゝは總罷業以後協議された



る多くの新規の契約の中に表現されてゐる。斯かる事實は炭坑地帯に樹立されつゝある新規の獨立組合に現はれてゐる。斯かる事態は一時的には労働組合運動を虚弱にするこいふ望ましからざる結果を生ずるかも知れないが、畢竟、健全なる見解を有する者を勝利に導くであらう。其の嫌悪は又、自由労働組合主義者聯盟の組織にも現はれて居る。此の聯盟は組合政策實行の指導権を得んことを決議した。

指揮者連に關しては其の二三を説明し同時に、争鬪的政策に對する彼等の非難を陳述することゝする。嘗ては好戦派の強者として認められたるシ・テー・クラムプ氏は其の一人にして、彼は、先づ各種の産業を破壊状態に陥れ斯くして營業の立行かぬ様にすれば産業は政府の手に歸するが故に社會主義は實行されることを信ずるが如きは愚の骨頂なりとして社會主義者を誡しめてゐる。『灰の塊を征服すること』は何の價值があるか。彼は質問を發してゐる。又、フィリップ・スノーデンも亦一九二七年三月の罷業を非難してゐる。『罷業は其の結果に於て望まじきものなりや、罷業は輕々しく企畫さるべきものなりや。而して、幾多の犠牲と争鬪に要する費用に相比例した結果、或は利潤を生ずるものなりや。此の質問に對しては、一つの解答が與へられる。而して其の解答は、罷業は國際間の戦争の如くにして兩者は何れも損失を蒙むるものである』と。

最後に（何となれば引照には制限があるから）労働社會に於て非常に尊敬されてをる、マーガレット・マックミラン嬢は次の如く斷言してゐる。『舊式の好戦政策は恐らく或時代に於ては有効であつたらう。其の時代は既に經過した——労働者に對しても又雇主に對しても』と。而して彼の女は單に罷業のみならず生産を制限せんことをあらゆる手段を非難し、罷業に關して云ふ所を聞けば、『罷業をやれば労働者は先づ第一に彼等自身の階級及び其の子供等を殺すものである。彼等は就中、食糧、住宅、衣服、書籍、家具を必要とし、換言すれば、多量にして一般的な生産の増加を必要とするものである。吾人は權力、事業及び富源を手段として抑制する道も盡きた。この状態は一階級に對しては、なく、あらゆる階級にも及んでゐる。それは破壊に吾人を導き、そして、最も貧乏なるものは最初に破産するのだが、他の者は之れに次いで破産する』と。

目下英國の労働團體の間に於て擡頭しつつあるものはこの新らしき精神と新らしき目的である。而して、この新らしい精神と新らしい目的とは、米國の労働團體の間に既に勝利をかち得て居る。それは傳統と偏見とに反抗して奮闘してゐる。それは労働組合に新しい活動形式を採らしめ、労働組合の勢力を新らしいより生産的な方法に向はしむ様な助力即ち積極的且つ建設的の助力を必要とする。かゝる進路を開發するのは總罷業の與へた機會を眞に利用する所以である。そして、總罷業の失敗によりて與へられた教訓である。

以上を要約すれば次の如く結論する事が出来る。

- (一) 法規を以て總罷業或は過去二三年間に出現した新奇なる形體を有する罷業行爲を取締ることには緊急に必要でない。何故なれば、かゝる形式の行動は今では不信を來し又この行動は労働組合主義を攻撃するの理由として一般的に認めらるゝに非ざれば、やがては全然破棄せらるだらうから。
- (二) 現在の法律及び政府の現下の力を以てすれば將來の紛擾争議を取締ることには出来る。
- (三) 合法的行爲にして除き得るよりも遙かに大なる困難を更に誘致し、他の軋轢の原因を醸成せざるが如き行爲を發見する事は不可能である。

(四) 好戦的行動に反対する新らしい精神は極左傾派分子の反抗に拘らず労働組合の中に勃興しつゝあるから、この際は軌轢を避くるこゝが最も重要なこゝである。

(五) 眞の救済手段は(A)この新らしい精神を向上發展せしむる爲めの道を開き(B)交渉の爲め一層有効にして信頼するに足る交渉機關を創立し、而して尙(C)鐵道組合によつて採用されて居る如き凡有る協調機關によつて解決し得るものは罷業的行動に訴へないといふ契約を奨励するこゝである。

(六) 罷業行動の新奇なる手段が危険を生ずるのは實際上皆に小數の産業に限られてゐる。此は即ち公益に關聯する産業であつて、此等の中に於てのみ電光的罷業或は同情罷業、或は公衆を相手に企てらるゝ罷業、政治的罷業、或は總罷業は重大なる結果を惹起するこゝも出來、或は公衆の秩序及び國家の安寧を威嚇するを得るのである。かゝる幾多の産業が好戦的目的を達するために利用さるゝの危険を全然度外視して、これを特別に取扱ふべき理由は、かゝる産業が就業停止されるこゝは、他の産業が就業停止さるゝよりも更に深甚なる結果を生ずるからである。然しかゝる産業に對し特別の取扱をして罷業權を禁止してはならぬ。何となればそれは労働者の交渉權の實際的根源であるからである。

(七) 労働組合法規の中には多くの變則や不完全なる點がある。それは何れも、法規が未だ労働組合の職能を正式に認めるこゝもなく、従つてかゝる團體が職權を行使する方法に對して責任を負荷せしむるこゝを得ないためである。かゝる變則を除去せんすれば、過去一世紀の間公認されたる原則を拋棄しなればならない。この事は非常に複雑なる改革であるから労働組合主義の指揮者等と共に共同して徹底且公平なる研究を遂げたる後に非ざれば實

施さるべきでない。

依是觀是労働組合法を取締らんとするのは愚且つ無分別、危険なるこゝであり、そして、この企畫が吾が英國の史上に於て最も悲惨なる産業上の争鬭に捲き込まれたる政府によつて實施さるゝ時には危険は更に危険を生むであらう。

政府は斯かる意見を抱いてはゐない。政府は労働争議及び労働組合議案を提出した。この議案は次章に於て研究審査するこゝに、する。

一九二五年に、ボルドウィン氏は熱心に訴へて産業上の平和の爲め、争議の原因を除去する爲め政治的課税に關するマツクイステン法案を撤回せしめた。果して産業上の平和は現下に於ては一九二五年に於けるよりも、より必要なりや否やつき彼は如何に考へてゐるか。現在は過去に於けるよりもより必要なりといふ意見を有するならば、何故かれの政府は自らマツクイステン案の心髓を適用し、更に論争を激昂とを生ずる其他の條項を附加したるかを彼れは質問するべきだと思ふ。

## 第六章 政府案及び罷業

新議案は其の内容よりも寧ろ遺漏の點が目につく。本議案は労働組合の建設的、協力的事業を阻害する障礙を除去する點に就いては何等の規定を設けてゐない。本議案は罷業によらずに公平なる解決を得る手段を講じて以て罷業を避けしむるが爲めに、組合組織の内容を改良する事に就ては何等の策を講じてゐない。其の議案は重要な公共

事業の特種の地位を少しも認めない。本議案は組合を批評する人々が労働組合に向つて高唱するいかなる攻撃手段をも取締らうとはしてゐない。一定の場合以外には、本議案は労働組合員に組合の一人としての特権を充分に享有せしめ、或は彼等が忍従するものと思はれる「暴政」即ち保守主義者が常に非難攻撃してゐる「暴政」に對し彼等を保護する爲めには何等の努力をしてゐない。一九〇六年の法令が規定せし労働組合の責任免除は、常に産業上の不安を醸す主なる動機なりと、保守黨の演説者によつて口を極めて非難攻撃されて居ることは云へ、議案はこの責任免除を一定の限度以上に撤廢してゐない。

議案は八條文より成つてゐて、第八條は定義の外は全然形式的なもので第一條に於て論じて差支ない。第四條は政治的課税といふ全然特種なる題目に關聯して居るもので、章を改めて別に論ずる事としよう。他の條文にすべて労働組合の權能、特に罷業の糾合命令執行方法に關聯してゐる。主要なる條項は第一條であつてこれはこの議案の心髓であり且つ根本である。この條は詳細なる研究に値するもので、他の項は簡單に検討することにする。

## 第一條

第一項 罷業者が就業する一職業或は、産業内に於ける労働爭議を遂行する爲めにする罷業に非ざれば、政府を強制する爲め或は社會又は社會の主要なる部分を威嚇する爲に企てられたる罷業はすべて違法なり。而して斯かる不法罷業を遂行促進し、或は後援するため、或は罷業を始め、或は罷業を繼續し、或は資金を提供するは違法行爲に非ず。

前項にある一職業或は一産業内に於ける労働爭議とは、其の職業或は産業に従事するもの、就業失業雇傭期限或は労働

條件に關する其職業或は産業に於ける雇主對労働者或は労働者對労働者の爭議のみを云ふ。

第二項 本法により違法とさるる罷業を開始し、教唆し、助成し、或は之れに参加する者は略式判決を以て十磅以下の罰

金或は三ヶ月以下の懲役若は正式判決を以て二ヶ年以下の懲役に處す。

第三項 一九〇六年の労働爭議法及び一九二〇年の緊急權法第二條第一項の第二但書は本法による違法罷業の企畫或は助成行爲に適用することを得ず。而してかゝる行爲は労働爭議の企畫或は助成の爲めの行爲なりと之を看做さず。

第一注目すべき事は本條は單に罷業に就て規定するのみで、工場閉鎖に就ては規定してゐないことである。その片手落なることは全く明瞭の事であるから、保守黨員は既に本條項に兩方面の規定を設くべき動議を豫告した。そしてこの發議は承認されるかも知れない。然し吾人が知る如く、議案の内容を兩面に亘つて規定することは、或は驚くべき結果を生ずるであらう。而して如何なる場合に於ても法案の起案者は權力の濫用に關しては雇主を取締る意思なく労働者のみを取締らんとしてゐる。

工場閉鎖にして政府を強制し、或は社會を脅嚇する爲めに、企畫されることは決してない云はれてゐる。然して、これは眞實であらうか。自由黨、労働黨合同政府が提唱した炭坑業再組織の計畫を想像せよ。炭坑主連が一致して其の企畫を承認するよりは、寧ろ彼等の炭坑を閉鎖しよう云ふ事を發表する場合を想像して見よ。かゝる場合の工場閉鎖は「労働爭議を遂行助成する爲め」にするものではないであらう。然しこの行動は政府を強制する行爲であらう。全炭坑主は二ヶ年以下の禁錮に處せらるべきであらうか。

第二に注目すべきことは本條項は英國の法規中初めて或特種の罷業を「違法」なりと斷定したことである。從來

法律は労働作業を停止するの行爲を不法なりと看做したことはなかつた。違法行爲が労働作業の停止の後に行はれたる時に限り法規は之を取締つてゐた。従來は法規は罷業を命令した行爲に對しては、罷業の結果に對して労働組合役員又は資金に責任ありや否やを規定するのみであつた。今やこゝに初めて一個人が單に其の労働作業を停止した行爲に對して罰金や禁錮等の刑罰が課せらるゝ事となつた。これは従來の法規の原則を離脱した著しい點である。

若しもかゝる罷業が違法行爲と見做さるゝならば『罷業』といふ言語に定義を下すことは最も必要である。これ迄は本定義は必要ではなかつたが、この議案に於て本定義は絶対に必要である。この定義は議案の末項たる第八條に簡單に説明されてゐる。

この法令に於て「罷業」といふは被雇傭者團體が、一致して作業を中止する事、或は多數の被雇傭者又は多數の被雇傭者たりしものが作業の繼續、若は就業の承認を通謀し又は暗黙の了解の下に拒絶する事を意味する。

この定義は第一條と關聯して興味ある結果を誘致するであらう。何故ならば、この定義は決して週末支拂を受くる賃銀労働者或は、労働組合の組合員にのみ限定されてゐないからである。

炭坑業の管理人等の一團が、共同一致して再組織に關する提案により執務するよりは、むしろ仕事を放棄するを是としたる場合を想像して見よ。この行動は本定義によれば一個の『罷業』であらう。而して彼等の行動は労働争議の遂行促進に非ずして、又『政府を強制する目的』なりとして解釋し得る故に、彼が等は第一條により『二ヶ年以下の禁錮』に處せられるであらう。

或は又更によい例を引照すれば海軍省の幹部（譯者註、英國の海軍省の委員は目下六人より成る。其中中フアースト、ロード、オブ、アドミラルティーは海軍大臣にして無論國務大臣なるを以て貴衆議員中より任命し他は一人を除き皆海軍武官なり。第一武官委員はフアースト、ロードの最高顧問にして戦時は海軍の編成配置を司り結局總司令官なり。第二武官委員は海軍人事部長にして第三武官委員は海軍監督も稱し艦政部長たり。第四武官委員は運送給炭其の他の庶務を司る。最後に文官委員は國會議員にして工部所屬文官を統轄す。此の外に他省と同じく政務次官と事官次官とあり。）が労働黨政府の海軍政策に反對して辭職する場合を想像せよ。これは『被雇傭者團體の一致して作業を中止すること』であるから一の罷業であらう。この行動は労働争議の助成の爲にするものではないからうがこの行動は政府を強制する爲めに目論まれたものであらう。それ故に各委員は『二ヶ年以下の禁錮に』處せらるべきであらう。この場合は疑もなく新法案の中に包含されてゐる。豫期せざる結果が何れ程多く新法案によつて誘致されるかは唯神のみが知つてゐる。起草者と雖も之を知らない事は確かである。

若しも本法案が兩面に跨つて有効なる様に作成さるべきならば、罷業の定義は工場閉鎖にも適用されるべきであらう。

「工場閉鎖」とは雇主團體が共同一致して仕事を提供するを拒絶し、或は現在雇主であり或は雇主であつた者が雇主として職業を提供する事を意思を通じて或は一般に了解の下に拒絶するを意味するものである。

斯かる定義をすれば、政府側の豫期せざる驚嘆すべき結果を誘致するであらう。然し裁判官は、起案者の意志を推測せずして、法規の原文通り解釋しなければならぬ。

罷業（或は工場閉鎖）が法規違反行為と断定される前に、其の性質は果して何であるを起草技術上出来る限り明確に了解せしむるは重要な事である。罷業（或は工場閉鎖）は二つの特性によつて識別されなければならない。即ち一は罷業者が従業して居る産業に於ける労働争議の遂行促進以外の目的を有するもの及び、二は政府を強制し、或は社会或は社会の實質的部分を脅迫することを企畫するものである。

最初に見た丈では此の二重の要件は總同盟罷業の様な特殊な運動を禁止する場合にのみ限定せられ、一般の罷業を含まないが如き観がある。之が恐らく起草者の意思であらう。政府を強制し、或は社会を脅迫することを企畫する罷業でさへ、若しも罷業者が従事せる産業に於ける労働争議の助成遂行をのみ其の目的とするものであつたならば、形式に於ては法規違反行為ではないであらう。然し事實斯かることは保證出来ない。

最近に於ける炭坑罷業、或は大規模な鐵道罷業の如く、政府及び公衆に對して非常に不便を生ずる罷業の場合を想像せよ。かゝる罷業は若しも何らかの意味あるものならば、確かに社会を脅迫する爲めに企畫されたものである。罷業は労働争議の外に他の目的、即ち炭坑の國有化、議會の補助金繼續、或は社会主義者の理想促進の如き目的すらも有して居たさいふこは容易に了解出来る。顯要の地位を占むる評議員等がした幾多の演説及び労働組合の指揮者連の演説により、彼等の引用する文句により罷業の最後の目的は資本主義の崩壊を惹起することであつたさいふ事が解るだらう。若しも評議員が判事及び検事を納得させることが出来たならば、損害を蒙りたる産業に従事する各労働組合指揮者及び、罷業中の各労働者は、一二年迄の懲役等の苛酷なる刑罰を受けたのであらう。

斯かる刑罰を免がれる爲めには、罷業は左記の何れかの事項に該當しなければならぬ。

- (1) 單一の職業或は産業内に制限せらるべき事
- (2) 陪審官の意見により其れが労働争議より外の目的を有せざる事
- (3) 政府を強制する爲めに目論み、或は企畫せられざるべき事
- (4) 社会或は社会の實質的部分を脅迫する爲めに目論み或は企畫せられざる事

現在凡べてかゝる事情は曖昧にして不確定のものである。かゝる事情はすべて陪審官の常識に委せられてゐる。そして多くの陪審官は労働組合に對して偏執なる態度をこつてゐる。實際本法案より生ずる最も複雑なる問題は略式裁判によりて治安判事により決定さるべき様思はれる。之等の要件を反對の立場より考究して見よう。

先づ最初に『社会に對する脅迫』とは何を意味するか。本法案は第三條に於て脅迫の定義を與へてゐるが、それは第三條のみに適用されるもの云はれてゐる。其の他何等の定義を與へず又一般の人々は何故に一語句が同一の議案の中の二つの條項に於て二つの異りたる物事を意味するかを解し得ない様であるから、新議案に關係あるもの及び之れを切に了解せんことを望むものは、第三條に於ける定義は同時に第一條にも適用されると思ふであらう。然して本問題は法廷に於て判決が下される迄は解決する方法がないであらう。第三條に於ける定義によれば脅迫とは『個人又はその家族のものが危害を受くるの懸念を合理的に感ぜしむるこゝ』であり、そして『危害の懸念』とは『ボイコットの恐怖』『物品の損失』『嫌厭、嘲弄或は侮辱を受くる懸念』等を包含するこゝ定義が下されてゐる。たゞ『脅迫』とは第一條に於ては前記の事態を總て意味しないにしても、こゝは『損害或は損失に就ての合理的恐

怖』を意味するこゝは確な事である。

其れ故に、罷業が其の性質如何によらず、社會の實質的部分をして損害或は損失に對する合理的恐怖を感ぜしむるならば、その罷業は違法行爲と判決せられ、従つてそれぞれの刑罰に處せらるゝ危険がある。然し『社會の實質的部分』とは果して何を意味するものであるか。明かに鐵道會社の株主、鐵道の定期乗車券を有する者、及び鐵道便にて貨物を發送せんと欲する人々は社會の實質的部分である。鐵道罷業の際には彼等はすべて損失に就て『合理的なる恐怖』を感ずるに違ない。故に鐵道罷業は『社會の實質的部分を脅迫する』として若しも陪審官が罷業は労働爭議の遂行助成以外の目的を有するものなりとするに於ては、罷業は違法行爲にして、あらゆる労働爭議役員及びあらゆる罷業者は——五十萬の數に達する——監獄に投せらるゝこゝになるであらう。

斯かる事情はたゞに鐵道罷業のみならず、其の他の大規模な罷業、假令單一の産業内に限られたるものに於ても適用される。紡績會社の株主は紡績業の罷業の際には『損失に對する合理的の恐怖』を感ずるこゝろの『社會の實質的部分』である。

若しも第一條に於て、『脅迫』とは他の何等か異なる意味を有するならば、吾人はこの語句の意味を的確に知らなければならぬ。そして吾人は單に演説で聞くのみでなく新議案中に於て『社會の實質的部分』とは何を指摘するものなるかを明瞭に知らなければならぬ。事實が證明するが如く、其の條項は寛容すべからざる程の杜撰な起案であつて之を法廷が適用されるならば最も危険なる解釋をすることになるかも知れない。

合法的罷業たらんためには、罷業は又『政府を強制する爲めに目論まれ或は企畫』されてはならぬ。扱て『目論み

或は企畫する』とは何を意味するのであるか。これらの二つの語句は同じ事、即ち罷業者の故意を意味するものであらうか。然りしすれば、一語句を以て可なるべきに何故二つの語句を使用せるものなるや。或は『カルキユレイテッド』とは『傾向ある』といふ漠然たる普通の意味に使用せられてゐるのであらうか、後者に於ては、政府を強制する爲めの意志を有し、或は其の結果を齎す傾向ある非合法的といふ意味であらう。これら二つの事は非常に異なる事であらう。斯くして、現法案は常に總罷業を中止する爲めに目論まれたかも知れないが、如何なる規模の罷業に於てすべての労働組合を非常に危険なる地位に置き、又は労働組合をして陪審官及び判事の意のまゝに委せしむるこゝいふ結果を生ずる傾向がある。

更に合法的罷業たる爲めには罷業は陪審官の意見によつて、單一の産業區域内の労働爭議の遂行助成以外の目的を有せざるものなる事が判明しなければならぬ。罷業は一個の労働爭議より發生すべきものといふ丈では充分ではない。是れ迄の法規に於ては此れにて充分であつたとしても、現下の政府に對しては充分でない。罷業は如何にかけ離れた又は間接のものでも、他の目的を有してはならない。或は寧ろ陪審官が罷業は他の目的（爭議の遂行助成以外の）を含むを考ふるものであつてはならない。若しも陪審官が罷業の發起者連が不安を増大し、雇主の地位の擁護を難くし、或は又他の職業或は産業に従事する労働者を援助することに希望するものとし、且罷業は株主の如き『社會の實質的部分』をして損害或は損失に對して『合理的な恐怖』を抱かしたるものとして認められたらば、罷業は違法行爲なりと斷定される危険が充分あるのである。

最後に處罰を免がれる爲めには罷業は單一の職業或は産業区内に制限せられ又は其の産業に従事する雇傭人の勞

働条件にのみ関係したものでなければならぬ。この條項は先づ第一に同一産業に従事する労働者が争議に直接加  
擔せざる場合を除きては、あらゆる同情罷業を禁じてゐる。それ故に若しも彼等労働者が彼等の仕事を放棄するな  
らば『同情』罷業者とされる。一九〇三年に保守黨政府の任命せる勅定委員會は其の獨自の意見により同情罷業は  
禁止するを得ず、又は禁止せらるべきでないを思考した。現政府は前以て調査もせず或は討議もせずこの判断を  
廢棄した。何故に廢棄せるやを推測するに、總罷業は同情罷業としたからであらう。本法案はたゞ同情罷業が政府  
を強制し、或は社會の實質的部分を脅迫する爲めに目論まれ、或は企畫されたものなることがわかつた時のみ、そ  
れを違法なりと見做すのである。然し吾人は、如何に罷業が合法的に企てらるゝにしても、極めて容易に此の但書  
の適用を受しめを得る事を既に體驗した。

若しも罷業が『單一の職業或は産業』に制限されべきであるならば、法案は一職業或は産業は何を意味するかを  
確實に斷言すべきである。然し此の爲めに何等の方法を講じてゐない。而してこの事實は別に驚くに足らない。何  
故ならば、もしもかゝる方法が講ぜられたとすれば、最も複雑なる産業問題の一にして洵に至難なる區別の問題に  
よつて惑はざるを得ないからである。かゝる錯綜せる諸問題の裁決を陪審官に委すべきであらうか。

推測するに『職業』は技術を有する職、或は専門技能を有する職を意味し又は『産業』とは機械技術の工業とか  
建築工業とかいふ如き、或る單一の目的に向つて作業する技術及び製造方法の集合を意味するものである。法案の  
起草者が、もし確定した觀念を有してゐたならば、労働組合には二個の異なる種類があることが解る筈だ。即ち  
(一)多數の産業に使用されてゐるが、單一の職業或は技術に關係するもの、それから (二)いかに多數の職業

(技術)が專屬してゐても一個の産業に従事するすべての労働者を包含するものがあることを理解し得たであら  
う。而して起草者は單一の技術組合に屬するあらゆる労働者に對して、或は單一の産業組合に屬するあらゆる労働  
者に對して罷業を制限せんとする意志を有して居たかも知れない。彼等はこれを意味したのであらうか。法案の起  
案者でさへも恐らく知つて居ないだらう。陪審官は例の如く此の事をも判決しなければならぬだらう。

一、二の例を示せば、この規定が非常に不可解である事が解るであらう。  
煉瓦工の組合に於て、煉瓦工の賃銀に關する一争議が起つた場合を想像して見よ。煉瓦工は建築工業に使用され  
る。然し彼等は又機械工業及び鐵道工業に使用される。故に一職業に於ける『労働争議』て又三つ(或はそれ以上)  
の産業に於ける労働争議と云ふ場合がある。かゝる幾多の産業に於けるあらゆる他の労働者は、法案の刑罰を受く  
ることなく罷業を企て得るであらうか、これは説明することは非常に難かしい。本法案は各労働者は單一の職  
業、或は一個の産業に従事して居るものと假定してゐるが、然し一個の職業に従事して居るものにして三個の異な  
れる産業に従事し居る労働者が澤山あるのである。これに對して陪審官は何を解釋すべきか、かゝる三大産業に従  
事する他の労働者全部が同情して罷業を企てる行爲は合法的であらうか。何故ならば、罷業は『其の産業は其の産  
業に従事する人々の就業に關係』するからである。これは非常に廣汎な争議であらう。而して若しも、技師が罷  
業を始めたならば、他の産業に従事して居るものと雖も、技術工業に従事する労働者は全部この罷業に参加しても  
よいであらうか、その場合に於ては、吾人は總罷業に酷似せる状態に遭遇しなければならぬ。而してその罷業  
は損失に對する『合理的な威怖』を興るることにより『社會の實質的部分』を『脅迫する爲めに企畫された』とい

ふ單純な理由で罷業行爲を斷定することは出来ない。何故なれば、各罷業者は『其の職業或は産業に従事する人々の就業に關してゐる』問題に基いて罷業を企てたものであるといふ事を公然に主張することが出来るからである。

それ故に一方新法案は單一の産業に生じた合法的罷業を防止することが出来るが、總罷業に酷似せる罷業を防止するを得ないかも知れない。

次にアームストロング會社の様な大規模な會社を例に引いて見よう。この會社は數種の異なる産業に手を延ばし、そして數多の職業や技術を包含してゐる。彼等は多様の職業や産業に屬して居るこの理由の下に、すべての雇傭人が作業條件の向上を圖る爲め罷業することは違法行爲であらうか。若しこれが違法行爲とすれば、労働を中止する權利は非常に狭められる。若しも違法行爲でないならば、即ちこの罷業が合法的行爲とすれば、この事態はアームストロングの事業に使はれてゐるすべての技術及び職業に従事せる本會社以外の労働者に迄延長しても可なりとするのであらうか。或は又他の雇主連はアームストロング會社に同情を表して、その使用する労働者に『閉鎖』をくはせてもよいのであるか。而して斯かる事態を演ずれば『社會の實質的部分』は損失の『合理的な威怖』によつて脅迫されるだらう。そしてあらゆる社會のすべての重役連、あらゆる組合のすべての役員連及び罷業に参加せる全労働者連は二ヶ年以下の禁錮に處せらるべきであらうか。

合法的罷業を一個の職業或は産業に關するものに制限せんとしたため、法案の起草者は非常な混亂状態に陥り、而してこの法案をして全く運用し得ぬものとした。

これは従前よりの明確なる方針を破棄したるが爲めに受くる懲報である。即ち罷業或は労働の停止のみにては違法行爲でなく又は違法行爲と見做さない事、及び罷業或は労働停止の結果生じた違法行爲に對しては法規が組織團體に對して、的確な權限と責任とを與へて居ない限り個人を處罰すべきであつて、斯かる組織團體を處罰すべきでないといふ方針を變へた、めである。

第一條の最後の項目に於て、一九〇六年の法令は『違法』の罷業に適用すべきでないといふ事が記されてゐる。然しこの新法案によつて効力を失つたのは（民法上の損害に關する）一九〇六年の自由黨提出の法令ばかりではなく、労働争議の遂行助成の爲めする共同行動は其の行動だけでは犯罪でない事を規定したる一八七五年の保守黨提出法令も然りである。この法案は既に説明せられたる如く先づ法律上承認されたる『罷業權』を危殆に陥れるものである。そして一八七五年の法令を誇つてゐたジスレリ首相は墓の下で不満を抱いて居るに違ひない。何故ならば峻烈な刑罰を受くる新しい犯罪が、この條項に於て規定されたからである。これは一個人或は二三人の人々が犯し得ざる犯罪である。これは不定多數の人が企圖する時及び陪審官が豫見する事を得ざる様な結論に到達せる時にのみ犯罪となる。

略言すればこの條項はかつて議會に提出されたもの、中で最も醜惡困迷不統一且つ誤まれるものである。其の條文はその計畫したることを實行してゐない。又條文が豫め意識して居なかつた多くの不正をしてゐる。

然しこの條文は法案の眞實なる實體にして精粹である。若しも本條が其の目的を成し得ないならば、この法案は無用の長物となる。



## 第二一條

違法罷業参加を拒絶した組合員は除名又は利益の剥奪により懲罰さるゝ事なき旨を規定する第二條の長ましい條文を茲に掲載する必要はない。

この條項が違法罷業を明瞭的確に限定することが出来たならば、適當なる規則を稱することが出来やう。然しながらそれは不可能である。兎も角もそれは第一條に規定されてゐない。

本法案を辯護する者はこの條項は労働組合員が其の組合から不當な待遇を受けない様に此の保護するものなりと主張してゐる。この主張は一般的保護を與へずして、管組合員が違法罷業に加擔せよとの命令に服従せざりし爲め懲罰さるゝことを保護する所の第二條に基くものである。判決は陪審官の決定によるものであるから、何人も前以ていかなる性質の罷業が第一條により違法行爲なるかを豫測することは出来ない如く組合員もいかなる場合には安心してこの保護に信頼することが出来るかは解らないのであらう。だから第二條の保護は何等價值のないものであらう。

然しこの條項内に一つの顯著な特徴がある。この條項は、以前に規定されたあらゆる労働組合法令に關係なく一定の目的の爲めには労働組合に干渉する権限を裁判所に與へてゐる。換言すれば、本條は組合が純然たる自由意思の自治團體として取扱はれなければならないといふ事、永年承認されたる教義及び法律の實際運用から脱離せるものである。

本條項の最後には若しも其の當時この法案が法令であつたなら、違法たるべき罷業に加擔せざりし爲めに罰せら

れたる組合員は裁判所に對し賠償金を要求し得る權利を與ふる旨を規定してゐる。例へば一九二二年に幾多の激烈な罷業があつたが、其の罷業の際に組合から除名された一員は、一九二七年に於て組合に對して訴訟を起し、若しもこの法案が一九二二年に存せしならば、彼れが加擔することを拒絶したる罷業は違法なりしや否やの決定を裁判所に求むることが出来る。適及的立法制度は常に辯護の出来ぬものであるが、これは全く嘗て提案されたる適及的立法の内て最も醜惡なる條項である。

## 第三條

此の條項の目的は「罷業破りの監視」の濫用弊害を取締ることである。此の種監視濫用の弊害は時には非常に著しい事がある。即ち暴言を發し時には暴行をも敢てする暴民が罷業に加擔するを拒絶した労働者の住宅に押し掛け、労働者自身及び彼等の妻子に生命の危険を感ぜしめ以て最も偉効ある恐怖主義を行ふのである。

斯かる事體は明かに許すべからざるものである。そして法令は斯かる危険に遭遇せざる様各市民を保護する義務がある。斯かる弊害は現在の法規、特に一九〇六年の法令によつて適法なりとされてゐる。一様に信ぜられてゐる。然しこれは全く眞實ではない。一九〇六年の法令は罷業者が他の労働者を罷業に加入せしむる爲めに「穩健なる誘導手段」を用ゆるは合法的行爲と見做したのである。そしてそれは全く合理的の條項である。然し一九〇六年の法令は勿論他の法令も、其の名稱の如何に拘らず「罷業破りを監視すること」を法律上正當行爲と認められたことではないのである。否却つて現在の法規は―若しもこの條項を履行することが出来れば―總べて此の様な不合理な行爲を防止することが出来るのである。大罷業の激發せる時昂奮せる男女の群が法規違反の行爲に出づるを豫防するは

困難な事、此は實際上不可能な事である。法規の條文は其のまゝ、附録に全文が掲載されてゐる。そして此の條文を読む者は、この條文が其の目的を遂行する爲め全く適當なものなることを否定するものはないであらう。

然し政府はこれに満足の意を表してゐない。政府は法規を強固にすることを望んでゐる。そして脅迫の構成要件に就いて非常に廣き定義を與へ主として此によつて刑罰を峻厳ならしめんと努めてゐる。

冗長なる第三條を抽出簡略すれば政府の考へがよく解る。

自己の爲め或は労働組合の爲めに情報を得、或はこれを通ずる目的を有する者の偶然居る場所に、或は其の場所の近傍に當然に嘲笑さるべし云ふ威怖の念を抱かされる様な態度で立寄ることは違法行爲である。若しもこの條文が其のまゝ、法規となるならば、ロイド・ジョージ氏が衆議院に赴き、ボルドウィン氏をして嘲笑されるかもしれないといふ威怖の念を起さしむる様な演説をするのは明かに法規違反であらう。この條項は罷業破りの監視を濫用せざる爲、既定の完全なる法律上の保護を與ふるもので洵に價値ある規定である。

### 第七條

罷業に關係せる他の規定としては第七條があるのみである。第七條は檢事總長又は利害關係者に對し第一條による違法罷業のために労働組合資金の使用を禁止することを裁判所に要求する権限を與へてゐる。

本法案は利害關係者とは如何なる種類の人々なるやを説明してゐない。これは疑もなく判事が解決する事になつてゐる。然し凡らく罷業によつて脅かされる、雇主は皆利害關係者であつて、多額の費用を投ずれば漠然として且壓力性ある第一條の規定により、其の防止しようとする罷業を取締り得る方法を、法律辯護人に示すことが出来るて

あらう。この規定が訴訟上如何に展開するかは將來の問題である。

諸君は第一、罷業は労働争議であるのみならず、一般の人々には認識し難き或る潜在せる動機を有し、或は罷業は一個以上の職業、或は産業を包含せしか、及び第二、罷業は社會の實質的部分に對して損害に對する恐怖の念を當然抱かしむべく企畫されしかを説明し得るや。斯かる事件を起訴することは雇主側の利益たるや大にして、之れに對して尤もらしき後援を與ふることは非常に容易なことであらう。

大事件の勃發の際に一例へば、他日石炭採掘停止の危険接近する様な時には——檢事總長自ら法廷に立つて、斯く斯くの場合に於てクック氏は炭坑が國有になる迄は、罷業の跡を斷つことは決して出来ないだらう云つた故に採掘停止は國有化を期待するものを見るべき、又一個の労働争議より更に大なる意味を有するものを見るべきならばならない。更に罷業は政府を強制して或種の行動をせよらしめんとしてゐるか、或は又如何にして罷業は社會を脅迫する爲め企畫されたかといふ事を説明するであらう。

此の條項は單に罷業に關するものにして工場閉鎖に關するものでないことは注目するを要する。然し法案の一方的特徴は修正されることになつてゐる。其の場合に於て労働組合は雇主に對して訴訟を提起し、工場閉鎖の期間資金支出を禁止し、且つA、工場閉鎖(例へば石炭採掘業に於て)が賃銀上の單なる争議に止まらず、炭坑夫聯盟を打破するが如き幾多の他の目的を有することB、工場閉鎖は社會の實質的部分を脅迫する爲めに『目論み或は企畫され』たものであることを表示するのは、百萬の鑛夫や數百萬の家族が容易に出来ることであらうか。

斯かる訴訟は雇主と労働者間の親密さを如何に上手に増進させるであらうか。

そは労働組合を刺戟して如何に協力せしむるだらうか。

第一、第二、第三及び第七條の四ヶ條は夫々罷業を取締る爲めの政府案であることは疑もないことにて、これらの條文の根本的立法理由は、單に總罷業の再發を防止する爲めであつた。然し其の拙劣なる内容の爲め本法案は目的に反した事を法定するに至り、大罷業或は工場閉鎖を生ずる時は、必づ其の後種々なる困難を伴ふ申出や不斷の訴訟を誘致するに至つた。のみならず此は労働組合員の大團體を憤怒せしめ且つ政府との關係は悪化し、そして總罷業以降隆起しつゝ、ありし新らしき精神を抑制するに至るのであらう。本法案は毫も労働組合主義の幾多の眞正なる問題をも解決せんせせず惹起する見込もなき或事體の發生を防止するを主なる目的として感定されたのである。人類の愚を示榜するこれよりも馬鹿らしき記念碑が又こいつただらうか。

法案の他の三つの條文の中、政治的課税に關する第四條は追つて討議することとする。第五條及び第六條は労働組合主義と政府及び市政機關との關係に於て、新らしき且つ顯著な重要條件を規定してゐる。

## 第六條

本條は地方官憲及び其の他當局者は、労働組合員たる資格を以て雇傭條件をすべからざること、及び労働組合主義者であるの理由により労働者を如何なる場合に於ても耐すべからず規定してゐる。

此の規定は明かに被雇傭者は労働組合員たるべき事を規定した労働黨が多数を占めてゐる當局者の行動に制肘を加ふる爲めに規定されたものである。

表面に於ては此の條文は不合理ではない。少なくとも此は個人經營會社の被雇傭人が市營事業の被雇傭人(例へば市街電車の如き)と共に救濟資金を積立て勤務時間及び賃銀に關し交渉し、及び一般には「彼等の労働者の生活條件を保持、改善」するを禁ずるものではない。實際産業事業を營む自治市がこの點に於て同一事業を營む個人經營の會社と差別さるべき理由はない。倫敦縣會の電車委員會が倫敦乗合自働車會社と同様に、賃金や労働條件に關して労働組合と協議してはならぬ理由は毫もない。

若し本條は市營事業は如何なる場合に於ても營業停止をなすべからずとなすならば、本規定は異なるものとなる。罷業による營業停止をなからしめんため、主要なる公共事業に特別待遇を與ふる理由は充分ある。併しか、る特別待遇を與ふる事業は協議者としての組合を排斥すべきものでなく、又市營事業の労働者から組合員を排斥すべきものでもない。組合も立派に參與する機關を作つて事業を停止することなく争議を解決する様にせねばならぬ。

本條第二項は無警告罷業を起して市營事業を停止した市營事業の労働者に對し特別の刑罰を課すべきを規定してゐる。これは公私双方の當局者が、瓦斯水道及び電氣事業を取締る爲めの現在の法規の範圍を擴張したものである。何故に本法案の起草者はこの型に従つて起案しなかつたであらうか。如何なる理由により社會公共事業として、同様に必要なる他の電車事業を保護せずして、市營電軌鐵道事業に就きてのみ其の無警告營業停止を禁ずる規定を設けたるか。

此の條項に於て法案は吾人が全問題の核心をなしてゐる主要なる公益事業の問題を取扱つてゐる。然し本條項は事實に直面してゐない。其は誤まれる方法で事體を取扱つてゐる。其は眞正なる解決に近づいたものでない。

## 第五條

此の條文は政府に永久的に雇傭せられてゐる者、即ち文官は他の人々を包含する組合に参加し、又は他の團體に同盟し及び政黨に加入すべからざる事を規定するものである。換言すれば郵便配達夫及び文官書記は、自由に組合を形成することは出来るけれども、彼等は労働組合會議或は労働黨に加入することは出来ぬ。而して一官廳の書記は(例へば)一般書記組合に参加する事は許されてゐない。若し加入せる事判明する時は解雇せらるるものとする。

此の條項は恐らく文官は政治は全然關係を斷つべきであるといふ理由で辯護せられるだらう。法規を執行し其の公平なる態度によつて社會の信用を得なければならぬ高位の文官は、上記の理由により公けに政黨に利害を共にすることは避けなければならないといふ事は確かに動かすべからざる規則である。然し命令によつて多少の常務を掌り且つ責任ある決定を爲すを要しない比較的低級なる事務に従事する官吏にも、此の規則を嚴格に適用すべきであるといふ理由は何處にあるであらうか。

更に政府直營の特種なる職務に従事するものを、自治體或は私設會社が經營する同様の職業に従事するものから區別する正當の理由があるだらうか。政府の保險技師は保險技師協會に加盟するを禁ぜられ、或は政府に雇はるる辯護士は法律協會の會員たるを禁ぜられて居るであらうか。保險技師協會や法律協會は多くの點に於て労働組合に相類似せるものである。

吾人は政府に奉職する者の團體が、特定の政黨に加入することを禁ずるのは洵によいことだらうと固く信ずる。然し、責任ある決定をなす高位の文官等の場合に於て見る如く、彼等の自由を束縛すべき強き理由が存在するので

なければ、個人及び自發的に組織せる團體を全く自由にして置くべきである。

自治體に勤務する者の享有する自由を政府に勤務する者の課せられたる制限を對照すれば、論理的に之を説明することは實際難かしい。換言すれば斯かる條文は不必要にして徒らに憤怒を生ぜしむるに過ぎないもので意志に反した結果を齎す傾向がある。

x x x x x

如何に論争のある法案でも、大抵の場合には法案といふものは其の反對者ですらも賛成する様な條文を包含してゐるものである。が此の法案は既に陳述せる如く、吾が産業問題を解決する爲め實際價值ありと認むる條文は一つもない。或る條項は他の其れよりも有害の程度が少ないだけである。之れ以外に云ふことは出来ない。然し最も主要な條項にして法案の眞髓たる第一條は、全く有害にして且つ行使し得ざるものである。

第四條は未だ説明してないが、これは政治的集金てふ特種の問題に關するものである。

## 第七章 政治的徵集金

此の小冊子の最初に於て、労働組合は産業に關係する限り政治にも關係することに及び労働組合の意見を發表する政黨員を當選せしむる爲めに組合の資金と勢力とを利用する事は、眞正にして且つ避くべからざる事實であるここに指摘した。議會は今や『労働者の生活状態の維持と保護』に關する諸問題の考究の爲め最も多くの時間を費して

るのだから、労働組合の意見を發表しないのは間違つたことであり、労働組合が政治に干渉することになつてのみ組合の意見を確實に發表することが出来るのである。

實際、労働黨が結黨した遙か以前、即ち一八七〇年より一八八〇年に至る間、法制上労働組合の地位が確立された以前に於ては、労働組合の中にはこの目的遂行の爲めに其の資金の一部を使用したものもあつた。斯かる問題に對しては執行委員が決定する事になつてゐる。組合の當然なすべき仕事の一つなり見做し、組合員の票決によらなかつた。斯かる方法によつてアレキサンダー、マクドナルド、トマス、バート、ヘンリー、ブロードハースト及び彼等の後継者は何れも議會に列することが出来たので、他の手段では到底議會に列席するを得なかつたのである。組合は、其の組合員を當選せしむる爲め、組合資金を使用するの權利あり一般に認められてゐた。結局酒造會社は政治的目的に使用する資金——噂によれば相當巨額の金員——を有し株主の評議に掛けずして、使用することが出来た。そして、極く最近に於ては、雇主團體は、其の會員の承認を経ず、或は、彼等に反對するの機會をも與へずに、政治的目的に金を支出した。

然し、労働者が議席を獲得した當初に於ては、組合の資金は決して特種の政黨の自由措置に委せず、又組合は政黨に加入してはゐなかつた。組合は、特種の信條を支持する爲めではなく、組合の欲する特定の人を當選せしむる爲めに其の資金を使用した。斯かる人々は勝手に其の政治的態度を決したのである。即ち、彼等は實際には、總べて自由黨員であつたが、彼等が保守黨であつてはならぬといふ理由はなかつた。彼等が立候補するに當つて彼等はその政治的意見の爲めではなく、労働組合の意見を代表する爲めに労働組合から資金の供給を受けたのである。

斯かる事情は次の二の事情によつて變化して來た。其の一は、労働黨が結黨し、多くの組合は之れに加入し、労働黨は組合員の大部分が承認しない社會主義の信條を掲げるに至つたことであつた。第二の新しい現象は多くの職業に於て實際上組合員たるを雇傭條件の一となすことが出来たことであつた。

今や組合の政治的資金は特定の政黨を後援する爲めのみならず當られてゐる。而して、其の政黨の信條を承認せざる多数の労働者は、彼等の生活費を稼ぐ一條件として已むなく組合の會員となり、従つて彼等が贊意を表せざる政治的所見を發表する爲めに會費を支拂はなければならぬ立場に置かれてゐる。

一九一〇年に鐵道従業員合同協會々員ウキリアム・オスボーン氏は多年收納した資金を、協會が其の目的以外に費消した爲め、協會を相手として訴訟を起した。法廷は、組合が政治的目的の爲めに其の資金を使用するは、其の權限を越えた行動なりと判決を下した。之れは労働組合の職能を縮小した解釋を下したものと思はれる。然し、判事が宣告せる所は、これは法令であつた。若しも醸造會社の一株主が會社の重役達が政治に資金を使用するの理由により起訴し、或は雇主團體の一員が其の團體に對して、同様なる行爲（訴訟）をこゝるならば、裁判官は恐らく同様なる判決を下したであらう。

此の判決の結果は、創立後漸く十年にして四十名を越えたる議員を有し、將に議會に於て自己の勢力を發展せしめむとした労働黨を瓦解せしむるかと思はれた。眞に不正義なる行爲を忌避するが爲めに、其の當時の自由黨内閣は法律（一九一三年）を發布して、労働組合政策問題を新しき根據の上に置いた。其の法律は労働組合は其の資金を政治的目的に費消するも差支なき旨を規定した。但し（一）労働組合が政治的目的の爲めに會員から特種の會員を賦

課する場合、(2) 労働組合が其の会員の票決によつて會費を賦課するの権限を得たる場合に限るものであつた。斯かる資金は今や一個の政黨に對してのみ使用せらるることは確實なので、あらゆる労働組合員は政治的徴集金の收納を拒絶する機會を與ふべきだといふ事がここにも規定された。

其の法律發布以後二九二個の組合は、政治的資金積立の是非に關して秘密投票をなした。十八の組合は、資金積立に反對する者の投票数が多数であつた。過去十四年間に二回以上の投票によつて決議したものはたゞ九個の組合に過ぎなかつた。殆んゞすべての組合は、第一回の投票によつてその態度を決定した。

驚くべきことは、斯かる票決に際して、投票するものが少数であつたといふ事であつた。登録済組合に屬する三百萬三千三百十三名の會員中、投票せるものは其の全数の三分の一に達しなかつた。六十八萬三千二百七十二名は徴集金を是し、二十七萬二千三百九十四名は之に反對した。ある重要な地位を占むる組合にあつては、投票数は全組合員の一割乃至一割五分に過ぎなかつた。四十個の未登録組合中、四十七萬八千八百二十八票は徴集金に賛成し、三十萬五千八百四票は之れに反對した。

更に驚くべきことは徴集金の免除を要求するものが小數なりしことである。一九二五年の末に於ける投票の際には、二十七萬名が徴集金に反對したるに拘らず、登記組合に於ては十萬四千七百九十七名徴集金免除を要求したに過ぎない。

友愛協會の記録主任の報告によれば、政治的基金よりの支出總額は、戰時期間に於ては一組合員の平均支出額は一年につき二ペンス乃至三ペンスであり、一九一八年に於ては普選の爲め一年につき七ペンスに増加した。其の後

政治上の紛争が打ち續きたる年に於ては、平均支出額は再び四ペンス乃至六ペンスに低下した。そして、一九二二年及び一九二三年に於ける選挙のありし年には、一志及び一志一ペンスに増加した。此の期間に於ける全支出額は一九二二年にあつては二十七萬六千磅、一九二三年には二十二萬八千磅に上つた。後者の殆んゞ三分の一は炭坑夫組合の爲めに費消されたものであつた。

投票の際投票数が少いことによつて組合員の冷淡さが解るが、其れは組合員の大部分は政治的徴集金を嫌つてゐる證據である。數字は非常によく其の冷淡さを示すといふことは疑もない事實である。然し裏面より觀察すれば、組合員の十分の一以下の数が納税に反對して反對投票を爲したのだと云ふのはより公平であらう。組合の幹部は全く醸造會社の重役と同様反對者が不在場合は之を賛成と見てゐる。

徴集金免除を要求した組合員が少數なる理由を明かにするは更に一段と重要なものである。一般の報告によれば或る組合及び或る地方に於ては、組合員が徴集金納付を拒絶する事を実際上不可能ならしむる手段として納入を肯ぜざるものは、實際上一組合員としての特權を剝奪され、組合の幹部は、彼れの就職をあらゆる方法を以て妨害する——彼れをして就職申込をなす日の來るを待たしめ、其の役員の交付する申込用紙の外、他の申込用紙による就職願書を拒否し、或は申込用紙は倫敦の本部より送達せられないといふ様な口實を以て妨害するのである。勿論、組合役員の寵を失ふものを苦しませる方法は澤山ある——これに對しては救済の手段もなく、嫌でも此に遭遇しなければならぬ。組合員が資金を供給する労働黨に反對の投票をなす労働組合員の數は、徴集金納付の免除を要求するもの數よりも遙かに大多數であるといふ事は如何なる場合に於ても確實である。

組合員が信用しない様な理由で、會費を納入せしめるに壓迫するのは疑ふ迄もなく、間違つたことである。若しも、納入免除を要求する組合員が、特權剝奪或は特權免除を多少にても受けるならば、徴集金に關する規定を設けてゐる法規を直接侮辱するものである。

斯かる困難を除くためには、納入不承認に代ふるに納入承認を以てすれば可なりと頼りに唱導せられてゐる。これは法案の第四條に於て規定せられた方法である。本條に依れば、組合員が政治的徴集金に資するの意志あることを書面にして組合事務所に送達したるに非ざれば、此の徴集金を納付する義務あることは認められない。そして、彼れは何時にても、此の同意を取消すことは自由であつて、此の取消は翌年の一月一日から有効になるものである。此の條項は更に政治的的目的の爲めの組合の支出額は、政治的的目的の爲め徴集された金額に嚴かに限定さるべきであつて、此の徴集金は全く別途會計をなすべきものであるとしてゐる。

從來に於けるより、より一層組合の會計につき嚴格に取締監視するにあらざれば、此の目的を確保することは出来ぬ。而かも、條文には何等の規定を設けてゐない。明かにこの變更は法律が從來企てたよりも、遙かに嚴しい干渉を、組合の内規に加ふるものである。それは百年の間保持されて來た無干渉といふ傳統的政策を、半ば無意義に打破したものである。

政府が此の條項を提案した動機の中には、疑もなく組合の収入を減少せしめて、政治的に労働黨の勢力を殺ぐことであつた。第四條の項目は實際に於て、其の様な結果を齎すか否かはただ經驗によつてのみ吟味することが出来る。組合役員は、申込用紙にある全部の項目に記入せしむるため、凡ゆる平和的勸誘方法を講ずべきことを委任されるだらう。而して本條の結果及び本條により政府が常に労働黨を彈壓してゐるこいふ信念を抱く結果は、労働黨の資金は著しく減少することなく、資金の據出者各自をして彼等の爲す所を意識せしめ、投票又は金錢により一層労働黨を支持するに至るべしと思はれる。

政治的徴集金は眞に困難なる問題を生ずる事は此れを認めるも、其は政治的課税の取扱方が悪い爲であるに信ずるものが自由黨の労働組合員の中に澤山ある。

彼等の見解は、労働組合員は、議會に於て彼等の意見を發表する代辯者連の當選を維持する爲めに費用を出すべきではあるが、斯くして得たる禮金は、單一政黨の擁護にのみ費消せらるべきでなく、凡有る色彩の政見を有する健全なる労働組合員の選出を確保する爲めに費消されるべきである。又彼等の見解によれば如何なる組合員に就きて、労働組合の健全なる活動の爲め主要なる要素なりと考ふる事に參加するを禁止するのは悪い事であるとしてゐる。斯かる理由によりて縱令彼等が労働黨の協議に強硬に反對し、そして、多くの點に於て、労働黨は労働組合の眞正なる進展を阻害したものと信じてゐるけれども、其の政治的徴集金の納付を拒絶したことはなかつた。彼等がこの様な見解を有する理由の一は、彼等は彼等の組合の政治的並に産業的行動を討議する場合に組合員として參加する權限を希望したからである。そして、彼等は、たゞへ、其の意見が極少數であつても彼等が眞面目な政策なりと思想する意見を發表するは労働組合員としての彼等の義務の一なりと見做してゐた。

若しも、戰闘的氣象を失ひ且つ、組合員が地方支部の會に於て彼等と同様な見解を有する人々によりて支持せらるゝならば、彼等は結局勝利を獲、労働運動をして其の發展上一層有益且有望なりと考ふる方針に向はしめる事にな

るだらう。即ち單に反資本主義政策を探るのみでなく、労働組合が單なる破壊的行動を爲すよりも遙に高等の勢力を權威を期待し得べき生産上の組織的協力も、公平なる富の分配といふ政策を採用せしむるに役立つことと思はれる。

然し、労働組合員は假令組合に於て勢力實権を極むるに至つても、彼等の政黨の爲めに組合員等が政治的目的の爲めに醜出した金を全部使用しようとは思はない。其の問題に關する彼等の處理方法は、ボルドウィン卿の主張するものは非常に相異なるものであらう。各自組合員は其の醜金が如何に使用されるかを欲するか、即ち労働組合の必要の爲め代辯者として保守黨、自由黨或は社會黨の何れの人を支持する爲めに使用されるべきかに就て、彼等は各自の意見を問ふてあらう。これらの決定に従つて、彼等は、徴收されたる資金を受託者或は、嚴重に計算する義務のある責任ある團體の保管に委するであらう。斯かる團體は其の委託されたる資金を二つの目的の内の一つ或は二つに使用する事を要求されるであらう。其の二つの目的の内第一は、彼等が参加せる組合の政治的色彩を有する労働組合員の議員候補に對する援助である。第二は『賃銀労働者の生活の保持と向上』を助成する、政治的行動の爲めに合法的宣傳を爲す事である。

是れは、政治に關する労働組合主義の問題に就き、労働黨の採用する或は保守黨政府によつて目下唱道されてゐる方法よりは、確かに一層真正にして且つ寛大なる處理方法なりといふべきである。

## 追 録

余は、第一章より第七章迄に於て、労働組合主義の問題及び、國民生活に於ける労働組合主義の地位を、純然たる一組合員としての見地からでなく、吾が國家的問題の中で最も重要にして且つ最も生命に接觸せる一問題として考究に努めて來た。

労働組合は最も重要な建設的仕事をなさねばならない。而して其の仕事は組合のみなし得るものである。組合は、總べての『人間の組織する團體』の如く、屢々蹉跌したるにも拘はらず、過去に於て、多々國家に貢獻するところあり、そして現在もなほ無限の重要な奉仕をなしてゐる。

然れども、生産能率を高め並に分配を公平にするこゝは國民一般に幸福を與ふる基礎である事を確かめた點に於て、組合が過去に於て演じたる役割は將來に於て演ずべき役割に比較すべくもない。組合の協力なくしては、吾人が現在爲し得るものを爲すこゝ、即ち、今日吾人が直面する艱難を轉じて進歩の爲めの機會とする事は望めないものである。

組合は、過激なる語調及び戰闘氣分の横溢した困難なる時代を體驗した。斯かる状態は一九二六年の悲痛なる争闘に於て其の極度に達したるものであつた。

此の事態は主として、當時の特殊な且困難な境遇及び吾人が大戦中及び戦後に狂氣的希望と夢想とに陶醉したこゝに歸因するものであつた。然し、組合は最も悲境にあつた時ですらも、労働組合主義の巨大なる團體は挫折する



こころなく、争闘の爲めに争闘の渦に巻き込まれる、こころなく其の針路を過らなかつた。今や危機は過ぎた。そして將來に向つて、希望に充ちた新鮮なる氣風は着々基礎を固めてゐる。こころなく事を期待しても差支はあるまい。

萬事は新しい争闘を忌避するか否やに依存してゐる。この危険なる時に當つて、政府は吾人の間に不和の種も云ひ得べき『労働争議及び労働組合法案』を投じた。斯くすることによつて、政府は平和の將に芽生えんとする時に當り非常に危険なる害毒を投じたのである。

疑ひもなく政府は、唯昨年の悲慘事を再發するこころなく危険を避けんとしたにすぎぬ。吾人は政府が誠意を持つて居たこころを信じてゐる。然し吾人は、先見の明、了解、或は想像の點に對して政府に信を置くこころは出來ない。

總罷業を防止する目的の爲めに法律を設けるこころは不必要である。何となれば、その様な馬鹿げたこころが再發するこころは、全く想像し得ないこころであるからである。この場合に當つて、斯かる點について議論をするのは、全く望まじきこころでない。疑ひもなく、労働組合法は其の意味不明確なもので、又、労働組合主義内には幾多の危険が存在するこころないふ事は眞實である。然し、本法案は、其の曖昧なる點を除去せずして、尙、新たな曖昧な點を創成してゐる。そして、新法案は、眞實に諸問題を處理しようこころなくもしてゐない。

法案は、約言すれば、根本的に悪い法案であり、前後主旨一貫せぬ起草技術の拙劣なもので無限の困難を生ずる傾向を有するものである。それは、規定し得ざるものを規定せんし、又は、單なる拘束的或は抑壓的治制によつては、凡らく絶對に成し得ざる事を成さんし試みてゐる。其の缺陷は、惡意によるものでなく、愚鈍な想像力の足らざるこころに歸因するものである。多少其の自尊心を傷けるこころになるが、政府をして重大なる失策をしたこころを

自覺せしめ、本法案を一時中止し、そして、全問題を、鞏固にして公平なる。勅定委員會に一任する様に政府を説服せんとするのはあまりに盡のよい註文であらうか？

今日、必要とするものは、過去の誤謬を謂する爲めの適及的刑法でなく、現在より幸福なる將來を持ち來らしめる爲めの建設的法制である。余は本小冊子は労働組合なるものは如何に重要にして且つ緊急なるものであるかを示すには與つて力あつたと思ふが、この小冊子は將來の仕事を示すものではない。自由産業研究會の要求に應じ本書を書いたのであるが、自由産業研究會は、斯かる仕事に就て數ヶ月に亘り研究を續けて居た産業調査會の建築事項は、やがて、書籍として出版されるであらう。

然れども萬一、吾人が、故意に再び争闘の淵に飛び込むならば、自由産業研究會が何を建築しても、他の人々の何を提議しても凡て何等の効果をも齎らさないであらう。

(續く)



外國事情

支那

資産階級と買辦地主階級の把持する局面中の闘争

中國共產黨は國民黨の打倒を目標として、有らゆる機會を利用して國民黨の惡政暴露の宣傳に努力しつゝ、あるが、本年二月出版の機關紙『布爾塞維克』に忠發(編者註忠發は一昨年國民黨、共產黨合作時代武漢總工會の執行委員長にして、國共分裂後上海に來りて盛に活躍し居たる黨幹部の一人向忠發と同一人なるべし)なる名に依り、昨年十二月一日附を以て書かれた『資産階級と買辦地主階級の把持する局面中の闘争』と題する論文を掲載して居るが、比較的事實に立脚したものと認められるので茲に其の全譯を採録することとした。

中國の反革命政權は其の本身に買辦地主階級と民族資産階級の矛盾あり、彼等の後幕たる帝國主義列強には又日英米の三角的矛盾が常に存在して居るので、其

の安定の可能性は甚だ少いのである。彼等は目前平和に似た局面を支持して居るに云ふけれども、之は吳稚暉が説く所の『一時の平安』であつて

妥協と云ふ事は出來ず、更に何等安定ではないのである。併し此の『一時の平安』中に在つて買辦地主と民族資産階級を代表する兩派軍閥は、正に積極的に軍備を整理し、財力を集中し、同時に各々一派の帝國主義と結託して、其の後援として未來の大爆發に備へて居るのである。各帝國主義も亦國民黨の各派政客軍閥を指使排擠して、更に彼等の矛盾と闘争を加へしめ、之れを口實として中國を分割しようとして居るのである。

反革命内の一時的平安の原因は、即ち一方は彼等各自が更に大なる力量を蓄へ集めて、相手方に對する戰勝の可能性を強からしめようと思つて居る事からして又一方は農工兵士の革命運動の潛勢力が、今尙ほ擴大されつゝあるので、戰争が起つて革命爆發の危險を促成しはせぬか云ふ事を恐れて居る事からである。

『二時的平安』の現象は決して安靜にして坐して時機を待つやうなものではなく、非軍事的形式を以て激烈な闘争を表演することである。此の種の現象は廣州暴動發生の時から開始されて居るのである。廣州暴動以前は民族資産階級が土豪劣紳地主階級に對して進攻の形勢を採つたのであるが、是れは軍事的進攻である。故に『汪蔣合作』の國號を唱へ乍ら、上海に其の四次全體會議豫備會を開催し、同時に廣州に張發奎の政變即

ち『護黨の役』を起したのである。廣州暴動發生に及んで、彼等は當時白色の統治が十分に動搖して居り、又長江、珠江流域の農工暴動は、實際に相當の破壊力が有るに云ふ事を感じたので、そこで強ひて相互讓歩して暫時直接の軍事衝突を避けたのである。

其れは矢張り民族資産階級の左翼汪精衛、張發奎等が特別に白色統治の大局を維持する事が出來、自ら廣東護黨の政變は農工暴動に好機會を與へたものであり彼等の錯誤であるに云ふ事を認めたので、政府から退出することを願つたのである。故に南京で開會された四次中央全體會は、形勢の大變を以て妥協的局面を作つたのである。是れに依り民族資産階級を代表して少し右傾して居る蔣介石は政治舞臺に登り、又一方比較的左傾して居る汪派を政治舞臺に立たしめ、又一方では反つて土豪劣紳地主買辦階級を代表する數個の力有なる國民黨政客を海外に放逐するに至つたのである。

我々は去年民族資産階級には彼等の減租政策と、黃色工會組織の政策を行つて、農工群衆の革命闘争を緩和させようと思へたのであるが、併し廣東、湖南、湖北で皆失敗して來て居る。是は階級闘争の形勢が餘りに兇暴なので、反對に矢張り土豪劣紳地主階級の恐怖政策が切迫して居る環境に適應して居つたからである。

是は汪陳派の下野した主要原因であるとも言ひ得るのである。何となれば資産階級は改良主義を用ひ、黄色組織に依つて群衆を奪ひ革命を消滅させようとする考へ着き、又先づ汪陳派を推挙し第三黨を矢張り此の後に續けやうとしたからである。

廣州暴動失敗後に及んで群衆は残酷なる白色屠殺を受け、又土豪劣紳資産階級から機に乗じての進攻に云ふ事を被り、其の痛苦極度に達し、階級の仇恨は更に深刻化して來たのである。加ふるに帝國主義は去年三月南京事件が起つてから、中國革命鎮壓に對し、歩武は一致し更に國民黨軍閥が革命に背き大膽の進攻を試みたことゝ爲めに、僅かに彼等の經濟勢力を恢復するのに努力させたのみならず、其の上武装屠殺の政策を實行するに至つたのである。土豪劣紳資産階級の經濟的破産してゐるが、彼等の中央政府、省政府中、苛捐雜税を加重し、又公債等を強制的に賣り付ける様な苛酷の政策を行はぬものは一もして無いのである。

此の一年來前半には國民黨軍閥と奉系軍閥の混戦あり、北京の陥落後は北方に熱河の執權争奪があり、張宗昌、褚玉璞殘黨の騷擾あり、更に山東には日本軍隊の屠殺と維色軍隊及び土匪の割據あり、河南には馮

は出來ぬのである。之れを換言すれば彼等の政策は此の一時期に到り、革命を消滅し革命を鎮壓する事が出來ぬのみならず、反つて未來の巨大なる革命の新潮を短時期の内に製造するものである。是れて民族資産階級の政治作用は彼等の所謂北伐成功の後に至り大々的に増して行つたのである。民族資産階級は反革命の政策の中に在つて、土豪劣紳買辦階級よりは何う云ふ優れた點があらうか？ 即ち土豪劣紳地主及び買辦階級は革命農工に對しては只簡單な『殺』があるばかりであるが、民族資産階級は即ち減租條例、納租條例を制定し佃業理事局、御用農民協會を設ける事を知つて居り又勞資仲裁を實行し、利息制度を分定し、勞工法を制定し、黄色工會を組織する事をも知つてゐる。其の他土地問題、勞働問題を談じ、彼等の『政治法律の方法を以て解決された者には皆其の田を給す』の宣傳を彼等の階級合作をも宣傳する事を知つて居るのである。土豪劣紳買辦階級は帝國主義に對しては只簡單な『降』があるばかりであるが、民族資産階級は和平的外交方式で列強に不平等條約を放棄する様哀願し、少くも口號には矢張り『打倒帝國主義』『不平等條約の廢除』等々を保持して居り、且又外貨抵制の運動を行ひ、之れを利用して國貨提倡の口號を稱へて居るのである。

樊の戦争あり、陝西には李虎臣の反馮の戦争あり、甘肅には回々教徒と漢人の戦あり、湖北には岳維峻驅逐の戦争あり、湖南には六軍解決の事變あり、福建の小軍閥等は相變らず割據して相争つて居つた。又最近に於ては馮、蔣二軍が安徽で樊鍾秀の残部を解決し、李榮、周西成は貴州の地盤を争ひ、龍雲は周西成を攻めんとし、四川に楊劉の戦發生し、總て局部的の小戦争は謂へるが、一日として止んだ事は無いのである。南方の蝗災、北方の飢饉等天災が流行して居るが、中でも特別なのは北方の飢饉である。災區は九省の廣きに達し、災民は千萬を以て算する位である。此の様な状態の下に在り、農工は革命を除いて外には出路が無いのである。故に土豪劣紳買辦階級の政策が白色恐怖の屠殺政策の如くに反帝國主義の口號取消を公開し、帝國主義の政策に投降し（李濟環が香港提督を歓迎した時命令して廣州全市に英國旗を掲げさせ、全市の反英標語を洗ひ除かせ、又沙基紀念碑を毀させた事）農工に對し政治上經濟上進攻政策を積極的に行ふならば（湖南湖北の二五減租辦法の取消し、國民黨共產黨合作時代に工人の既に得たる條件の取消、廣州の工會解散黄色工會の解散等々）之は皆新しい環境には適應する事

ある。又兩者の政權の形式に就て説けば、土豪劣紳買辦階級は常に分疆割據の傾向があるが、民族資産階級は即ち統一の傾向がある。彼等の所謂北伐完成の時に當り蔣介石領導の南京政府は全國の財政會議、交通會議、裁厘會議、裁兵會議を開いたので、江蘇浙江の商工業者等は非常に喜び、商賈も頗る活氣を呈した位であつた。五次中央全體會體の時に及んで國民黨軍閥中の民族資産階級派は、政治分會取消の口號を出して彼等の政敵を攻撃したのであるが、土豪劣紳買辦階級派は終始一貫して彼等の割據制度を保持しようとして、彼等の『分治工作』を宣傳したのである。……之れは聯省自治論から無政府主義論を貫通した新名詞で、又李石曾主義でもある。自然政治分會制度も亦李石曾主義實施方法の一であり、彼等が保持して行かうとするのは當然なことである。故に五次中央全體會體で彼等は少くも遠慮せず之れが擁護を欲したのである。民族資産階級派は妥協を繼續しようとし、又讓歩しないことは不可なりとして妥協的に一ヶ年内に取消をなす決議をしたのである。

此の外、土豪買辦階級は文化方面では何健の祭孔、讀文、言文の提倡、李景林の武術獎勵、廣東省政府の男女同學禁止等の如く復古を主張してゐる。之れ等は民

族資産階級では非常に攻撃をして居るのである。彼等は決して國粹を尊重するのではなく、又長沙武漢の警察は全く異り、マルクスミ書いて在る書籍を見て居る者があれば之れを捉へ、又社會の兩字が有る刊行物は皆没収してしまふのであつて、陳公博述の唯物史觀だけは何等壓迫を受けて居らぬのである。

民族資産階級の之れ等の政策ミ思想は皆虚幻のもので、さながら鏡中の花、水中の月の様なものである。併し此の種の虚幻の物は常に人を欺くこゝが出来るのである。一般に動搖してゐる小資産階級が騙られるばかりでなく、農工群衆中の落伍した一部分のものも亦欺かれるのである。甚しきに至つては民族資産階級自身すらも、亦密を甜めるやうな甘夢を見て居りながらが夢である云ふ事が分らぬのである。之は即ち皆が彼等の政策を用ひて革命を用ひず、出路を求めたミ考へるからである。其の實彼等の政策が假に採用され、又採用の後に實効が有つたにしても、革命を何年か延したに過ぎず、將來も矢張り死路に迷ひ込み結局一回の群衆暴動によりて始めて出路を得る事になるのである。目前の情勢に依つて見ても、彼等の政策は決して完全に採用されて居らぬが、此れは彼等には定まつた政權を取り得る方法が無いからである。又採用の

後も更に實効を擧げる事が出来ぬが、之れも部分的採用が効力の少いものであるのみならず、剩へ帝國主義は依然として一部の特權を容易に放棄せず、此の種政策を助成し、又中小地主は優勢を占め、地主階級は更に接受するに用が無いからである。故に民族資産階級の結ぶ夢は決して中國の革命を消滅するこゝは出来ないのである。併し彼等は宣傳上で群衆を喚起して夢を結ぶの可能性は有るから中國の革命を延ばす事は出来るのである。民族資産階級の反革命作用は即ち茲に存するのである。

三次北伐以後國民黨中の民族資産階級派は大々的に活動を始めたのである。即ち之れ等の與黨は財政、交通、裁兵、裁厘の四大會議を召集し、又野黨は濟南慘案を基礎として反日宣傳を大々的に行つたのであるが其等の内主要なのは矢張り五次全體會議に於ける鬭争である。先に説いた政治分會問題は即ち今回全體會議の要點である。其の時蔣介石は南京に會議を召集し、一方海外に在る委員の歸國出會を電報で通告し、汪精衛も亦迎を受けたのであるが、其の名義は『全體同志の團結』である。陳公博は上海で革命評論を出して反桂系、反西山會議派、反政治分會の論調を大唱し、同時に全會に出席する事を準備して居つたのである。此の

時の形勢ミしては民族資産階級は積極的に土豪、劣紳買辦の一派に對して進攻し一步進んで反革命の領導權を奪取しようミ考へて居つたのである。併し土豪劣紳買辦の一派は全體會議中には防禦を非常に嚴重にし、汪、陳、甘、顧の出席に反對し、後又明かに政治分會取消に反對し、最後には全會に出席せず、法定人員の不足を來して全會の土臺を動搖させたのである。

全體會議以後、胡漢民、孫科等西山會議派の領袖は前後して歸國し、李濟、戴季陶、張繼等桂系及び西山派要人は莫干山で會議を開き、之れに於て國民政府を改組し所謂五院制なるものを實行したのである。之は土豪劣紳買辦一派の一方の反攻である。この反攻に依りて民族資産階級は又暫時一步を譲らざるを得ず、是に於て一時發行されて居つた革命評論は忽ちにして停刊してしまひ、蔣介石は妥協的談話を發表し、南京政府は又一度改組を経て蔣、胡合作の形式が出来上り、此の時の土豪劣紳買辦階級の政治勢力は實に民族資産階級の勢力を呑み盡して居つた観がある。土豪劣紳、買辦階級が領導する南京政府の政策は、民族資産階級の意の如くなる能はず、外交上では不平等條約の改修すらも亦成し遂げられないのである。

十二月十五日の申報に『某中央執行委員の支伊、支

白兩條約に就ての談』を載せて居る。

『今回外交部發表の支伊、支白兩通商條約を表面的に觀察するミ、所謂平等相互の原則は誠に發揮し盡して居ると言ひ得、毫も不足ミ云ふものは無い。……惟ふに其の所謂平等相互なる者は全部の關稅を條約中に包括して居り、吾人の平常主張する關稅自主の政策をして何等徹底實現させて居らぬ事は尙疑義を有するもの、如くである。……關稅は即ち國家財政上の一種の政策である。各國の經濟は同一てはなく又其の採る所の政策も亦各々異つて居る故に、必ず完全なる自主を以てせば毫も拘束を受けず、地位平等の意に合するのである。決して政治が相互一致ミ云ふ事ではなく、稅率が互に同じであるから平等であるミ稱し得るのである。……商工業が發達して居る國家では自由主義を採用し、未發達又は萌芽時代に在るものは保護主義を採つてゐる。……今回締結した支伊、支白、兩條約は國內の要求する商工業の關稅政策を提倡保護するを得、且之れを相互平等ならしめたものであるが、我が社會經濟は世界貿易では未だ相當の地位に達して居らぬのに、彼の實業充實し經濟の完全なる國ミ同一の稅法を採用するは國家政治上の向上を考へぬものであり、且經濟

策略上毫も旋廻の餘地が無いのである。世界各國の商工状態は各々異つてゐるが、又我が國の貿易情形も異つて居る故に、關稅上採る所の政策も自然同一の態度を採る事は不可能である。

今回締結した條約は、兩締約國の採る稅法は相互同一なる事を限定し、且つ兩締約國以外の國に對しても亦同等の限定をする必要がある事を忘れて居るものである。彼の經濟地位相等しき各國では、我が國の同一稅法採用に依つて必ず互に其の利を受け、最も著しいのは我が國が保護稅法を採用する國家であるから、自由稅法を採用する國家の監視を受ける事である。故に今後は決して發展する事は出來ぬのである。

此の中央執行委員個人は誰であるか、又政治的陰謀手段なりや否やを論ぜず、彼の説は確かに資産階級を歓迎してゐるのである。最近南京で發生した王正廷宅破壊事件は、表面上は多數の學生と下級黨部員の行つて居た反日運動の擴大であるが、實際上は上述の中央執行委員及び其の他一派の相當要人等が、學生黨部員と政治上及び組織上の聯絡があつた事は疑のない事である。

此の王正廷宅襲撃事件の第一回群衆大會で通過した

の擔保にされてゐる。段祺瑞も亦彼等に言つて居る。『お前等は下野して居る時は反對し、下野しない時は承認しようとして居る』と、又濟案に就て言へば馮玉祥は青島の海口と濟南の地盤を取らうと考へて、急いで此の濟南事件を解決しようとしてゐるが、又其の結果は必ず膠濟鐵道及び其の他の權利を他人に割與する事は疑のない事である。外交の權力は蔣系の王正廷の手中に握られて居り恥を知らぬ投降の結果は、當然廣大なる群衆をして一部資産階級に對する不満を抱かすむるに至るのであり、西山會議派は之れを利用して政争の工具に供するのである。

黨務問題に就て言ふと、十一月の初旬南京市黨務指導委員は忽然として抗議を提出して中央黨部で決定した特別登記と第三次大會代表の半數を指派する辦法に反對し、且又胡漢民と直接の衝突を起し指導委員は辭職をしてつた。北京、天津、河北、山東、安徽、山西各黨部は皆南京市黨務指導委員と同様な態度を表示して居つた。之れも矢張り資産階級一派の進攻の一方式であつて、胡漢民派を壓迫して特別登記條例の一部修正、三次大會の延期、代表指派辦法の改變を爲さしめんとするのである。之は只將來の代表選出原則を改修して正式省黨部を成立せしむれば始めて代表を選挙す

五議案は即ち、

- 一 政府の腐敗官僚を肅清す
- 二 帝國主義の探偵床次を驅逐す
- 三 西原借款の返還に反對す
- 四 王正廷を免職す
- 五 張學良を討伐す

て、尙ほ王宅を襲つた時『田中義一を打倒せよ、床次は田中の走狗である。床次の聲明書は羊頭を看板として、犬の肉を賣るものである。同胞よ床次に欺かれらな』と云ふ傳單を散布したのである。

此の時所謂首都地方では軍警は嚴重なる警戒を爲し群衆示威を許さなかつた。事件後蔣主席は遠慮した口吻で群衆に對し演説をしたが、學生をも逮捕し其の上彼の言ふた演説に實に曖昧な訓戒的なものであつた。要するに發砲と云ふことだけは無かつた。發砲する事を欲しなかつたのではなく、此の運動の黒幕には兵隊が居り、此の兵隊(軍閥)は此の運動を利用して政權を争奪する陰謀を畫して居つたので、當然之れに恐れ蔣介石は敢て發砲しなかつたのである。

本來南京政府の對日交渉は他の外交事件に比べて賣國的恥辱は特別に甚しいのである。従前北京政府が借りた西原借款と其の他無擔保の借款は、現在皆條約上

る事が出来る事になり、又其の餘は中央から指定したり或は何倍かの人數を選挙して其の中から中央で定めたり、或は中央で多數を指定して省大會に移して此の中から選定したりすれば可なりと云ふのである。併し之れも矢張り胡派は大した讓歩はしない表示して居る處である。

内政問題に就て言へば、上海市政府と警備司令部の衝突は矢張り前に述べた處の種類の鬭争で其の縮影である。十一月二十一日汽船江安號が阿片運搬をした事件で公安局の警官と警備司令部偵察隊の兵士が大衝突を起したが、阿片の武裝運搬は今日始まつた事ではない。現在此の事件を大問題化する事は一部の者が他の一部の者の阿片を故意に阻止横領しようとする事に外ならぬのである。

此の問題は表面上は公安局と偵察隊の紛糾であるが國民政府特派員張之江、魏道明の調査の結果に依ると、『今回の阿片事件を調査して見るに軍警は責任を果す爲めに職權を執行したのであるが、争が發生したので双方の言ひ分も自然違つてゐる』

此の阿片は誰のものであるか云ふ事は今追究する必要もないが、其の問題の骨子となるべき事は南京と廣東兩方面の要人の主張が同一でない事である。

十二月十一日朝廣州の某中央執行委員が某記者に語つて謂ふに、『上海の阿片事件發生は己に中外人士の重視を蒙るゝに戴石浮（公安局長）傅竹先（偵察隊長）等の職を免じ、南京に送つて法庭の審理を受けさせる事にしたが、實に其の方法は、曖昧なものである。併し此の事件は抑々上海で發生したのであるから、當然上海で審理し公開するのが妥當だと思ふ云々』。又十二月十日南京の蔣介石は滬滬警備司令の熊式輝に密電を送つて『掩ひかくす事に努力せよ』と謂つて居る現在我々は阿片は誰のものであるかを問ふ必要を持たぬが、兎に角彼等は皆阿片賣買人である。或る外國人は去年上海南京間に運ばれた阿片の収入は少くとも一千五百萬元あると言ふて居るが、之れは決して根據の無い事ではない。我々は只現在の新軍閥、舊軍閥、左派軍閥、右派軍閥は皆一様に阿片を得んとして奮闘して居る云ふ事が分ればよいのである。

二 一年來民族資産階級は幾度もなく土豪、劣紳、買辦階級に向つて進攻したが、結局は彼等と妥協して武力衝突を避けた。

三 民族資産階級は最近又進攻の形勢を取つてゐる。

四 彼等の争ひは即ち反革命の領導權を奪ふ争ひであり、又民族資産階級の手中には己に反革命の政權を握つてはゐるが、未だ領導の位置には立つて居らぬばかりでなく、資産階級の地位を封建階級を倒して、其の政權を奪取する云ふ封建階級革命に向はせる位置にも立つて居らぬ。

五 又我々が忘れてはならぬ事は、民族資産階級の後幕は矢張り一派の帝國主義である云ふ事である。併し比較的容れる事の出来る資本主義は、只相當發展してゐる財政資本の帝國主義だけである。國際的に言へば當然米國が第一となるのである。又一國から云へば日本帝國主義中の財政資本一派も矢張り彼等の歡迎される處である。要之、民族資産階級と土豪劣紳階級の矛盾した背景は即ち兩派帝國主義間の矛盾である。

最後に一年來の情形を觀察して見るに次の如く斷言する事が出来るのである。

一 目下統治階級中の土豪劣紳買辦階級と、民族資産階級は根本的矛盾があり一致するに何等の方法がない。

(P. A.)

## 蔣介石派對廣西派の争闘

### 第一概 要

支那は國民黨の政府に依り表面的には統一せられたと謂ふも、國民黨内部には蔣介石派廣西派馮玉祥派山西派等各軍閥を中心とする分派が有つて、蔣介石を首領とする南京國民政府の權力が名實共に行使されてゐるものは、僅かに數省に過ぎざる狀況に在つた。此等の各派は互に地盤争ひ勢力争ひに狂奔し、早晚何れか決裂衝突の運命に在るべき事は識者の皆豫想して居た處であるが、蔣介石と廣西派は所謂湖南事件を動機として最近遂に決裂し、軍事的對抗の狀況に陥り、支那の時局は再び混亂した。

二月二十一日未明湖南省政府主席魯滌平は廣西派の葉祺配下の軍隊の爲め武力を以て長沙を驅逐せられたが、是は武漢政治分會の命令に基き敢行せられたものであつて、同政治分會は直ちに魯滌平を免職して、其の代りに何健を任命し、尙ほ其の他魯系に屬する省政府委員多數の更迭を行ひ、廣西派の者を以て之れに代へた。

政治分會は魯滌平驅逐の理由として種々の罪狀を擧げてゐるが、湖南より異分子たる魯を驅逐して廣西派を以て堅め、所謂大廣西主義の實現を期せんとするに在る。

抑々廣西派の領袖は李濟、李宗仁及び白崇禧等の各武將であつて、李濟は廣東地方に、李宗仁は武漢地方に、白崇禧は河北省の一部に、各々地盤と軍隊を有し相提携してゐたものであつて、何れも廣西省出身の人物である。廣西派は所謂大廣西主義を抱持して蔣介石等に相對立し、其の利害は早晚衝突すべき運命に在つたものである。

兩派は本件以來互に兵を動かして戦備を整へ李石曾、吳稚暉、蔡元培、張靜江、胡漢民等元老連の和平調停運動ありしに拘らず漸次悪化した。殊に李濟が突如蔣介石の爲め監禁せらるるに及び、事態は愈々險惡化し、遂に三月二十六日夜蔣介石は國民政府の名を以て廣西派の李宗仁、李濟、白崇禧及び白崇禧の討伐令を發布し、茲に兩派の決定的決裂を見、軍事争闘の狀態に陥つた。

以上は経過の要旨であるが、其の内容を稍々詳細に記述すれば次の如くである。

## 第二 軍事對抗の準備

上海に於て病を養つてゐた李宗仁は、政治分會主席の名を以て中央政府に宛て二月二十五日附湖南事件の内容を報告したが、其の要旨は

『魯蘇平は共産黨を討伐せざるのみならず、却つて之を庇護し又財政を紊亂し而も命令に反抗した。武漢政治分會が今回の緊急處分に出たのは蓋し事實上止むを得ない事である。』

『併し中央の許可を俟たずして急遽之れを處分した事は早まつた處置である。余は留守中ではあつたが其の責を免るる事は出来ぬ。併し何卒湖南人民の痛苦を察し政治分會の決議を追認され度く、同時に余を處分して責任の所在を明かにされたい』

『述べ表面的には中央政府に對し恭順の意を示して居る。』

事件勃發當時から李宗仁は上海に在つたが斯る重大事件が李宗仁の了解無く、胡宗鐸等の獨斷にて敢行せられたものと思はれぬ。必ずや秘かに李宗仁の了解

るべし云々の嚴重なる命令を發した。

之と共に蒋介石は配下の軍隊に動員令を下して、武漢方面に向つて出動を命じ戦備を急ぐに至り、武漢亦表面には中央服従を装ひつつ、實際に於ては銳意戦備を整へて對抗的氣勢を示し、事態漸次急を告ぐるに至つた。

## 第三 元老連の調停と蔣の最後の警告

事件以來李石會、胡漢民、蔡元培、張靜江等國民黨内の元老は、事件を穩便に片附ける爲め種々兩者間を奔走して居たが、何分事件は蔣介石派と廣西派との勢力争が根本を爲してゐるこゝで、右調停運動も思ふ様に進行しなかつた。偶々三月十六日胡宗鐸、夏威、陶鈞、程汝懷及び張知本等武漢に所在する廣西派領袖は胡漢民等の中央要人に宛て『南京派は第一集團軍を江西省境に進めて威壓的軍事行動をしてゐるが、吾々は之を痛撃すべきや否や』との要旨の電報を送つた。

右電報を知つた蔣介石は是れ廣西派の中央に對する挑戦なりとして大いに憤怒し、同月十九日此等の軍將に宛て左記要旨の最後の詰問の警告を與へた。

『中央は湖南事件に對し寛大なるに拘らず、葉祺等の部隊は既に自由行動に出て湖南軍隊を襲撃し、又中

を得て斷行せられたものと思惟せられる。

中央政治會議は上記李宗仁の報告に接し、同月二十七日會議を開催して之れが善後案を討議したが、譚延闓は魯蘇平が自己の乾兒たる關係もあり強硬な態度を採り『政治分會は一省の政府主席免職の權限なく中央に對し追認を求むるが如きは越權である』と主張した。之れに對し胡漢民は軟論を唱へ激論を生じたが、蔡元培及び戴天仇より妥協案出て、李宗仁の入京を求めて更に其の報告を徴すると共に、一方蔡元培をして真相を調査せしむるこゝを以てした。

武漢政治分會は魯蘇平驅逐事件に關し上記の通り種々罪狀を數へてはるるが、要するに湖南より異分子たる魯を驅逐して廣西派を以て堅め、所謂大廣西主義を實現せんが爲めに行つたものである。

此の真相が漸次明瞭なるに及び、豫て廣西派と兩立し難き地位に立てる蔣介石一派は、自衛上より云ふも將又中央威信の保持の爲めにも之れを默認するこゝが出来ぬやうになつた。之れが爲め蔣介石は三月三日國民政府の名を以て武漢政治分會に對し『湖南に侵入せる武漢軍全部を即時撤退するこゝ、政治分會は魯蘇平罷免及び其の後任者任命を即時取消すこゝ、若し命を奉ぜざる時は中央の威信を保つ爲め適宜の處置を取

中央の制止命令に服せず譚師を追撃し今に至るも停止せぬ。卿等果して能く中央に服従する意思ありせば何故に湖南湖北の境に進入せんとするか。卿等若し其の願望たる江西、安徽を長驅して南京に迫らんか、全黨の同志は果して卿等を目して何となすてあらうか。卿等は只反革命の大罪に陥るのみである。昨日の全國代表大會の決議を以て國民政府をして葉祺の軍事行動を停止する様命令させる事とした。若し卿等にして尙異圖あらば全黨同志の和平維持の苦衷は水泡に歸し、又全國同胞をして重ねて自ら相屠殺するの奇耻を受けしむるであらう。是れ即ち全國全黨の罪人となるものである。蔣中正は茲に長官及び同志の資格を以て最後の忠告を試む。幸に熟思猛省せよ。』

## 第四 李濟琛の監禁と事態の險惡化

廣東所在の李濟琛は湖南事件後身の安否を懸念して國民黨第三大會に出席する事も差し控へて居たが、李石會、吳稚暉、胡漢民、其の他の元老連の東京勸誘と安全の保證を得て出京の意を決し、三月十一日英船にて上海に上陸し、直ちに同地に於て元老連と會見して湖南問題に關し意見の交換を行つた。會見後李濟琛は新聞記者に對し左記要旨の談話を試み、和平解決の

意見を發表した。

『湖南事件は新聞電報で始めて知り、次で二月二十四日李宗仁からの電報にて稍々詳細に判明した位で本日到来の後張靜江、吳稚暉等の要人を見し其の内容も詳細に判明したが、本件は世間に傳つて居る様に悪化したり戦争になる様な事は斷じて無い。余の意見は全く平和の局を結ぶに云ふに在る。李宗仁も既に中央服従を表明してゐるし其の關係者も同様だから無事に治まることと思ふ』

李濟は翌々十三日午前には南京に到着し、第三次代表大會にも列席することになったが、此の間元老連は兩派の間に立つて和平解決に奔走した。

然るに蔣介石は三月二十一日に至り突如李濟を逮捕し、翌二十二日湯山に監禁し、爲めに一大波紋を投じた。監禁の理由は李が『中央に對し陰謀を爲した』と云ふに在る。蔣介石は監禁と同時に宣言書を出し且つ李宗仁及び白崇禧の逮捕命令を發した。

惟ふに李濟は廣西派首領の一人として蔣は兩立し得ざる關係に在る。然し乍ら李は内面は兎も角表面上は中央に對し服従を言明し和平解決を叫んでゐるに拘らず、蔣が突如監禁を斷行したため李の安全を保證し和平解決に奔走せる上記元老連は全く自己の面目を

失し、蔣の態度を難するに至り蔣は一般の人氣を損するに至つた。

斯くして湖南問題は愈々事態重大を加へたが、偶々開會中の國民黨第三次代表大會に於ても問題となり、三月二十三日の大會で劉文島は臨時動議として『本件は中央政府に一任する案』を提出し、相當の論争を見た後案の可決を見た。

### 第五 蔣介石の對時局宣言

蔣介石は三月二十一日附を以て湖南問題に關し長文の宣言を發する所があつたが、其の要旨は、湖南事件は一地方問題に非ずして全國的大問題にして、而も中央に背反し國家の統一を破壊せんとする重大事件なりとて、廣西派の態度を痛撃し且つ自己の態度を辯護するに共に、本問題に對して中央は成る可く政治的方法に依りて之れが解決に努むべきも、若し地方が中央の命に服せざる際は適宜の處置に出づべきを説いてゐる。右の如く宣言には成る可く『政治的方法に依り解決すべし』と稱し乍らも、實際には續々兵を湖南方面に進め、剩さへ突如として李濟を監禁する等、專制的武斷行爲に出て居る事は前述の通りである。

上記宣言の全文翻譯を掲ぐれば次の通りである。

### 宣言

湖南事變發生以來謠言盛んに起り最近數日來湘西の葉祺、夏威等は譚の部隊を攻めんとし、爲めに軍事は日に増し廣まつて來てゐるのである。抑々葉祺等は中央の命令を聽かず早くより中央を無視し、且今日に於ては直屬長官をも無視して居る次第である。之れに因り近來人心は更に動搖を加へて來て居る。今第三次大會の會期に當り此の不祥事が發生する事は甚だ遺憾な事である。然れ共中央には必ず一定の方針を有して居り大局の安定を謀ることに努めるものであるから、敢へて之れを表示すべく今特に各同志と共に下の如く切に聲明するものである。

先づ説明を要するものは湖南事變の性質であるが、或者は今回の湖南事變は局部的問題であるに云ふて居るが、余は此の種の認識は錯誤であると思ふ。表面上から之れを観察すると、今回の事變は湖南湖北兩省の問題で、全局に影響することはない様ではあるが、併し一步進んで之れを観察すれば、即ち此の種の行動は決して一朝一夕の問題ではなく、國家の危機人民の苦痛をも考慮させられるものである。不幸にも此の種の重大違法の舉が有るは、公然中央の決議に違反し、國家の統一を破壊するものであり、此の風潮一度起れば各

地の軍事首領は何れも己れの喜怒を以て任意に驕恣の惡習を敢て行ひ、己れの好惡に隨つて擅に高級政治人員を自由に任免するに至るのである。此の種の行爲が相行はれ風習と成る時は、中央の威信は地に墮ち地方は割據の有様となり、全國は更に統一の希望が失はれるのである。

此の種の行爲は一面に於ては第五次中央全體大會に違反し、政治分會の規定に對しては政治の統一を破壊するものである。又一面に於ては編遣會議の決議に違反して軍事の統一を破壊するものである。同政治分會が口實とするのは即ち政治分會條例であり、非常の事變に遇はば緊急處分をするを得る規定である。併し湖南は決して緊急の亂事は無いのである。若し湖南當局が清共に力を入れなければ、中央に請求して督促或は懲戒すれば緊急處分を取る必要は無いのである。又湖南當局が財政を把持するのなれば之れも亦中央に請求して審査辨理すれば、更に軍事行動を取るに云ふ理屈は無い故である。法理から觀察し事實を判斷しても決して何等根據の無いことである。此の種の舉動は明かに中央に違反し統一を破壊する行動である。若し中央に違反することが局部的問題であり、擅に兵を用ふることも局部的問題であり、統一破壊も局部的問題であ



るならば、何事も局部的問題を以て掩はなければならぬことなるのである。

中央に違反することが局部的問題と視られるならば、中央を挾制し中央に反抗することも局部的問題であること云はなければならぬ。

若し新様であるならば國民は割據内政の痛苦を受け永久に此の苦を驅除するの日は無いのである。

憶ふに北伐軍興起以來兩年間人民の財産に對する損失生命の犠牲は莫大なものである。今日の事實に就て論ずれば、民衆は革命の犠牲を爲り、革命の利益を享けて居らぬのである。故に若しも中國が再び統一が出来ず、内戦が熄まなければ即ち本黨は民衆の罪人となり民衆に仇視されるに至るのである。

故に第五次中央全體大會以後中央は力めて統一を求め、建設を成して民衆と共に休息養生をしようとする努力してゐるのである。是れ實に民衆が黑暗中に於て一道の曙光を得たるの時である。然るに此の統一成功を告げ將に建設を始めんとする際に方り、忽然として此の種の統一破壊、建設阻害の舉動が起つた事は實に嫩芽がやう／＼にして出て、忽ちに狂風暴雨のために残らず打落されたが如く、誠に人心を痛痛させる事である。地方は既に中央に違背し統一を破壊し民衆の利益を

阻害する舉動に出て、居るので、中央は統一を保障する爲めにも亦全軍革命を爲し、民衆の利益を促進する爲めにも實に彼等違反者に制裁を加へなければならぬのである。

二年以來中央は地方に對し實に毫も無理な壓制を加へて居らぬことは、幾分なり中國の政治狀況に明らる者は皆知つてゐる處である。地方が行政に干渉し中央を脅制し中央の地方干渉を許さず、又地方は命令或は報告を以て中央を挾制して來たが、中央は反つて地方の意旨を奉じ、且つ中央は統一を求めると爲めに再三再四隱忍し、幾度もなく寛大さを示して地方の自覺を促して來て居る。然るに地方は中央の寛大を欺すべきにして愈々益々忌憚する處なく横暴を行ひ、訓政開始の時に當り擅に兵を動し再び内亂を起さうとしてゐる。今若し中央が尙ほ寛大なる處置に出でる事は則ち國法弛廢し、綱紀蕩然なるを思はぬ者であり且何を以てか國民革命の使命を完成し之れを國民に告ぐる事が出来やうか？

中央は地方の不法行爲に對しては固より相當の處分を加へるのである。併し終始一貫して何れも主義思想を以て感化させる事を主張し、政治的方法を以て解決しようとして居るのであつて、決して毫も軍事行動を且各種問題の喧しき時に當り、共產黨は機に乗じて暴動を起すの陰謀あり。盜匪は隙を伺ひ思ひを逞くせんとする舉動がある。故に更に相當の防衛をして事件の突發を防止せねばならぬのである。

若し中央が兵を調して防衛をするのを非法とするならば、各省の自由暴動は何うなるであらうか？

或者は中央は政治方法で政府を鞏固ならしめる事を主張して居るが、決して條件を提出しないで妥協を謀るものであること云つてゐる。又最近中央は已に條件を提出して湖南事件を解決するのであるこの謠言を傳へる者がある。此の言は實に政體に明かでない者の言である。

中央は只法令を制定或は施行した事は知つてゐるが、所謂條件なるものは知らぬのである。蓋し條件云ふものは對等對立の平等なる團體が妥協を以て争議を停止するに用ゆる方法を云ふのであつて、決して中央から地方に對するに用ひられる語ではないのである。例へば地方から中央に、中央から地方に條件を提出する事は、畢竟中央が地方の條件を接受することであり、自ら中央が其の威信を損じ、自ら其の綱紀を破壊する事となり、何うして健全なる中央を以て全國を統一する事が出来よう。

取つて戰禍を延長させようこと云ふ心は無いのである。

十餘年以來軍閥の循環的戰爭の爲めに人民は流離して居を失ひ、宿るに家無く食するに物無く、飢に死し寒に死し、兵刃に倒れ水旱災荒に死する者實に數ふるに餘あり、稍々心ある者は決して再び戰爭を起し人民の痛苦をして益々水火の深烈を加へしめるに忍びぬのである。且濟南は今尙帝國主義者の宰割の下に在り、反動軍閥は魯東に在りて再起を陰謀して居るのである。此の内憂外患相至るの秋に際し若し兵を起し再び戰爭を開くは革命政權を破壊するのみならず、民衆は益々沉溺し容易に救はれず、又文弱なる民族は愈々滅亡の危ふき運命に陥る事になるのである。

故に中央は威信を確立して統一を維持し、地方の軌に合せざる行動に對しては當然制裁を加へるべきであるが、併し極力軍事行動を避けて全國家と民衆の利益を顧みなければならぬのである。

惟ふに地方の軍人は已に斯くの如き横横を敢てし、法令をも守らず、又今日武力を以て鄰省を侵襲することが出来れば、即ち明日は武力を以て自然に中央を侵犯する事になり得るのである。故に中央の職責の存する所統一を維持し和平を保障する爲に、之れに對する相當の準備と相當の防衛をせざるを得ないのである。

又更に謠言を傳へて或者が調停の任に當らうと欲して居るに云つて居るが、之れも亦毫も根據ある事實ではないのである。余は革命意義を明かにし、國家統一を注視する者は決して調停の二字を提出せず、又調停に云ふ様な考へをも出さぬこと深く信ずるものである。蓋し中央は地方の不法事件に對しては只法規を實行するのみで、絶對に所謂調停の可能性は有して居らぬのである。又地方が中央に對しては只命令に服従する事のみで絶對に調停の餘地は無いのである。若し此等の事件は調停すべきであると思ふ者ならばこれは實に中央と地方を同等の地位に視る者であるのみならず、革命的人格と國家統一を破壊し、其の上革命後の中央と軍閥時代の窃據した中央とを同視する者である。故に中央と地方を調停するに云ふ事は實に革命を侮辱し統一を破壊する事である。要するに中央は地方に對し絶對的に條件を提出せず、又所謂調停なるものをも知らぬのである。中央の求むる者は只中央の政權を確立することに在る。

國家の統一の完成、中央の命令施行、中央の決議中央の主張實施には、必ず余は全力を擧げて其の實現を促し、且其の必ず實現出來得る事を期するのである。個人の地位權利と生命は皆犠牲にする事は出來得る

余を呼び、全國民衆も亦余を叛逆者として取扱ふに至るのは必然である。抑々中央を誣蔑する者は常に個人が中央を把持し獨裁を擅にするに云ふ事を口實としてゐる。殊に清黨以前は共產黨が中央を破壊するに云ふ奸智を表はす恐れもあつたが、本黨が中國を統一した現在では、本黨同志中に共產黨の奸智を習つて中央の威信を破る様な者があるに云ふ事は實に痛心の極みである。

中央政府は黨部より生れ、中央當局は黨部から選任し、中央一切の處置は會議を以て決定するのであり、個人は何等把持の可能性は無く獨裁の餘地も無いのである。是は既に諸子の熟知する處である。

余は中國民族性の弱點は自己が肯て責任を負はず、又他人の責任をも考へず、眞に責任を負ふに云ふ者に對しては常に把持と獨裁の罪名を與へる事であると思ふ。余等個人は責任を軽減出來得れば何んて苦しんで勞力を消し怨を受ける事があらうか？ 併し革命の責任は毫も捨てる事は出來ぬものである。目下中央政府の人員たる地方高級軍事首領は、首都に集まつて國事を謀つてゐるが、若し個人的に中央を把持し中央を獨裁しようとするのなれば、何の爲に首都に集る必要があらうか？ 中央政府が不健全であるからに云ふので

が、併し國家の法令は決して弛廢させる事は出來ず、又本黨の主義に違反する事も出來ず、國家の統一も亦破壊する事は出來ぬ事である。故に余は一切を犠牲にしても主義を實行し統一を保障するのである。

此の世の中には只是非二つあるのみであるが、何を成功不成功に云ふのか？ 若しも平安を求むるなれば如何にすれば好いか云ふ事を考へれば可なりである。是は實に見分け悪い事であるから、正義を擁護し統一を保障して死すべきが一番好い方法であると思ふ。

又中央は地方に對し只法令あるのみで條件は無く、且中央は地方の軌を逸したる行爲に對し只命令を有するのみであるに信ずるのである。故に調解が容れられなければ余は個人の成敗利鈍を考へず、本黨の主義を實現し國家の統一を鞏固ならしめる事に尙一層の努力をなすを辭せぬものである。

余の終始主張する所の『地方は絶對に中央に服従せよ』に云ふ事は決して余が中央の職に在るが爲め、特に此の主張を出して自己の地位を鞏固ならしめようとするものではない。假に中央の職を別人に代つて貰ひ余が地方に服務して若しも地方の武力を以て中央に反抗したとすれば、全黨同志は矢張り反革命の名を以て

整個たる治國の計畫を立てても、之れを實施しなければ全國各種の建設も亦何等進歩を見ぬのである。

故に中央委員、本黨首領、各地方首領は、中央に集まつて來てゐるのに何んて自己は責任を捨て、把持獨裁を意のままに行ふに云つても誰が信用するであらうか。

余は中央の職を忝うし黨命を受けてゐる者である。把持の野心は天日に照して絶無なるを廣言する。苟も黨國に利あらば個人の地位は犠牲に供するも何等心外に値する事は無いのである。一日職に在れば責任も一日有り、故に把持と獨裁責任と守職は明かにしなくてはならぬ事である。小官本より無用の人物なるも、只地位の安全のみを求むるものこそは總理、同志、革命犠牲を顧み民衆革命傷亡の將士に何を以て報ゆる事が出來ようや！ 此の志、此の意、天下後世共に諒せられんことを願ふ。

總之に誠は混同してはならぬ。近來各將領は通電して中央に服従するに和平を希望するに言つて居るが、其の事實は中央の決議案に違反して居り、中央に服従するや否やは服従を名として反抗を實してゐるのである。

湖南事變發生してから今日まで葉祺等は各々湖南西

部で譚の部隊を追撃し、中央の命令をも顧みず、此は和平希望に非ずして命令に反抗する者である。故に彼の所謂服従は皆虚偽であつて、反抗は事實として現れて居るのである。又彼の云ふ所謂和平なるものは國民を騙つて武力を擅にして居るに云ふ事も證明出來得るのである。

今や革命の險惡なる現象は其の極に達して居る。故に余は必ず中央の威信維持國家統一の保障に全力を盡さん事を期す。

惟ふに民生苦其の極に達し外患緊急の現在に在りて中央は當に最大の努力を盡すも、軍事行動を避けて政治方法に依り、地方の軌を逸した行動を制止しても不足はないと信ずるのである。若し地方がそれでも中央の命令に服せず、任意に武力を用ひて地方を擾亂し、中央の制裁をも聽かなければ此は全黨同志の許す事の出來ぬ所であり、又全國民衆も黙する事の出來ぬ所である。その時は中央は全黨の意志全國民衆の行動に依り適當の處置を取るべきである。

余等の職は革命の職であるが故に、余等の辭職も亦革命の辭職である。抑々今日の本黨は革命の政黨であり、今日の政府も亦革命の政府である。革命の原則に違反せず、革命の利益を保障し能ふ者は、即ち本黨に

白崇禧は廣西派の智囊と稱せられて居る智者であるが、昨年夏北伐の成功後は約四箇師團を配下として、河北省の一部に駐屯して居たが、配下の軍隊は従前唐生智に屬してゐるものも多く、純粹の子飼の軍隊は比較的少數であつたので、近來軍費に缺乏して爲めに部下の統制にも困つて居たが、時局の紛糾に伴ひ蒋介石は秘かに白配下の軍隊を自己の支配下に收むべく劃策し、遂に其の成功を見るに至つた。即ち唐生智は蒋介石の援助に依りて三月中旬突如天津に潛入したが、白崇禧の亡命後は白配下の軍隊中二箇師團を自己の直接支配下に收めた。白崇禧に屬せし其の他の軍隊も今は何れも蒋介石派軍隊に改編せられ、此れが爲め河北省に於ては廣西派の勢力は全然撲滅せられたのである。

### 第七 決裂開戦

上述の如き経過を経て兩派の決裂は既に避け難き状態に達したが、三月二十六日夜國民政府の名に依りて李宗仁、李濟琛及び白崇禧に對する討伐令の發布せらるゝに及び、茲に最後の決裂を見るに至つたのである。南京の國民政府は蒋介石主席の地位に在り、大體に於て蒋介石の意思に依つて動いてゐるのであるが、遂に蒋介石は政府の名に於て本命令を發布したのである。

政府は革命手段を以て之れに對するのであり、個人の權威を謀つて革命人格を犠牲にせぬ事は即ち黨國の大計を誤るものである。

### 第六 廣西派首領の行動

前にも述べた如く廣西派の主なる首領は李濟琛、李宗仁及び白崇禧の三人にて此三人は各々地盤を異にせるも、同じく廣西省の出身にして互に利害關係を一にし、所謂大廣西主義の旗幟下に提携連絡して居た者である。二月下旬所謂湖南事件の起つた當時、李宗仁は上海に、李濟琛は廣東に、白崇禧は北平に居たのであるが、事件の惡化に伴ひ、李宗仁は上海に在りて蒋介石派の嚴重なる監視下に置かれ、身邊の危險すら感ずるに至つたが、彼は秘かに上海を脱出して汽船に乗り、三月二十三日安全地帶廣東に到着したのである。

李濟琛が蒋介石の爲め監禁せられたのは既に述べた通りであつて、茲に述説を要せぬ。又白崇禧は肺患療養を名として、一時北平の獨逸病院にて病を養つて居たが、時局の惡化に伴ひ身邊の危險を感じ、其の所在を秘密にして居た模様であるが、三月十七日秘に塘沽發天津丸に乗り込み、翌十八日大連に着き其の後廣東方面に向つて南下した。

討伐令の内容は大要左の通りである。

### 國民政府の討伐令

今回武漢政治分會は法に違反し權を擅にし、任意に官吏を任免し兵を起して湖南を襲撃したり。政府は和平を旨とし寛大なる處置に出で、自ら其の軍隊を原防域外に撤回する事を命じ、僅かに地方軍政の責任者を免職懲戒に處し、以て其の覺悟を促さんせり。然るに夏斗寅師長よりの電文に據れば、反逆軍は本日(二十六日)拂曉我が英山方面の部隊を攻撃したり。之れ實に反逆軍等は謀叛の意を充分に有し且其の逆蹟を明かに立證するものなり。又曩に李品仙等の電文に據り白崇禧は武漢を通じて中央を破壊し、該軍をして開灤に撤退せしめ、平津を奪ひ徐海を占領し、進んで首都に迫らん陰謀を企てたり。

李宗仁が上海より黃紹維に宛てた電報を押収して見るに、其の内容は『時局緊急にして若し蔣某の意の如くなれば即ち統一を破壊すべし。故に至急軍を整へ討伐し以て正義を盡すべし。李濟琛は今京を離る、能はざるも、已に令を李副官、長澤霖に手交し持ち歸らしめたり。故に兄等は速かに動員を計畫せよ云々』之れも亦實に今回の反逆陰謀を證明するに足るものにして李宗仁、李濟琛、白崇禧等は豫め共同して叛亂を計畫

部で譚の部隊を追撃し、中央の命令をも顧みず、此は和平希望に非ずして命令に反抗する者である。故に彼の所謂服従は皆虚偽であつて、反抗は事實として現れて居るのである。又彼の云ふ所謂和平なるものは國民を騙つて武力を握にして居る云ふ事も證明出來得るのである。

今や革命の險惡なる現象は其の極に達して居る。故に余は必ず中央の威信維持國家統一の保障に全力を盡さん事を期す。

惟ふに民生苦其の極に達し外患緊急の現在に在りて中央は當に最大の努力を盡すも、軍事行動を避けて政治方法に依り、地方の軌を逸した行動を制止しても不足はないと信ずるのである。若し地方がそれでも中央の命令に服せず、任意に武力を用ひて地方を擾亂し、中央の制裁をも聽かなければ此は全黨同志の許す事の出來ぬ所であり、又全國民衆も黙する事の出來ぬ所である。その時は中央は全黨の意志全國民衆の行動に依り適當の處置を取るべきである。

余等の職は革命の職であるが故に、余等の辭職も亦革命の辭職である。抑々今日の本黨は革命の政黨であり、今日の政府も亦革命の政府である。革命の原則に違反せず、革命の利益を保障し能ふ者は、即ち本黨に

白崇禧は廣西派の智囊と稱せられて居る智者であるが、昨年夏北伐の成功後は約四箇師團を配下として、河北省の一部に駐屯して居たが、配下の軍隊は従前唐生智に屬してゐたものも多く、純粹の子飼の軍隊は比較的少數であつたのミ、近來軍費に缺乏して爲めに部下の統制にも困つて居たが、時局の紛糾に伴ひ蒋介石は秘かに白配下の軍隊を自己の支配下に收むべく劃策し、遂に其の成功を見るに至つた。即ち唐生智は蒋介石の援助に依りて三月中旬突如天津に潛入したが、白崇禧の亡命後は白配下の軍隊中二箇師團を自己の直接支配下に收めた。白崇禧に屬せし其の他の軍隊も今は何れも蒋介石派軍隊に改編せられ、此れが爲め河北省に於ては廣西派の勢力は全然撲滅せられたのである。

### 第七 決裂開戦

上述の如き經過を経て兩派の決裂は既に避け難き状態に達したが、三月二十六日夜國民政府の名に依りて李宗仁、李濟琛及び白崇禧に對する討伐令の發布せらるゝに及び、茲に最後の決裂を見るに至つたのである。南京の國民政府は蒋介石主席の地位に在り、大體に於て蒋介石の意思に依つて動いてゐるのであるが、遂に蒋介石は政府の名に於て本命令を發布したのである。

政府は革命手段を以て之れに對するのであり、個人の權威を謀つて革命人格を犠牲にせぬ事は即ち黨國の大計を誤るものである。

### 第六 廣西派首領の行動

前にも述べた如く廣西派の主なる首領は李濟琛、李宗仁及び白崇禧の三人にて此三人は各々地盤を異にせるも、同じく廣西省の出身にして互に利害關係を一にし、所謂大廣西主義の旗幟下に提携連絡して居た者である。二月下旬所謂湖南事件の起つた當時、李宗仁は上海に、李濟琛は廣東に、白崇禧は北平に居たのであるが、事件の惡化に伴ひ、李宗仁は上海に在りて蒋介石派の嚴重なる監視下に置かれ、身邊の危險すら感ずるに至つたが、彼は秘かに上海を脱出して汽船に乗り、三月二十三日安全地帶廣東に到着したのである。

李濟琛が蒋介石の爲め監禁せられたのは既に述べた通りであつて、茲に述説を要せぬ。又白崇禧は肺患療養を名として、一時北平の獨逸病院にて病を養つて居たが、時局の惡化に伴ひ身邊の危險を感じ、其の所在を秘密にして居た模様であるが、三月十七日秘に塘沽發天津丸に乗り込み、翌十八日大連に着き其の後廣東方面に向つて南下した。

討伐令の内容は大要左の通りである。

### 國民政府の討伐令

今回武漢政治分會は法に違反し權を擅にし、任意に官吏を任免し兵を起して湖南を襲撃したり。政府は和平を旨とし寛大なる處置に出で、自ら其の軍隊を原防域外に撤回する事を命じ、僅かに地方軍政の責任者を免職懲戒に處し、以て其の覺悟を促さんせり。然るに夏斗寅師長よりの電文に據れば、反逆軍は本日(二十六日)拂曉我が英山方面の部隊を攻撃したり。之れ實に反逆軍等は謀叛の意を充分に有し且其の逆蹟を明かに立證するものなり。又曩に李品仙等の電文に據り白崇禧は武漢を通じて中央を破壊し、該軍をして開濮に撤退せしめ、平津を奪ひ徐海を占領し、進んで首都に迫らん陰謀を企てたり。

李宗仁が上海より黃紹雄に宛てた電報を押し收して見るに、其の内容は「時局緊急にして若し蔣某の意の如くなれば即ち統一を破壊すべし。故に至急軍を整へ討伐して正義を盡すべし。李濟琛は今京を離る、能はざるも、已に令を李副官、長澤霖に手交し持ち歸らしめたり。故に兄等は速かに動員を計畫せよ云々」。之れも亦實に今回の反逆陰謀を證明するに足るものにして李宗仁、李濟琛、白崇禧等は豫め共同して叛亂を計畫

せる行爲ありたり。惟ふに李宗仁、李濟、白崇禧等は過去に於ては實に跋扈を恣にし、軍隊を挑撥し、地方に占據し、中央を誣り、政令に反抗し、主義に違背し、統一を破壊し其の他種々の反革命の罪惡の證據を擧ぐるに違なし。彼等の叛逆者は實に國民革命の障礙にして、三民主義の叛徒なり。政府は今や國家始めて統一を告げ、人民其の苦に堪へざるを以て再三寛大に容認し、其の前非を悔悟するを冀ふなり。然れ共彼等は中央の和平を尊重するの意志を諒せず、反つて驕悍の氣を張り、將に國軍編遣の進行し、人民の和平統一を渴望するの際に當り、彼等の叛逆者は部隊をして反抗の兵を起さしめ、各々難問を出して黨國に謀叛し、黨國の重大任務を以て黨國を顛覆せしめ、革命の名義を藉りて以て革命を消滅せんとする者なり。

今若し再び彼等に對し寛大を示さば、何を以てか全國の治を求むるの民衆及び統一に犠牲となりたる將士に報いんや。

李宗仁、李濟、白崇禧等は已に其の本兼各職を免じ查辨に附したり。彼等叛逆者に屬する軍隊にして迷ふて悟らず、尙犯すものあらば前方の各軍をして討伐を加へ亂崩を断ち以て法紀を明かなすべし。此に令す。

### 第八 争闘の経過

三月二十六日國民政府から武漢討伐令が出て、愈々正式の開戦となつたが、それより先既に兩軍の配備は終了してゐたこと、直ちに先頭部隊の衝突、續いて主力の交戦云ふ事になり、第一會戦に於て既に南京軍優勢を示し、二十九日には蒋介石は自ら南京から軍艦に乗じて出征し、司令部を九江に設置するに至つた。此の形勢に應じて態度曖昧なりし各軍閥の態度も明白に南京側に傾き戦況は、益々南京側の有利に展開したので、三十一日には遂に武漢總攻撃令が下され、同時に南京軍主力は九江から武穴の線にまで進出した。一方廣西派の方でも二十九日李宗仁等は討蔣通電を發して之れに對抗し、いよいよ決戦の時機が切迫したが周圍の形勢は益々廣西派に不利に展開して廣東の各軍すら平和説を唱へるに至り、四月三日には武漢側最後の陣地に迄引揚げ、四日には全く廣西派の敗北の形勢が確實となつた。

### 第九 諸軍閥の態度決定

蒋介石對廣西派の戦争がいよいよ開始される事になり、兩派は互に日和見の各軍閥を抱込むために、あら

ゆる策を弄し、中立各軍閥亦其の地位を利用して各種の利益を收めつ、形勢を觀望して容易に態度を決定しなかつたが、二十六日國民政府より武漢の討伐令が下され、いよいよ火蓋を切るや、蒋介石側頗る優勢にて續々前進するの形勢を見て、最も注目されてゐた馮玉祥先づ南京政府擁護の通電を發し、同時に閻錫山亦中央擁護の通電を發し、遂に兩巨頭の態度は蒋介石側に有利に現はれて來た。

一方廣東に在りて李濟擁護の立場から、對蔣主戦論を強調してゐた鄒世曾も形勢不利なるを見て、三十一日遂に辭職し、陳銘樞、陳濟棠等の軍將皆對蔣和平の態度を採るに至り、廣西派内部不統一の結果を招來し、爲めに蔣派の旗色は次第に良く武漢側最後の線に迄後退するに至り、張學良亦中央擁護武漢討伐の通電を發して態度を明かにした。斯くして日和見の各軍閥は蒋介石側の優勢なるを見て何れも蔣派援助の態度に出で武漢側を決定的に不利の立場に陥れたのである。

### 第十 南京軍の漢口占領

日和見各軍閥の態度決定するや、蔣派は勢に乗じて武漢最後の陣地に突進し、三日には漢口より十五哩の湛家磯に到り海陸より攻撃を加へ、四日にはいよいよ

漢口の下流七、八哩の地點に迄迫つた。馮玉祥も大勢遂に決定せるを見て、急に韓復榘の軍を發して平漢線孝感に進出せしめ、以て武漢の側面を突いたので、廣西派は遂に漢口を棄て漢陽方面に走り、南京軍は續いて漢口に進み、蒋介石は五日夕刻軍艦にて漢口に入り、翌六日正式に入城し、各界の歓迎を受ける云ふ風に非常に急速に片付いてしまつた。

尙四日武漢軍漢口を撤退し、六日南京軍正式入城に至る迄の漢口の治安に關しては、昨年の北京の例に倣ひ、公安局、總商會、衛戍司令の三者協同にて臨時治安維持會を組織して之れに當ることとなり、軍隊の撤退入城に際しては特に混亂を生ずる事を免れ得た。

### 第十一 廣西派敗北の原因

蒋介石派と廣西派の二大勢力の抗争が、廣西派の敗北に於て而も一般の豫想以上急速に決定した事は、種々の原因もある事であるが、大體次の數點に歸して差がないと思考する。

#### (一) 武漢軍統率者の不在

事件發生の當初廣西派の首領李宗仁は、上海に於て殆ど監禁同様の状態に置かれ、其の後上海を脱出し得たが、遂に武漢に歸るを得ず、又白崇禧も當時北平に

在り、北平より辛うじて脱出し、上海に迄到達したが之亦武漢に直行するを得ざる結果となり、李濟探亦南京湯山に監禁せられ、遂に首腦者は一人も實戦に参劃するを得ず、武漢の大軍は僅かに胡宗鐸、陶鈞等に依りて統率せられて南京軍と決戦をなし、遂に敗北を見るに至つたものである。

(二) 廣西派内部の不統一

廣西派に取つて重大問題の突發し居るにか、はらず、各將領が全部外に在つて實戦に關係し得なかつた關係もあり、其の内部に於て聯絡の不完全であつた事は明白な事實である。従て各領袖の行動が不統一であつて、其の間蒋介石側の廣西派切崩し運動亦猛烈を極め、廣東に於ける李濟配下の陳銘樞、陳濟棠等は和平的態度を採るに至り、之れが爲め廣西派は既に戦はずして甚だ不利なる立場に置かれた。

(三) 當初から防禦的消極的であつた事

當初蒋介石が出兵するに及び對抗的に大軍を出動したものの、進んで南京を討つ程の決心無く、第三者の中裁を待つてゐたところ、南京側の態度益々強硬なるを見て、已むなく開戦の準備に及んだが、其の戦備を見るも第一線第二線は甚だ貧弱で攻撃的ならず、漢口の附近數哩の地點に防禦用の鞏固な陣地を築いて居た

のであるから、武漢の死守といふ位の防禦的態度であつた。従つて軍隊一般も大將は無し全く攻撃的精神に缺けてゐた事は開戦前から既に武漢軍七分の弱味であつた。

(四) 馮玉祥其の他各軍閥の蒋介石擁護

事件の當初には蒋介石派と廣西派とは互に馮玉祥其の他の軍閥抱込みに全力を傾注してゐたのである。馮の態度如何では戦況は甚しく變化を來す事は明白であつたからである。

傳ふる所に依れば始め廣西派と馮玉祥の間には、秘かに大體の了解が出来てゐた、め、廣西派ではすつかり馮は自分の方に味方するものと思つてゐたこの事である。然るに大勢廣西派に不利なるを見るや、馮玉祥は急に蒋介石擁護の態度を採り、武漢に向つて兵を動かしたのである。随つて他の諸軍閥も此の形勢に引きづられて、所謂中央擁護の態度を表明するに至り、終に武漢側をして脆くも惨敗せしめたのである。

廣西派敗北の原因は大體上記の通りであるが、就中廣西派内部の統一不十分にして、切崩を受けたり及び馮玉祥が豫期に反し、蒋介石に加擔した事は其の重要な原因と思考せられる。

第十二 今後の問題

武漢の守は脆くも破れて蒋介石軍の占領する所となり、武漢問題は廣西派の敗北に於て一先づ解決したのであるが、廣西派は決して掃蕩し盡されたものでなく武漢に在つた軍隊は多く湖南に去り、又廣西にも大軍を有し、蒋介石に反對するの態度を持して居り、而も李宗仁、白崇禧等廣西派の首領は、今や廣西に無事歸着する事が出来た事にて、彼等は努力挽回策に腐心すべく、周囲の形勢如何に依ては再び事端を發生し得る狀況に在る。尙廣西派に一撃を加へた蒋介石としては、今後馮玉祥の抗争が益々激烈を極めて來る虞があ

り、馮は既に山東を自分の地盤として獲得するの約束を蔣に爲して居り、之れに加ふるに武漢地方に對して尙ほ野心満々たる様子であるから、今後蔣對馮對立の關係は益々深刻を極めて來る可能性があり、之れが爲め蒋介石を主席とする國民政府の前途尙ほ多くの不安困難を有して居るものである。假令廣西派が完全に掃蕩せらるゝと假定するも、第二第三の武漢事件は今後も依然繰返さる可きは想像に難からず、國民政府に依る名實兼備の支那統一は少くも近き將來に於ては望無き事である。

(P・A)

長江一帯に於ける國民黨左派及び共產黨最近の活動

第一總説

武漢政府の全盛期以來湖南、湖北、江西の一帯は共產黨の重要な地盤となり、其の後民國十六年七月武漢政府が南京政府と妥協して共產黨と手を切つて後、曾て植ゑつけられた共產黨の勢力は牢固として、存

在し、同年秋冬の頃には共產黨の指導の下に農民暴動の續發を見たのである。然るに爾來國民黨の彈壓は益々嚴重を加へるに到り、遂に共產黨の活動も大に制限せられることになつたが、今回湖南事件を動機として國民黨の武漢側と南京側との武力衝突を見るに至り、共產黨の取締にも自ら弛緩を來し、一方國民黨極左派が國民黨第三次全國代表大會を機會に、國民黨の現幹部派に對し反對の運動を起し策動するに至つたの

で、共産黨の運動も亦再び勢を得つ、あるが、各地方に於ける最近の状況は大要次の通りである。

### 第二 武漢方面の状況

武漢の地は曾てはボロチン等の指導の下に共産黨並びに國民黨左派が活動の根據地とした處であつたが、共國兩黨提携斷絶の後には、特別嚴重なる取締を受けたのこ、共産黨に對する一般の不信用から、共産黨の勢力は全く失墜し、殊に最近李宗仁の嚴重なる彈壓のため、共産黨の活動は殆ど封ぜられ、部會地では全く手も足も出ない云ふ有様であつたが、國民黨の地方黨部に左派國民黨員多く、彼等が今回の第三次全國代表大會を機會に、李宗仁等の方針を無視して活動し、李宗仁等に對抗して左派の代表を中央に送るべく大に策動するところがあつたが、共産黨側でも此の機會を利用して活動を都會地に於て開始したのである。去る二月初旬、舊正月を期して武昌に於て擾亂を起さんとするの陰謀を企てたる事發覺し、同月末までに多數の黨員が逮捕せられ銃殺せられたが、幹部も目すべき者は一人も捕はれず皆逃走してしまつた。尙銃殺者中にも共産黨員以外の者を相當に含んでゐる模様である。右の事件の爲め共産黨員の多くは鄉村に去つたが、國

民黨左派に屬する市黨部委員等は其の左派的立場に於て相不變工人の煽動等に努めてゐる。

### 第三 江西方面の状況

共國兩黨の提携斷絶以後、湖南、湖北の農村に於て活動した共産黨軍は、李宗仁等の討伐に逢ひ遂に湖南湖北を去り、江西西南部に來り尙討伐軍と交戦を繼續してゐるが、今回湖南事件が擴大して、武漢南京軍の衝突を見、武漢側の共産黨討伐軍の多數も亦引き揚げんざしたので、共産黨軍は朱德、毛澤東等を首領として一大團結を爲し、討伐軍を追ふて進出し、江西省の南境尋郎方面から會昌に出て、遂に興國縣迄占領し尙北上の形勢を示してゐる。今後武漢、南京兩軍の戦争が繼續するに於ては更に其の勢力は擴大するものと思考せられる。

### 第四 南京方面の状況

南京は今日の首都である關係上表面相當嚴重に共産黨の取締が行はれてゐるに拘はらず、共産黨の勢力は意外に擴大せられ、其の活動も比較的自に行はれてゐるのである。今日南京に在る共産系人物は約一、五〇〇名に達してゐる。南京に於ける共産黨の根城は中黨の左派系、残りの一人が僅かに右派である。従つて其の行動は共産黨の活動と如何に密接であるか、想像し得られる次第である。

尙今回の第三次全國代表大會開會前には、一時四百名近くの共産黨員が侵入した、め當局も大に緊張し、該大會前後に於て四十名近くの容疑者を逮捕したのである。

右の如く南京の共産黨は黨員數も多く、かなり自由な活動を續けてゐるが、幹部も目すべき巨頭は殆ど南京には居ないで大部分上海の租界に居住し、連絡者によつて黨員の指導に當つてゐるので、如何に嚴重な取締を行ふも餘り効果が擧らない次第である。

(P. A.)

中央大學市黨部である。

中央大學は今日二千七百名の學生を有するが、其の學生會の組織も共産黨の組織を學んだものであるであつて、學生の多數が左傾的色彩を有し、現に大學生中に二百名の共産黨員が存在する程で、昨年七月も于右仁の娘、櫻が、中央大學々生中の共産學生の幹部であることが判明して逮捕せられるといふやうな事件があり、今回第三次全國代表大會に當り、中央大學留學生會から共産系人物が南京の代表として選出せられ、當局の壓迫に因り辭任する云ふ様な事件もあり、中央大學に於ける共産黨の勢力は中々優勢なもので、當局も其の處置に窮するの有様である。一方市黨部の委員を見るに合計九人の中四人が共産系、他の四人が國民

## 奉賢に於ける共産黨の暴動

本年一月二十一日の夜、上海の南奉賢縣に於て突然農民の一大暴動が勃發し夜を徹して殺人、放火、奪略等暴虐の限りを盡し、未明に至るや忽然として四散し悉く其の姿を消した事件がある。之は中國共産黨の所謂奇襲的暴動を如實に現はした、最近に於ける最も典

型的な實例とも云ふ可く、國民黨治下に於ける共産黨の戦略を研究する上に於て、相當興味あるものと思料せらる、故、當時支那紙に報導せられたる所を經し其の他の聞込を緯して、次に其の顛末を記述するこゝとする。

### 第一 暴動地たる莊行鎮

暴動の行はれたるは江蘇省上海市の南數里奉賢縣西北區莊行鎮である。莊行鎮は奉賢縣廳所在地たる南橋を西に距ること約一里半、人口三萬商店約九百軒、奉賢縣内で南橋に亞いて繁盛なる鎮(町)である。北は上海縣及び南匯縣に接し、西は松江縣に隣接する、南には金山縣があり、黃浦江は同地の西北方を流れて舟楫の便あり、閩行より自働車に依つて上海と連絡すべく交通頗る便であるが、一方莊行鎮は奉賢南匯上海松江四縣の交叉點に在つて、各縣何れを中心よりも隔絶して警備薄弱なる爲め、匪徒出沒せるのみならず、南方には金山縣を距て海盜の難を受くること屢々である。

### 第二 暴動の原因

奉賢暴動に参加したのは大部分土地の農民であつて、之を煽動指揮したのは該地の中國共產黨幹部たることは勿論である。上海或は松江に來遊せる左傾青年學生中、此の地方出身の者多數あり、一昨年國民革命軍の浙江より上海に侵入し來るや、此等左傾學生中其の故郷に歸つて、明白にソウエート主義提唱實行を試みたる事實すらあり、國共兩黨分裂の後清黨運動の行

はる、や、彼等は表面鳴を靜めて其の跡を匿しつゝ、も猶ほ極秘の中に運動を繼續しつゝ、あつたのである。

之に對して國民黨々部當局に於ては、何等注意する暇が無かつた模様である。近年奉賢は不作續きて農民の困窮極めて甚だしきものあり、共產黨に於ては此の機乘すべしと見なし、昨秋頃から漸次宣傳活動を開始し、中國共產黨奉賢縣委員會の名義を以て、所謂「三不口號」(不納稅、不納租、不還債)なるものを提唱した爲め、同地の八、二十、三十二、三十三、三十七、三十九等の圍(圍は日本の番地に似たるもの)の農民は多く誘惑せられて雷同し、一齊に租稅の不納を實行する等次第に不穩の情勢を劇致するに至つたのである。最近奉賢縣委員會は又洶港に於ける有名なる土匪團體及び海盜と聯絡して勢力を増加し來つた。然るに二月九日は支那舊曆の年末であつて、秋季租稅の拒納問題は其れ迄にさうしても解決しなければならぬが、窮乏の極にある一般農民に取つては、之を適法且つ穩便に解決することは頗る苦痛であつて、何と云へば、所謂三不口號の主張通り押し通せるものなら押し通し度い氣持が山山である。此の弱點を見出した共產黨は、其れにつけ込んで極力年末暴動を煽動した譯であつて、傳ふる所によれば彼等は先づ本年一月一日を期して暴動を

實行せんとしたのであるが、準備時間不足の爲め遂に一月二十一日に延期したと云ふことである。

斯くの如く一面農民の弱點を利用して盛に不穩の空氣を醸成するに共に、又一方秘かに連日鄉村に會同しつゝ、ある事實は、一部警察當局の探知する所となり、公安局並に公安隊の嚴密なる捜査の結果、嫌疑犯唐煥庭及び戴克明の二名が逮捕せらるゝこととなつた。然し之れが爲め共產黨の暴動の時期を大に早めた結果となつたのである。

加之最近共產黨の奉賢縣委員會は、洶港に於ける有力なる土匪團體、並に附近の海盜と連絡して漸く其の勢力を加へて來たことも亦暴動に至る大なる原因と見ることが出來やう。

### 第三 暴動參加の人物、員數、服裝及び其の使用武器

暴動の主要指導者は勿論中國共產黨奉賢委員會であるが、然し莊行鎮と上海とは其の距離幾何も無く、場合に依り上海より臨時指導員を派遣することは易々たることである。従つて指導者として専ら活動した奉賢縣委員會の常務員と目せらるゝ李桂傑、王士輝、唐煥才(逮捕せられたる唐煥庭の兄弟)の三人が専ら活動し

て居るのであるが、此の三人中或は中央若は江蘇省委員會より派遣せられた特派員をも包含せるものでは無いかとの疑ひが充分である。

暴動匪徒の大部分は土地の農民であることは明である。即ち彼等は其の素性を蔽ふ爲め、顔面を種々な色で以て紛飾して、一見何處の何者であるか分らない様にして居るが、何れも土地の方言を用ゐて居るのみならず、暴動後附近各農村の農民子弟中多數失踪者を出して居る點等より推して、奉賢に於ける多數の農民青年が參加せるものであることは疑ふべからざる處である。

其の他黃浦港上流洶港地方の土匪團及び抗州灣一帶の海盜が、今度の暴動に多數參加した形跡がある。其の理由は第一暴動團は莊行鎮より西北方葉榭地方に退却し、而も後に至つて葉榭地方に於て脱ぎ棄てられた草履三十餘足を發見して居る。當時退却した人數は決して三十餘人に止まらないのであるが、此の三十餘人は即ち洶港の土匪であつて、葉榭に至り草履を脱いで船に乗り移り、洶港に歸つたものと認めらるゝのである。第二は大部分の匪徒は葉榭を通過して松江の新街鎮に至り、再び暴動を實行した後、南下して金山縣蔣莊へ進出して居る。其の方面を觀るに恰かも抗州灣に向へるものと云ふことが出來るのであつて、従つて本



暴動に抗州灣の海盜も参加したものと観測せられるのである。

匪徒の衣服は各自思ひ／＼と一様で無いが、帽子は頸部迄の裝飾は皆揃ひのものを使用して居る。即ち帽子は軍帽のヒサシ及び其の他の附屬物を取り去つた様なもの、又は柔軟なる水兵帽の様なもの、上の真中に大球の飾りを付けた様なものである。帽子の材料は緞もあり、布もあり、區々であるが、其の頂上の大球は頸部に捲きつけた紅巾に同じく、必ず紅色を用ゐて居る。尙ほ帽子の右縁には雙蝶の飾物を着け、必ず左下に冠等、中々趣好を凝らして居る。

暴動参加の人数を明確にするには最も困難な事である。試に支那紙が掲載した所によれば次の如き諸説がある。

- 一 千餘人とするもの。是は時事新報の報道並に葉樹地方人民目撃者の主張する所
- 二 四百乃至七百人とするもの。莊行共災救済會の主張
- 三 二百乃至三百人とするもの。莊行避難民の主張
- 四 二百人未満とするもの。警備司令部調査報告
- 五 五十、六十人とするもの。奉賢縣廳及び同縣公安局の報告

居つたが、總て南東に向つて次第に動き出した。之は豫て土地の共産黨に於て計劃して居た暴動に参加した。萬年涇灘三十七團唐灣等の地方の農民の一團である。此の農民の一團は數十の小隊に別れ、各隊夫々案内者を有する。而して此等の案内者は手に手に紅旗を持ち、別に派せらるゝ宣傳隊は到る所に活動し、或はソウエート政府の擁護或は租税の反對、債務の否認等標語口號八十餘條を記した佈告、小冊子等十餘種を散布して歩く。而して此等の宣傳印刷物には、總て中國共産黨奉賢縣委員會の署がしてある。暴徒は莊行鎮に入るや、先づ公安分局、公安分隊、商團等の武裝機關の襲撃に着手し、其の武器を奪取するに同時に盛んに放火を初めた。此の時西八字橋公安分局には、僅かに警察官七名、銃器四挺ありしに過ぎず、而も局長張志傑は、當時恰も所用の爲め他出して不在であつた。暴徒は先づ放火材料を持つた郷童十餘名を派遣して、西八字橋の上に火を舉げさせるや、之を合圖に一齊に公安局に突入した。警察官は一溜りもなく逃出したが、中三人は輕傷二人は重傷を受けた。此等負傷警察官は現に縣公安局長鄧良の世話で上海で治療中である。勿論武器は全部奪取せられた。之と同時に別に一團の匪徒は莊行鎮の東褚涇廟に駐在せる公安分隊を襲撃した。同

斯くの如く五十人三千人の差があり、餘りに大きく其の實相を捕捉し難いのであるが、各方面の情形を考量して大體三百名と見ることが最も無難らしく思はれる。

其の使用武器に就ても諸種の説がある。嫌疑犯の供述に依れば、ピストル十二挺に過ぎぬと云ひ、警備司令部の想像では二十挺乃至三十挺である云ひ、避難民の新聞記者の言ふ所では、匪徒は各自残らず武器（ピストルの外棍棒、大刀、鋤等をも含む）を携帯して居た云ひ、此の點に就ても其の員数の問題と同様其だ明確では無いが、兎に角棍棒が刀が其の他相當数の銃器を使用して居ることは確かである。

#### 第四 暴動の状態

一月初旬以來奉賢縣の南金山縣の南部馬欄山三角若附近に於て毎夜銃聲が聞え、土地の農民は之を以て共産黨員の射撃の練習であるを爲して大いに怖れ、中には早くも其の家具類を纏めて、涇江縣内、果ては上海あたりまで避難し來るものあり、附近一帶に何んな不安の氣が漲つて居つたことは事實である。果せる哉一月二十一日夜日暮れて未だ間もない頃、莊行鎮の西北方野三官塘に一團の人影が宵暗の中にうごめいて

分隊は隊員十餘名短銃十四挺、手機關銃一挺を有し、隊長は丁智炎、班長は錢子濤である。隊員中巡廻に出たるものを除き、隊員僅かに隊長以下八名である。匪徒は二手に別れて兩方から駐在所を包圍して攻撃した。約五十分間の戦闘の後、隊長丁智炎は衆寡敵せず遂に隊員全部を率いて逃出し、短銃六挺を奪取せられた。商團も又其の人員約八名に過ぎず、當時二手に別れ一隊は巡廻に出て、他の一隊は團の本部を守つて居つたのであるが、巡廻に出た隊員が其の途中嫌疑犯一名を捕へて歸つた處、匪徒は之を追跡して團の本部に突入した爲め、團員は遂に四散した。

暴動の直前莊行鎮の商會は其の情報を得て大いに驚き、直ちに其の夜八時を期して仁記米屋の一室を借りて集會を催し、兵隊請求等の防止方法を討論せんとしたのであるが、暴動は既に同じ時刻の八時に勃發した爲め、既に出席したる商會議員の連中は忽ち垣根を越えて逃げ出して了つた。

匪徒は到る處橋、通路等を扼して發砲示威し、一部は商店住宅等に侵入して掠奪し、先づ帳簿契約書を探して焚燬し、次に金銀衣服を掠奪して放火する。路上に於ては逃ぐる者の所持金着衣を片端から強奪した。十時二十分頃に至つて火勢は最も烈しく、繁盛なる大

通りは十數町に亘り悉く火焰に包まれてしまった。斯くてさしも繁盛なりし莊行鎮の街も、一夜にして殆んぎ灰燼に歸したのであるが、暴動の指導者は質屋を以て貧民に對する必要機關を認め、其の掠奪を禁止した爲め、有名なる質屋の中、西典は掠奪せられたが東典は幸にして保存せられた。暴徒は暴動司令部を莊家祠の後方に設置して居る。莊行鎮の郵政局會計將某は捕へられて司令部に送られたのであるが、其の言によれば、共產黨は司令部の周圍に幕を張り廻し、其の中に指導者らしき連中が二十餘名居並んで、各方面よりの情報の聴取り、種々の指揮命令に忙殺せられ、往來を跳躍して殆んぎ狂人の如き觀がある云ふ。十一時三十分匪徒は基督教會堂の後に集中し、二時迄で暴動停止を命令した。十二時頃南橋に於ける縣廳公安隊中隊長李志斌は、隊員十二名を率ゐて履祥橋から東市を攻撃し、同時に一時四散した公安分隊及び商團も次第に之に参加し、匪徒は交戦約一時間に及び再び撃退せられた。之が爲め午前二時に至り匪勢は再び熾烈となり一齊に拍手をして口號し絶叫し愈々暴威を逞うしたが、三時頃に至り始めて喇叭を吹いて隊伍を整頓し、指導者は暴徒一同に向つて既に勝利を獲得して其の目的を達し凱旋す可き旨を演説した。然る後悠悠々々丁字

街萬年徑、戴家橋等の三路に分れて西北方へ退出した。其の中一部は葉樹の鹽公堂後方に草履を脱いで黃浦江を渡り、他の一部は葉樹より西南方淞江縣の新街に入つて再び暴動を起した。奉賢暴動に繼いで起つた淞江暴動が是れてある。

此の暴動に依る共產黨側の死者は三名、傷者三十餘名である。而して二名の死者は土着の農民であつて、一人は十五六歳の少年である。小石橋に斃れて居つたが掌中には尙多數の共產黨宣傳印刷物を把持して居つた云ふ。他の一人は浴堂口に斃れ、肩に紅布を纏ひ手に鐵棒を持ち、爆裂彈の爲め殺されたもので、歎息に居住する農民王多生なるものである云ふ。

**第五 暴動に對する措置及び善後**

暴動の勃發に對して當時警察機關たる公安分局、公安分隊及び自衛團たる商團が脆くも四散して、何れも爲す所無く、而も軍隊到着に到らざるに先立ち匪徒は未明に悠々退散したのであつて、暴動當時に於ける當局の措置なるものは全然皆無である。漸く翌二十二日以後漸次各方面より軍隊を派遣し、一方治安維持に努むるに共に暴徒の檢擧に取り懸つた譯である。暴動後各方面より派遣し來つた軍隊は左の如くである。

月 日	派 遣 所	隊 名	人 數	指 揮 者
一月二十二日	奉賢縣廳	公安隊中隊	一二	李志斌
同日	奉賢縣公安局	警察巡查隊	一〇	鄧良
同 二十四日	江蘇水上警察廳	水上公安隊一區三分隊	三〇	王錦川
同 日	同	黃浦江遊巡隊	不明	不明
同 二十五日	淞滬警備司令部	第五師第五連	一〇〇	劉漢柱
同 二十七日	江蘇省民政廳	警備特務大隊	五〇〇	黃復具

斯くて引續き暴徒の檢擧に従事した結果、葉樹、戴家橋、萬年徑、三十七園、唐灣、野三官塘等に於て徐福根、袁貽則、戴木根等以下約三十名を逮捕した。徐は今回暴動の副指揮目せらるゝもの、袁は海塘の小學教員、戴は裁縫工人で何れも指導者としての嫌疑最も濃厚なるものである。因つて先づ奉賢縣廳の張科長警備特務隊長劉人皓、省黨部委員及び奉賢郵政局長林誠墨四人を以て特別法廷を組織して之を訊問し、重大嫌疑を認められたる十餘人を淞滬警備司令部に押送し、其の他は證據不充分的爲め商店の保證を取りて釋放した。而して訊問の結果、李桂傑、王士輝、唐煥才、沈裕昌等が今回暴動の指導者として活動せるの事實を明かにし、各方面に手配して専ら調査中である。

今回の暴動計畫は餘程以前から行はれて居つたものであつて、縣長に於て之を事前に防止し得なかつたことは、全く其の無能怠慢の致す所にして、責任者たる舊縣長李家瀚は直ちに免職となり、新縣長洪本立が其の後を繼いだ。洪は二月二十三日淞滬警備司令部に召集せられた九區縣長、局長、治安會議に出席して次の如き提案を爲したが、審議の結果悉く通過した。

- 一 匪徒を削減すること
- 二 戶籍を調査整理すること
- 三 駐防軍隊を増加すること
- 四 警察力を整頓すること
- 五 暴動匪徒の死刑は當地に於て執行すべきこと
- 六 土豪劣紳を懲戒すること

七 水上警察を聯絡すること  
 洪縣長は更に三月四日『民衆に告ぐる書』を發布した。其の大意は『共產黨を根本的に絶滅するが爲めには、大衆一致團結して起つことを要する。而して共產黨を肅清する方法として積極、消極兩様の手段を用ゐねばならぬ。即ち積極方法は(甲)實業を提唱して貧民を容納す。(乙)教育を普及して民智を増加す。(丙)道路を建設して交通を便利にす。消極方法は(甲)對内(1)警政を改良して武力を増加す。(2)禍首を懲戒す(3)戸籍を整理して聯合擔保制度を施行す。(乙)對外各方面を聯絡し一致して匪徒を剿滅す。即ち是である』

莊行公安局長張崑は免職の上逮捕令を發佈せられ、朱子昌其の後任に任命せられた。朱氏は同地の農民が多く共產黨に利用せらるゝことを熟知し、特に口語勸告書五萬枚を印刷し、毎日警察官を連れて鄉村に赴き農民に對して詳細なる説明を行ひ、以て其の覺醒を促して歩いた。且つ『共產黨を消滅せよ』『共產主義は即ち放火殺人掠奪政策なり』『農民を利用して莊行鎮を燒殺する共產匪徒に反對せよ』等各種の標語を大書したものを作製し、其の管下各地の目に付き易い處に立て、農民に對する反共產的の宣傳に努めた。

百三十九元である云ふ。

- 二 災民 災民の戸數及び人數に就ては三説ある。救濟會の報告に依れば一四四家一〇八五人 災民代表の主張は二千六百餘人 公安隊の調査に依れば五百六十九家四千百三人
- 三 燒失家屋 或は八百六十餘軒云ひ或は七百餘軒云ひ又三百四十九軒云ふ。何れが正しいか之を明確にする材料が無い。
- 四 死傷 死傷者に付ても諸説あり死者三人乃至六人 傷者四人乃至百餘人云ふ。死者六人傷者十餘人とするが最も信ずべきものと認められる。但し事後病氣の爲死亡したるものは相當多數に上つて居る。此等災民に對する救濟事務の状況を觀るに次の如くである。
- 一 莊行共災救濟會を設立し紳士莊式如、司謙伯、席筱雲等を主任に推舉し、上海、松江等に赴いて救濟金、米、古衣、布團等の寄附を募集する。
- 二 木棚を三ヶ所(東、中、西)に建築して罹災民を收容する。
- 三 粥食堂八ヶ所を設立して罹災民に食を施す。
- 四 縣廳より千石、上海同郷會より三百餘石の米を醸出して之を罹災民に平均分配する。

- 更に國民黨奉賢縣黨務指導委員會に於ては
- 一 各鄉村に赴いて共產匪徒の罪惡を講演し並に標語圖書等を貼付して農民を覺醒せしむること
  - 二 詳密なる方法を計畫し共產匪徒を檢舉すること
  - 三 賞與金を懸けて暴動領袖を逮捕すること
  - 四 自首の方法を規定すること
  - 五 救濟事務に努力すること
  - 六 各方面の檢舉に對して慎重監視の手段を取り以て誣告を免れること
  - 七 莊行鎮の復興を促進すること
  - 八 既に逮捕せられたる各匪徒の審判に付ては早速之を實行せしむること
- 等を決議し着々之が實行に努めた。
- 又奉賢各鄉村聯合會は、自衛問題に關して二月二十日南橋に會合を催ふし、各鄉村の出席代表五十八人、縣市政局長林誠巖主席となり審議の結果、各區少くも一班即ち十名の保衛團を組織し、其の銃器補充に要する經費は夫々寄附募集に俟つことに決定した。

### 第六 損失と救濟

- 一 損失金額 一般に百五十萬元に傳へられて居たが莊行共災救濟會の調査報告に依るに九十三萬二千五百元
- 二 大人各四元、兒童各二元宛生活維持費を分給する
- 三 募集し得たる古綿衣、古布團を分配する。
- 四 死者家族には四十元、重傷者には二十元、輕傷者には五元乃至十五元の撫卹料を給與する。
- 五 借貸所を設立し一人に付十元乃至四十元を限り罹災民に無利子貸與を行ふ。
- 六 上海基督教會、上海紅十字會、松江協濟會、川沙の至元善堂等、各機關は均しく救濟金と食物とを同地に送付した。
- 七 同地紳士沈夢蓮等は上海慈善家と協議し、復興救濟公債二十萬元を發行して、莊行鎮昔日の市況を恢復せんことを圖る。

### 第七 松江暴動

奉賢縣莊行鎮を退出した共產黨暴動團は、間もなく葉榭を経由して松江縣の新街に入った。新街は亭林の南方約二里の地點に在る。目撃者の云ふ所に依れば共產匪徒の數は約百餘名、其の指導者は何れも大なる赤色旗を持ち、之に續く匪徒は凡て武器を所持して居る。彼等は先づ五墳廟前に集中し、然る後頭目の指揮に依つて東西市の入口を守り計畫的に各商店住宅に對して掠奪放火を行つた。爲めに十二時頃殆んど全部落が燒かれ残れるもの十軒に足らず、重傷者二名、輕傷者四

名を出した。同地には警察守望所があるが、當時何等銃器を有して居なかつた爲め、匪徒の焚燒に一任するの外無き有様で、亭林に於ける公安分局が急を聞いて武装警官を派遣した時には、匪徒は既に逃走した後であつた。此等の匪徒は皆金山縣の山陽、甸山、蔣莊、馬棚へ退出した模様であつて、彼等の通過した途は共產黨の標語を以て滿ちて居た云はれる。

暴動後捕へられた共產黨員周阿虎の供述に依れば、松江暴動の主要人物は李一鶚（偽十六師長）王梅溪（同團長）戚蘭根（同營長）の三名である。彼等は曾て金山街東北三角巷に於ける王梅溪の家に數回會議を開き甸山派と張堰派との兩隊に分れて暴動を實行するこゝを決議して居る。甸山派は腰に白布を纏ひ、張堰派は腰に紅布を纏ふことにした云ふ。

二月二十七日午前三時、松江縣公安局長翁光輝と山陽縣私第四大隊潘梅琴とは、直ちに李一鶚王梅溪の家に臨檢した。李一鶚の家は松江縣と金山縣との邊界、新橋と云ふ所に在り、當時李並に居合せた戚蘭生は極力抵抗したが、李は臂部に微傷を受け、戚は下腹部に彈丸を受け遂に逮捕せられた。警察官は同時に所持の傳單、地圖、書翰等を押収し、且つ同人の家にピストル十挺を發見之を押収した。同時に唐祥根、楊六祥、

倪長生、劉青一等の嫌疑者四名を逮捕した。次には王梅溪の家に臨檢したところ、王は不在であつたが、然し床上には多數の布團を敷き多數の黨員が其處に宿泊した跡を示して居た。

李一鶚の供述に依れば同人は三十一歳金山縣の人家には母及び妻がある。民國十三年六月其の弟李新民即ち李德元の紹介により、國民黨に入黨し十四年金山縣黨部の常務委員に選舉せられ、十六年蔣介石の軍江蘇に來るや、其の第一師長薛岳と關係を生じ、後金山縣長に選舉せられ直ちに金山縣廳を涿涿より張堰に移轉する事を主張したが、涿涿人民の反對により果さず、薛岳の下野により同地に其の勢力を失墜した。國共分裂によりて李は遂に下野して共產黨の秘密工作を進行した。從來其の弟と共に有名な共產黨員候補等と聯絡があつた云ふ。松江縣長及び江蘇省政府特派委員盧仲英の會同訊問の上死刑を宣告せられ、省政府の許可を経て三月十日城外西河莊の刑場に處刑せられた。李の母及び妻は此の消息を聞かぬや共に自殺した。戚蘭生は三月八日獄内に病死し、周阿虎は二月二十八日午後四時死刑に處せられた。然し王梅溪は尙ほ三角巷、官橋、甸山、山陽等所々に出沒して相當勢力を擁し今尙ほ逮捕せらるゝに至らない模様である。(S.A.)

## 上海に於ける黄色労働組合團體

茲に掲載したのは「プロフインテルン機關紙」一月號の記事の翻譯である。

支那サンヂカリズムに一つの新事實が現れた。それは上海に於て、黄色労働組合が増加した事である。

八年乃至十年前に於ては、支那労働組合運動は共產主義者の統制下にあつた。此の頃黄色労働組合を組織しようとした試みは何れも大失敗に歸したが、一九二五年以後、革命の波濤は全然黄色労働組合の發展の可能性を皆無ならしめてゐた。此の時代に於ては、共產黨は労働組合運動に於ける敵黨を有つてゐなかつた。

一九二七年に於ける國民黨の裏切り後、國民黨の労働政策は白色テロル制度即ち労働闘士の逮捕及び死刑集會結社、同盟罷業、ボイコット等プロレタリア闘争の一切の形式を禁止する制度の創設を目的としてゐた。然し國民黨員自らは、白色テロルに雖も革命主義労働者を一掃するに足らぬ、と云ふ事を覺つてゐる。

常に、國民黨の労働政策には甚しい差異がある。國民黨の主なる四分派は労働政策に關して、各自異なる方向を辿つてゐる。

(一) 蔣介石の勢力圏内に於ては、ファシストの方法が行はれてゐる。舊來の労働組合は解散せられ、獨裁者(蔣)の部下は之を眞の共同組合的新團體に變じ新團體に労働者統制の任を負はしめた。

(二) 馮玉祥は其の管下に於ける労働者自身の組織になる労働組合を許してゐるが、馮は革命主義労働者の首魁を追放して以て自分の意の儘に労働組合を改造した。更に又、馮は智識ある者を労働組合の書記に任命し、書記には労働組合内の獨裁權を附與してゐる。

(三) 閻錫山は官吏と實業家に労働組合の組織方を委せた。閻が其の管下全體に於て、労働者を監督するのは、是等の者の仲介に俟つのである。

(四) 廣東暴動後廣西の惡黨連は黄色労働組合も一掃

に、總ての労働組合を断然清算してしまつた。

然し一九二八年五月の濟南事件以來、情勢は大いに變つた。排日運動は再び大衆の活動を甦らしめ、黄色労働組合は支那労働運動に於ける重大なる役割を演じ始めた。黄色労働組合は眞に一つの新しい社會的勢力になつたが我々は之に就いて、非常に精密に考察せねばならない。

何故に黄色労働組合は一九二八年五月後に、生存し得るやうに成つたか。

(一) 國民黨の裏切後而して白色テロルの長い期間中に、革命的労働組合の指導者の殆んど全部が死刑或は流刑に處せられたりした。壯年労働者は續々と解雇され、之に代るに婦人、少年又は農村から新に來た者を以てした。故に支那プロレタリアの構成は明に變化したのである。

(二) 一九二五年五月卅日の革命的事件はプロレタリアの上層を労働組合に誘引した。其れ迄、共產黨は常に貴族階級の上層と對峙の地位にある労働階級中の下層の地位を、労働組合運動を以て高める事に努めてゐた。然し其の後情勢は變つてゐる。國民黨の命令に依る共產主義者の殺戮と流刑との後に、労働階級中の上層は労働組合に於て、上位を占めた。

七 商務印書館印刷工會 (Syndicat des Employés de l'Imprimerie (Commercial press))

一九二八年中頃から、以上の七組合は一つの聯盟を組織した。是等の七大工會は國民黨と有機的關係を有つてこそゐないが、其の指導者等は口頭或は文書を以て何回も國民黨及び政府の監督に服従すべく勧誘されたり述べてゐる。實際的には、彼等は政府と關係を有つてゐる。其れと同時に、彼等は共產主義者に關して疑はしい行動を執つてゐる。彼等は共產主義者に言ふ『我々は諸君の熱誠を賞讃するが、諸君の意見は餘りに急進的に思はれる。又現在は我々の事業をするに適當な時期である』云。

黄色労働組合の任務は最近殊に重大に成つた。是等の組合は殆んど重大問題の生ずる度に、アツペールや宣言文を發表する。ブルジョア新聞は上海の黄色労働組合の綱領を要約したやうな文書を掲載する。

(一) ブルジョア新聞は國民黨に對し一層積極的な労働政策を設ける事を要求する。黄色労働組合の指導者等は云ふ、革命軍が上海に入市してから一ヶ年を経過したが、國民黨は労働者農民の希望を未だに満足させない。此の態度を變化させねばならない。其れは我々の活動と革命本來の目的との調和を圖り労働者

(三) 濟南事件後、國民黨の反革命的役割は全く明白に成つた。黄色労働組合は排日運動が旺んなる時に組織されたものである。此の愛國運動が非常に普及したるため、國民黨は愛國運動と一體せざるを得ない云ふ事を察知した。小ブルジョアジーは此の時に左傾化を現し始めた。輿論は帝國主義者に對する抗争を支援し、此の大衆運動を激勵した。國民黨の屈辱的降伏は小ブルジョアジーを激怒せしめたが、是は黄色労働組合を利用した事情になつた。

以上述ぶるところは黄色労働組合の發展の諸因である。

一一

上海の新黄色労働組合は普通『七大労働組合』と稱せられる。

- 一 上海郵務工會
- 二 印刷従業員工會 (Syndicat des Ouvriers de l'Imprimerie (Commercial Press))
- 三 英米煙草會社従業員工會
- 四 南洋兄弟煙草會社従業員工會
- 五 新聞植字工會
- 六 支那電氣電車會社従業員工會

の要望を満たす方法が他にないからである。

右の聲明が眞面目なものであつたすれば、其れは黄色労働組合の指導者等が次の事を完全に理解してゐなかつた事を示すものである。即ち四月一日の上海に於ける裏切り以來、又七月一日の武漢に於ける裏切り以來、國民黨は労働農民の絶滅を使命とする反革命團體になつた『三十一萬人以上を殺す』云ふ事である然し『黄色組合指導者等は國民黨の罪惡を少なからしめよう試み、而して國民黨は他に黄色組合の活動と革命本來の目的との調和を圖り、労働者の要望を満たす事が出来る』ものである云ふ事を信じさせよう、熱心に取掛つてゐる。之をプロレタリアの階級的敵の前に平伏するに稱するのである。

(二) ブルジョア新聞は労働組合運動を國民黨の指導に服せしめよう掛つてゐる。黄色組合指導者は云ふ『我々は國民黨の利益を圖り、而して國民黨に對しては、北京の労働組合にある善良分子を保護し、危険分子を除去し、労働組合を黨の統制下に置き、革命的勢力を増進する事を要求しよう』云。

ブルジョアジーと提携してゐる國民黨の如き黨派の『利益を圖る』事は、労働階級の『代表者』に執つて、何ん云ふ恥つべき事であらう。

(三) 黄色組合指導者は利益の分配に與かる事に就いては異議を唱へず而も自分への分配の多らん事を希ふ。彼等は資本主義諸國の經驗に依つて證明された次の真相も理解しないか又は故意に看過してゐる。即ち労働者が利益の分配に與かる事はブルジョア階級の労働者を征服する手段である。労働法委員會に於ける此の問題の審議の際に、黄色組合指導者等は労働者への利益分配の過少なる事のみ抗議した。

故に成々は、是等の指導者等が階級意識には全く無頓着である事を知る。彼等の要求は彼等が小ブルジョアの幻想に捉はれてゐる事を明に證據立ててゐる。黄色労働組合は大衆に如何なる勢力を及ぼしてゐるか。

南洋兄弟煙草會社従業員工會と新聞植字工會を除けば、他の黄色組合は凡て一九二五年五月卅日の事件後共産主義者に依つて組織されたものである。右の二工會は何れも當時共産派に依つて指導されてゐた上海總會に加盟してゐた。『七大労働組合』の組合員概数は左の如くである。(譯者英米煙草従業員工會數字缺)

- 上海郵務工會 二、五〇〇
- 印刷従業員工會 三、〇〇〇
- 南洋兄弟煙草會社従業員工會 七、五〇〇

は、過去の如く、黄色労働組合に對して寛容なる態度を保持するものは殆んど信じられない。國民黨は確に猛烈なる報復政策を採り、而して黄色労働組合を部下に變じようとする試みるであらう。労働組合を絶対に國民黨の勢力に統制の下に從屬せしめることを原則は、確に黄色労働組合の行動の自由を拘束する爲めに利用されるであらう。

兎も角、『黄色』の危険が支那労働組合運動中に存続する事は確實である。種々の形態を執つて、黄色労働組合は或る期間中大衆の中に大勢力を有し續けてあらう。大衆は黄色労働組合のイデオロギー及び行動の根柢をなすところの反逆裏切りを未だに覺つてゐないのである。黄色労働組合は労働大衆の闘争上一つの脅威である。此の危険は國民黨労働組合の危険よりもより遙に危険である。黄色労働組合は今日支那サンヂカリズムの大敵である。

三

今日の支那サンヂカリズムの根本問題としては、黄色労働組合の進出に依つて生じた新しい事象に對する我々の行動方針を決定する事である。國際労働事務局の指導者アムステルダム・インターナショナルの指導

- 新聞植字工會 三〇〇
- 支那電氣電車會社従業員工會 八〇〇
- 商務印書館印刷工會 五〇〇
- 計 一四、六〇〇

黄色労働組合が今後無條件で上海の労働者に支持されるものと信ずるのは誤である。然しながら、兎も角黄色労働組合が労働大衆の中に有してゐる勢力は可なり大なるものである。

支那に於ける労働組合運動を如何に觀測するか。昨年十月の郵務員の同盟罷業は、黄色労働組合から其の最も光輝ある成功と見られてゐる。此の罷業は二ヶ年來其の機運が熟してゐて、遅かれ早かれ勃發すべきものであつた。新政府が出現した際に、國民黨は一九二三年に吳佩孚の犯した過誤を避くる爲め労働者に對する暴力政策を守る事を望まなかつた。又他方に於て、郵務員の俸給値上問題は二年以前から研究されて居たが、國民黨は之を研究研究で葬らねばならぬ事をよく知つてゐた。斯かる有利なる事情に於て、郵務工會は罷業を開始し大成功を収めた。

黄色組合指導者は凡ゆる種類の妥協を受諾し、大膽歩を爲したが、然し外面的に見れば、郵務員の同盟罷業は、國民黨に大打撃を與へたのである。將來國民黨

者及び日本の改良主義者鈴木文治等が極東に注意を拂ひ、而して極東諸國の労働大衆に彼等の勢力を扶殖しようとする事が明である以上、黄色労働組合に對する闘争は今日特に緊要である。現在の情勢に對する我等の態度は如何にすべきものであるか。赤色労働組合インターナショナル第四回大會及び支那共産黨第六回大會の決議は、此の問題に對して明確妥當なる回答を與へる。我々の任務は我々の實際運動の必要に應じて、以上の決議を具體化するにある。

我々は左の點に特別の注意を拂はねばならぬ。  
(一) 我々は黄色労働組合の勢力を過少に評價する傾向、即ち支那共産黨内に存在してゐる傾向を是非も克服せねばならない。

(二) 我々は新聞雜誌及び大衆の集會に於て、努めて黄色労働組合の裏切りを曝露し、其の墮落した影響から大衆を脱せしめねばならない。今まで、我々は此の問題に充分なる注意を向けた事がない。

(三) 我々は黄色労働組合の勢力に屬する労働者の居る企業場に、工場委員會を設くるよう極力努力せねばならぬ。我々は現在の如き状態に於て共同戦線の標語を擴める事の出来ないのは明白である。白色テロルの制度の下に於て標語宣傳の明なる實果は見られぬで

あらうし、又我々の敵は其の最上の利益を占める爲め  
宣傳を逆用するかも知れない。出來得る限り、我々は  
代表者會議、労働者會議等を組織する爲め労働組合の  
民主化を宣傳し、労働組合を指導する能力を保有せね  
ばならない。右の會議中にこそ、我々は工場委員會を  
建設する事が出来ると思ふ。我々は此の方法に依つて

### 國民政府の言論壓迫

第三次全國代表大會開催前後に於ける國民政府の左  
派及び共產派に對する態度は頗る緊張せるものあり。  
自然一般言論に對する壓迫も豫想以上のものにして、  
北京政府時代言論を壓迫したるに異なるところ無く、  
中央反對、共產主義宣傳等の理由を以て停刊さる、新  
聞刊行物續出し居る有様なり。上海の民衆日報の如き  
は反動の名の下に發賣を禁止され、又南京三民導報の  
如きも其の記載せる湖南問題に關する記事中に、中央  
より發表せるもの僅かの相違有りたる爲め、誤れる  
報道をなし謠言を作り人民を迷はすものなりとの理由  
にて、直ちに停刊を命ぜられたり。之れが爲め最近上  
海方面に於ては不定期刊行の小新聞(小報)なるもの

雨後の筍の如くに現はれ、其の數實に百數種の多きに  
登り、現政府に對し痛烈なる諷刺、皮肉、痛罵を浴せ  
攻撃を爲し、大新聞にて堰き止められたる言論の洪水  
が小新聞に溢れたる觀を呈するに至れるも、之れ等小  
新聞にも警戒し居る模様なれば早晚彈壓を蒙るもの  
思考せらる。  
三月初旬國民黨中央黨部宣傳部は、反動刊行物取締  
令を各縣省市黨部に送り、次の如き發刊物は一切發賣  
を禁止すべく嚴重なる取締り方を通達したり。  
尙北平衛戍司令部に於ても、目下の湖南問題、山東  
の叛亂に關する真相を誤れる報道は、人心に多大なる  
影響を及ぼすものなれば、今後發行の新聞は印刷に附

する前、一應見本を司令部検査處に送り、其の内容  
検査を受くべしとの命令を發し、北平公安局に對して  
も其の援助方を求め、其の内容にして政治軍事に屬す  
るものは衛戍司令部の責任をなし、地方治安に屬す  
るものは公安局の責任を限定し、且つ敏活を旨とせる各  
新聞社の事業に迷惑を及ぼさざる様に、検査時間を  
十分間と定め、去る三日より實行に及びたり。  
右禁止の出版物名及び北平衛戍司令部の新聞取締訓  
令並びに検査規則は次の如し。

#### 第一 發賣禁止出版物

出版物名	理由	發行所
國家主義青年團重慶支部爲双十節國慶紀念告民衆書	國家主義を宣傳し本黨に四川省重慶	不明
民 錄	支那の無政府共產主義者不 聯盟の反國民黨的冊子に して文意誤謬言論は喧嘩 黨國に危害を及ぼさんとす る意圖歴然たり	不明
衝上前去	中央を攻撃し反動的言論不 を發す	不明
H D C E	共產暴動を煽動し農工を不 感はす	不明

黄色労働組合指導者等の勢力を弱め、遂に之を全く消  
滅せしめる事が出来るであらう。我々は黄色労働組合  
の内部にあつて、大衆の獲得の爲め、又黄色組合指導  
者等の反プロレタリア政策を曝露する爲め、飽くまで  
も努力せねばならない。

革命中國旬刊	中央を攻撃し恣に謠言を南京大會閣七號 放ち青年を煽惑す	上海
黎 明	反動宣傳を爲し青年を煽上 惑し國民黨の革命勢力を 分化せんとするもの	上海
長江旬刊	中央離間を策す	上海
金陵大學週刊	中央政府の破壊を策す	南京金陵大學
無軌列車	無産階級文學の名を藉り上海第一編書店 階級闘争を鼓吹し共產主 義を宣傳す	上海
東方	無政府主義宣傳	不明
赤俄十月革命十 一週紀念標語	共產主義煽動暴動鼓吹	不明
保市週刊	中央攻撃	保定黨務指導委 員會
血 湖	無産派文學に名を藉り共 産主義を宣傳す	上海勵群書店
先 鋒	農工革命を主張する海外農工大同盟 共産分子の反動刊行物	上海
英外相對中國談	帝國主義宣傳	偽上海宣傳部
レニン青年	共產主義宣傳	不明
光 明	共產主義宣傳暴動鼓吹	不明
天津英文北明星	帝國主義者の反動的宣傳天 物	天津
白 華	無産文學に依り階級闘争 を宣傳し中央及び國民政 府の言論に反す	上海

民衆先鋒	中央領袖を離間す	上海	將來小報	第四次中央全體會議の決議を破壞	上海 漢口 寶路
白日新聞	反動的言論	四川省成都	幻州	中央を攻撃	上海 光華書局
決闘	反動的言論を弄し中央を杭州指南針社誹謗す	上海 決闘社	新路	研究系の反國民黨刊行物を故意に黨派的對立を挑發	上海 安南路 南京城左營七號
指南針	國民黨の主義政策を評し中央を破壞す	天津 北洋大學書房	星期週刊	中央政府反對	上海 虹口
喚起	共產主義宣傳	不明	江南晚報	中央領袖を攻撃し謠言を放ち中央の離間を策す	上海 虹口
紅旗	中央に反對し謠言を傳ふ	不明	醒獅	國家主義を宣傳し國民黨日本東京反對	日本 東京
青年呼聲	中央の名義を冒し偽宣言不	不明	無産青年	共產主義宣傳	不明
偽中國四次全會宣言及決議	及決議を作る	不明	國家主義青年團	國家主義宣傳	不明
暖流半月刊	謠言を製造し中央を攻撃	天津 書店	五九市民衆書	共產主義宣傳	不明
疾風	中央を攻撃す	上海 復旦書局	ホルンエビキ	共產主義宣傳	不明
双十	國民黨及び中央領袖を攻	上海 光華書局	燈塔	中央政府に反抗し現存の統治機關顛覆を謀る	上海 滄海勞動大學
不平等條約與中國	現支那の不平等條約廢除及び租界回收を不當とし明かに帝國主義のため反動宣傳を爲す	上海 宣傳部	突擊	第三黨の反動的發刊物	上海 愛的書店
戰跡	共產主義宣傳	上海	戰線	中央政府に反抗	上海 泰東書局
國民新聞日刊	反動宣傳	上海	洪荒	反動宣傳を爲す	上海 現代書局
檢閱	中央の決議を誹謗	不明	黑色青年組合運動傳單	無政府主義宣傳	不明

第二 北平衛戍司令部訓令

國民政府頒布の衛戍條例第十條第一款の規定に依り

第三 新聞検査規則

- 一 本部は衛戍條例第十條第一第六兩項の規定に依り特に新聞検査處を設け北平市内の各新聞紙を検査せしむ。
- 二 検査人員は總司令之れを指派し分班して其の任に當らしむるに共に責任を負はしむ。
- 三 各新聞の言論、電報にして左列各款の一に相當するものは取消を命ず。
  - 甲 反革命の理由消息の宣傳或は革命工作を妨害するが如きもの。
  - 乙 妄傳にして消息の不確實なるもの。
  - 丙 未だ公布せざる軍事消息及び其他秘密の文件に屬するもの。
  - 丁 立論評論の字句激烈なるもの。

北平特別市黨部の近狀

第一 概説

昨年十二月二十日國民黨中央執行委員會常務委員會議に於て、北平特別市黨部の左傾化を抑制せんが爲め

外國事情 支那

極左派幹部たる常務指導委員李樂三、黃如金、李吉辰、徐季吾及び梁子青の五名を解任し、新に閻錫山、商震、梁永泰、蕭子昇、及び方振武を黨務指導委員に任ずべきを決議した。解任せられたる上記五名は、中央の命

革命の工作を妨害し反革命の色彩ある集合、結社、言論、新聞、圖書、戲劇の検査及び同條第六項の規定に依り必要時には郵便、電報、新聞紙及び、其他一切の印刷品等の検査をなす事を得るなり。

然るに現在各方面の内亂治らざる今日、北平各新聞紙は或は其の真相を誤り謬傳をなすものあり。斯くては當地民衆の治安に妨からざる影響を及ぼす事を恐れ、當司令部は新聞検査を實行して民心の動搖を未然に防がんとす。即ち北平大小各日報晚報館は、四月三日より毎日發刊前見本三部を本司令部に送附し、新聞検査處の検査を受け、然る後發行することを要す。但し各新聞の検査時間を十分間と定めたるも、種々の都合に依り十分間を越ゆる事も有るべし。然れ共検査處に對しては迅速を旨とすべきを訓示したり。

平津衛戍總司令 閻 錫 山



令なりまして止むを得ず職を去りたるも、新委員は未だ今日に至るも就任を肯せず、市黨部の現在には谷正鼎蕭訓及び金殿梁等に依りて牛耳を採られて居る様であるが、解任せられたる李樂三等は尙ほ依然として相當の潛勢力を有するもの、如くである。而して従前よりは多少穩健化した様にも見えるが、依然として、反政府反右派的色彩濃厚にして左傾的活動をして居る。最近第三次全國代表大會に反對したるが如き又濟南事件解決を以て國恥的なりとして、外交部長王正廷懲罰の決議を爲したる如きは其の一例である。

市黨部は今日も尙ほ總工會、商民協會、學生聯合會、農民協會、婦女協會及び反日會等各種民衆的團體を其の支配下に收めて、宣傳反帝國主義運動其他各種民衆運動に努むるに共に、一面反政府反左派の態度を表示して居るが、目下の状態では官憲も積極的の何等手を下す模様も無い。

## 第二 左派勢力下の市黨部

昨年六月六日、國民黨北平特別市黨部は其の復活を宣言して表面の活動を開始して以來、其の指導の下に總工會、農民協會、婦女協會、商民協會、學生聯合會及び反日會等各種の團體を組織して其の支配下に收め

免職、張繼及び李石曾の處罰等の決議を爲し政府要人に對する反抗的氣勢を示せる如き、何れも其の背後には市黨部の手が動いて居たのである。

斯くの如くにして遂に昨年十二月左傾派幹部の主なるもの五人は中央黨部に依りて免職せられたが、新委員就任せず市黨部は今尙ほ左派勢力の下に活動を續けて居るが、現在市黨部に在りて表面的に活動して居る主なる者の氏名及び略歴は次の如くである。

谷正鼎 貴州人にして年二十六、七歳。獨乙に留學し社會經濟學を修め歸國後國民黨員となりたる者なり。今や市黨部の主席として一切の黨務を指揮し居れり。  
蕭訓 湖南人にして年三十歳位。北平の中國大學商科卒業生なり。谷主席を補佐し日常事務の一切を處理し居れり。  
金殿梁 湖南人にして年三十歳位。北平朝陽大學法律科卒業生なり。目下宣傳部主任として活動し居れり。

前記五名の舊幹部免職後、市黨部活動の状況を以前の夫れと比較する時は多少穩健化した様にも見えるが、併し次の項に於て述べる様に、依然として反中央反政府的色彩の下に汪精衛を首領とする左翼派

所謂黨務の宣傳各種の民衆運動に努め、殊に昨年の九月以降は日本系新聞順天時報の排斥運動や日貨排斥等の排日運動に力を注いだ。市黨部の活動開始以來其の幹部として牛耳を採つてゐた者は李樂三、黃如金、李吉辰、徐李吾、梁子青等で就中最も勢力の有つた者は山東省出身で醫科大學々生たる李樂三であつた。此れ等の幹部は何れも青年で且つ左傾派に屬し、概ね國民黨左派の首領汪精衛の主義を奉ずる一派であつた。此れが爲め市黨部の行動は常に急進的傾向を來し、政府當局並びに政治分會其他右派要人に對し、反抗的氣勢を示し隠然たる勢力を擁するに至つた。斯くして市黨部側は官憲側は反目して居たが、昨年八月、閻錫山は早くも市黨部支配下の北平總工會に對し解散命令を出した。併し此の命令も徹底せず、其の後今日に至るまで總工會は依然として存続活動を續けて居る状態である。

昨年十一月舊北京大學々生が國民政府の制定せる北平大學區制に反對して、北平大學辦公處に於て暴行を爲すに共に、舊北京大學を占領して引渡を拒み北平大學校長李石曾の打倒を公然叫びたる事件の如き、又昨年十二月十五日反日會主催市黨部後援の下に開催せられたる北平反日市民大會に於て、王正廷及び宋子文の

しての活動を續けて居るのである。

## 第三 左派としての活動の現状

左派幹部免職せられたる今日も、市黨部は尙ほ左派としての活動を續けて居る事に關しては既に一言した處であるが、今茲に最近に於ける二三の事例を示して之れを立證する。

### 一 機關雜誌の論調と第三次大會反對

市黨部の機關雜誌『北平民衆』の内容を見るに其の所説大概汪精衛、陳公博等左派國民黨要人の流を汲むものであつて、現在右派の勢力下に在る中央黨部及び政府等の施設に對し反對的態度を示してゐる。又去る三月開催された第三次全國代表大會に對しても反對の態度を採り、三月二十一日には黨務指導委員會の名を以て大會否認の通電を發したが、其の要旨は、

『今次の代表大會は野心有る少數巨頭連の竊に弄ぶ所にして而も會議の決議を見るに、謝持、張繼等の黨籍を恢復し一面に於ては汪精衛に警告を與へ陳公博、甘乃光等を黨籍より排除した。本委員會は軍閥、官僚、土豪、劣紳、貪官、汚吏、家奴、走卒等が組織する大會を否認する』

云ふに在る。今通電の全文を示せば左の通りである。

通電内容

抑々三次全體大會は本黨の前途に極めて大なる關係が有るものである。本黨組織の原則、其の代表の選出は黨員の選舉に據るべきは言ふを待たぬ事である。然るに不幸にして中央の権力は少數の野心ある巨頭連の竊かに弄ぶ所となり、家奴、走卒、腐化官僚を以て其の數を充し、以て其の私人の雄圖を遂げんとし、本黨の組織原則を破壊し、擅に代表を自派し第二の御用善後會議を作るに至つたのである。本委員會は本黨總理が四十年の艱難よりして造つた革命の遺産を、今少數野心家の手に無くする事は坐して視るに忍びぬのである。故に本委員會は理に基き再三反對したが、各省市黨部各民衆團體よりも又反對電文が紛々として飛來してゐる。今中央は少數巨頭の把持操縱する所となり、黨章の規定、黨員の意志をも顧みず意のままに横行を敢てし全國黨員民衆が一聲に反對するの際に之れを考へず公然開會し、其の上黨員が反對すれば即ち軍警を用ひて之を壓迫し、又代表が來ぬ時は即ち臨時に之れを指派して、實に天下の大笑を受ける事斯くの如くに其の

極に達してゐるのである。又數日來の開會狀況を見るに、民衆の利益に對しては何等計る所無く、又吾人の見聞する所では即ち忠實なる同志を排斥して反動の巨頭を引入れて居るのである。

大會の議決を見るに一は即ち謝持、張繼、林森等十餘の黨籍恢復で、又一は即ち汪精衛に對する警告と陳公博、甘乃光の黨籍解除であるが、抑々謝持、張繼の輩は西山會議派の頭目で、又「一二三」慘案の罪魁で黨に叛き國を禍したる劣跡は彰かて久しく民衆の痛恨する所の者である。而して汪精衛諸同志は黨國の爲めに奮闘し黨國の爲めに犧牲を惜まなかつた云ふ歴史は、人の耳目に深く刻み込まれてゐるのである。故に全國民衆は汪同志を歓迎し反動巨頭等の横行を釘付けにするのである。又指派された軍閥、官僚、土豪、劣紳、貧官、汚吏、家奴、走卒等が組織する大會は、本黨々員は堅く否認し、之れに對する反對は早くより我が同志の心中にあるのである。少數の意志に依り逆政を行ひ全黨を支配すれば、我が總理の革命遺産は之れ等少數野心家の御用工具となり、又其の使役に供さるれば其の結果として私人の政權が鞏固となり、又民衆の利益を剝取る決議をなすに至るのであり、民衆を代表して利益を計る事は出來ぬのである。故に黨國の爲

めに死を奮つて同會決議案を否認し、尙之を一致主張を希ひ、共に黨國を維持せば幸甚である。

二十一日 北平特別市黨指導委員會 謹啓

二 濟案解決反對

濟南事件は三月二十八日我が芳澤公使と外交部長王正廷との間に正式調印を終へ、一通り解決を遂げた。國民政府側及び中央黨部側の要人は大體に於て政府の處置を承認せるも、北平市黨部は反對の態度に出で三月二十九日市黨部内に於て舉行せられた黄花崗十八週年紀念會に於ては、左の如き提案を可決して協定反對の態度を明にするに共に、左派の首領汪精衛の歡迎支持を表示した。

一 中日交渉案協定に反對す

二 汪精衛が歸國して黨國の大計を主持する事を歓迎す

三 王正廷を嚴重處罰す

又北平反日會は市黨部の指導の下に四月二日附を以て中央黨部國民政府其他の方面に宛て反對の宣言を送附したが其の内容は次の如くである。

宣言

惟ふに帝國主義者は其の毒惡なる巨額の資本及び財

狼の如き獸兵を以て一歩々々我が國を侵略して居るのである。去年國民北伐軍が濟南に兵を進めたる時、彼等は天下の公道に反するをも恐れず國軍に挑戦し、空前絶後の慘劇を演じ進んで我が國土を占領し、濟南城及び膠濟鐵路沿線に入込み、其の猛惡なる行爲を遺憾無く現して來たのである。處が我が外交當局は最近此の問題を讓歩と曖昧妥協の裡に解決したのである。其の協定内容は秘密にされて明かてはないが新聞の傳へる處に據るに下の四つに分つてこゝが出来る。

一 日本側は協定成立後最短期間内に駐濟日兵を全部撤退す。

二 雙方此の事件の軍事行動に關しては責任を負はざる事とす。

三 雙方共此の事件に對する賠償の責任を負はざる事とす。

但し被害者に對しては雙方共酌量して撫恤金を出すこととす。

四 協同して調査委員會を組織すること。

以上四項に就て見るに我が國は最も不平等最も損失を受ける地位に在る事を吾人は認めるのである。試みに其の二三兩項に就て言へば、此の事件の責任は凶首に對しては何等觸れて居らぬのである。之れでは死者

を慰むる事も出来ず、外交をも利すること出来ぬものである。其の上此の影響の及ぼす處恐くは協定が成立されないのと同様であり、反つて帝國主義の我が國土を屠戮する野心を増さしめるに足るものである。之れでも解決と言ひ得るのであらうか？

又一、四兩項に就て言へば所謂最短期間の撤兵と言ふ事は我が國人心を温和にさせ期日を延長させて其の在華の生命を延ばさう云ふ爲めの口實に過ぎないのである。何んて誠意が有る言ひ得やうか？

調査委員會を組織する云ふことも亦帝國主義者の慣習的手管に過ぎず、此の言を以て天下人士の耳目を掩ひ、而して所謂『耳を掩ひて鈴を盗む』の策略を實行しようとするのである。何んて又公正である言ひ得やうか？

抑々總理の遺教は帝國主義を打倒し、以て世界大同を進めるに在つて、決して帝國主義者と妥協して一時の偏した平安を求むる事を言つては居らぬのである。

本會は今回の對日外交即ち濟南事件の解決は日本帝國主義者と妥協をしたことであるのみならず、權を失ひ國を辱むる事の甚しきは此の上なしと認めるのである。故に國人と共に死を誓つて此の協定に反對して止まぬものである。

重な取締的態度に出でざる限り今直ちに終熄するものとせば思はれぬ。

#### 第四 市黨部指導下の各種團體

市黨部は昨年六月初旬活動を開始して以來、同月三十日には其の指導の下に總工會の設立を見、其の後九月末迄には學生聯合會、農民協會、商民協會、婦女協會等の各種社會運動乃至民衆運動の團體を組織し、労働運動、農民運動、婦人解放運動等を指導したが、翌十月には反日會を組織せしめて組織的の反日運動に着手した。

此等の各種團體は何れも市黨部指導の下に生れたものであつて、現在も其の勢力下に置かれ、市黨部の別働隊として各種の民衆運動等に利用せられてゐるが、此の中に最も活動して居るものは總工會と反日會である。總工會の如きは其の配下に四十有餘の各種工會

四月二日  
中央黨部、國民政府、各省市縣黨部、各省市縣政府  
各地反日會、各民衆團體、各新聞社、御中  
北平特別市 反日會 謹啓

#### 三 排日運動に對する態度

市黨部及び反日會の幹部中には濟南事件未だ解決せられざる以前より、『反日運動は濟南事件の解決は無關係であつて、日本の對支帝國主義を徹底的に打破する迄は他迄繼續すべきである』と豪語して居た者があつたが、今回濟南事件解決せられたる翌々日豫てより排日運動をして居た日本系新聞順天時報社々前の和平門に『看順天時報嚴重處罰』なる宣傳標語を大書した。

又反日會の日貨排斥運動も近來多少鈍化した傾向はあるが、目下の所濟南事件の解決に依つて直ちに運動を中止する様な模様も見えぬ。市黨部又は反日會に依つて爲されたる『打倒日本帝國主義』『對日經濟絶交』等の標語は今日も尙ほ市中の處々に大書せられ、反日會も依然として存續活動してゐる。市黨部乃至反日會側に於ては、上述の如く濟南事件の解決に對しても反對意見を表示して居る位であり、一面又排日運動も今や商賣化職業化した事故、中央黨部乃至官憲方面より嚴

を抱擁して之れを統制してゐる。勿論四十有餘の工會中には有名無實のものも多いが、併し郵務工會、電車工會、毯業工會、其の他鐵路工會等比較的有力なものもあり、此等の工會は從來北京の工業狀態社會狀態等より見て随分無理な要求を雇主側に提出し、勞資間に紛糾を生ぜしめた事も一再にして止らぬ。

此等の團體は前述の如く何れも市黨部の指導の下に組織せられ、其の別働隊として活動して居るのであるが、何れも民衆自身の要求に基いて組織せられたものに非ずして、市黨部が御用團體として自身の爲めに利用せんが爲めに組織したものと思ふべきものである。

而して市黨部は官憲側と異り武力的背景が無い云ふ弱味は有るが、上記の各種團體を其の支配下に置き而も官憲側は國民黨從來の黨綱に照し、濫りに此等團體の運動に對し彈壓を加へ得ぬ云ふ點に於て強味を持つて居る言ふべきである。

(P.A)

## 印度

### 印度共產黨の檢舉

印度共産黨の檢舉に就ては、本報前號に掲載したるが其の後の事情判明せるものは次の如くである。

### 第一 各地に於ける檢舉

三月二十日早朝全印度に亘つて共産黨領袖及び團體に對する手入が行はれた。印度刑法第二百一十一條（陰謀及び謀叛に關する條項）に依つて發せられたる令狀を以て警察官は孟買、プーナ、甲谷陀、ダツカ、アラハバッド、ラツクノウ其の他の都市で多數の檢舉事務所の搜索を行つた。

檢舉された者の中には元印度勞働組合會議々長を首め、ベンゴール勞働組合聯盟書記長フィリップ・スブラット及び聯合州立法會議のスワラヂ黨議員ダラムヴイル・シンも在り、孟買では英印歩兵隊及び武裝警官が動員され萬一を慮つて夫々要所に配置された。尙ほ各地からの報道は左の通りである。

一 孟買 ジブワラ、ダングを首め有名な勞働指導者八名は今早朝逮捕され、其の家宅及び數ヶ所の勞働團體及び青年聯盟の事務所は刑事課員の搜索を受けた。而して此の逮捕搜索は印度刑法第二百一十一條に依る令狀に據つて執行されたのである。令狀はミラットの地方判事に依り發せられ、審理は同地で

依り、聯合州及びデリー農民勞働者書記ヤンドラ・ジョーシは本日當地で逮捕された。ジョーシはアラハバッド大學で法律研究中大學寄宿舎に起臥してゐたのであるが、彼の居室は搜索され、共産主義文書が押収された。檢舉は聯合州に於ても同時に行はれ聯合州立法會議のスワラヂ黨員で勞働者農民協會の副會長チョーヅリ・ダラムヴイルは刑法第二百一十一條の犯罪嫌疑で、ラツクノウのイムピリアル・ホテルで逮捕された。同人は立法會議に出席の爲めラツクノウに滞在中であつたのである。

四 デーリ 英人及び印度人共産黨員三十名に對し逮捕令狀を發したこゝは、立法會議の反對を喚起するこゝ思はれるが、バンヂット・モチラル・ネールは已に質問通告をなし、其の結果に依り議會の延長若くは不満足を表示する何等かの動議を提出せんことをしてゐる。

因に印度刑法第二百一十一條は皇帝に反抗して戰爭を起し若は戰爭を企圖する罪に關する制裁の規定であつて、戰爭を起すいふ中には（一）立法を強要し若は立法を妨ぐる目的を以て、政府に對して暴力を用ゆるこゝ。（二）政治的目的を以て大暴動に参加するこゝを含んでゐる。同第二百一十一條の甲は何人

行はれる筈である。

多數の判事は出動し、萬一を慮つて英人、印度人歩兵及び武裝警官は拂曉に動員された。併し數ヶ所の紡績工場が罷業を開始したぐらいなもので、市内は一般に平穩である。

右に同時にプーナ警察は元印度勞働組合會議々長ダンヂライ・センヂを逮捕した。他地方に於ける逮捕を綜合するに、今回の逮捕は共産主義勞働指導者の逮捕を目的としたものである。それにしても秘密が嚴守され判事等も今朝此の事あるを知らず、軍隊も亦不意に午前三時に突然出動を命ぜられたのである。

二 甲谷陀 同地警察は今朝大搜索を行ひ、謀叛罪嫌疑でフィリップ・スブラット首め八名を檢舉した。搜索されたものの中には農民勞働者黨本部、ベンゴール勞働組合聯盟事務所、青年聯盟事務所及びサラスワチ新聞社もあり、檢舉されたものの中にはベンゴール勞働組合聯盟、ベンゴール農民勞働者黨の副黨首、甲谷陀掃除業組合書記長、ジュート勞働者組合書記長もある。而して警察官は書翰、書籍其の他文書の多數を押収した。

三 アラハバッド ミラット地方判事の令狀にても英領印度の内外を問はず、第二百一十一條の罪を犯す爲に、若は英領印度の主權或は其の一部分を皇帝から剝奪する爲に、徒黨を結び又は暴力に依り若は暴力を示して印度政府或は地方政府を脅威する者は、終身若は有期追放又は終身若は有期懲役に處せらるる旨を規定する。（三、二一、L・T）

### 第二 印度共産黨檢舉と議會

三月廿一日印度立法會議でバンヂット・モチラル・ネールは前日行はれた大規模の共産黨員逮捕及び家宅搜索に關する裏面の政策を討議する爲に、議會の延長動議（議會はイースター祭の爲二十二日より休會の豫定なり）を提出した。

バンヂットの質問に對し内務議員クレラーは、被逮捕者の罪名氏名を告げ、家宅搜索の結果は今日答辯は出来ないに答へた。

討論延長の動議には内務議員及び司法議員が反對し、司法議員は事件は豫審中で討論の時機でないに注意した。併しネール、イエングー及びモハン・マラヅイアは此の事件に關する政府の行動の裏面の政策を討議しようといふのであつて、個人に關する事項を論議するのではないにて、政府議員の説を駁した。

議長は動議の合法的なるを述べ、且つ議長に於て個人に關する論議は許さないに附言し票決しようとしたところ、印度總督は公安に害ありとの理由で此の延長動議を禁止してしまつた。(三、二二、L.T.)

### 第三 被檢舉者の收監

アラハバッドよりの通信に依るに共産黨被檢舉者の公判は四月中旬から開始される模様で、被檢舉者は續々ミーラットに到着しつつあり。已に廿五名は同地に

て收監され、未だ保釋を出願する者もないが、辯護の爲に同地に赴けるデワン・チャマンタルは被檢舉者全體の到着を待つて之が出願をする由である。  
典獄オーネール大佐は獨房に入るを嫌忌する未決囚に對し、上司に對して命令の變更を照會するに慰めてゐるが、何れも獨房に入れられて普通囚人の取扱を受けるに苦情を唱へ、典獄は新命令に接する迄自費で茶菓を取寄せたり其の他可成彼等に自由を許すことにしてゐる。(三、二四、L.T.)

### 哈爾濱ソウエートの北滿洲研究會創設

在哈ソウエート側は本年三月北滿洲研究會を創設し右役員として左の人々を選擧した。

會長	レドコフスキー
雜誌編輯長	ボクレベツキー(ダリバンクの役員)
委員	グリメル(東支鐵道用度課秘書)
同	イワナシチエンコ(エムシヤノフの囑託)

而して此の研究會は夫れ自身特殊資料を持つものにあらずして、滿洲に關する諸般の問題を始め、日支兩國の對滿政策に關する資料を蒐集するに共に、滿洲の經濟問題に通曉せる専門家の論說を囑請し、夫れ等一般の情報をその秘密たるを否を問はず、總て總領事メリニコフを通じて哈府國民經濟極東會議に發送し、同會議を経て莫斯科に移送せしむるものである。  
之が爲めダリバンクには右研究會の預金口座を設け、同口座を以て論文其の他の資料に對する謝金を支拂ふことにして居る。

## 露 西 亞

### コミンテルン第六回大會の狀況 (其の八)

#### 第八 國際狀勢と共産インターナショナルの諸任務に就いて (上)

(八月廿九日の會議に於て採決されたる、ブハーリンの報告演說に基いて作成されたるテーゼ)

### 緒 言

(一) 初めての全世界帝國主義戰爭の後、萬國勞働運動は、資本主義制度の一般的危機の各種の局面を表現せる幾多の歴史的發達の局面を経て來た。  
第一期、即ち資本主義制度の最も尖鋭化されたる時期、プロレタリアートの直接革命進撃の時期、其の發達の頂點が一九二一年であるところの時期は、一方からは外國干渉及び國內反革命の諸勢力に對するソウエート聯邦の勝利、プロレタリア獨裁の堅牢化及び共産インターナショナルの組織、他方からは西歐羅巴の一

聯の痛々しき敗北及びブルジョアジイの共同進撃の開始を以て終りを告げた。此の時期の歸結は、一九二三年の獨逸プロレタリアートの敗北である。此の敗北は、第二期、即ち資本主義制度の逐次に築き上げられたる部分的安定、資本主義經濟の『復興』過程、資本進撃の發達と擴充、及び痛々しき敗北によつて弱められるプロレタリア軍の將來の防禦戰の時期の出發點となつてゐる。又他方からは、此の時期はソウエート聯邦に於ける迅速なる復興過程及び社會主義建設事業に於ける最も眞面目なる成功並にプロレタリアートの廣汎なる大衆に對する共産黨の政治的影響の増大せる時期である。最後に、第三の時期は、其の根本に於ては資本主義經濟の戰前の水準を凌駕するの時期並にソウ

エート聯邦經濟が殆んど同時に同じ水準を凌駕（所謂『改造の時期』並に新技術を基礎とする經濟の社會主義的形態の今後の發達の初まり）の時期である。資本主義世界に於ては此の時期は技術の迅速なる發達カルテル、トラスト、國家資本主義への傾向の加勢的發達の時期であり、同時に資本主義の一般的危機（狭められたる市場、ソウエート聯邦、植民地運動、帝國主義の内部的矛盾の増大）の一切の先行の進行によつて決定されたる此の形態に於て動きつ、ある世界經濟の矛盾の威力ある發達の時期であつた。此の生産力の増大と縮少されたる市場間に於ける矛盾が殊に鋭く尖鋭化されたる第三の時期は、帝國主義國家間に於ける帝國主義戰爭、それ等のソウエート聯邦に反對する戰爭、帝國主義と帝國主義者の干渉に反對する民族解放戰、巨大なる階級戰等の新局面を不可避的なものたらしめてゐる。一切の國際的矛盾（帝國主義的諸國家とソウエート聯邦間の矛盾、支那の分割及び帝國主義者間の鬭争の端緒としての北方支那の軍事占領）を尖鋭化し、資本主義諸國家に於ける内部的矛盾（勞働階級大衆の左傾化の過程、階級鬭争の尖鋭化）を尖鋭化し植民地運動（支那、印度、エジプト、シリア）を擴大しつ、ある此の時期は資本安定の矛盾の今後

並に企業家團體と國家權力との愈々大なる融合の形態に於ける、國家資本主義的傾向の發達も觀察される。

(四) 之と同時に、資本主義の一般的危機は新しき形態を帯び、全世界の經濟體系の根本的構造的變革の原理の上に、特殊の専門的矛盾を發達せしめてゐる。資本主義の經濟的中心の歐羅巴から亞米利加への轉置合衆國の經濟的支配から解放されんとするトラスト化され、且つ堅牢化されたる歐羅巴の努力、植民地及び半植民地諸國に於ける資本主義の發達、各國の經濟的及び軍事的威力の發達の速度、之等の植民地領有の大ききこの間に於ける著しき不均衡、植民地特に支那に於ける帝國主義者等の脅威的陣地、世界資本主義制度に對して萬國の勞働階級及び植民地の勞働大衆を革命化する此の對象としてのソウエート聯邦の發達——以上の諸矛盾は究極に於て其等の新しき爆發に導かない譯にはゆかないのである。

(五) 資本主義の増大しつ、ある生産力は益々以て一聯の帝國主義諸國に於ける戦後の衰頹、そして植民地に於ける農民大衆の増大しつ、ある貧窮化によつて狭められたる國內市場の制限されたる境内の衝突、並に世界經濟の戦後に於ける構造の衝突に向ひ

の發達を資本主義の今後の動搖、資本主義の一般危機の尖鋭化へ不可避的に導くものである。

一 技術と世界經濟

(一) 資本主義諸國の技術が著しき飛躍を遂げたことは何等疑ふの餘地はない。之等の國々の中の或る國々（合衆國、獨逸）は技術改革の性質を帯びてゐる。一方からは、國內燃料の著しき増加、電化、化學化、燃料及び原料（ベンジン、人絹其の他）の綜合的獲得の新法式、輕金屬の利用、自動車輸送の廣汎なる發達他方からはコーペーヤ法式の異常に迅速なる發達に關聯せる勞働組織の新形態は、資本主義の生産力を更らに高めた。此の基礎に基いて對外貿易は生長し、資本の輸出は著しく増大した。其の間國家間の此の經濟的連絡の形態の比重は戦前に比較して著しく高まつた。

(二) 經濟の領域に於ては農業にも益々大なる影響を及ぼしつ、ある資本主義獨占（カルテル、トラスト、銀行組合）の破格的に迅速なる成長が觀察される。『民族的』境内に於ける資本のカルテル化及びトラスト化に並んで、國際金融資本結合の發達の過程も前方へ進みつ、ある。同時に、本來の字義に於ける國家資本主義（國營發電所、市有産業及び輸送企業）の形態、

つ、あるのである。後者の矛盾は發達し且つソウエート聯邦と資本主義の諸國家との間に於ける新しき原則的矛盾によつて著しく複雑化されたのである。亞米利加と歐羅巴間に於ける均衡の破壊は、その最も明白なる表現を所謂『獨逸問題』と英國帝國主義の没落のうちには現はしてゐるのである。その發達の水準を迅速に高め——大體に於て亞米利加の信用によつて——弗に對する歩合と賠償金を支拂ふことを餘儀なくせしめられた獨逸は、自己の商品の輸出に於て充分なる市場を發見し得ない。又一切の關係状態は、順序として世界市場に於ける獨逸の競争能力を増大しつ、ある。斯く亞米利加の信用によつて支持せられてゐるのである。

英國帝國主義の没落は英國産業そのもの、没落及び停滯の繼續的過程のうち直接表現されてゐる。而して英國産業は一切の合理化の企圖並に、勞働階級の生活水準に加へられた最も強烈なる壓迫に反して、益々世界市場に於ける輸出の最も重要な部門に於ける競争能力を喪失しつ、ある。又それは英國の資本輸出の繼續的減退並に世界の債權者としての英國ブルジョアジイの支配的地位の喪失のうち現はれてゐる。更らにそれは、何は措て置き大なる慢性的失業のうち

現はれてゐる。この經濟的没落はドミニオンの發達と植民地の革命化による英吉利帝國の崩壞の傾向のうち、その表現を見出すのである。

(六) 技術組織の領域に於ける成功は、指導的産業諸國に於ける慢性的失業の發生に資するところがあつた。失業者の軍は戦前の産業豫備軍を幾倍も凌駕して、高き豫想の時代にも充分吸収されないのである。例へば技術が最も大なる成功を遂げてゐる北米合衆國に於ては、生産品の威力ある發達を見る傍らに於ても、産業資本によつて適用されてゐる労働力の減少が行はれてゐる。それどころか、かうした技術的昂進を眼前に見受ける國々に於てさへ、生産の巨大なる擴張を齎らすところの合理化は労働の最大限度の集約化、労働速度の殺人的増進、筋肉労働力の未だ嘗つて聞かざるところの掠奪的消費等に結び付いてゐるのである。労働過程の機械化は資本主義者等に對して未熟練労働力（婦人及び未成年者の労働）を盛んに利用し、且つ概して熟練労働力を未熟練労働力によつて代用せんとする可能性を與へるものである。

以上の難局を歐羅巴及び國際カルテルの組織によつて緩和せんとする企圖は、英國と歐羅巴大陸諸國間及び政治的及び經濟的區分と無数の關稅的障壁を存する

なる動因である。認めなければならぬ。歐羅巴の不斷の債權者として中央歐羅巴の樞頭の楨杆となつてゐる合衆國は、同時に世界の殆んど全ての部分に於て自己の陣地を固めてゐる。南亞米利加は英國資本を驅逐せる結果、漸次に亞米利加大陸に於て血と鐵を以つて一切の抵抗（ニカラグアその他）を壓迫してゐる合衆國の膨大なる「勢力範圍」となりつゝある。カナダそしてオーストラリアさへも所謂「經濟的協調」の進路を辿つて益々合衆國へ引きつけられて行く。而もその場合には合衆國の覇權は豫め保證されてゐるのである。合衆國は最も重要な原料資源を占有し、石油並に彈性ゴム獲得獨占者としての英國を撲滅せんとするこゝによつて、又埃及、スーダン等に於ける棉花製造の領域に於ける英國の根據地を掘り崩さんとするこゝ等によつて、英國の立場を薄弱ならしめんとする遠大なる計畫を全世界に於て發展せしめてゐる。亞弗利加に於ては合衆國は英國の棉花事業の優權を掘り崩すために向けられたる遠大なる計畫を發展せしめてゐる。支那に於ては合衆國は日本と英國とに衝突しながら牢固たる陣地を占め、目下のこゝろでは「門戸開放」政策の原理の背後に匿れながら、事實上支那の分割に參與してゐるのである。斯くの如くして北米帝國主義

歐羅巴大陸そのものに於ける競争（配當の決定、非カルテル化企業との闘争其の他）を擴大されたる基礎の上に又新しき諸形態に於て再現しつゝある。

斯かる條件に於て市場又は投資の區域の諸問題は非常に鋭敏となつてゐる。茲に即ち新たな巨大なる軍事衝突、ソウエート聯邦に反對する武力干渉競争の萌芽があり、茲に支那に於てあらゆる時代に行はれてゐる武力干渉が胚胎してゐるのである。資本主義的安定の矛盾の發達は、かくの如くして究極に於ては現在の「安定」期を不可避的に大なる破局期に誘導するものである。

## 二 國家間の關係と所謂「對外政策」の諸問題

(七) 資本主義諸國家とソウエート聯邦との關係、帝國主義の支那に對する關係、歐羅巴、主として大英國と合衆國との關係は、概して現下の國際關係の根幹を爲すものである。獨逸の發達と之に關聯する諸列國の離合は、歐羅巴の國際關係の變化の要因の一つである。

(八) 經濟的重心が亞米利加合衆國へ轉移せるこゝとして之を根據として彼等の帝國主義的侵略性が増長せるこゝは、大體に於て現代資本主義發達の最も重大

は益々所謂「平和進出」政策から直接軍事的植民地的占領政策へ移りつゝあるのである。

(九) 以上の合衆國の迅速なる膨張は、彼等の利益を腐敗しつゝあるが、今尙依然として著しく強大なる英國帝國主義の利益と不可避的に衝突せしめてゐるのである。比較的小さい植民地を持ち、急速なる發達の速度を有するドルの共和國と、巨大な植民地を有し、没落に趨きつゝある植民地英帝國との間の矛盾は、現在の國際的矛盾の樞軸である。而して植民地（唯に植民地ばかりでなく）世界の新しき再分割のための將來の闘争結合點は、實に茲に置かれてゐるのである。英米の「協調」は、二大勢力の巨大なる衝突の展望を發展せしめてゐる狂暴なる英米の競争に移つた。

(十) 歐羅巴に於ける亞米利加資本の影響は、獨逸の經濟的樞頭の中に最も強烈に現はれてゐる。經濟的荒廢の谷底に横はる國々から、獨逸は合衆國側からの系統的信用貸與によつて、再び大なる高所に到達した。之に關聯して獨逸の政治的役割も高まつた。獨逸に於ける獨占資本の成長は、一方からは、ヴェルサイユの瓦解の加速度的道程を、他方からは益々決定的になつて來た獨逸の「西方」（即ち帝國主義的及び反ソウエートの）進出を喚起してゐる獨逸は、その經濟的政治

的及び民族的敗北の時代に、プロレタリア國家、即ち獨逸の帝國主義的奴隸化に反對であつた唯一の國家の協調を求めたけれども、獨逸新帝國主義の成熟せる傾向は益々獨逸のブルジョアジイを反ソウエートの陣地へ押し遣つてゐる。

(十一) この事實は順序として歐羅巴列國の集合をも不可避的に變更させざるを得ない。歐羅巴内部の一聯の矛盾(先づ第一に、伊佛の——バルカン及び北亞弗利加に於ける)の存在は、諸關係の不堅實性の土臺に基いて列國の不斷の離合を齎らしてゐる。然れども、之等の變化しつつある集合の斑點を通じて、主要なる傾向、即ちソウエート聯邦の闘争への傾向が明らかになつてゐる。一聯の大小諸國家(波蘭、羅馬尼、伊太利、洪牙利、チエツコ・スロワキヤ、『邊疆國』其他)間の無數の條約並に協定は、ソウエート聯邦に反對して向けられたものであり、倫敦並に巴里からの指令によつて締結されたものであつて、以上の傾向を益々明瞭に表明してゐる。獨逸の陣地の變更は或る程度、この過程即ち帝國主義者の反革命的同盟側からのソウエート聯邦に反對する戰爭準備の過程の一定の段階をなしてゐる。

(十二) 市場及び投資の區域のための闘争は、たゞ

義合理化の將來の發展、第二に、戰爭への準備によつてである。社會階級の見地からすれば、ブルジョアジイのこの政策は、一方からは労働者階級に對する壓迫の加重及び搾取率の引上げへ、他方からは經濟的及び政治的墮落の『賠償的』手段へ導くものである。而して社會民主黨は益々さうした手段の意識的擁護者となつて行くのである。

(十四) 資本の中央集權化と銀行制度による大土地所有權を一般金融資本組織へ引込む事は、益々共同大搾取者の勢力を強固にし、その組織は直接國家權力の機關と共に生長するのである。若し所謂戰時の國家資本主義の制度が、戰爭終了後に『撤廢』された『包圍經濟』制度であるならば、現在生産力の發達及び經濟の急速なる中央集權化を根據として安んじてゐる國家資本主義的傾向の發達は、先づ客觀的に見て來るべき衝突のための戰時經濟動員の前提である。生産力の割當上近代戰爭に於て第一義的な役割を演じつつある化學工業方面への移動は、以上の事實の全意義を殊更に確證してゐるのである。

(十五) この國家權力の企業家團體に對する關係の進化、ブルジョア國家に於けるブルジョアジイの全力の集中は、全ての資本主義國內に一切の所謂『ブルジ

にソウエート聯邦に反對する戰爭並に帝國主義者相互間の戰爭によつて孕んだばかりでなく、既に尠大なる支那市場の分割のための大々的武力干涉戰爭を齎らした。帝國主義者等が搾取の客體を、そして同時に資本主義の原則の支配を崩しつゝ、ある革命運動を眼前に見る所では、一般帝國主義的同盟の組織は就中容易である。故にソウエート聯邦に反對する帝國主義列國の同盟に並んで支那革命の諸勢力に反對する一般反革命的、絞刑吏的武力干涉を見る。しかし、同時にこの支那革命に反對する共同戰爭は、帝國主義同盟内部の深刻なる利害の對立、順序として掠奪的な、公然軍事占領的な日本の帝國主義、所與の發達段階に於てはフアシズムの假裝を纏つてゐる亞米別加帝國主義の尠大なる權力との間の對立を發展せしめてゐる。斯くて支那國民に反對する帝國主義者の事實上の戰爭は帝國主義者間の巨大なる葛藤を展開せしめ得る譯である。

### 三 フルジョアジイの國家權力と階級諸勢力の再集合

(十三) 大多數の資本主義諸國のブルジョアジイの政策は、現在二つの主要なる任務によつて現定されてゐる。第一に、『競争能力』の將來の昂揚、即ち資本主

義國家制度の反動的進化をも呼び起してゐる。資本主義の現在の恐慌期の特徴的表現であるところのこのエゾオリューションは、政治的にはブルジョア民主主義並にブルジョア議會主義の一般的破局の中に現はれて居り、労働と資本との間の一切の經濟的衝突に異常なる尖鋭性を附しつつ、之に特殊の形態を與へてゐるのである。

經濟的罷業は、それがいかに大規模なものであつても、凡て労働者等を帝國主義者等の國家權力と共に成長し來つたトラスト化された資本主義の巨人と衝突せしめるものである。それ故に凡てのさうした罷業は政治的、即ち一般階級的性質を帯びてゐる。凡てのさうした罷業の發展は斯くの如くして、それに『反帝國主義的性質』を賦與する。實にかうした事情は、ブルジョアジイ並に之が國家權力をさして労働階級的そのものミ、之が政治的及び職業組合組織の一定部分の經濟的及び政治的墮落の複雑な形態に馳るべく餘儀なくせしめてゐる。改良派職業組合と改良主義的黨の上層の企業家團體及びブルジョア國家との融合、労働者出身の國家官吏及び企業家團體の官吏、『經濟民主主義』『産業平和』の理論と實踐等——これ等は悉く階級闘争發達に反對する豫防手段である。



(十六) 之と同時に、帝國主義國家は、プロレタリアの革命的支隊、殊に帝國主義戰爭並に生長しつつある擯取に反對する労働者階級の革命的闘争を組織し、且つ指導するところの唯一の黨たる共産黨に反對する抑壓の武器方法を益々發達せしめてゐる。之等の處置は同じく帝國主義諸國家の戰爭準備も直接關係を有してゐるが、同時に階級對立の一般的尖鋭化及び階級闘争のあらゆる形態及び法式的殊更なる尖鋭化をも反映するものであつて、これ等のこゝは益々多くブルジョア側からのファシスト的壓迫方法の適用のうちに表示されてゐる。ここに算入し得るものは、即ち英國に於ける職業組合法、ポール・ボンクルの軍事法、幾多の所謂『國家擁護法』例へば、バルカン諸邦に於けるが如き)、佛蘭西に於ける共産主義者彈壓、伊太利に於ける職業組合破壊並に共産主義に對する恐怖手段、日本に於ける恐怖手段、波蘭に於ける恐怖手段、支那に於ける共産主義者、革命労働者及び農民の大衆刑罰並に概して殖民地に於ける革命家に對する彈壓、獨逸に於ける赤色戰士同盟放計畫等々である。共産黨が依然合法的である各國のブルジョアジイは、社會民主黨の助けをかりて共産黨を非合法的たらしめんと努めてゐる。故に大衆の闘争準備はブルジョアジ

イ側からの一切の重複的襲撃の企圖に對する熱烈なる闘争は日々の行事となつて來てゐる。

(十七) 之と共に前期の痛々しき敗北から癒え始めた労働階級の抵抗——様々なる形態に於ける——が重複されてゐる。資本主義安定の矛盾の發展、合理化、失業の増大、労働階級に對して盛んになりつつある壓迫、小ブルジョアジイの破滅等は、階級闘争を不可避的に尖鋭化し、之が基礎を擴大するものである。次いで歐羅巴諸國に於ける労働階級の一般的左傾過程が行はれ、純ブルジョア諸黨の一部社會民主黨へ馳り、一部共産黨へ走つた労働大衆の上に及ぼす影響が弱められ、労働階級の最も戰争的な分子の社會民主黨より共産主義陣地への過渡過程は速度を強められてゐる。而して社會民主黨は益々小ブルジョア層に立脚し、斯くて自己の社會的基礎を労働階級から小ブルジョアジイ側へ置き替へてゐるのである。労働階級内に於ける共産黨の勢力と權威とは増大して行く。假に安定期の始まりに資本の共同攻撃が事實宏大なる防禦戰を惹き起したとするならば、新しい段階は、矢張り同じく大衆闘争の最も大なる現象によつて特徴付けられてゐた。之れに算入すべきものは先づ第一に幾多の國々(獨逸、佛國、チェツク、スロワキヤ、其の他)罷業の波、維

也のプロレタリアートの叛亂、サツコ、ヴァンゼツチ死刑を機縁とする示威運動、ソウエト聯邦支持の運動等である。かくて資本主義安定の矛盾の再生産、階級闘争の盛んになりつつある尖鋭化は、ブルジョアジイ及び社會民主黨側からの對策にも拘らず、イデオロギイの分化と労働階級隊列内の革命諸勢力の發達、最後に國際労働運動に於ける共産主義陣地の堅牢化に導くものである。

#### 四 階級闘争社會民主主義と

##### ファシズム

(十八) 階級闘争の尖鋭化にも拘らず、改良主義は歐米労働運動の中に、其の生存力と政治的粘り強さの諸兆候を現はしてゐる。此の事實の一般的社會經濟的基礎となつてゐるものは、資本主義の緩慢なる發展のテンポである。而も其の間資本主義の或る根本的な構成部分は成長し、又他のものは比較的徐々に没落してゐるのである。之に算入すべきものは、次に掲げる事實である。即ち世界の擯取者、債權者及び高利貸としての合衆國の地位の成長しつつある堅牢化(合衆國の『繁榮』)、世界市場に於ける自己の地位を漸次失ひつつあるに過ぎない英國の著大なる殖民地勢力、獨逸

經濟の勃興等はそれである。此の第一位的な過程に關聯して、國家機關及び社會民主主義によつて指導される労働團體の幹部を有する企業團體との融合、労働者官僚出身の新役員(國家及び自治會の役員、企業家團體の役員、郵便局や鐵道委員會や銀行團體等に於ける所謂『プロレタリアート代表者等』たる資本家と労働者の『共同』團體の職員等は職業組合、コーペラチヤ等々の名に於て進出してゐる)が第二位的な過程となつてゐる。

(十九) 労働官僚派の幹部のブルジョア化の此の過程は、社會民主主義によつて意識的に支持され且つ強要されてゐる。社會民主主義は資本主義の恥しげな擁護から資本主義の公然の援助及び積極的建設へ、階級闘争に關する言辭から『産業平和』の説教へ『祖國擁護』からソウエト聯邦に對抗する戰爭準備へ(カウツキイ)言辭の上の植民地擁護から植民地抑壓の直接援助の政策へ、小ブルジョアの平和主義から帝國主義的國際聯盟の禮讚へ、偽マルクス主義的修正主義から英國労働黨の自由主義へ移行して行つた。

(二十) 社會民主主義及び改良主義的労働組合指揮者の實踐的活動、順序として労働者階級を腐らしめ破壊すべき『アメリカ式』の方法を完全に採用するため

の運動(國際労働事務局の活動、英國に於ける總評議會と労働黨の代表者と企業家組合との會議、佛國に於ける『國民經濟會議』、獨逸に於ける『仲裁々判制度』、スカンジナビヤ諸國に於ける強制仲裁判制度に關する諸法律、塊地利に於ける購買組合及び労働紹介所等の勞資共同機關の設置等)は上述の思想的準備に完全に一致してゐる。罷業や政治的危機の場合並に殖民地に於ける紛争や叛亂の場合の社會民主主義的及び改良主義的労働組合指揮者等の裏切的役割、労働者に反對するテロルの辯證(英國に於ける罷業、維也の叛亂、獨逸に於ける金屬工の罷業、チエツコ・スロツキヤ及び波蘭に於ける労働者の射殺、シリア及びモロツコに於ける叛亂等)は、現在では共產主義及び革命的労働者等に對する苛酷なる襲撃(多くの國々に於ける労働組合、コーベラチーフ及び其の他の大衆機關の排斥政策、分割政策)によつて補はれてゐる。

(二十一) アルジョアジの指揮に従つてプロレタリア大衆機關の中から、最良の革命的分子を除かうとする改良主義的指導者側からの、此の廣い範圍に亘つて實行されてゐる階級分裂政策は、現在に於ては彼等のアルジョアジの協調政策——そもその最初の最初からプロレタリア闘争隊列の内部的結束を破壊し、斯く

のソウエト聯邦に反對する主義的怨恨の支持、掠奪的條約並に協定、殖民地政策、占領、併合、保護及び委任統治の支持、國際聯盟とソウエト聯邦に反對する帝國主義諸國の邪なる運動の支持、大衆の『平和主義的』欺瞞、プロレタリア共和國に反對する戦争準備、殖民地労働者に對する改良主義的欺瞞(印度に於けるベルセリ、第二インターナショナルの殖民地問題に關する決議)への社會民主黨の参加等——以上はその根本的特徴に於て、社會民主黨の對外政策の領域に於ける實際的なる態度である。

(二十三) 社會民主黨は、過去の全時代を通じて、ブルジョアの『労働黨』としてブルジョアジの最後の豫備軍なる役割を演じて來た。ブルジョアジの最後社會民主黨の手を貸りて、資本の安定(歐羅巴に於ける聯立政府の連續)に至る道を潔めたのであつた。資本主義の固定化は、支配政黨としての社會民主黨の職能を成る程度まで不必要なものに爲した。聯立の中から社會民主黨を驅逐すること、そして所謂純ブルジョアの政府の編成することは、所謂『民主主義的平和主義』の時代を代へてしまつた。社會民主黨は、一面反對黨の役割を演じ、他面所謂『實在的平和主義』及び『經濟平和』なる政策の煽動者及び宣傳者の役割を演じつ

して資本主義の攻撃に對する其の抵抗力を弱めんことを目的を有する——の不可分のな一構成部分である。この政策は彼等の社會帝國主義的政策(軍備政策、彼等の反ソウエト政策及び殖民地に於ける掠奪政策)の必要缺くべからざる一部分である。改良主義者等の以上の企圖に對して、共產主義者等はプロレタリア階級戦線を内部から破壊しなければならぬ。殊に現在に於てはプロレタリアートの大衆機關(職業組合、コーベラーチャ、文化及びスポーツ團體等)を分裂させようとする改良主義政策に階級的團結のための大衆闘争を對抗せしめるがため、最も熱心なる逆襲の舉に出で且つ展開せしめなければならぬ。

改良主義の分裂運動に於て殊に恥づべき役割を演じてゐるものは、社會民主主義の所謂『左翼』指導者等である。彼等は言葉の上では團結を誓つてゐるが、行ひの上では絶えず第二インターナショナル及びアムステルダム派の犯罪的なる分裂政策を無茶に支持してゐるのである。

(二十二) 對外政策の領域に於ては、帝國主義諸國に於ける社會民主主義幹部及び改良派職業組合幹部はブルジョア國家の利益の徹底した表示者である。其の國家、其の武力、其の警察、其の膨張の努力、其つ、労働大衆の莫大なる唇をその勢力下に置き、ブルジョア政黨から脱出した労働者の一部を獲得し、小ブルジョアの左傾化しつある部分間に勢力(佛國に於ける選挙、獨逸に於ける選挙)を占め、而して歐羅巴中央に於いても政府の編成中に再び入つた、だが、吾々は社會民主主義の直接的参加によるこの新しき聯立政府の場合、從來の聯立の單なる重複ではあり得ないこと、又あり得ないであらうことを忘れてはならない。これは特に、概して對外政策、就中戦争政策に關して然りである。社會民主主義的指導は、この場合過去に於ける發展の凡ての段階に於けるよりも遙かに裏切りの役割を演じてあらう。

吾々は殊に社會民主主義の聯立政府の實踐と其の公式の幹部の進化とに關聯して、より精巧な従つてプロレタリア革命事業のための、より危険によつて労働大衆を欺瞞するところの社會民主黨の所謂『左翼』(塊地利マルキシズム、トランメル主義、英吉利に於ける獨立労働黨のイデオロギー、伊太利に於けるマルキシズム)の強化が可能であるといふことを同じく忘却してはならない。危機的時期(獨逸に於ける一九二三年の革命、英吉利の罷業、維也の叛亂)に於ける經驗、更らに左翼民主黨員のソウエト聯邦に反對する帝國主義者の

戦争準備に關する問題に對する態度は、『左翼』社會民主主義指揮者が共產主義及びプロレタリアートの獨裁にまつて最も危険なる仇敵であることを如實に示した。此のことは第二インターナショナルの『左翼』の『模範政黨』たる埃地利社會民主黨が、維也のプロレタリアートの血腥き七月の闘争に於てまつたところの、恥辱的な態度によつて殊に明瞭に證明された。又特に維也の叛亂の後、『オーストリー・マルクス主義』が益々公然と反動的傾向を展開しつつ、實踐に於て絶えず労働者の事業を恥辱的な方法で裏切り且つ改良主義の掌中にあつて、革命大衆欺瞞の最も危険なる武器となつてゐることは、パウエル、アドラー及びその一味の完全なる破産によつて殊に明らかに表明された。従つて共產主義者は労働者社會民主主義の中に於ける左傾の過程を念頭に置き、彼等に對して益々大なる勢力を扶殖し、最も決斷的な方法によつて、労働階級内部に於けるブルジョアジイの政策の最も危険なる代理としての『左翼』社會民主主義指揮者を暴露し、彼等から離れつつある労働大衆を不可避的に獲得するやうに努力しなければならぬ。

(二十四) ブルジョアジイは社會民主黨の誘引に並んで、危険な瞬間には、一定の條件に於てファシズム

の前代未聞の經濟的社會的壓迫、或る形態の國家資本主義)を用ひて、最近數年間に國內の政治的及び經濟的危機の結果を弱めることに成功した伊太利のファシズムは、ファシスト統治の模範的なタイプを造り出したのである。

多かれ少なかれ發展を遂げたファシスト運動の傾向と萌芽とは現下殆んど到る處に見受けられる。社會民主主義の公然のイデオロギーたる階級共同のイデオロギーは、ファシズムのイデオロギーと多くの點に於て接觸するものである。革命的労働者運動に對抗するが

ム的統治を提起しなければならない。  
 ファシズムの特徴は、資本主義的經濟秩序の震撼に關聯し又特殊なる及び客觀的並に主觀的狀態の結果としてブルジョアジイが——革命的發展を妨碍するたために——都市及び村落の小中ブルジョアジイ、更らにまた墮落したプロレタリアートの或る層の不滿を、反動的大衆運動を組織する目的をもつて利用する點に在る。ファシズムは労働團體及び貧農團體の力を打ち破るために直接的暴力使用といふ方法に出て、また政權獲得のために歩を進める。ファシズムは政權を掌握してしまふこと、今度は資本主義社會の凡ゆる支配階級(銀行、大工業、農業家を)その陣列の中に政治的且つ組織的に統一し、そして完全なる、公然なる且つ徹底したる獨裁を實現しようとする努力をする。ファシズムは内に内亂の爲に教育されたる武力を支配階級に設立し、公然暴力を強制しに立脚せる新タイプの國家を實現し、小ブルジョアジイのみならず、労働者階級の或る分子(使用人、國家の役人や労働組合等の役員や乃至ファシスト黨の役員となつた昔の改良主義的指揮者、更らにファシスト民兵の味方に取り入れられる貧農や墮落したプロレタリア)をも腐らしめてゐる。

色々の方法(亞米利加資本による支持、大農に對す

ためのファシスト的方法の萌芽は、多くの社會民主主義諸黨の實踐の中にも、改良主義的労働組合官僚の實踐の中にも發見し得る。

國際關係の領域に在つては、ファシズムは無法なる挑發的な政策を行つてゐる。波蘭及び伊太利に於けるファシストの獨裁は益々攻撃的な傾向を示し、平和に對する不斷の脅威を意味する。それは武力的な冒險と戰爭を以つて萬國の労働階級を脅してゐるのである。(續)

## ソウエート聯邦内部の闘争

——(スターリン派と其の反對派の陣營)——

昨年秋からの『右翼危険』發生の問題は莫斯科黨機關事件を發端としてスターリン一派は黨の集會、言論機關の一切を擧げて凡ゆる機會に右翼危険の發生其のもの、スターリンのトロツキー派驅逐後奪ひ取つて實行した左偏政策の結果であり、加ふるに昨年度の不作と穀物買付、左偏強行政策に對する反撥の結果であるため、其の左偏政策を改めない限り根絶は出來ない

ものである上に、當時の經濟狀況は益々窮迫に向ひ、其の窮迫を切掛けんがため行はれた農民壓迫の手段は益々右翼派の勢を加へる結果となつた。而してルイコフ、カリーニン一派の『政府機關派』は、財政經濟派であるだけに、スターリンの政策ではソ聯邦の經濟は益々疲弊し、遂には破産の外なきことを見てスターリンに對抗し、彼の『工業中心政策』『農民征服政策』の

改變を認めた。スターリンの右翼征伐は、機を見てルイコフ、カリーニン一派を覆すに在つたけれども、ルイコフ等は『政府機關』の首脳部を掌握して居るだけに、仲々思ふ通りに運ばない。嘗てモスコウ黨機關事件に其の秘書長ウクラノフを右翼征伐の血祭にあげ、や、ルイコフはこれを救ふて政府機關の要職に据え、又聯邦共産黨中央執行委員十一月例會の席上、スターリンに喰つて掛り、其の工業中心政策を面罵した財務人民委員次長フルムキンは、依然として其の職に留まつてゐる。共産黨の内部はスターリンを主としてマトロフ、ヤロスラフスキー等を引具して居るだけに、大體彼の思ふ儘であられども、此の『政府機關派』に對しては直ちに思ふ儘の行動は出来ない模様である。

而して此の時に際しスターリンに對し最も打撃であるのは、共産黨内第一の理論家であり、從來スターリン政策の辯護者云はれ、スターリンの政策に對して何時でも共産主義上からの理論的根據を供給するものは彼だと言はれたブハリンが、スターリン反對を聲明したことであつた。そののみならず、風説に依ればブハリンは秘にカメネフを訪問し、彼と同盟を策し又カメネフを通じて更にジノヴィエフとも同盟せ

茶にされてゐる』と論じ、又『強情張りや』一個人的理由を以て、將來のレーニン黨を崩壊の危険に類せしめてはならぬ』と聲明した。

此のブハリンとトムスキーの反對は、黨中央委員等に對して非常な感銘を與へ、スターリンに對して最も手痛き打撃であつた。而して右翼派の頭目としては此の二人が立てらるゝこととなり、ルイコフ、カリーニン一派對スターリンの争は最近ではブハリン、トムスキー派對スターリン派の争の形を取るに至つた。

此の兩對立派の陣營は大體次の如きものに見ることが出来る。黨機關は主としてスターリンのものであり、右翼派は極めて弱い。労働組合はトムスキーを中心として右翼派の堅固な陣營である。

右翼派の最も強い陣營はルイコフ等を中心とした政府機關であり、特に農民出身のコミッサール農務人民委員系統である。尤も政府機關中の工業關係の人民委員系統は、スターリンの工業中心政策當然の結果として大體スターリン派である。

スターリンの攻撃に對し右翼派の戦法は概して消極的であり、只管この春の各地の黨大會迄に同志を糾合し、それ迄は積極的戦法に出でざる方法によつて居る。これに對しスターリンは最近又頭を擡げはじめた。

んじしたと傳へられてゐる。其の際カメネフは、ブハリンとの會見覺書を取つたことは言はれ、其の覺書なるものが現在莫斯科で秘密に手から手へ渡されて居る由であるが、彼はゲ・ベ・ウの尾行を脱し密にカメネフを訪れ、スターリンとの衝突の経緯を報告し、彼の参加を求めたと言ふ。カメネフは此の問題に付き手紙をジノヴィエフに宛て、書いたが、其の手紙をゲ・ベ・ウが、入手する處となり、ブハリンは中央監督委員會の詰問を受けたと傳へられた。又一説には此の手紙をゲ・ベ・ウに渡したものはカメネフ自身であるとも言ひ、其の報酬として一時彼はブハリンの後任としてブラウダ主筆の役を與へられんじしたと云ふ。而してカメネフは一般的には大いに慎重の態度を保持し去就を明にしない。

ブハリン反對で打撃であつたのは労働組合運動の首腦たるトムスキーの反對聲明である。彼はスターリンの政策に對し最も強硬な反對を聲明し、政治部の席上『スターリンの政策は労働者のストライキ運動を呼び起すものである。而して一度ストライキ起らんか大規模となり、指導者は其の危急の時機に於て如何なる態度をこるべきかを知らない。組合の指導權威はトロツキー派の秘密運動者や、スターリンの手先で目茶苦

ジノヴィエフ一派の左翼派を斥候して右翼派が何等か慎重を缺ぐ方法に出づる様刺戟しつゝある。最近に於けるモスコウ黨大會にて決議された決議文は其の例で、今や攻撃の鋒は右翼傾向に向けられずして『右翼傾向に對する妥協的態度』に向けられて居る。其の意味は捕捉し難いが、此の決議の真意はルイコフ、カリーニン及びブハリンに對する攻撃であることは周知の事である。又此の決議の内容は『妥協主義者』が農民政策に於て個々勝手な方策を實行し、黨の一般方針に従はぬと攻撃して居る。これは最近に人民委員會の決定した本年度の農村稅改正をサポタージュすることに意味するものである。今回の農村稅改正は從來の農民征伐を柔げ、農民に對する緩和政策を實現したものであるが、スターリンの配下にある黨機關秘書局の連中は、黨中央委員會又は黨政治部の決定せる今回の方針に對してさへ服従しないことを示すものである。彼等は此の既定方針をサポタージュに依つて阻止せんとするのであると見られて居る。

傳へらるゝ處に依れば、黨有力者間には此の兩派の對立は何等かの機會に、兩派の何れかがクーデターを實行するところまで行くのではないかと眞面目に考へて居るものもあると云ふが、トロツキーを國外に放逐

はしたが、國內のトロツキー派清黨は未だ完成せず、一方ルイコフ、ブハーリン反對派の勢力も手強しと見て取れば、又々彼は獨特のジグザグ政策を採用して右偏を敢行し表面を糊塗するのではないか、然し一方食料品、工業製品其の他物資の窮乏は豫想外に甚しい

模様であるから、果して此の經濟難局に際し反對派を何等かの形で鎮靜せしめ得るか否かは疑問云々はなればならぬ。若し誤ればソウエト聯邦其のものを崩壊せしむるこゝ、ならぬとも限らぬと思はれる。  
(H.K.)

### コミンテルン十週年紀念會

去る三月四日莫斯科に於てはコミンテルン執行委員會、全露共産黨中央委員會、プロフィンテルン其の他黨及び職業組合關係の諸團體代表者會合のこゝに、コミンテルン十週年の祝賀會が催された。先づクウシネンの開會の辭に次で總員起立して、レーニンを初め過去十年間にコミンテルンの事業に斃れた同志の靈に敬意を表し、更にクウシネンのコミンテルン發達の根本階梯に關する演説、コルラロフの過去十年間の事業報告あり、次で全露共産黨のコミンテルン發達に於ける役割に就てのモロトフの演説あり、其の他獨、佛、英、支各國共産黨代表者、プロフィンテルン、政治亡命者東方民族代表者などの祝辭あり、最後にマネイリスキ一の答辭を以て閉會した。

尙此の日は各國共産黨に於ても紀念の會合催され、全露共産黨は四十一ヶ條の革命的スローガンを發した因に此の日コミンテルン執行委員會が全世界の無産階級被壓迫被搾取民族に向つて發した檄文は大要次の如くである。

#### 檄

十年の昔無産階級革命闘争の戦火の中に共産インターナショナルは生れた。當時ヨーロッパは帝國主義大戦の結果廢墟を變じて、其の煙も收まらず幾百萬の兵卒は或は戦死し、或は負傷した。辛うじて一命を全うしたのも破壊の凡ゆる恐怖を體驗し、飢寒と惡疫に脅されつゝ、疲勞困憊して歸郷した。従つて全世界の

労働者被壓迫大衆の視線は、期せずして十月革命に勝利を博したプロレタリア獨裁國に注がれたのである。ロシア労働者は始めて如何に帝國主義戦争を闘ふべきを示した。偉大なる十月革命は世界帝國主義戦線を突破して、帝國主義戦争を國內戦に變ぜしめ、資本の政權を顛覆し其の跡にプロレタリア獨裁政權を確立したのである。此の十月革命直接の影響によつて革命運動は大波を打ちつゝ、全世界に波及した。歐羅巴、亞細亞、亞米利加、亞弗利加の到る處に被壓迫階級が壓迫階級や帝國主義戦の張本人に反抗して躍起したのである。然し此の時期に於ける世界プロレタリアートにまつての悲劇は、戦火の洗禮を受けた團結堅固な共産黨が、ソウエト共和國領土外に未だ存在してゐなかつたことであつたが、従つてブルジョア階級の手を握り合つて進む老獪な社會民主黨が、到る處若くして尙微弱なる共産黨の前に立塞り、革命危機に際しては瀕死の資本主義を救援して喜んで其の隨使に甘んじたのである。

共産インターナショナルは資本主義の闘争に於て労働者並に被壓迫大衆を糾合し、社會民主黨を破り、世界的十月革命の大旗の下にプロレタリアートを戦勝に導かんがために創立されたものである。共産インター

インターナショナルはマルクスやレーニンの學理を根據とするが故に、マルクスによつて立てられた第一インターナショナルの歴史的繼承者であつて、亦第二インターナショナルの大戦前に於ける良き傳統の繼承者である實に第一インターナショナルは國際プロレタリアートの社會主義闘争に理論的根柢を据え、第二インターナショナルは其の腐敗せざる時代に於て其の労働運動は廣大大衆的ならしむべく準備したとすれば、第三インターナショナルは此等の事業を繼承し、且つ第二インターナショナル後半期に於ける日和見主義を斷然破棄し、プロレタリアート獨裁の直接實行に向つて進んだと云ふことが出来る。

共産インターナショナルが生れてから既に十年を経過した。實に此の十年の歴史は前古未曾有の激烈なる労働戦をもつて綴られてゐる。此の十年間全世界の壓制者共は如何に毒々しい憎惡の眼をもつて、共産インターナショナルを呪咀した事であらう。共産インターナショナルの闘争のためには、帝國主義者や其の從僕化した社會主義者達は最も卑劣な最も殘酷な暴壓や報復手段を用ひてゐるファシスト的テロール、社會民主黨と反労働階級的の結合、資本主義諷刺、ソウエト共和國や共産黨に對する中傷や陰謀や煽動等、有りこ

有らゆる手段を以て革命運動の彈壓に熱中してゐる。然しブルジョア階級の此等の努力は全く空しくつた。共產インターナショナルは凡ゆる障礙を排して益々發展し世界の被壓迫階級幾百萬の大衆的好感は翕然として共產インターナショナルに集まりつゝあるのである。又過去十年に於て資本主義の堅實なものであると云ふ迷夢を破ることが出来た。帝國主義者や其の従僕化した社會主義者達は帝國主義大戰の始まるや、全世界に向つて世界の戦争はこれが最後であつて、資本主義も堅實なものとなり四海同胞恒久の平和が到来するに云ふことを信じさせんじした。然るに實際「最後」であるべき筈の戦争の後に、又もや各國間の利害の衝突が益々深刻になりつゝあるを看取されるのである。帝國主義國家間の反目就中英、米の世界覇權の爭奪戰の如き新なる帝國主義戰爭發生の前提條件は、逐日備はりつゝあるのである。各國は互に死物狂て武備の強大を競ひ、又軍事的同盟を結ぶべく盛んに暗中飛躍が行はれてゐる。又他方に於ては殖民地附屬國に於ける革命運動が盛んになり、失業者が増加し資本主義國內部に於ける階級戰が尖鋭化して來てゐる。それと同時にソウエート共和國聯邦の基礎が固まり、世界帝國主義の礎石を破壊しつゝ、日に日に勢力を伸長してゐる國

際聯盟も、社會民主黨の虚偽な平和の宣傳も資本主義合理化も、社會改良主義者の産業平和確立の試圖も、日増に深刻を極めつゝある資本主義の危機を停止することは不可能である。資本主義は今又新たな世界大戰を自當に進んでゐる。その戦争こそ資本主義を破滅に終らしむるものである。若しそれ第一次の帝國主義的大戦争が帝國主義統一戰線を中斷され、世界に於て初めてのプロレタリア獨裁を確立したのであつて見れば、來らんとする第二次世界大戰や、ソウエート共和國聯邦に對する武力干渉は、世界帝國主義體系に致命傷を與へるものであることは必然である。ブルジョア階級は此の來らんとする世界危機の防止に際して、社會民主黨云々味方を見出した。過去十年間の歴史によつて社會民主黨は明らかにマルキシズムを絶縁し、資本主義を保護し助勢せんとするブルジョアの労働黨に變化したことが立證された。又社會民主黨は其の對外政策に於ては表面平和的言辭をもつて假飾してゐるが、其の實際に於ては自ら積極的に帝國主義戰爭の準備に参加し、又好んでプロレタリア國家侵略の諸運動を助けてゐる。對内政策に於ては、資本主義的合理化の實行又は工場鎖出方法を用ひて労働者壓迫を助けてゐる。従つて労働大衆は益々社會民主黨を

去り、急激に左傾し、共產インターナショナルの味方に加はりつゝある。實に共產インターナショナルはマルキシズムの唯一の實行者にして、資本主義顛覆戰に於けるプロレタリアートの唯一の勢力にして且つ指導者である。

又共產インターナショナルは改良主義的社會民主黨との闘争の中に生れ且つ長じた。資本主義各國の共產黨も社會民主黨との闘争の中に成長した。其の戦火の中に各共產黨は革命プロレタリアートの大衆黨に變じ、單一の世界的共產黨に統一糾合されるに至つた。又共產インターナショナルは自黨内部に於ける動搖、例へば公然日和見主義に傾かんとする右偏傾向や、革命的言辭に假飾されたる日和見主義、即ち左偏傾向との闘争に於ても、其の團結を増加した。此の十年間に於けるコミンテルン内部の發達の歴史は、各種の悪傾向を根絶せしむる努力であつた。此の過去の體験により此等の悪傾向、就中最も危険視すべき右偏傾向の計畫的闘争は、共產黨のポリシェヴィズム化を最も必要として、此の方法を措いては社會民主的因襲を一掃すること、黨幹部の養成も出來ず、來るべき革命戰にプロレタリア獨裁に大衆を誘導すべき指導者を練成擇出することは出來なくなる。

今や全世界に於ける資本主義の矛盾は益々深刻化し新なる革命の波は當に來らんとするの時、共產インターナショナルは丁度其の十週年を祝ふ日に際會した。資本主義各國の労働大衆は、防勢から攻撃に轉じつゝある。殖民地半殖民地に於ては、新たな革命闘争が成熟しつゝある。又ソウエート共和國聯邦に於ては、労働階級は貧農と共に一般勞苦農民大衆と結んで、國際的には帝國主義に對抗し、國內的には資本主義分子と對抗して社會主義的建設につみめてゐる。斯くの如く世界革命の力は伸展しつゝある。共產インターナショナルは、全世界の労働者被壓迫被搾取民族に向つて、プロレタリアートの世界的獨裁、世界的コミニズムの旗幟の下に結合せよと呼びかける。

資本主義各國の男女労働者よ！  
資本主義的合理化は諸君の労働力の掠奪、諸君の筋肉及び神經の残酷な搾取を意味する。それは諸君の膏血を吸ひ幾百萬の諸君の同僚を街上に吐き出し、諸君を自己の機械の一箇のネジ化せんとするものである。諸君を共產インターナショナルの旗の下に全世界の労働階級と被壓迫大衆合同の旗の下に革命的闘争の旗の下に團結を固めよ！  
殖民地半殖民地の被壓迫民族よ！

世界的帝國主義は依然として諸君の喉を締め、諸君を迫害してゐる。諸君の汗、諸君の血を彼等は弗や磅に變じてゐる。

記憶せよ、プロレタリア獨裁の警鐘は、諸君にまつて解放の警鐘なることを。而して共産インターナショナルの赤旗を更に高く掲げて、諸君の解放闘争を擴大されよ。

ソウエート聯邦の男子労働者よ！ 勇敢に諸君の社會主義建設を繼續されよ、新しく建てられる各工場、各製造所、ソウエート農場、協同農場其の他、凡ゆる大衆的協同事業の新設は、單にソウエート聯邦を強固ならしめる許りでなく、全世界の労働運動を強大ならしむるものなることを記憶せよ。

労働者よ！ 労働婦人よ！ 被壓迫者よ！

資本主義世界は又もや新帝國主義戦争や世界最初のプロレタリアート獨裁國——國際労働階級の祖國に對する反革命的侵略戦を準備してゐることを記憶せよ。そして社會民主黨等の虚偽の平和論に欺かる、こゝ勿れ。又ソウエート共和國聯邦に對する反革命戦を、帝國主義反對戦争にブルジョアジー反抗戦争に變ずべく準備を怠る勿れ。

萬國のプロレタリアートよ！ 被壓迫民族よ！

コミンテルンは協同闘争に諸君の團結を促してゐる！

資本主義的搾取に反對せんがために！

帝國主義的壓迫に反對せんがために！

ブルジョアジー獨裁に反對せんがために！

新戦争や新武力干渉の準備に反對せんがために！

親和的虚偽に反對せんがために！

ブルジョアジーミ手を握る社會民主黨に反對しプロレタリアートの階級的合同を實現せんがために！

帝國主義的奴隸化に反對し殖民地民族の革命闘争に最大の援助を與へるために！

改良主義やファシズムに反對しプロレタリアート革命のために！

ソウエート共和國聯邦プロレタリアート獨裁萬歳！

全世界プロレタリアート革命萬歳！

プロレタリアートの世界的獨裁萬歳！

世界コンミュニズム萬歳！

莫斯科一九二九年三月二日

共産インターナショナル執行委員會

(H.K.)

## ソウエート聯邦に於ける一九二六年より

### 一九二八年までの労働組合運動

一

ソウエート聯邦は一九二六年より一九二八年までの二ケ年に於て、國家經濟の總ゆる分野に亘りて大發達を遂げた。以上の二ケ年は科學技術に依つて得たる最近の成績に順應して、著しく旺盛な産業振興と新企業の建設が見られた。勿論此の發展は大なる難關に逢着してゐるが、其の原因は、最近同志カシヤンが言つたやうに、「露西亞國民は（産業に於て）遙に遅れて來た」事にあるのである。ソウエート聯邦は帝政時代の幼稚なる工業と荒廢したる農業とから一轉して、大なる工業振興と農業の根本的改造の方面へ向つてゐる。確に此の事はソウエート聯邦の勤勞者の全精力の發揚に俟つものである。何故なれば、外國の救済を受けざる他の諸國（例へば獨逸）は反對に、我プロレタリア國家は自力を頼むより外に方法がないからである。

然しながら、ソウエート聯邦の工業の發達は着々に進んでゐる。所謂「登録」工業（廿名以上の労働者の從事する企業）の生産高統計概算は一九二六年乃至一九二七年に於ては百十三億七千九百萬留、一九二七年乃至一九二八年に於ては百三十八億三千三百萬留であつて、一九二八年乃至一九二九年に於ては百六十八億三千三百萬留に達するであらう。全工業の生産高概算は一九二八年乃至一九二九年度に於て、百九十億四千萬留に達する見込みである。

之と同時に、工業の大建設事業への投資が増進するが、其の成績は遠からず分明するであらう。最近二ケ年間に、工業の大建設の爲め、二十四億留が投資されてゐるし、又一九二八年乃至一九二九年に亘る豫想統計には十六億五千九百萬留の投資を計上してゐる。

尙一九二六年乃至一九二八年の間に、電氣工場の建設費として、四十億二千萬留が費されてゐる。ソウエート聯邦の電化は非常に迅速に進行してゐる。一九一三

年には十九億四千五百萬キロワット、一九二七年には五十一億四千萬キロワットであり、一九二八年乃至一九二九年に於ては六十六億キロワットなるであらう。最近二ヶ年間に、生産機械製造工業に莫大なる投資が行はれた(十七億留以上)。金屬工業には、約六億三千萬留の投資があつた。

勿論以上の投資は數ヶ年後に明なる効果を現すであらうが、然し今日でも、其の業績は認めることが出来る。我々はソウエート聯邦に於ける電化の大發達を示すところの統計を既に示して来た。金屬工業及び機械製造工業に於ては、既に大なる業績が擧つてゐる。云ふ事を之に附言しよう。内燃發動機の生産高は一九二七年乃至一九二八年に於て、戦前の生産高の四、〇三倍に達し、農具製造高は戦前に比して、其の二、〇一倍に達し、一九二八年乃至一九二九年に於ては、其の二、八〇倍に達するであらう。

二

レフォルミスト新聞は、ソウエートの新聞が自己批判の目的を以て自ら掲げた或る事件を捕へ、ブルジョア國の労働者を煽動する爲め、頻りに逆用する。レフォルミスト新聞は「露西亞労働組合運動の退化」を題

最近の二ヶ年に於て、地下労働聯盟は二割二分、金屬労働聯盟は一割八分、化學工業労働聯盟は一割六分餘の會員數を増した。又労働階級中最も後れた諸層に屬する者の組合も發達し、例へば、最近二ヶ年間にホテル従業員聯盟は四割八分、建築工聯盟は四割一分、農業労働者聯盟は三割六分餘の會員數を増した。村落のプロレタリアを團結せしめてゐるところの農業労働者聯盟は、其の會員數に於て、ソウエート聯邦中、又世界中で最も大なる職業聯盟(會員數百三十六萬七千名)である。

村落サンデカリズムの斯くの如き成功が可能である。云ふ事は獨りプロレタリア獨裁制に因るものである。然しながら、労働組合運動の分野に於て、もはや何等の爲すべき事無しと言ふは早計である。尙未加入農業労働者大衆を組合團體に加入せしめんが爲の一大事業が残存してゐる。兎も角、工業労働者の組合は今更各部門の労働者の百パーセントを加入せしめた事を誇るにも當らない。

ソウエート聯邦の労働組合運動の曲線は連續的に上昇してゐる事は事實である。農業共同經營組合員が、最近二ヶ年間に増加して百七十八萬二千を算し、賃金労働者團體全部に對する組合員の百分率は九十一パー

して、到底信じ難いやうな記事を作る。極く最近の事であるが、チエツコスロヴァキアの新聞「ソシアル・デモクラット」は「ドルウド」紙に掲載せられたオデッサやアルテモフスクやスモレンスクの通信の中から故意に或種の記事のみを採り、頻りに露西亞労働組合運動の「勢力失墜」を騒ぎ立てるやうな記事を掲げた。其の他社會民主主義新聞雜誌は、チエツコスロヴァキア労働組合運動のレフォルミスト闘士であり、且つ有名な分裂主義者であるところのアルビン・ハリユツバの行動に關しては、絶對沈黙を守つてゐる。ハリユツバは大地主連中から多大の賄賂を取り、彼は思想的傾向を同する他の「領袖」等と之を分配した。社會民主主義者連中のやる事は大概斯んなものである。

「ソウエート労働組合」に就いて言へば、組合は嚴格にして峻烈なる自己批判を怖れない様な鞏固なものである。遲鈍で而も高慢なアムステルダム官僚主義者連のみが其の批判を怖れるのである。ソウエートのサンデカリズムは民主主義的精神を有つてゐる。即ち批判される事を歡迎し迎へるものである。それは自己批判が労働團體を淨化し、之を一層鞏固にし、其の勢威を増し、之を大衆との接近を爲さしめる云ふ事を知つてゐるからである。(ロソフスキ)

セントに當る。即ち我々は公平なる觀察者ならば、ソウエート聯邦の労働組合運動は退歩するところか明に國家經濟の一般的发展を並行して進歩してゐる事を理解するであらう。ミ力説し得ると思ふ。

も一つの顯著なる事例は、中心より遠い地方の労働組合に於ける組合員數の増加率が最も大きい事である。白露西亞に於ては、労働組合員數が四割三分餘を増加し、ウズベキスタンに於ては三割六分、西比利亞に於ては三割餘を増した。此の事は是等の地方の經濟的及び智的發達を説明するものである。是等の地方は革命前までは、殖民地と同一名稱の下に搾取されてゐたが今日に於ては、ソウエート聯邦の加盟地となり、他の地方と同一權利を得て、社會主義經濟の共同事業に参加してゐる。

民族的共和國に於て、ソウエート・サンデカリズムが特に大發達を遂げた。例へばウズベキスタンに於ては、労働組合は全く最近に始つたものである。二三年前まで此の國には労働者資本家が合體して出來上つた一種の職業團體があつた。今日、此の國の労働組合員は二十萬六千三百名に達してゐる。民族的共和國の労働組合運動の發達は、労働組合の善良なる民族的政策に依つて容易に爲されるのである。此の政策の重



要なる要件としては、労働組合闘士が労働組合の未だ發達せざる民族に對して大なる注意を拂ふべき事、事務の進捗を圖る爲め、労働組合の用語を地方土着民の用語にすべき事の二項である。以上の要件に従ひ、嘗つて壓迫されて居た民族の労働大衆に對して労働組合運動を推進めねばならない。

ソウエート聯邦の労働組合運動は全露労働組合第七回大會より第八回大會までに、労働者の間に於ける事業を強化した。婦人労働組合員の数は一九二六年一月一日に於ては、二百二十一萬七千二百名であつたが、一九二八年一月一日に於ては、二百八十三萬五千二百名となつた。婦人組合員は労働組合員總體の二割七分九厘に當る。

以上の數字に依つて見れば、露西亞労働組合運動が退化しつゝあるに云ふのはレフォルミストの嘘言である事が明である。何んと言つても、レフォルミスト自身が其の主張の危い事を知つてゐるから、新しい嘘で自己の主張を支持しようとする生懸命である。最近アムステルダムの一闘士ジョージ・スミットは、ソウエート聯邦の大きい工業聯盟の「『實際には存在せぬ會員』から成つてゐるものだ』と主張した。ソウエート聯邦の労働組合運動が原則として、労働組合への義務

する事は、資本主義國のレフォルミスト労働組合運動に見る事は困難である。ソウエートのサンデカリズムの若い組合闘士中、其の二割四分は婦人である。

ソウエート労働組合運動の收めた大きな成果は、闘士幹部が全國の遠隔地方の労働者と協同して設立された事である。闘士幹部を造らうとする努力には多くの障礙が作ふ。即ち障礙の一つは遠隔地方の大衆が文化に遅れ、目に一丁字を有たない事である。中央亞細亞に於ては、大衆の九割七分乃至九割八分が無學者である。

然しソウエート労働組合運動は、遠隔地方の土著人民の中から組合闘士を造つた點に於ては、大成功を収

的加入をさせるものだ』彼が言つてゐる。又之に關して彼は斷言して云ふ『お前が望むに否に拘らず、屹度お前を加入させて見せる』。事實に於て、露西亞ボルシェヴィキは『一千百六萬人の組合加入を強制』した。ボルシェヴィキは是等の者を強制的に加入せしめたばかりではなくして、『止むを得ず加入した者』から強制的に、組合費を徴收してゐる。組合徴收金額は次の如く毎年増加してゐる。

一九二四年 三千九百六萬七千留、  
一九二五年 六千四百四十三萬七千留、  
一九二六年 九千三百四十萬五千留、  
一九二七年 一億千七百二十萬二千留

右は、ソウエート労働組合員が戰闘的である事を示すもの、一つである。

ソウエート組合員の活動は之のみではない。レフォルミストは好んで『ソウエート労働組合運動が數百萬の者に命令する人々の掌中にある』と斷言したが、憎惡の爲め盲目になつたレフォルミストは、ソウエート労働組合運動が組合闘士の幹部を作る、云ふ事を知らないのである。毎年、幹部として、新進分子が抜擢されてゐる。一九二七年には、基礎的機關の幹部の六割九分が更新された。斯る多數の戰闘的闘士を要求

めた。例へば、ウクライナの工場委員會員の五割二分はウクライナ人である。カザツクスタンに於ては、工場委員會員中、カイサキ人が其の一割一分、縣組織委員會に於ては二割五分、地方聯合委員會に於ては三割二分を占めてゐる。

我々はソウエート聯邦労働組合運動に加へるレフォルミストの中傷譏評を駁撃し、其の嘘言を曝露せねばならぬ。労働組合デモクラシーの原則に準據して建設されたるソウエート労働組合は眞のプロレタリア團體であり、眞の戰闘的團體である。ソウエート聯邦労働組合運動は確實に進展してゐる。

(二月號、I.S.R.)

## 露國に於ける新階級戰

『村落に於ける階級戰の深刻化』は過去數月間屢々露國新聞紙の論説の題目となつた。此の字句が宣傳標語に非ずして實際を表示するものであることは、本年初頭の二週間に於ける村落階級戰線に關する各記事を綜合すれば自から明瞭である。

波斯國境に近きアシカバッドからの通信には、地主

の一團は地方選舉委員の一人である貧農を慘殺した事あり、一月七日白露のモーデルからの通信には、村落通信員センコーの虐殺及び其の自宅の焼き拂ひ犯人嫌疑者十一名の逮捕を報じ、同じく白露の一都市ゴメルからは同地ソウエートの議長ツェルイコー所有の農園を焼き拂つた廉で、富農ダニユークが死刑の宣告を

受けたことを報じ、其の翌日の同地からの通信には、村落ソウエートの書記長を襲撃した際、富農パソツは死刑の宣告を受けたとある。

一月九日富農及び浮浪者の一隊が、猶太人村であるコリシのソウエートを襲撃した出来事を報じ、同日にはウーファにて二名のバシキル人が團體耕作隊の一員を殺害して死刑の宣告を受けたこと及びウクライナのクリノヅカで、貧農委員會議長コヅヤクが狙撃殺害された報道があつた。

同十二日にはキエヅ郡ザロヅニ村の富農五名が農民に反革命煽動を爲し、疑はしき外人を加へて秘密會を開き、同地貧民委員會議長暗殺を企てた際、死刑を宣告されたといふ報道及び西部露西亞の富農の一隊がスモーレンスクの最良の團體耕作農園を焼拂つたといふ報道があつた。此の焼拂はヴォルコフなる農民社會主義運動者を殺害したといふ際で死刑に處せられた富農クツネツオヴの爲に復讐的に行はれたのである。

莫斯科共產黨支部長パウマンの言に依れば昨年九月十月の二ヶ月間に於ける前記の如き半政治的暗殺の犠牲となつたものは、政府側で官吏、村落通信員、ソウエート役員を併せて約四十五名に達したが、其の後に於ても更に止む模様がなく、本年に入つても前叙の状

うに努力し、既成商品の缺乏及び商品の高價の如き農民一般が不平を唱へてゐる問題をさらへて貧農の歡心を買ふことに努めたりしてゐる。中には其の眞實の代表者として表面だけ貧民の代表者として二候補を立て、此の虚偽の貧民候補者を當選せしめんとする巧妙なる手段を講ずる者もある。

であるから、選挙の結果は容易に推測することが出来ない。併し農民の保守主義と土地所有熱は共產黨が昨年からはじめた猛烈な「社會主義の攻勢の爲に一段と激成されたのであつて、新經濟政策採用以來今回程甚しいことはないのである。而して耕作面積及び收穫の増加を圖り官有及び團體農園を改善せんとする共產黨の大農村政策は、此の階級戦の深刻化にも拘らず動行されつゝあるのである。(四、三、A.T)

獨逸

國際反ファシズム大會

第一 第一日の狀況

三月九日、伯林労働組合會館の大廣間に於て、第一回國際反ファシズム大會が多數の國よりの代表者出席の下に開催された。

アンリ・バルビユツスの開會の辭に次いで議長選挙が行はれた。即ち次の如くてある。

バルビユツス

- スノツク(大ブリテン反ファシズム委員會書記)
- ビットネル(ポーランド下院議員)
- カロソイ(前洪牙利共和國大統領)
- ミグリオーリ(前伊太利代議士)
- ミュンツエンベルク(獨逸)
- ヘツケルト(獨逸)
- スタツソワ(ソウエート聯邦)
- イエフレイノーフ(全露労働組合同盟)

ランドヴァ・ステイヒオワ(チエクスロバキア代議士)、

バケート(獨逸)

ノーリ(前アルバニヤ大統領)

マルテリ(佛蘭西農民組合代表)

フォルリ(伊太利青年代表)

ミュンツェンベルク議長席につき、大會日程を讀み上げる。満場一致可決。

次いで、伯林の革命的労働者を代表して、ウイヘルム・ピーク大會に歓迎の辭を述べる。

日程の第一議題、『ファシズム、帝國主義及び戦争の危険』についての報告者として、アンリ・バルビユツス登壇。

『反ファシズム大會は、萬國の廣汎なる大衆及び有識者をばファシズムに對する大衆行動に眼醒ましめんとするものであるから、巨大なる意義を持つものである。ファシズムの鞭を振ふものは、單なる個人ではなくして、資本主義そのものである。斯くて資本主義は、資本主義的制度に反對し、決定的闘争を行はんとする労働大衆を再び彈壓し去らん企てらる。プロレタリアートが勝利を得たのは、ソウエート聯邦に於てのみである。他の總べての國に於ては、ブルジョアジ

合したのではない。我々は集り來つて、労働大衆及び労働者團體に、ファシズム打倒、その犠牲者解放、ファシズム制度破壊のための闘争に團結せよ!』この檄をさばさねばならぬのである。』

最後に、バルビユツスは、あらゆる労働者の祖國であるソウエート聯邦に大會の挨拶を送つた。

次いでブルジョア文藝家たるマンフレッド・ゲオルク(獨逸)登壇。

『獨逸に於けるファシズムの危険は今や甚だ切迫した。小ブルジョア的な指導者はファシズムの闘争に於ける最大の障碍である。大衆は彼等を排撃しなければならぬ。獨逸に於ては、一九一八年の革命の獲得物のうち、残つたものは今一つもない。』

次いで、失業者のロンドンへの示威行列の指導者たりしミッドルトン(英國)登壇。

『英國を目して、民主主義の城塞なりとするは誤りである。英國には、ファシズムへの強烈なる傾向がある。ゼネラル・ストライキの後、帝國主義戦争、特にソウエート聯邦に對する戦争の準備を目的として制定されたる反労働組合法、社會救済の切削り、モンド主義等は、即ちこれである。労働者階級の權利は、反動的労働組合指導者の直接の支持を得て、剝奪されつゝある。

が、或は、公然たるファシズムを以つて、或は民主主義の假面の下に支配してゐる。各國の政府は全力を擧げてファシズムを促進してゐる。彼等は至る處に於てブルジョア及びブチ・ブルジョア分子より構成されるファシスト團體を作つてゐる。』

『ファシズム云ふ歴史的现象は、これを廣義に解さねばならぬ。種々なる外部の形態によつてでなく、その本質によつて判断しなければならぬ。ファシズムは實に伊太利のみならず、西班牙、洪牙利、波蘭、バルカン、バルチック諸國に於ても亦支配してゐる。ファシズムの危険は、獨逸、奧太利、チエクスロバキヤ、佛蘭西、英國及び白耳義に於て愈々増大しつゝある。帝國主義列強は小國に於けるファシズム支持のため全力をあげてゐる。』

『ファシズムによる労働大衆の追求、迫害は劇烈を極めてゐる。虐殺、拷問は日常の茶飯事であり、ファシズムの獄舎は恐怖の家である。労働者はあらゆる權利を剝奪され、その組織は破壊された。ファシズムは資本が最も恐怖するところの敵——共產主義者を何よりも、迫害する。だがそれはファシズムに加はらぬ他のもの云へども、強烈なる彈壓の對象とする。』

『併しわが反ファシズム大會は、嘆き悲しむがため會

併し、革命的労働者運動の闘争力は消滅したわけではない。否、最近ロンドンに示威行列を決定したる失業者が受けたる感激を以つての歓迎は、闘争の開始を意味するものである。英國の労働者階級はファシズムを英國に輸入せんとする企てを撃退し、帝國主義の支配を破壊するであらう。』

洪牙利共和國の最初の大統領、ミハエル・カローリイは、獨逸語で、彼の心臓は獨逸プロレタリアートのため鼓動してゐることを、次いで洪牙利に於けるファシズムの役割につき演説した。

『洪牙利に於ては、支配階級はその特權及び財産をファシズム的な方法を以つて防衛してゐる。洪牙利は伊太利のファシズムにたより、伊太利は亦將來の戦争に於て洪牙利は伊太利のため軍隊を支給することにやつてゐるが故、これを支持してゐる。』

『愛國主義及び基督教に假裝することを好む洪牙利のファシズムは、ベルサイユ條約をば戦争により訂正せんとしてゐる。これに對して、我々はファシズムに對する強力なる闘争を遂行しなければならぬ、併しこれは一つの段階にすぎないものである。何故なら、眞の目的は歐洲に於ける完全なる社會主義の樹立、労働者の政權の樹立であり、而してこれのみ平和を確保する

ここが出来るのである。』  
 次いで、『民主的』共和国、チエクスロバキアのフアシズム的テロルの二人の證人が登壇した。警官は、カルパチア及びクラドノに於て彼等及び他の男女の労働者を襲ひ、残虐に打ちなぐつたのである。クラドノでは、坑夫ストライキ中、ストライキ破りに反対した婦人労働者はブラーグにつれ行かれ、何週間も云ふ間監獄につながれた。かゝる事件は益々その数を増加しつつあるが、これはチエクスロバキアに於てフアシズムが嵐の様な勢ひで強大になつてゐるこゝの徴候なのである。

瑞西國民委員、ウエルテイ登壇。

『我が瑞西にもフアシズムの萌芽はある。瑞西は、こゝにその全活動をソウェイト聯邦に對する闘争に向ける彼の國際聯盟があるため、世界反動の中心地をなしてゐる。伊太利は瑞西に於て自由にフアシズムの宣傳を行ひ、フアシスト團體を作り、全國にスパイ網を張つてゐる。瑞西社會民主主義者共の意識的なる消極性のため、フアシストはすでにテツシンに於てフアシスト的労働組合を作るに至つた。瑞西のブルジョアジの無關心は、これを客觀的に見るならば、フアシズムの促進と同じである。』

つて社會民主黨に屬し、且つダラゴナその他の社會民主主義者の助力を得てフアシズムを樹立したのではないが、洪牙利に於てホルチの支配を樹立するに助力したのは社會民主主義者バイデル・バイエルではないが勃牙利に於ては社會民主主義者カザコフはサンコフ政府の閣員になつたではないか、その他各國に於て社會民主主義者はフアシズムに助力してゐる。』

『獨逸に於ても亦、ノスケ、ヘルジング等の社會民主主義者は労働者の蜂起を彈壓し去つたのである。今又警視總監ツエルギーベルは反フアシズム大會を、示威行列を催す時には、解散を以つて威脅し、メーデーに示威運動を行ふことを禁止した。』

『かゝる事實の結論は、即ち、改良主義フアシズムは極めて親しい間にあり、フアシズムに對する闘争は、改良主義に對する闘争なくしては、行ひ得られない云ふことである。』(嵐の様な喝采)

## 第二 第二日の狀況

國際反フアシズム大會第二日の會議は、晝間は、ブツシユ曲馬場に於て『反フアシズム大演説會』が開催され、代表者が全部その方に出席したため、夕方より開かれた。

『瑞西共產黨及び反フアシズム委員會のテツシンに於ける示威行列の禁止は、フアシズムを強大ならしむるものである。フアシズムの危険を拂ひ退けよ、云ふ瑞西共產黨の檄に對し、瑞西労働組合同盟及び瑞西社會民主黨は全く否定的な態度をこつてゐる。かくて共產黨こそ、眞にフアシズムに對し闘争する唯一の力である。』

獨逸國會議員ヘツケルト登壇。

『本日の「フォーフヴェルツ」紙は、反フアシズム大會についての記事をかゝげ、フアシズムに對し闘争を行ふ道徳的權利及び能力を持つものは、たゞ『社會民主黨あるのみである』と云つてゐる。だが事實は正にその反対である。』社會民主黨こそフアシズムを養ふものである。

『社會民主黨は、民主主義を以つてフアシズムに對する擁護をする。しかし、すべての事實は、ブルジョア民主主義はフアシズムを準備することを示してゐる。且つ亦、社會民主黨は自ら進んでフアシズムを養育しソウェイト聯邦に對する侵略戦争を準備してゐる。』

『社會民主黨はフアシズムに對し闘争するの道徳的權利を持つてゐる云つてゐるが、ムツソリーニはか

會議の始め、各種の委員が任命され、次いで議事日程に移り、議題の第二『フアシスト的テロルミ少數民族の迫害』に就いて、ゲイド・ミグリオーリの報告があつた。

『伊太利に於けるフアシスト的テロルの發達を見るに先づ武裝フアシスト團が、非合法的ではあるが、國家により默認されたる手段をば、労働者に對する闘争に於て用ひ始めたが、この非合法的手段はフアシストがローマに進軍するに及んで合法化された。かくてテロルはフアシズム制度の一要素になつた。この時期が終るミフアシズムは議會政治を廢棄し、獨裁政治を樹立した。即ち伊太利には、特別裁判所があり、追放が行はれ公的及び私的生活のあらゆる方面にスパイが放たれた。これは現代の伊太利の特徴をなしてゐる。教會も亦、ムツソリーニに奉仕せしめられてゐる。』

『我々はすべてをあげ、以つてフアシズム打倒のための直接行動を行はねばならぬ。本大會は、我々にフアシズム打倒のための武器及び方法を與へねばならぬ。』

波蘭議會共產黨議員ハインリッヒ・ピットネル登壇、波蘭に於けるフアシズム政治について述べた。

『波蘭政府は、我々に旅券を拒み、本大會に出席する

こゝを妨害した。』

『波蘭に於けるフアシスト的テロルは主として、波蘭全人口の四十パーセントを占める少数民族に對しなされてゐる。波蘭のフアシズムが特に西ウクライナ及び白露西亞の少数民族を彈壓する主たる原因は、これら地方の勞働者及び農民が、ソウエート・ウクライナ及びソウエート白露西亞の解放されたる勤勞大衆を團結せんとしてゐるが故である。波蘭に於ける少数民族の殘虐なる彈壓は亦、ソウエート聯邦に對する戰爭の準備でもあり。波蘭のフアシズムは、この戰爭準備に於て、少数民族の有産階級を自己の味方たらしめんと努力してゐる。』

ゲオルク・レデブール（獨逸）

『フアシズムは、ブルジョアジーの支配が被壓迫大衆により危殆に瀕せしめられるべき生ずるものである。然る時改良主義者はフアシストの援助者となる。ノスケ、エーベルト、ランツベルクはムツソリーニの先驅者であつた。』

『獨逸に於ては、現在フアシズムの危険は日程に上つてゐる。それ故我々は、伊太利社會主義敗北の最も重要な教訓を學ばねばならぬ。即ち、フアシズムは唯武裝闘争によつてのみこれを打倒するこゝが出来ると

より一九二七年末までに、賃銀は一割乃至一割五分引下げられた。更に物價は上つたにも拘らず賃銀は引き下げられんとしてゐる。フアシズムは廣汎なる大衆の租税の重荷を更に重くし、特に間接税は高められた。國家収入の七十五パーセントは本年度の五ヶ月間に於て大藏省及び軍務省のため費やされた。階級的勞働組合は破壊され、それに代つて、フアシスト的強制勞働組合が作られ、組合員は賃銀より差引かれる。』

『階級的勞働組合は全く非法的に活動してゐる。フアシズムの階級的勞働組合に對する盲目的なる憎悪はフアシズムがその社會的基礎を擴大し得ないこゝより生ずるのである。フアシズムの社會的基礎は縮小した。自由勞働組合のための闘争は、それ故同時にフアシズム全部に對する、フアシズムの最大の弱點に於ての闘争でもある。フアシズムよりの解放はプロレタリアートの指導の下に於ける勤勞大衆の仕事である。』

第三議題に對する討論に於ては先づマルコーが反フアシズムアメリカ委員會の挨拶を大會に送り、次いで維也の勞働者ヘルマンは埃太利に於ける工場フアシズムについて述べ、又、國防義團に對しては全然消極的ではあるが、革命的勞働者に對しては除名を以つて威脅する社會民主主義者の裏切りにつき語つた。

云ふこゝを。』

フアン・ノリー登壇。

『バルカン諸國に於ては、全人口の約半數は少数民族で、壓迫されてゐる。例へばユーゴスラヴィアに於ては、支配してゐるセルビア人は全人口の僅か三分の一に過ぎない。バルカン諸國の歴史は暴力、殺人、少数民族の根絶の歴史である。』

『國際聯盟及び改良主義の助力を以つて維持せられてゐるこの耐え忍ぶべからざる状態に對しては唯一つの方法、唯一つの解決策があるのみである。即ちバルカン勞農共和國聯盟これである。我々はこの目的を闘ひさらねばならぬ。』(大喝采)

次いで、スタヤノフは洪牙利に於ける大資本の無制限の獨裁につき語り、ベトレスカヌは洪牙利に於けるマニウ政府による勞農團體、少数民族及び急進智識階級の彈壓につき語つた。

次いで第三議題『伊太利に於ける勤勞大衆の經濟的情態』に移り、これにつきゲンナリー教授の報告があつた。

『伊太利勞働者の情態は支那の苦力のそれにも等しいものである。フアシスト的勞働組合の統計によれば、平均時間賃銀は二・一九リラである。一九二七年六月

伊太利の地獄より出てきた伊太利の一同志が登壇するや、彼は大會より嵐の様な歡迎を受けた。彼は大會に、非法的なる伊太利勞働組合同盟の参加の報告を齎した。

これに次いで、ホルニツクは赤色戰線闘士同盟の名に於て、次の如く演説した。

『フアシスト的方法是に勞働者彈壓のための手段としてばかりでなく、帝國主義戰爭、特に露西亞の勞働者及び農民に對する戰爭準備のための手段として役立つものである。獨逸の社會民主主義者等も既にフアシスト的方法を應用し始めた。國旗團はブルジョアジーの近衛兵の役割を演じてゐる。それ故フアシズムに對する闘争は同時に第二インターナショナルに對する闘争であらねばならぬ。獨逸赤色戰線闘士同盟は本大會の決議を實行に移すであらう。』

諸決議を滿場一致を以つて可決した後、伯林に國際反フアシズム事務局を設けるこゝをも亦滿場一致可決した。該事務局の中心は本大會の議長が構成し、議長は、個々の國及び國別委員會と共に事務局の擴大につき協議せねばならぬ。

以上をもつて、大會の仕事は終つた。バルビユツスは閉會の辭を述べ、大會の成果を要約

してのべた。

「總べての勞働者團體、總べての工場は反ファシズム闘争の大軍隊の一部隊である。これが我々のスローガンである。だが我々はファシズムを打倒するものは、終局に於ては革命であるこゝを明確に理解してゐなければならぬ。反ファシズムは語をかへて云へば革命のこゝである。」

「ファシズムを倒せ！」

「勞働者農民の國際反ファシズム戦線萬歳！」

反ファシズム大演説會に於て檢束されたマツイス・ヘルツの演説があつた後、大會は革命歌を高唱して閉會した。

### 第三 大會出席代表者

國及び團體名	人数
獨逸	七〇
佛國	三四
英國	一二
チエクスロバキア	二〇

奧太利	一一
波蘭	六
瑞典	三
丁抹	五
瑞西	九
ラトヴィア	一
リスアニア	一
西班牙	七
伊太利	一
洪牙利	三
羅馬尼	四
勃牙利	四
ユーゴスラヴィア	三
農民團體	三〇
青年團體	二二
少數民族	一七
戦傷者團體	一七
其他。	一

一七六

(M、I、O、I、R、F)

## トロツキーの獨逸入國問題

トロツキー其の後の動靜に關しては前號に掲載したるが其の病狀よりして、今暫く土耳其に滞在の余儀なき模様なるも、二月十八日トロツキー自身が獨逸國民會議議長宛に打電して、獨逸入國許可の斡旋方を依頼したるは事實にして、今其の狀況並に之が入國許可の是非に關する各方面の意見を見るに大様次の如くである。

### 第一 事件の發端

獨逸國民會議議長レーベは十八日夜在土耳其トロツキーより

「ベラ、二月十八日、

二月六日の貴下の題演説に鑑み余は當地の獨逸領事館に入國許可を願出づ。

レオ・トロツキー。」

なる電報を接受し、レーベは直ちに此の請求を内閣に執り成したる趣なるも、未だ彼が入國の曉に於て滞在許可を與ふるや否やは決定しない。

去る二月六日レーベは國民議會に於てワイマル國民議會開會十週年記念の題演説を試み、其の際喧嘩なる彌次を飛ばせる共産黨員に左の如く應酬した。(以下議會速記録による)

「勿論本院の中には本院の多數者も異なる感情を懷かれる紳士淑女諸君の存在せられる事は私も萬々承知である。だが私は自分の短い演説の中で此の點に關する論争に立入る余裕を持たない。唯併し諸君は次の事を想起して戴き度い。若し十年前に右派諸黨の意志が貫徹されて國家意志として發動したとするならば、その時には諸君は(共産黨員に向ひ)銃殺を覺悟せずには居られなかつたらう。(至極結構！と呼ぶ者あり)又もし諸君(共産黨)の意志が國家の意見として實現されたらすれば他黨員は恐らく斷頭臺に送られたであらう。唯吾々(共和制擁護のワイマル三派即ち社會民主黨、民主黨、中央黨を指す極左及び右派を除ける進歩主義の諸黨なり)にして始めて諸君(共産黨)にも又右派反動者流にも均しく國民としての權利を與へる事が出来たのである(盛なる喝采)。又恐らく吾々はトロツキー氏に對しても獨逸國內に自由なる避難所を與へる事をすら否まないであらう。」

レーベの此のトロツキーに關する論述は議會の殊に社會民主黨代議士の熱烈なる喝采を博した。トロツキーの電報に「二月六日の貴下の題演説云々」云あるは此の點を指せるものであらう。

## 第二 入國許可反對運動

トロツキー入國問題に關して各政黨、各團體の態度を概観するに、社會民主黨系及び民主黨系の團體即ち一般に進歩的要素の團體は、一定の條件の下に之れを許可するの方針に賛成なるも、右翼及び共產黨系は之れに反對の態度を持して居る。

(1) 右翼團體 右翼團體はトロツキーの入國により一部共產主義者の活動が刺戟せられ、國內秩序の動搖を來すべきを憂慮し、殊にトロツキーの勢力を過大視して彼がその一派に擁せられつゝ、その天才的組織力、煽動力を獨逸國內に於て振ふ事を恐れつゝある。獨逸國權黨首領ウエスタルプは最近宰相に宛て、左の書翰を發した云ふ。

『尊敬する宰相閣下、新聞紙に據れば内閣はトロツキーの入國許可問題に關する態度を決せられんしつゝ、あるまじか。之れに關して余は獨逸國權黨院内閣の名を以て入國許可反對の抗議を提出する。獨逸國內の革命運動に對するロシア共產黨領袖の影響について吾人が嘗めた苦い經驗に徴して、トロツキーの獨逸滞在が如何に公の秩序安寧を害するかは容易に推測し得る。』

ト政府に對する叛逆として前述提議の一に該當するを以て政治犯にあらず、従つて庇護を受くる事なく普通犯と同様にソウエト政府は之れが引渡を要求する權利を有するに至るであらうからである。

## 第三 新聞紙の論調

(1) フォウエルツ (社會民主黨中央機關紙) 入國許可賛成意見

(前略)トロツキーの入國許可に關しては之れを躊躇する種々雑多の意見が流布されて居るが、吾人は之等の反對意見を全體として根據なきものと信ずる。

第一の反對意見は『獨逸に於てはトロツキーの生命が危い。帝政派の露西亞人の復讐の憂がある。スターリン系共產主義者がこの所謂「反革命家」を菲らんにする虞がある。然るに獨逸はトロツキーの生命に關しては何等の保證をも引受けるわけには行かない。』といふに在る。

此の意見は容易に論破し得る。即ちトロツキーの生命に對し獨逸が確實の保證を與へ得ないのはそれこそ寧ろ當然である。蓋し獨逸國內に於て外國人は獨逸人以上の保護を受けるものでなく、而して獨逸

(2) 共產黨 獨逸共產黨内の反幹部派は其の指導者トロツキーの入國に關しては大いに乘氣となり、彼の獨逸入りを待つて大活躍を目論みつゝ、あるが如く、黨幹部派は國際共產黨中央委員會の指示に基き、反トロツキーの猛烈なる宣傳戦を開始しつゝ、ある。幹部派の機關紙ローテフアーネは殆んど連日トロツキー攻撃の記事、論文を掲げ、彼の入國を密かに妨害して居る。尙最近議會の法律委員會に於て『犯人引渡法』の討議に際し、政治犯不引渡の原則を規定せる同法案第三條に關して共產黨は左の提議をなした。

一 ソウエト聯邦に於けるプロレタリア獨裁の顛覆

二 何等かの形式に於けるファシスト政治の樹立

三 王政の樹立

を目的とする犯罪、殊に以上を遂行するに當り企てられたる殺人及び殺人未遂は、之れを政治犯罪と見做さず隨つて庇護權を受くるものにあらず。此の提議の眞意はトロツキーの獨逸入りが實現せられ、彼れが獨逸國內よりソウエト政府反對の闘争を續行する場合に備へんしするにありと稱せられる。蓋しトロツキーの此くの如き行動は、ソウエト

は自國人に對してすら絶対の生命の保證を與へる事は不可能である。トロツキーは結局獨逸に於て他の秩序ある警察制度を有する國と同様に保護されるに止り、それ以上の保護もそれ以下の待遇をも受けるものではない。更に彼は嘗てはレーニンと並んでロシアの最有力の政治家であつたにも拘らず、今日では自ら指導者としてその創建に與へた所の『社會主義の故國』から放逐せられ、流浪の病者として外國の空を彷徨しつゝ、ある不幸な薄命者なのだ。この彼に對して何人もさう無暗に暴行を加へるものではない。

第二の反對論は、トロツキーが獨逸内に對して好ましからざる政治的活動を展開する恐ある事を主張する。殊に苦勞性の人々が憂慮するのは老練なる叛亂の組織者たるトロツキーが、獨逸に於ても共產主義者の暴動を起しはしないかと言ふ事である。だがこの議論は恐らく最も根據薄弱なものであらう。言ふまでもなくトロツキーは萬人と均しく獨逸に於ては獨逸國法の下に立つて居るが故に、獨逸に取つて好ましからざる活動に對しては自由に處置を講じ得る。この點を無視しても獨逸には決して『街頭戦に跳り出せ』の檄に煽てられて暴動に捲き込まれる様

な左翼共産主義の大衆は存在しなのである。トロツキー自身でも一九二九年の獨逸は、一九一七年のロシアは似ても似つかぬものだ位はチャンシ心得て居る。獨逸共和国はトロツキーを恐れる理由は何もない。トロツキーを恐れる、それは全く恥辱でなく何であらう。

最も有力な反對論は事ろ他に存する。即ちトロツキーの獨逸内における政治的活動、換言すればソウエート政府に對する叛亂の企畫からして、獨逸間の親善關係が阻害される事なきやの憂慮である。之れに對しては次の如く反駁を加へ得る。

獨逸内には既に各種の露西亞人が住んで居る。白衛軍、自由黨員、社會革命黨員及びメンシエヴィキ等は逃亡者として、ボルシエヴィキは本國の正式代表として。然るに何故に自らレーニン正統派と稱する左翼的ボルシエヴィキの指導者たるトロツキーのみ此の様々の政治的色彩を今一色染め加へる事が許されないであらうか。その理由を解するに苦しむ。此の如く獨逸内に現露西亞の政治に反對する多數の露西亞人が生存して居る事實は、未だ嘗て獨逸の親善關係に何等の障礙をも與へた事はなかつた。兩國の友誼關係は現實政策的な考慮に基くものであつて

こそは獨逸共和国は彼に對して自由に權力を行使し得るは言を俟たない。

要するにトロツキーの入國許可反對意見は一ミして確たる基礎を有するものがない。彼の入國許可は大衆の輿望に副へる行爲であり、之れによつて獨逸共和国の内外の聲價を愈々高め得るであらう。英、白、瑞西、佛國が政治的逃亡者に大なる庇護を與へた事は、各國の同情を集め外交上少からざる利益となつたではないか。彼の入國拒否は以上ミ反對の結果を招くのみならず、國內の民主主義的見解、自由主義的精神に對する信仰に深い打撃を與ふる事になる。此の故に吾人はこの問題がレーベの賢明なる忠告に従つて解決せられん事を望む。要は露西亞に對しては之れを恐るゝ事なくして合法的に行動し、之れに媚ぶる事なくして兩國の友誼關係を維持するに在る。

(2) ベルリナ・ターゲブラット(民主黨系)賛成意見  
國會議員、殊に社會民主黨員の間にはトロツキーの入國許可に賛成する意見が優勢である。瀕死の病人が苦難に充ちた追放の旅を續けて來た揚句、終に一の隱家を恵まれる事は實に望ましいと言はれて居

感情的な動機よりしてさう輕々ミ動かさるべきものではない。蓋し獨逸がロシアを必要とするのみならず露西亞も亦獨逸を必要とするが故である。現に獨逸の共産黨員が獨逸の法律に違反して露西亞に避難所を求めて之れを得た例は少くない。併し此等の事例の中一ミして獨逸の對露外交政策に決定的障礙を與へたものはなかつたではないか。況んやトロツキーは逃亡者でなくして追放者として獨逸に來るのてある。即ち彼は自己を追窮する刑罰を逃れんが爲めに獨逸内に隱家を求めたのではなくして、既に流論によつて刑に服したのであり、又故國を去つて獨逸に止る事によつて續いて刑に服する事になる。兎も角政治的理由より故國を逐はれた者は何國かへ落着かざるを得ないミすれば、之れに入國を許す事を以て當該國の非友誼的行爲なりミ考へるのは全くの矛盾である。

獨逸はトロツキーに庇護を拒む事はないだらうし、又彼が獨逸内で文筆を以て活動する事をも阻止しないだらうミ信ずる。固より外國人の活動に對しては元來現在の退去強制法によつて一定の制限が設けられてある以上、トロツキーが獨逸國內に於て或は國境を越えて叛亂を企てんミするならば、その時

吾々は夙に庇護の原則より見るも又政策上より考へるも、トロツキーに望みの入國許可を與へる事の望ましい事を指摘して來たものである。

(3) ローテ・ファーン(共産黨中央機關紙)反對意見  
レーベに對するトロツキーの阿諛は獨逸のブルジョア新聞及び社會民主主義新聞に活潑なる反響を呼び起した。之等の新聞は或はそのトロツキーに對する同情を民主主義的原則によつて辯解し、或は之れを表面上の反對態度によつて隠蔽し、或は小市民的感傷性に訴へたりまして色々の技巧を弄しては居るが、結局全部一齊にトロツキーを自己の手に引渡せし要求して居るのだ。何ミなれば彼等はソウエート聯邦及び共産黨に對する戦に於てトロツキーを道具として利用し得るミ期待して居るからである。誤れる期待よ。プロレタリア獨裁及び國際共産黨に對して叛旗を翻し、社會主義的帝國主義者レーベに斡旋哀願し、或は反革命の諸團體から同志として歓迎されたこのトロツキーは、夙に革命的労働者間には一切の信用を失墜してしまつて居る。彼は唯反革命の泥濘へミ益々深く墮落の道をたどり得るのみである。

(B・M)



英吉利

英國共產黨第十回年次大會とその新方針

英國共產黨第十回年次大會の状況に就ては前號に掲載したが其の後更に其の新方針を入手したから茲に採録する。

第一 概説

英國共產黨第十回年次大會は一九二九年一月十九日より四日間 Bernouley Town Hall (London) に於て開催せられたり。是より先一九二八年二月十八日莫斯科に開かれたるコミンテルン執行委員會第九回總會の決議に於て、英國共產黨は新方針を採用することに決定したり。英國共產黨はこの總會の決議に基き新方針を採用して以來最初の黨大會をここに迎へて大會の承認を求めんじしたるに依り、本大會は從來嘗て見ざる歴史的な重要性を有するものと認められたり。

新方針は大會議長ゼー・エー・キャンベル其の開會の辭に於て述べたるが如く、労働黨に對する關係並に之に相聯繫する總選舉對策の二に要約するを得べし。

第二 労働黨に對する新方針

かに之に關する最後の幻影より救ひ出し、ブルジョアジの直接代表者より「資本家階級の労働代理」への政權の移譲を促進する可能性を掴まんがために、無條件にて凡有る手段をつくし、又若干の妥協にも應ぜざるべからざるが故なり。

斯くの如き方針の下に、黨は一九二〇年八月一日労働黨執行委員會に正式に加入を申込みて以來、引續き労働黨に對し加入申込を爲し來れり。而してこの態度は一九二七年十一月に開かれたる第九回英國共產黨年次大會(一九二八年には年次大會開催されず)に於ても一致して支持したる所にして、其のテーゼにも『労働黨内に在る我共産黨員に於ては労働黨現幹部の反階級性を自由に批判し曝露し、以て幹部の交代を要求し闘争を續行することは、尙可能なる情態に在りし謂はざるべからず……従て黨は依然労働黨加入方針を支持せざるべからず』と述べたり。

2 新方針採用論

然らば斯くの如く九年にわたる一貫したる方針が英國共產黨に於て、尙今後も繼續するに足る方針なりと斷定し得べきか否かは大に議論の存する所なり。一九二八年一月黨機關紙に載せられたる『黨員諸君に寄す』と題する公開狀に端を發して、同年二月コミンテ

(一) 英國共產黨の労働黨加入問題

1 従來の方針

一九二〇年八月英國共產黨成立以來黨は労働黨加入方針を一貫して維持し來れり。黨がこの方針を維持し來れるは次に掲ぐるコミンテルン第二回大會の決議に基くものなり。コミンテルン第二回大會(一九二〇年)は英國に於ける共產黨の労働黨への加入に賛成するものなることを宣言す。何となれば労働黨が其の成素團體に對して今日の如き批評の自由を無産階級獨裁及びソウエト權力のための宣傳及び組織的活動の自由を許す限り、この黨が労働階級のあらゆる聯合團體たる性質を保持する限り、共產主義者は最も廣き労働大衆に感化を與へ、より高くして而も大衆に見え得る立場より其の日和見主義的指導者の假面を剥ぎ、大衆を速

ルン執行委員會第九回總會の討論、同三月英國共產黨執行委員會の決議に至る迄の三ヶ月間は、該方針の批判に費され、斯くて新方針を採用せんとする意見黨内に漸次擡頭し來れり。

3 新方針論の根據

1 労働黨の變化 共產黨が一九二〇年労働黨加入を採用したる時に於ける労働黨は極めてルーズなる組織にして、レーニンの謂へるが如く各構成員は完全なる自由を保留し眞正の意味に於ける政黨なりや否やを疑はしむる程のものなりき。かるが故にこそレーニンは當時加入割込政策の格好の時期なることを警告したるものなりき。然るに労働黨は日和見主義的政策を強調するに伴ひ、漸次黨の強固なる組織化を遂行するに至り、其の最近の段階に於ては遂に共產黨員にして、労働黨を構成する労働組合をして、其の代議員たる資格に於て、労働黨大會に出席することにすら不可能ならしむるに至れり。この最近迄取残されたる共產黨員の労働黨内に在りての宣傳活動の唯一の活路は——從來共產黨員は之を充分に利用して偉大なる成功を收めたるが——今や全然閉ざるるに至れり。労働黨の共產黨員代議員選出禁止策及び労働黨内の共產黨員並に革命的色彩ある労働黨構成労働組合の除名政策は今や其

の極端に達したり云ふを得べし。一九二〇年八月英國共產黨の成立に當つて『自由にして獨立なる共產主義者の活動』を條件として労働黨加入を勧告したレーニンの意思は實現し得べくもなき有様なり労働黨の情勢は一變したり。

ロ 共產黨の變化 一九二〇年成立當時の英國共產黨は労働大衆に接觸困難且其の組織たるや著しく緩慢なる状態なりしが、爾後労働大衆との共同戦線締結労働大衆の組織化のための活動等を通じて、次第に舊來の状態を改め來れり。殊に一九二六年に於けるゼネラルストライキに於ては労働黨の裏切りの行爲にも拘らず、共產黨の一貫したる行動は階級闘争に於ける共產黨の役割を労働大衆の前に充分に示すを得たり。

然るにも拘らず一九二七年より今日に至る迄共產黨員数は著しき減少を來せり(一九二六年ゼネラルストライキ當時一〇、七三〇人一九二九年一月三、七〇〇人)。之が原因に關し、或は資本家階級の迫害(彈壓に歸せん)する者あるも、他の論者は曰くそれは單に一部の原因に過ぎず、否階級意識の強大なる所の苛酷なる迫害は却つて黨員の勢力を増大せしめ得べき筈なればなり。従つてこの原因を共產黨自ら獨立の立場に立ち

の反階級的事實を捕へてこれを大衆の前に曝露せしめ、大衆を黨の指導の下に置くを得る如き戦術上の價値は依然存す(謂はざる可からず。換言すれば從來の如く労働黨内部よりの攻撃は、労働黨の攻勢に當面して完全に失敗し、黨不振の一因になりしも外よりの攻撃は、尙有効なり(謂はざるべからず。従つて既に豫想し得べき加入申込に對する拒否に面して尙加入方針を維持すべしとの意見(アハリン等コミンテルン執行委員の亦主張する所なり)。

ハ 折衷論 この兩者の中間を探り今一回労働黨に加入を申込み、その拒否の事實をさらへて一般労働大衆の面前に裏切りの事實を曝露せしむればなり。今後何時迄も加入方針を繼續すべき必要なしとの意見。

以上の如く黨内の意見三つに分れ、新方針採用論頗る有力なるも、未だアハリン等の支持する加入方針繼續論も亦相當有力にして、未だ其の決着を見ざるが、今や問題は加入問題より轉じて、次に述ぶる全國的左翼運動問題に其の重點を變じ來れり。

て一般労働大衆を指導しつつ労働黨幹部に正面より闘争せざりしことに歸せざる可からず。現に一九二六年共產黨自らの手に依りてゼネラルストライキを指導したる時は、黨員著しく増加し、一九二七年よりこの方黨員減少したる時代は、黨は對労働黨關係の問題に忙殺されつつありし事は、此のこゝを物語るもの(謂はざるべからず。従て黨は今こそ從來の加入方針を一變して、共產黨独自の活動を開始し、之れによつて一般大衆を闘ひこらざるべからず)。

4 加入問題に關する黨内の傾向  
労働黨への加入問題に關する共產黨の方針を、今後如何に決定すべきやに就ては、黨内に三つの傾向の存在するを看取するを得。

イ 新方針採用論 前述の如く黨が独自の立場に立ちて労働黨に抗争せんとする今日にありては、労働黨加入方針は全然必要なしとする意見。

ロ 加入方針繼續論 労働黨内部に在りて共產黨の宣傳活動のために努力すべき餘地全然なし。この點より見て從來の意味に於ける加入方針を維持することは、全然無益なるが故にかゝる加入方針を放棄こゝには賛成なりされし労働黨に正面より加入を申込み、労働黨の拒否に際會したる時は、この労働黨

### (11) 全國的左翼運動 (National Left wing movement) 脱退の決議

全國的左翼運動に對して英國共產黨は如何なる態度を採るべきかは、對労働黨方針に相關聯して大會直前より、屢々論争されしが、果然、本大會に於て激烈なる論争を巻き起し、全國的左翼運動擁護の執行委員會案は五五票對五二票即ち三票の差を以て否決されたり。労働黨との對立關係の尖鋭化の最も顯著なる一例として注意に價するものなり。

抑も全國的左翼運動は一九二五年労働黨リバープール年次大會直後、共產黨と労働黨内の左翼分子との接近の下に成立したる運動にして、労働黨の右傾化を防止し労働黨員による労働黨乗取を目的として成立したるものなり。

爾來共產黨の労働黨加入方針に相應じ相提携して労働黨内に活動し來れり。然れども今や英國共產黨が労働黨のための唯一の政黨なることを標榜し、独自の立場にありて資本主義的第三黨を認むる労働黨を、公然正面の敵とし、労働黨加入方針をも放棄せんとする論ある今日、依然として労働黨内の左翼分子の相願應して、全國的左翼運動を繼續擁護すべき必要ありや否や

は戦術上の重大問題なり。

1 左翼運動維持論

全國的左翼運動を従來の如く維持すべしとなすは、執行委員會一派の主張にして、次の如く要約するを得べし。

労働黨幹部の改良主義的態度は、階級闘争の尖鋭化に伴ひ、平 黨員 の不満を擴大せしめ、黨分裂の形勢漸次増大し、平黨員の左翼化は次第に顯著となり來れり。他面労働黨を構成する労働組合にして、共產主義的色彩あるものは労働黨より順次除名せられつつあり。斯くの如き情勢の下に在りて、労働黨内の左翼分子及び除名され又は加入を拒否されたる労働組合を結成し、指導する組織は飽く迄も必要なり云はざるべからず。而してこの組織こそ、現存する全國的左翼運動を措いて外になし。勿論全國的左翼運動成立當初の目的たりし労働黨を、戦闘的革命的労働者政黨たらしむる事は全く望みなきこと明白なり。然れば毫も全部的左翼運動を放棄する必要なし。全國的左翼運動は、今や労働黨内の左翼分子を結成し、労働黨を分裂せしめ、之を叩き潰すことを主要目的とせざるべからず。従つて假令共產黨が労働黨加入方針を放棄し労働黨亦加入拒否方針を一貫して維持するも、尙労働

黨内に全國的左翼運動の活躍すべき餘地あり、且必要あるに於ては他迄全國的左翼運動が従來労働黨内に於て有したる立場を利用すべきなり。若し共產黨が該運動より脱退するにせば、之こそ共產黨は宗派的分裂主義の危機に而し、左翼小兒病的過誤を犯すもの云ふべく、他面左翼労働者に對して理由なき不信を表白するもの云はざるべからず、云。

右は一九二八年における英國共產黨執行委員會テーズ同年二月コミンテルン執行委員會第九回總會決議並に一九二九年度英國共產黨執行委員會テーズ草案の採用する所にして、主として共產黨幹部の意向を代表したるものと見て差支へなきが如し。

2 全國的左翼運動脱退論

次に全國的左翼運動より脱退すべしとなす人々の主張は次の如く要約するを得べし。

労働黨内の左翼戦闘分子が共產黨に接近しつつある傾向ある時、共產黨は左翼戦闘分子との中間に介在する全國的左翼運動は、この傾向を促進するに非ずして却つて之を阻却しつつある事實の存する

こと。ロ 共產黨は一般労働者階級は直接に相交渉するを要す。然るに全國的左翼運動存する結果、自然

労働者との接近間接となり、共產黨の影響を直接彼等の上に反映せしめ得ざること。

ハ 全國的左翼運動が一の組織として存する時はその組織は共產黨の労働黨との間に介在する獨立の中間政黨に變質するの虞あること現にノーザンプトンに於ける補缺選挙に該運動の發したる宣言の如きは、表に革命的言辭を装ふもその背後には明に改良主義的色彩を帯び、従つて新『革命的』労働者政黨に墮したるもの云はざるべからず。

ニ 全國的左翼運動が其の當初の目的たる労働黨の改造より、労働黨打破に目的を變更したる以上は目的の變更に伴ふて手段をも變更せざるべからず。即ち従來の手段を排して大衆と直接に共同戦線を張るにあり。現に共產黨は該運動の手を借りずして、先般婦人の非戦示威運動と共同戦線をはりて、多大の効果を収めたる如き該運動の無用なるを物語るもの云ふべし。

ホ 労働黨内の左翼分子は、さし／＼除名されつつあり。従て労働黨内に於て、全國的左翼運動を繼續せんとするは漸次困難となりつつあり、従つて該運動を廢して共產黨自ら労働黨の外部に在りて左翼労働者を闘ひざるべきなり。

3 大會の決議

斯くて大會の裁決に問ひし結果、執行委員會案は前述の如く五五票對五二票にて敗れたるに依り、中央委員會はこの決議に従ひて大要次の如き聲明書を發表したり。即ち『共產黨は大會の決議に従ひ、全國的左翼運動より脱退す。但しこのことは我黨が左翼分子を組織し我黨に闘ひざるための活動を放棄することを意味するものに非ず。今後は黨自ら労働黨の外にありて、左翼分子と個々の日常闘争に於て共同戦線を張り以て我黨の活動を更に有力ならしむることを期す』。又コミンテルン本部よりの代表者も、本大會に於てこの點に論及して曰く『全國的左翼運動脱退の決議は、左翼運動を一般的に放棄したることを意味するものに非ず。眞正の左翼運動をなすためには、新しき活動方針、即ち労働者と密接なる關係を保ちつつ、共同戦線をはる方針をこらざるべからず。但しこの運動は獨立したる黨派的綱領を有すべきに非ずして、單に黨を各種の戦線に於て擁護し支持する性質のものならざるべからず』。

(三) 獨立労働黨左派の運動に對する

方針

次の如く要約するを得べし。  
 労働黨殊に獨立労働黨中の急進分子たるマックス・ト  
 ン一派が労働黨のモンド主義化、自由黨化に反對して  
 資本主義に對する不斷の階級闘争を主張し、労働黨を  
 社會主義の正道に引戻すための運動を開始して以來、  
 下層労働者の間に偉大なる影響を引起し、従つて共産  
 黨が之の運動に對して、多大の同情を有したることは  
 事實なり。而も該運動は幾干ならずして何等積極的活  
 動を繼續することなく死滅せり。我共産黨幹部の之に  
 對する態度が全然過誤を犯したるものなること愈々明  
 白となれり。我共産黨は今や自稱左翼主義者に期待す  
 べきや何物をも有せず。我黨は左翼の假面の下に戰闘  
 的労働者を欺かんとする之等左翼主義者を、さき迄も  
 曝露し其の正體をつきとめざるべからず、と。

### 第三 選挙方針

#### (一) 従來の選挙方針と新選挙方針

一九二〇年八月共産黨の成立以來、黨はレーニンの  
 勸告に従ひ今日に至る迄一貫したる選挙對策を有し來  
 れり。即ち共産黨は労働黨内閣の樹立を援助する方針  
 の下に、労働黨候補者のために投票するに在りたり。  
 何となればレーニンの謂へる如く「英國労働者階級の

維持する態度なりき。即ち「労働者の前に改良主義的  
 労働黨の無能を曝露せしむるためには、是非とも労働  
 黨内閣を樹立せしめざるべからず。そのためには選挙  
 に於て彼等を援助せざるべからざるべし、一九二八年  
 においても依然一九二〇年と違ふ所なし」となせり。  
 然るに一九二八年二月コミンテルン執行委員會第九  
 回總會の決議に基づきて新方針を採用することとなれる  
 英國共産黨は、労働黨加入方針に批判を加ふることも  
 に、選挙方針を根本的に變革し、労働黨援助の方針を  
 徹底的に否認するに至れり。黨大會亦執行委員會の新  
 方針を一致して承認せり。

然らば新方針とは何ぞ。過去九年間にわたる「労働  
 黨内閣の樹立へ」なるスローガンを放棄し「革命的勞  
 働者政府樹立へ」なるスローガンに置き代ふることは  
 なり。

#### (二) 新選挙方針の理論的根據

##### 1 選挙方針に關する二理論

一九二四年労働黨内閣の出現はレーニンの所期した  
 るが如く、一般労働大衆をして其の日和見主義的内閣  
 に失望を感じしめたるや否や。之に關しては次の如き  
 二つの見解あり。

大多數の見解に變化の來らざる限りは革命は不可能な  
 り。而して此の變化は労働大衆の政治的經驗によつて  
 即ち労働黨内閣を出現せしめ、而して其の日和見主義  
 的内閣に失望することに依つてのみ實現し得らるるも  
 のにして、決して宣傳のみに依つて實現し得らるるも  
 のに非ず。従つて共産黨が労働黨に對して非妥協的態  
 度をさるべきは、左翼小兒病的過誤を犯すものなりと  
 謂はざるべからず」と爲したるを以てなり。

従つて共産黨は一九二二年十一月、一九二三年十二  
 月及び一九二四年十月の總選挙に於てこの態度を一貫  
 して維持し來れり。例へば一九二三年十二月の總選挙  
 に於て、共産黨政治部幹事トーマス・ペルは「労働黨及  
 び共産黨は労働者黨にして、又労働階級黨なるが故に、  
 彼等は眞の選挙に團結せざるを得ざるなり」と云ひ勞  
 働黨内閣の成立するや、英國共産黨執行委員會はコミ  
 ンテルン執行委員會と共同して宣言を發し「英國共産  
 黨は労働階級の地位を改善し、且つ軍備及び戰爭の危  
 險を軽減する其の一切の努力に於て、労働黨政府を支  
 持するものなることをここに宣言す」と云ひて其の態  
 度を明にしたり。

この共産黨の一貫したる態度は、一九二七年十一月  
 に許可せられたる英國共産黨執行委員テーゼの明白に  
 一 一九二四年における經驗は革命的前衛的労働者  
 に對してのみ労働黨内閣の正體を曝露せしめるに留ま  
 り、労働階級の大多數は未だ労働黨内閣に失望せず。  
 現に労働黨内閣瓦解の原因となりし總選挙（一九二四  
 年）に労働黨は假令議席數に於て減少せしむるは云へ、  
 其の得票數は前年の選挙に比し、約百二十萬票増加し  
 五百五十萬票を獲得し、その數は英國組織労働者の數  
 と殆んど一致す。従てレーニンの忠言は未だ陳腐なり  
 と謂ひ得べきに非ざるを以て労働黨援助の方針は依然  
 支持すべきなり、と。

ロ 一九二四年の總選挙迄一般労働大衆が労働黨に  
 希望を有したることは事實なり。ロシア革命を轉期と  
 し一九二〇年英國共産黨成立頃最高潮に達したる全歐  
 洲に瀾漫する革命の波は、尙一九二四年迄繼續せり。  
 従つて労働黨は一般大衆の壓迫の下に資本課税、勞農  
 ロシヤ無條件承認、失業救済の如き資本家階級を恐怖  
 せしむる革命的綱領を有し居たり。爲めに一九二四年  
 に於ける労働黨の得票數は、労働大衆の支持をうけて  
 増大したり。然れども一九二八年乃至一九二九年の客  
 觀的情勢は一九二四年と全く異なることに注意せざるべ  
 からず。今や労働黨は資本課税の聲をひそめ勞農ロシ  
 ヤの修交關係はポールドウィン内閣と全く同一の條

件の下に於てせんじし、印度埃及に對しては帝國主義的政策を支持し以て改良主義的色彩を濃厚にして、資本主義的政策に過ぎざるこゝ愈々明白なれり。従つて一般労働大衆は労働黨再度の組閣を待つ迄もなく明に失望を感じ、労働黨離反共産黨接近の傾向顯著なり來れり、故にかくの如き客觀的情勢に對し、尙依然一九二〇年以來の方針を踏襲せんじするは誤なり云はざるべからず。共産黨は須らく從來の選挙方針を一變して、共産黨独自の選挙活動を開始すべきなり、こゝ前者の見解は前述の如く一九二七年十一月英國共産黨執行委員會テーゼの支持する所にして、後者は本年度大會の一致して支持したる見解なり。

2 レーニンの勸告の意義に對する大會の解釋  
レーニンの勸告がこれ迄の英國共産黨運動に絶大な感化を及ぼしたるこゝは、成立以來ほ十年間對労働黨方針を變更せざりしよりして充分に知るこゝを得べし。而して労働黨援助の方針を放棄せんじする今日英國共産黨はレーニンの勸告を如何に解釋せんじするか。

レーニンは一九二〇年労働黨内閣成立の氣運の充分に動きつつある状態を前にして労働黨援助を説きたり然れ共彼は決してこの労働黨内閣成立後、尙この方

る事によつて、共産黨は初めて積極的活動をなし得るものなり。共産黨が労働黨幹部に對する独自の闘争を開始せんじ欲せば労働階級の大多數が現實に労働黨幹部の正體曝露に幻滅を感じるに至る迄待つべし。夫れ迄は労働黨を援助すべしこゝなす見解は、共産黨を恐るべき消極怯懦に陥るものなり、こゝ。

(三) 選挙の具體の方針

共産黨成立以來三回の總選挙に労働黨援助を主要方針としたる黨は、自黨の候補者を打樹つるに當りても總て労働黨候補者なき選挙區を選び、労働黨の立候補せし各選挙區在住の共産黨員は、労働黨候補者のために投票したるこゝは當然の理論的歸結なり。然らば共産黨が新方針を採用したる後、初めて迎ふる一九二九年の總選挙には如何なる對策を樹つべきかに關しては、次の如く決定せり。

- 1 共産黨の優勢なる選挙區には、必ず黨の候補者を立つるこゝ
- 2 労働黨員の立候補せる選挙區には、得票数の如何に拘らず共産黨員を對立立候補せしむるこゝ。殊にマクドナルド、スノーデン、ヘンダーソン等幹部の選挙區にはあらゆる困難を排して自黨より

針を繼續すべしこゝは一言も云ひ居らず。従て労働黨内閣瓦解の時の總選挙に於て、労働大衆は依然労働黨に投票したるの故を以て、共産黨は尙労働黨を援助すべしこゝなすは、レーニンの勸告に根據を有せざるのみならず、却つて彼の眞意を曲解するものなり云はざるべからず。何こゝなれば彼は労働黨幹部がいかに労働大衆を裏切るやの事實を曝露せしめんために、労働内閣の成立を援助すべきこゝを勸告したるに止り、之の曝露の結果を労働階級の大多數が直ちに認識したりや否やを問ふ所なかりしなり。即ち彼は労働階級の大多數が労働黨に對して幻滅を感じる迄は、共産黨の社會民主主義に對する独自の闘争を停止すべしこゝは云はざりしなり。彼の眞意は労働黨が一度廟堂に立ちて、而して労働大衆裏切りの正體を現はす時は、共産黨は此の事實をさらへて労働黨の官僚的性質攻撃に利用し、以て労働大衆の前に此の事實を曝露し、之を基こし更に曝露を續け以て労働階級の大多數を共産黨の手に闘ひこり、之に依つて革命を遂行するこゝを得云ふに在り。即ち問題は將來我等が曝露戦術に利用し得べき労働黨幹部の裏切り事實ありたりや否やの點に存し、労働階級の大多數がこの裏切りの事實を既に意識したりや否やに存するに非ず。レーニンの勸告をかく解釋す

立候補せしむるこゝ。

- 3 前記二つの場合に適當なる自黨の候補者なき時は、労働黨より除名されたる者或は左翼主義者を立つるこゝ。
- 4 然らば前記三つの場合以外、即ち凡有る手段を講ずるも、尙自黨の候補者を打樹て得ざるこゝは、共産黨員は労働黨に投票すべきか或は棄権すべきか。共産黨目下の勢力を以てしては多くの選挙區に自黨員或は自黨に同情を有する者を立候補せしめ得ざるこゝは、共産黨幹部の自ら認めざるを得ざる所にして、労働黨のみ立候補する選挙區多數なるこゝは疑ふべからず。従つて此の點は幾多の論争を巻き起したる所なり。
- 1 單に棄権するこゝは戰闘的労働者をして選挙にすら参加せざる如き階級意識の全然排除したる労働者の範疇に入るものなるこゝにも、黨員の政治的闘争意識を滅殺するが故に採るべからず。
- 2 投票者は共産黨員なるこゝを投票用紙に明記するこゝによりて、事實上の棄権をなすべしこの論は理論的には正しきが如けれども、投票用紙が一一公開せられざる以上その効果殆んじなしこゝ謂はざるべからず。

ハ 斯くして共産黨は次の如き理由により労働黨候補者のために投票すべき事に決定したり。即ち労働黨は兎も角も自由保守二黨に比し、幾分労働者階級に接近せるが故に、之に投票すべし。但し労働黨の尖鋭なる對立關係を明示するために、「凡有る手段を講ずるも猶自黨の候補者を立て得ざる時は」云ふ事が、反覆強調せられ居る事を注意せざるべからず。

(四) 議會利用の意義

英國共産黨が議會利用を以て單に革命遂行のための戰術上の問題と看做すことは、他の共産黨と異なる所なし。『假令共産黨が議會に於て絶對多數を得たりとすも、之を以て直ちに生産手段を無償没收して、労働者の手に統制するを得るが如く考ふるは、この上もなき誤なりと謂はざるべからず。何となれば議會以外に銀行樞密院其他ブルジョア階級の統制する難多なる機構が存在して我等の要求を斥くべきを以てなり。従つて我等は階級闘争によつて之等の機構を敲き潰す事を第一の目的とせざるべからず。その目的を遂行するためには、總選舉を利用して炭坑労働者、工場労働者を共産黨自らの手によつて組織せざる可からず。』ミゼー。

エー・キャンベルは本年度黨大會開會の辭にて唱へ、又共産黨選出下院議員サクラトパーラ其の議會報告演説中にて「議會は少數ブルジョア階級の手に權力を集中する一の道具に過ぎず。従つて我等の任務は斯くの如き議會を破壊し、以て労働者自らの手に政權を掌握するものならざる可からず云々」を以て之を知る事を得べし。

(五) 政治基金 (Political Levy) 問題

労働組合員たる共産黨員が所謂政治基金を労働組合に支拂ふ必要ありや否やは、共産黨の労働黨並に労働組合に對する關係よりして重大なる意義を有する戰術上の問題にして、大會第二日目の秘密會は主としてその點に集中せられたり。

1 從來の状態より考ふるに労働組合の支拂ひたる政治基金は、労働黨幹部の統制の下に労働黨候補者のために利用されつつありし有様にして、支拂を繼續するに共産黨員の労働黨に屈服することを意味し、結局労働組合のモンド主義に賛することを意味するが故に、共産黨所屬の労働組合員は、宜しく此の支拂を拒絶して労働黨の財政に打撃を與へ、他面によつて共産黨と労働黨との對

立關係を尖鋭ならしむべしと唱ふる論者あり。

2 然れども他の論者は曰く、上記の論は次の如き缺點を有す云はざるべからず。即ち

イ 支拂拒絶の反面は労働組合の政治的活動を否認する事を意味し。  
ロ 從來共産黨が労働組合内部に有したる足場を放棄することを意味す。

従つて黨は從來の如く支拂を繼續する方針をせらるべからず。只此の際注意すべきは、此の基金の統制を中央労働黨幹部及び右翼労働組合幹部の手より奪取し地方的に共産黨系組合員の手によりて統制し之に反對する組合幹部との闘争を尖鋭化するに由りて、労働組合を共産黨の掌中に收めざるべからず。

斯くて大會の裁決に問ひし結果、政治基金支拂拒絶の提案は、一〇〇票對二二票にて否決せらるるに至れり。労働組合内に少數派運動(共産黨の指導する所なり)を從來の如く繼續することを方針とする黨としては、蓋し當然の態度なりと謂はざるを得ず。

第四 結語

四日間わたる本大會が『資本主義的諸新聞並にデイリーヘラルドの記するが如く陰鬱なる空氣に包まる

る事なく終了したり」は彼等の誇稱する所なるが

- (一) 黨員の減少即ち
  - 一九二六年八月 一〇、七三〇人
  - 一九二七年一月 九、〇〇〇人
  - 一九二七年十一月 七、三三七人
  - 一九二九年一月 三、五〇〇人—三、七〇〇人
- (二) 之に伴ふ黨機關紙の發行減少し
- (三) 労働黨に對する新方針を採用せしは云へ目下の情勢は一九二八年に決定されたる五〇人の立候補豫定数を二〇人に減少せざるを得ざるに至りし如き

は 共産黨新方針採用後、一年に垂んじする今日に於いて黨の前途に幾多の困難の存するを推知せしむるに難からず。此のことは此の難局を打開するたに從來所謂「新方針の採用に當りてあまりにも怯なりし黨幹部」を鞭撻して活動を繼續せんにするに當りて、この「黨の活動を合法的に遂行する事は漸次殆んど不可能ならしめん」しつあり。従つて黨は非合法的活動の時代のために、十全の用意を爲し置かざるべからず(トーマスベル)と稱ふる者あるに徴するも明かなり。(二・二五・L.S.)

### グラスゴー共産黨の労働黨會議妨害

過般グラスゴーで開會せる労働黨演說會でアーサー・ヘンダーソン、デヴィッド・カークウッド、ジェー・ホキートレー三代議士の演說がある筈であつたところ共産黨及び保守黨員の妨害で會議は混亂に陥り、同地で有名な共産黨員ガイ・アルドレッド及び四名の婦人、其の他約十七名が警察署に檢束される程の騷擾を演じ、演說會は竟に流會に了つた。

演說會はシエツトルストン公會堂に催され、堂は聴衆を以て滿されたが、反對分子が多数に入込んでゐる模様で最初から何んもなく殺氣立つてゐるが、前記三代議士が壇上に現る、や嘲罵の叫は堂の中央部から起り、労働黨員の歡迎の聲も之が爲に打消され、密偵、兇漢、叛逆者等有ゆる惡罵が三代議に對して浴せられた。

斯くする内に數人の暴漢は演壇に駈上らんじし、カークウッドは氣色ばんで壇上より飛び下り暴漢に對抗せんじしたが、双方給仕等に遮られて何れも自席に復した。併し此の時堂内は彼處此處で争鬭が行はれ紛擾を極めたので、警官等は場内に入込んで一團の人々を場外に連れ出した。

此の時共産黨の巨頭ガイ・アルドレッドは立つて演說を試みしたが、給仕及び警官の爲に場外に拉致された。而も場内は尙ほ喧嘩を續け共産黨員等はインタナショナル歌を歌ふに至つた。稍々静まるのを待つてヘンダーソンは演說を始めんじし「若し諸君が露國に在りませれば」を發言するや、多数は又々床を踏み鳴らして喧嘩を始めて演說を妨害した。ヘンダーソンが保守黨員が喧嘩を激成してゐるを述べると、一青年共産黨員は「予は保守黨に非ず」を怒號するあり、場内喧嘩を極めて手の付けやうもないので、三代議士等は遂に演說を不可能と諦めて退場してしまつた。

(一〇九・M・G)

x x x x

x x x x x

### 研究資料

## 中國共産黨々章

從來の中國共産黨々章は一九二三年六月中國共産黨々綱の制定後間もなく制定せられたるものなるが、其の後共國提携及び分離時代等、時勢の變遷により、共産黨の行動方策も變轉し、従つて黨章も制定後幾多の補修訂正を行ひ來りたるもので、茲に掲ぐる黨章は、客年開催されたる中國共産黨第六回大會の結果、從來の方策の樹直しを決定するに及び、之が改正をなしたるものも思考せらる。

### 第一章 名稱

一 名稱 中國共産黨ハ共産國際ノ一部ニシテ中國共産黨國際支部ト稱ス。

### 第二章 黨員

- 二 入黨資格 共産國際及ヒ本黨ノ黨綱並ニ黨章ヲ承認シテ黨組織ニ加入シ其ノ中ニ在リテ積極的ニ活動ヲ爲シ共産國際及ヒ本黨一切ノ決議案ニ服從シ且繼續的ニ黨費ヲ納入スル者ハ凡テ本黨ノ黨員タルコトヲ得
- 三 入黨手續 新黨員入黨ニ際シテハ黨支部ノ承認ヲ經ルト共ニ市縣委或ハ縣委組織ニ等シキ區委ノ批准ヲ經可シ

研究資料

一九五

入黨ノ條件次ノ如シ

- 甲 工場労働者ニ在テハ黨員一人ノ紹介ニ因リ生産支部ノ承認ヲ經ルコト
- 乙 農民手工業者知識分子及ヒ各公共機關ノ下級服務員ニ在テハ黨員二人ノ紹介有ルコト
- 丙 各公共機關ノ一般服務員ニ在テハ黨員三人ノ紹介有ルコト

〔附註〕

- 一 紹介者ハ被紹介者ニ對スル責任ヲ負フ可ク萬一紹介者不確實等ノ事有ル時ハ黨紀ノ制裁ヲ受ケ黨籍ヲ削除セララルコトアルヘシ
- 二 新黨員未タ批准ヲ受ケスシテ正式黨員タルニ至ラサルニ先チ當該黨部ハ新黨員ニ或種ノ任務ヲ課シ是ニ依リテ其ノ程度及ヒ黨ニ對スル諒解ノ如何ヲ考察スル事ヲ得
- 三 共產青年團々員入黨ニ際シテハ團委員會ノ紹介ニ由リ前各項ノ相當手續ヲ經テ支部大會ノ承認若クハ上級黨部ノ批准ヲ受クヘシ
- 四 情勢上止ム得サル場合ニ於テハ黨ノ各級委員會ハ直接ニ新黨員ヲ募集シ或ハ其ノ入黨ヲ承認スル權能ヲ有ス
- 丁 他ノ政黨（國民黨等ノ如キ）ヲ脫離シテ本黨ニ加入セムトスル者ハ一年以上黨籍ニ在ル黨員三人ノ紹介ヲ經ヘク而シテ從前該政黨ノ普通黨員タリシモノハ省委ノ批准ヲ負責人員タリシ者ハ中失ノ批准ヲ經ヘシ。
- 四 團體的入黨 他ノ政治組織ノ一部或ハ政治的集團乃至ハ政黨ノ組織全體カ共產黨ニ加入或ハ轉入スル時ハ必ス

中央ノ決議ヲ經ヘシ

- 五 黨員ノ轉移 黨員黨ノ一組織ヨリ他ノ組織ノ工作範圍内（區域内）ニ移轉スル時ハ所轄組織中ニ加入シテ其ノ組織ノ一員ト成ルヘシ黨員一組織ヨリ他ノ組織ニ轉シ若ハ一國ヨリ他國ニ移ル時ノ一切ノ手續ニ付テハ中央ノ發布ニ係ル規定ヲ参照スヘシ
- 六 除名問題 黨員ノ除名ハ當該支部大會ヲ通過シ黨ノ上級委員會ノ批准ヲ經テ効力ヲ發生ス除名ノ決議カ未タ上級機關ノ批准ヲ經サル以前ニハ被除名者ノ黨内ニ於ケル一切ノ行動ヲ停止セシムヘシ除名ノ決議ニ不服有ル者ハ上訴シテ最高ノ黨機關ニ至ル事ヲ得黨ノ各級委員會ハ黨員ニ反黨行為有リシ時直接ニ其黨籍ヲ解除スル權有リ而シテ此場合ニ於テハ其ノ決議ヲ被解除者所屬ノ下級黨部組織ニ通知スルヲ以テ足ル

第三章 黨ノ組織系統

七 組織原則 中國共產黨ハ共產國際ノ他ノ支部ト同様其ノ組織原則ハ民主集中制ナリ民主集中制ノ根本原則左ノ如シ

- (一) 下級黨部並ニ高級黨部ハ黨員大會代表會議及ヒ全國代表大會ヨリ之ヲ選舉ス
- (二) 各級黨部ハ其ノ選舉ニ關シテ定期報告ヲ爲ス可シ
- (三) 下級黨部ハ必ス上級黨部ノ決議ヲ遵守シ黨紀ヲ嚴守シ共產國際執行委員會及ヒ黨ノ指導機關ノ決議ヲ迅速且確實ニ執行スヘシ或一區域ヲ管轄スル組織ハ該區域内ノ各部分ノ組織ニ對スル上級機關ト爲ス黨員ハ黨内ノ



問題ニ對シテ權限有ル機關ノ決議前ニ於テノミ爭論スル事ヲ得共産國際代表大會或ハ本黨代表大會若ハ黨内指導機關カ提出シタル決議ハ之ヲ無條件ニテ執行スヘシ即チ解説スレハ一部ノ黨員或ハ一部ノ地方組織カ該決議ニ同意セサル時ニ於テモ之ヲ無條件ニ執行ス可キモノトス

八 指導機關ノ指定 秘密環境ノ下ニ在リテハ必要ニ際シテ上級機關ヨリ下級機關ヲ指定スル事ヲ得且上級機關ノ批准ヲ經テ更ニ新委員ヲ指定シ黨部委員會ニ加入セシムルコトヲ得

九 黨ノ地域的區分 黨ハ原則トシテ地域ヲ以テ區分シ一區域ヲ以テ單位ト爲ス一區域ヲ管轄スルモノハ該區域内ノ各部分ノ組織ニ對スル上級機關ト爲ス黨員ニシテ民族ト國界ノ分別ナキモノハ總テ中國共産黨ノ地方黨部ノ組織ニ加入シテ中國共産黨ノ黨員ト成ルヘキモノトス

十 各級機關ノ執行權 黨ノ各組織ハ共産國際及ヒ黨ノ決議ノ範圍内ニ於テ各地方問題ニ對シ自由ニ處理スルノ權有リ

十一 各級黨部ノ高級機關 各級黨部ノ高級機關ハ黨員大會代表會議或ハ全體代表大會ト爲ス

十二 各級執行委員會 黨員大會代表會議或ハ全體代表大會ハ各自其ノ黨部内ニ於ケル執行委員會ヲ選舉ス而シテ此ノ執行委員會ハ大會前後ノ期間内ニ於ケル指導機關ニシテ各自所屬組織一切ノ日常黨務ヲ指導ス

十三 批准問題 凡テ新ニ成立セル黨ノ組織(支部縣委等)必ス其ノ所屬上級機關ノ批准ヲ經ヘシ

十四 中國共産黨ノ組織系統ハ左ノ如シ

(一) 各工場、作業場、商店、街道、農村、小都邑、軍隊等ノ中支部黨員大會(支部幹事會ヲ含ム)アリ

(二) 城區或ハ鄉區内ニ區黨員大會或ハ區代表會議(區委員會ヲ含ム)アリ

(三) 縣或ハ市ノ範圍内ニ縣或ハ市代表會議(縣或ハ市委員會ヲ含ム)アリ

(四) 特別區(數縣或ハ省ノ一部分ヲ包括スルモノ)ニ特別區代表會議(特別區委員會ヲ含ム)アリ特別區組織ノ必要アル時ハ省委ノ決議ニ由リ之ヲ爲スコトヲ得

(五) 省ニ省代表大會(省委員會ヲ含ム)アリ

(六) 全國ニ全國代表大會(中央委員會ヲ含ム)アリ

(七) 各黨部ノ黨務ノ指導ヲ容易ナラシムル爲メ中央委員會ノ情勢ニ依リ數省ノ範圍内ニ中央執行局或ハ中央特派員ヲ設置スルコトヲ得中央執行局及ヒ中央特派員ハ中央委員會ニ於テ是ヲ指定シ中央ニ對シテノミ責任ヲ負フモノトス

十五 黨部機關 各特異ノ任務ヲ遂行スル爲メ各級黨部委員會ノ下ニ部或ハ委員會例ヘハ組織部、宣傳部、職工運動委員會、婦女運動委員會等ノ如キモノヲ設置スル事ヲ得部或ハ委員會ハ黨部委員會ニ隸屬シ其ノ指揮ヲ承クルト共ニ所屬黨部委員會ノ承認ヲ經テ其ノ決議ヲ實施スルモノトス黨部委員會ノ下ニ於ケル各部ノ組織ハ中央ヨリ是ヲ指定ス

〔附註〕

他ノ民族ノ勞農分子中ニ於テ、其ノ民族ノ言語ヲ用ヒテ運動ニ便ナラシメンカ爲メニ該地ノ黨委員會ノ下ニ小規模ノ民族工作部ヲ設置ス。此ノ民族工作部ハ所屬黨部ノ指導及監督下ニ在リテ活動スヘキモノトス

## 第四章 支部

十六 支部 黨ノ基本組織ハ黨支部（工場、鑛山、作業場、商店、街道、農村、軍隊等ニ在リ）ニ在リ此等ノ個所ニ活動スル黨員ハ凡テ當該支部ニ加入スヘシ黨員三人以上ヲ有スル個所ニ於テハ新ニ黨支部ヲ組織スルコトヲ得但シ縣委若クハ縣委組織ニ等シキ區委ノ批准ヲ受クヘシ

十七 支部特別組織 黨員一兩名ノ活動アルニ過キサル企業中ニ於テハ是等ノ黨員ハ其ノ企業ト最モ近接セル生産支部ト合併シ若ハ近隣ノ他ノ企業中ノ黨員ト共同シテ支部ヲ組織スルコトヲ得。

各種企業中ニ活動スル黨員例ヘハ手工業者、個別的職人、家庭職場ノ職人、知識分子等ノ如キハ居處ノ地方別ヲ標準トシテ街道支部ヲ組織スルコトヲ得

農村經濟企業、例ヘハ小ナル鑛山或ハ或種ノ農事企業ノ如キモノ有ルトキハ各特ニ生産關係ヲ按シテ支部ヲ組織スルコトヲ得。

十八 支部ノ任務 支部ハ黨ト工農トノ聯系ヲ作ル爲メノ組織ナリ支部ノ任務ハ左ノ如シ

(一) 計畫的ニ共產主義ノ鼓舞宣傳ヲ用テ無黨ノ勞農群衆中ニ黨ノ「スローガン」ト決議トヲ實行シ勞農大衆ヲシテ黨ノ方面ニ來ラシムル事。

(二) 黨ノ組織力ニ依リ勞農大衆ノ凡有ル政治的經濟的鬭爭ニ積極的ニ參加シ革命的階級鬭爭ノ見地ヨリ其ノ要求ヲ檢討シ大衆ノ革命行動ヲ組織化シ勞農階級凡テノ革命的行動ノ指導的地位ヲ取得スル爲メニ鬭爭シ勞農大衆ヲ獲得シテ以テ一般中國的並ニ國際的的革命鬭爭ニ參加セシムルコトニ努力スル事

(三) 新黨員ヲ募集及ヒ教育シ黨ノ出版物ヲ頒布シ黨員及ヒ無黨ノ勞農大衆中ニ文化的並ニ政治的教育的ノ運動

#### ヲ實行スル事

十九 支部幹事會 支部ハ所屬黨員數ヲ標準トシテ三人或ハ五人ノ幹事ヲ選舉シテ幹事會ヲ組織シ以テ日常黨務ヲ掌理セシム幹事會ハ支部ノ運動ヲ進行シ黨員ノ任務——宣傳、印刷物ノ配布、勞働團體及ヒ農民團體中ニ黨團ノ運動及ヒ婦女運動ヲ進行スルト共ニ團體ト支部トノ聯絡ヲ生セシムル事等——ヲ決定ス。支部幹事會ハ支部書記一名ヲ選舉シ黨員大會或ハ支部會議ノ決議及ヒ上級黨部ノ指示ヲ執行セシム。

### 第五章 城鄉區ノ組織

二十 區代表會 城或ハ郷ニ於ケル黨ノ上級機關ハ全體黨員大會或ハ城區中各支部ノ代表大會ト爲ス城郷區ノ黨員大會或ハ代表大會ハ區委ノ報告ヲ收受並ニ批准シ且區委員會ヲ選舉シ又縣市委或ハ特別區及ヒ省代表大會ニ出席スル代表ヲ選舉ス

二十一 區委 城或ハ郷ノ區委員會ハ黨員大會或ハ支部代表大會ノ開會中ニ非ル期間ニ於テ各區内一切黨務ヲ指導ス城或ハ郷ノ區委員會ノ例會ハ秘密條例ニ依リ成ル可ク屢々之ヲ召集スヘク少クトモ半月ニ一回開會スヘシ區委員會開會中ニ非ル期間ニ於テハ其ノ黨務ハ區委員會ノ常務委員會之ヲ指導シ常務委員會ハ區委員會自身ノ委員中ヨリ之ヲ選舉ス

### 第六章 縣或ハ市ノ組織

二十二 縣市委 縣内ニ於ケル黨ノ上級機關ハ代表大會ナリ縣代表大會ハ三ヶ月毎ニ一回召集ス縣臨時代表大會ハ當該縣内半數以上ノ組織ノ要求若ハ省委員會(若ハ特別區委員會)ノ決議ニ基キ縣委員會之ヲ召集ス縣代表大會ハ縣委員會及ヒ縣審査委員會ノ報告ヲ收受シ並ニ縣委員會及ヒ縣審査委員會委員ヲ選舉スルト共ニ特別區代表大會或ハ省代表大會ニ出席スル代表ヲ選舉ス

二十三 縣委 縣委員會ハ縣代表大會ニ於テ之ヲ選舉シ縣代表大會開會中ニ非ル期間ニ於ケル當該縣ノ最高機關タリ縣委員會中ニハ縣城(縣ノ首都)ノ代表ハ固ヨリ該縣ノ郷區或ハ各重要鄉村黨部ノ代表ヲモ同様ニ加入セシムヘシ

縣委員會全體會議ノ時期ハ縣委員會ニ於テ之ヲ決定ス但シ少クトモ毎月一回開會スルモノトス縣委員會ハ常務委員會ヲ推舉シ以テ日常ノ黨務ヲ處理セシム縣委員會ハ縣委員會書記一人乃至數名ヲ選舉シ以テ日常黨務ヲ處理セシム縣書記ノ任命ハ上級黨部ノ批准ヲ經ルモノトス

二十四 縣委機關 縣委員會ハ縣代表大會省委員會及ヒ中央委員會ノ決議ヲ執行スルト共ニ成ル可ク各部或ハ各委員會(組織、宣傳鼓動、婦女運動、農民運動等ノ如シ)ヲ設置シテ各項ノ黨務ヲ遂行スヘシ各部及ヒ各委員會主任ハ通例縣委員會ノ委員タルヘク且縣委員會ノ指導ヲ受ケテ活動スルモノトス

縣委員會ハ黨報ヲ出版スルニ際シテ該黨報ノ編輯ニ關シテ指示スヘシ縣委員會ハ該縣内ノ黨務ヲ執行シ縣代表大會開會中ニ非ル期間ニ於テ上級黨部ニ對シ其ノ責任ヲ負フト同時ニ上級黨部ニ對シ其ノ運動ニ付キ終始報告スヘキモノトス

二十五 縣委員會所在ノ都市ニハ市委員會ヲ設ケス其ノ黨務ハ縣委員會ニ於テ直接ニ之ヲ指導ス且ツ都市ノ組織ヲ城區ニ區分シ各城區ノ黨務ヲ指導スルモノハ夫々區委員會トス

二十六 市委ノ組織ハ縣委ト同様其ノ下ニ城區ノ區分ヲ爲シ得ルノミナラス尙近隣ノ郷區或ハ近郊ノ區ニ所屬スル支部ヲ管轄スル事ヲ得省委或ハ特別區委ノ所在スル城市ニ於テハ別ニ市委ヲ設ケス其黨務ハ省委或ハ特別區委ニ於テ直接ニ之ヲ指導ス

二十七 特別區組織ノ既ニ成立シタル地方ニ於テハ特別區ハ一切ノ縣委組織條例ニ照シテ行動スヘシ。

## 第七章 省ノ組織

二十八 省内ニ於テハ代表大會ヲ以テ最高機關ト爲ス省代表大會ノ普通大會ハ半年毎ニ一回召集スルモノトス臨時代表大會ハ省内半數以上ノ組織ノ要求若ハ中央ノ決議ニヨリテ省委員會之ヲ召集ス。省代表大會ハ省委員會及ヒ省審査委員會ノ報告ヲ聽取シ省内ノ黨務及ヒ社會運動問題ヲ討論シ且省委員會及ヒ省審査委員會並ニ全國大會ニ出席スル代表ヲ選舉ス

二十九 省委員會ハ省代表大會ニヨリテ選出セラレ省代表大會開會中ニ非ル期間ニ於ケル省内ノ黨ノ最高機關タリ省中心地(首都)ノ組織ノ代表及ヒ省内ニ於ケル其他ノ重要地方黨部ノ代表ハ何レモ省委員會ニ參加スヘキモノトス。省委員會ハ其ノ開會時期ヲ決定ス但シ少クトモ一ヶ月半ニ一回開會ス可シ

省委員會ハ其ノ開會中ニ非ル期間内ニ於ケル行動ノ便宜上省委員會委員中ヨリ常務委員會ヲ推舉シ得ルト共ニ日

常黨務ヲ執行スル爲メニ書記一人ヲ推舉スルコトヲ得

三十 省委員會ハ省代表大會及中央委員會ノ決議ヲ執行ス省委員會ハ省内ニ於テ黨ノ各種ノ機關ヲ組織シ省黨報ノ編輯ヲ指示スルト共ニ省内ニ於テ黨勢及ヒ財務ヲ支配シ黨部ノ會計所ヲ管轄ス

省委員會ハ省内ニ在ル非黨組織（共產黨以外ノ組織）中ニ於ケル黨團運動ヲ指導ス省委員會ハ終始中央ニ對シテ運動經過ノ報告ヲ爲スト同時ニ其ノ活動ヲ下級黨部ニ通知スルモノトス省委員會ハ各種重要問題研究ノ爲メニ各部或ハ各委員會例ヘハ組織部、宣傳鼓動部、職工運動委員會等ノ如キモノヲ設置スヘシ而シテ各部ノ主任ハ一般ノ通例ニ照シテ省委員會ノ正式委員若ハ候補委員ヲ以テ之ニ充テ且省委員會常務委員ノ直接指導下ニ在リテ行動スルモノトス

三十一 省委ハ省區委員會ニ由リテ其ノ所在地ノ城市ニ於ケル黨務ヲ遂行ス故ニ省委員會所在地ニ若シ縣委有リトスルモ唯當該縣ノ鄉區内ニ於テノミ黨務ヲ遂行シ得ルモノトス

## 第八章 黨ノ全國會議

三十二 黨ノ全國會議ハ從來ノ例ニ照シテ一年ニ二回召集スルモノトス全國會議ノ成分及ヒ選舉率（若干人毎ニ一人ノ代表ヲ選舉ス）ハ中央委員會之ヲ決定ス

三十三 黨ノ全國會議ノ決議案ハ中央委員會ノ審査ヲ經タル後始メテ効力ヲ發生ス

三十四 黨ノ全國會議開會時カ若シ共產國際世界大會ノ前ニ當ル時ハ共產國際執行委員會ノ同意ヲ經テ共產國際世

界大會ニ參加スル代表ヲ選舉スルコトヲ得

## 第九章 黨ノ全國大會

三十五 黨ノ全國大會ハ黨ノ最高機關タリ從來ノ例ニ依リ毎年一回開會スルモノトス中央委員會ハ共產國際ノ同意ヲ得テ之ヲ召集スルコトヲ得黨ノ臨時全國大會ハ中央委員會又ハ共產國際執行委員會ノ發議若クハ前全國大會出席ノ代表カ全國黨員ノ半數以上ヲ代表シテ提出セル要求ニ基キテ中央委員會之ヲ召集ス但シ黨ノ臨時全國大會ノ召集ハ必ス共產國際執行委員會ノ批准ヲ經ヘシ

黨ノ全國大會ハ唯出席代表カ過半數以上ノ黨員ヲ代表シ得ル時ニ於テノミ決議案ヲ通過シ得ルモノトス黨ノ全國大會ノ選舉率ハ共產國際執行委員會或ハ中央委員會ノ決定若ハ黨ノ前全國大會ノ決議ニ由リテ決定ス

三十六 黨ノ全國大會ハ左記ノ諸項ヲ執行ス

(一) 中央委員會及ヒ中央審査委員會ノ報告收受並ニ審査

(二) 黨ノ黨綱上ノ問題ノ決定

(三) 一切ノ政治政策及ヒ組織等ノ問題ニ關スル決議案ノ決定

(四) 中央委員會、中央審査委員會等ノ選舉

三十七 黨ノ全國大會ノ代表ハ黨ノ省代表大會ニ於テ之ヲ選舉ス可シ但シ秘密工作ノ條件下ニ在リテハ共產國際委員會ノ同意ヲ得テ省委員會ヨリ之ヲ派遣スルモ可ナリ黨ノ臨時全國大會ハ共產國際執行委員會ノ同意ヲ經テ黨ノ

全國大會ニ替フルコトヲ得

## 第十章 中央委員會

三十八 中央委員會委員ノ員數ハ全國大會ニ於テ之ヲ定ム

三十九 中央委員會ハ黨ノ全國大會開會中ニ非ル期間内ニ於ケル黨ノ最高機關ナリ中央委員會ハ黨ヲ代表シテ他ノ政黨トノ關係ヲ掌理シ黨ノ各種機關ヲ設立シ黨ノ一切ノ政治的將々組織的活動ヲ指導シ其指導及ヒ監督ノ下ニ在ル黨ノ中央機關報ノ編輯ヲ指定シ四圍ノ情況ニ應シテ中央特派員ヲ各省黨組織ニ派遣シ若ハ中央執行局ヲ設置スルコトヲ得ルト共ニ黨内全般ニ關スル印刷局等ノ事業ヲ進行シ黨ノ財務及ヒ黨勢ヲ統整シ並ニ中央會計所等ヲ設置管理スヘシ

中央委員會ハ定期ニ全體委員會ノ會議——少クトモ三ヶ月毎ニ一回——ヲ召集スヘシ

四十 中央委員會ハ其委員中ヨリ政治局ヲ選出シ以テ中央委員會全體會議開會中ニ非ル期間内ニ於ケル黨ノ政治的活動ヲ指導スルト共ニ常務委員會ヲ選舉シテ日常運動ヲ進行スヘシ

四十一 中央委員ハ各種ノ運動ノ運動部門ヲ顧慮シテ各部或ハ各委員會例ヘハ組織部、宣傳鼓動部、職工運動委員會、農民運動委員會、婦女運動委員會等ヲ設置スヘシ而シテ各部或ハ各委員會ノ任務ハ各運動部門ニ應シ中央ノ指示ニ從ヒテ各其ノ運動ヲ遂行スルニ在リ中央委員會ハ各部主任及ヒ各委員會主任ヲ指定スヘク是等ノ主任ハ成ル可ク中央委員會中ノ委員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

四十二 中央委員會ハ經濟並ニ政治上ノ情勢ニ照シ各地黨部組織ノ活動範圍ヲ規定スヘク全國ノ行政區域ニ依リテ各種地域ノ單位ヲ劃分スヘシ

## 第十一章 審査委員會

四十三 各級黨部ノ財政、會計及ヒ各機關ノ黨務ヲ監督センカ爲メニ黨ノ全國大會、省縣市代表大會ハ中央或ハ省縣市審査委員會ヲ選舉ス

## 第十二章 黨ノ紀律

四十四 黨紀ヲ嚴格ニ遵守スル事ハ凡ユル黨員及ヒ各級黨部ノ最高責任タリ

共產國際、中國共產黨全國大會、中央委員會並ニ其他ノ上級機關ノ決議ハ總テ之ヲ迅速且正確ニ執行スヘシ同時ニ未タ決議トナラサル前ニ於テハ黨内一切ノ爭論問題ハ自由ニ之ヲ討論スヘシ

四十五 上級黨部ノ決議ヲ執行セス或ハ其他黨内ニ於テ明ニ錯誤ト認メラルル過失ヲ犯セル時ハ相當黨部ヨリ紀律上ノ處分ヲ與フ黨部カ紀律ヲ執行スル方法中國體ニ對スルモノ左ノ如シ  
指責、臨時委員會ノ指定、組織ノ解散若ハ黨員ノ再登記  
黨員個人ニ對スルモノ左ノ如シ

各種形式ノ指責、警告、公開的指責、黨内ニ於ケル重要任務ノ臨時取消、黨籍ノ削除若ハ相當期間ニ亘ル監視紀

律違反ノ問題ニ關シテハ黨員大會或ハ各級黨部ニ於テ之ヲ審査ス各級委員會ハ各特別委員會ヲ成立シテ前以テ黨紀違反ニ關スル問題ヲ審査セシムルヲ得此種ノ特別委員會ノ決議ハ當該級黨部ノ批准ヲ經タル後効力ヲ發生スルモノトス黨薪削除ノ問題ハ本章程第六條規定ノ手續ニ依リテ之ヲ決定ス

### 第十三章 黨ノ財政

四十六 黨ノ經費ハ黨費、特別募捐、黨ノ印刷機關ニ依ル利益及ヒ上級黨部ノ補助ヲ以テ之ニ充ツ

四十七 入黨費及ヒ黨費ノ額ハ中央委員會之ヲ規定ス失業及ヒ極貧ノ黨員ニ對シテハ黨費ヲ徵收セス正當ノ理由無クシテ黨費ヲ納入セサルコト三ヶ月ニ及フ者ハ脫黨希望者ヲ以テ論シ此旨黨員大會ニ宣布ス

### 第十四章 黨團

四十八 非黨組織（共產黨組織ニ非ル組織例ヘハ職工會、農會、社會團體及ヒ文化組織等）ノ各種代表大會及ヒ會議並ニ機關中ニ凡ソ黨員三人以上有ル時ハ何レモ黨團ヲ成立セシム其ノ任務ハ非黨組織中ニ黨ノ影響ヲ増大シ黨ノ政策ヲ實行シ並ニ非黨組織中ニ於ケル黨員ノ行動ヲ監督スルニ在リ黨團ハ幹事及ヒ書記ヲ選舉シテ日常黨務ヲ進行セシムル事ヲ得。

黨團ハ其ノ内部ノ問題及ヒ日常工作ノ處決ニ關スル自由ノ權ヲ有ス黨部委員會ト黨團間ニ意見ノ相違ヲ來セル時ハ黨部委員會ハ黨團ノ代表ト相會シテ問題ヲ再議考査ノ上決議ヲ行フ而シテ決議ニ對シテハ黨團ハ直ニ執行ス

ヘキモノトス

尙ホ黨團ニ於テ右決議ニ不服ノ爲メ上訴スルトキハ之ヲ直近ノ高級黨部ニ對シテ行ヒ該黨部ニ於テ之ヲ解決ス但シ上訴期間中ニ於テハ依然トシテ黨委ノ決議ヲ執行スヘシ

四十九 黨委員會カ黨團ト關係有ル問題ヲ討論スル際ニハ當該黨團ヲ代表ヲシテ黨部委員會ノ相當會議ニ出席セシメ且發言權ヲ有セシム可シ

五十 黨團ハ黨團幹事會ヲ選舉ス而シテ此幹事會ハ該黨團カ隸屬スル黨部ノ批准ヲ受クヘシ黨團幹事會ハ黨團ノ黨務ニ就キテ該級ノ黨部ニ對シ責ヲ負フモノトス黨部ハ所屬ノ委員ヲ派シテ代表トナシ黨團幹事會組織ニ加入セシムルコトヲ得ルト共ニ其ノ委員ヲモ召致スルコトヲ得

但シ此ノ場合ニ於テハ召致ノ理由ヲ黨團ニ通知セサルヘカラス

五十一 黨團運動ノ各組織中ニ於ケル各種職務人員ノ名簿ハ其ノ内容ニ付キ當該地黨部ノ同意ヲ得タル上黨團ヨリ提出スルモノトス又黨員ヲ一黨團ヨリ他ノ黨團ニ移動或ハ派遣スル問題ニ關シテモ亦同様ニ決定スヘシ

五十二 黨團ノ存在スル各組織中ノ解決ヲ要スル諸問題ニ付テハ必ス先ツ之ニ對シテ黨團會議或ハ黨團幹事會ニ於テ討論ヲ行フヘシ凡ソ各問題ニ關スル黨團ノ決議ニ對シテハ當該黨團ニ加入セル黨員ハ該組織ノ大會上ニテ一致シテ之ヲ擁護シ且表決スヘシ凡ソ此條項ヲ破壞スル黨員ニ對シテハ黨部ハ黨章ニ照シテ之ニ黨紀上ノ制裁ヲ與フルモノトス

### 第十五章 共産青年團トノ相互關係

五十三 黨ト青年團ノ各指導機關中ニ(支部ヨリ中央ニ至ル迄)ハ何レモ相互ニ代表ヲ派遣シテ發言權及ヒ表決權ヲ交換スヘシ同様ニ青年團ハ其ノ團員ノ數ニ比例シテ代表ヲ選出派遣シ以テ黨ノ凡テノ代表大會ニ出席セシムルコトヲ得

(S・A)

#### コミンテルンの十ヶ年

第一回聯合大會於莫斯科、一九一九年三月二日―七日まで開催、露西亞共産黨からレンニン、トロツキー、ジノグイエフ、スターリン、プハーヴィン等出席し、獨逸、埃太利、洪牙利、瑞典、諾威、米國、波蘭、ラトウキヤ、トワニヤ、瑞西等の十九團體の代表者三十三名を、票決權を有して参加した十六團體の代表者十九名が参加したが、會議は僅かに六日間で、演説も歐洲以外の國は三國に過ぎなかつた。

第二回聯合大會 一九二〇年七月十九日―八月六日まで開催、開會地ベトログラード、會議莫斯科六十四團體五十ヶ國より票決權を有する代表者百六十九名、發言權のみを有する代表者四十五名を列。レーニン、ジノウキエフ(露西亞)、セラツチ(伊太利)、レウキ(獨逸)、ロスメル(佛蘭西)等幹事に當選

第三回聯合大會 一九二一年六月二十二日―七月十二日まで、於莫斯科開催五十二ヶ國より六百三名の代表者を列。

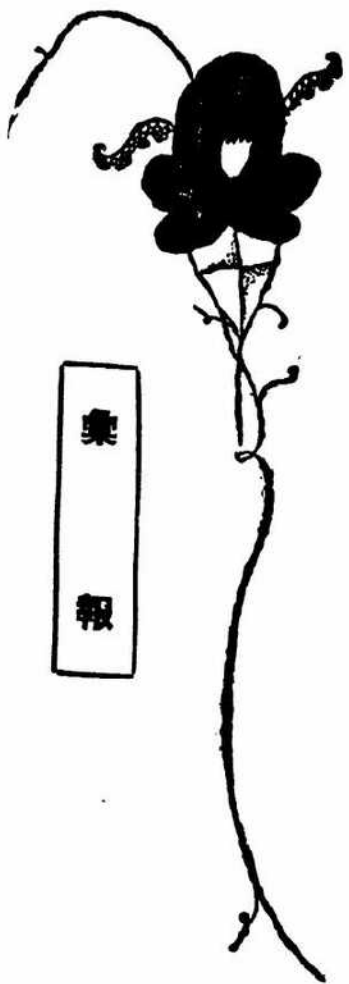
共産黨年鑑によるコミンテルンに加盟した秘密結社「日本共産黨」に事實上牛耳られてゐる約千五百名の日本社會主義團體から此の第三回大會にはじめて代表者を派遣したとある。

第四回聯合大會 一九二二年十一月五日―十二月十二日まで、於莫斯科開催六十二團體を代表し票決權を有するもの三百四十二名、發言權のみを有するもの五十三名を列。

此の會議で日本共産黨を代表して片山潜がコミンテルンの幹事の一人に選出された。

第五回聯合大會 一九二四年六月十七日―七月八日まで於莫斯科開催、四十九ヶ國から五百四名の代表者を列。

第六回聯合大會 一九二八年七月十七日―九月一日まで於莫斯科開催、此の大會はコミンテルンの國際化を遺憾なく表明したものだといつてゐるだけに五十七ヶ國、六十五團體の代表者五百三十二名を列し、四十ヶ國を代表し百七十八名のものが演説するといふ状況で、十年前の第一回大會の時の演説數三回に比すると隔世の感があるといはれてゐる。



報業

#### 細分されたるサンチカリズムの國 (日本) に於て

茲に採録したのは赤色労働組合インタナショナルの機關紙一九二九年二月號にHAYAMAなる名義にて掲載されたもの、翻譯である。

日本は労働組合運動の細分せられたる典型的な國である。同一部門の産業に於てする、屢々抗争し合ふところの多數の小労働組合が見られるのは稀ではない。此のやうな分立の爲め、プロレタリアは最近數年間云ふものは、資本家との闘争に於て敗北して來たが之は又敗北するのが當然である。

然し日本の労働組合運動は組織方面のみならず、政

治方面に於ても分裂してゐる。日本の無産黨は労働組合を其の基礎とし、労働組合と密接に結び付いてゐる。其の結果として、労働階級の各分派の政治的不統合は直ちに各自分立したる政黨の創立となり、労働組合の分裂の頻發になつた。プロレタリアの政治運動が始つてから二年後の一九二六年三月に、日本のプロレタリアは労働組合に於ても、政治に於ても、小さな分派に細分された。今日五つの無産黨があるが、總て是等の無産黨は相互に抗争し合ふところの労働組合の中心機關と非常に密接な連絡を持つてゐる。

- 一 社會民衆黨はレフォルミストの總同盟を指導してゐる。
- 二 中間黨の日本労働黨は中間的労働組合同盟たる

組合同盟を有つてゐる。

三 最近警察當局から禁止せられたが、事實上存続する労働農民黨は革命的労働組合評議會たる評議會を緊密に結び付けてゐた。

四 労働農民黨の右翼から脱退して結成した無産大衆黨は、各種の労働組合と連絡を有するが、未だに労働組合中心機關を建設する機会を有たない。然し何れ近い中に之を建設する事であらう。

日本共産黨(秘密)は組織的には労働組合團體を提携はしてゐないが、其の左翼労働組合及び中間労働組合の大衆の中にさへも勢力を有すると思はれてゐた。

以上の如き労働組合の分立にも拘らず、日本労働大衆は最近二ケ年來、強い統一の傾向を示現してゐる。更に、プロレタリアの革命的分子は統一に對する最も熱烈なる賛成者である。總同盟のレフォルミスト等は著名なる分裂主義者であり、労働組合統一の狂的反對者である。中間派指導等は自ら統一の賛成者であるを稱してゐるながら、曖昧なる行動を執り、幾多の反對の辭を述べてゐる。然し中間労働組合員たる労働者は統一を希望する事に於て、革命的労働組合員と同様である。

統一賛成派と統一反對派との對立は依然として變ら

一九二八年四月に於ける政府の暴虐なる評議會解散を、殆んど總ての指導者及び闘士の檢舉は、中間派指導者の計畫に好都合な情勢を齎らした。此の時から、労働組合の共同戦線に關する指導権は彼等の掌中のものでなつたのである。

一度評議會が解散せられるや、全國的の労働組合統一會議の召集の爲、中間派は一切ならず之に奔走した。評議會が公式に存続する事を罷めたと言ふ事を口實として、中間派指導者は左翼サンデカリズムを取り除かうと決意した。勿論彼等はプロレタリアの眞の共同戦線に代つて、右翼及び中間派の改良主義的共同戦線を造る事を望んだのである。彼等の術策は見事失敗に歸した。即ち左翼労働組合及び中間派労働組合の労働者達が之に反對したので、中間派指導者は會議に左翼諸團體の代表者を召集せざるを得なくなつたのである。

七月十五日東京に於て準備會議が開催せられたが、之には凡ての中間派労働組合及び革命的労働組合の代表者が参加した。然し總同盟、造兵廠聯盟、海員聯盟等の如きレフォルミスト團體は参加しなかつた。左翼労働組合代表者は階級闘争を基礎とする労働組合統一に賛意を表明した。又彼等は階級協同の代表者たる右翼のレフォルミスト指導者との妥協案なきには無關係

ない。然し急進的レフォルミストさへも大衆に迫られて屢々統一擁護の態度を示すのを見て、如何に統一思想が普及してゐるかは明である。一九二六年六月に評議會が労働組合統一の爲め會議の召集を試みた時、總同盟の指導者は止むを得ず之に参加した風であつた。然し彼等は未だ日本に於ける労働組合統一の時期に達してゐないと言ふ事を言明する爲めにのみ、會議に参加したのであつた。其の結果會議は支離滅裂になつてしまつた。

一九二六年の會議の失敗は日本のレフォルミストの陣營を強化した。此の會議に於て、左翼も中間派も共に共産主義に感染してゐる言ふ事を口實として、極力兩派から分離しようとした。總同盟指導者は明白に労働組合統一の反對者である事が確認せられた。然し評議會は其の提議に因つて設けられた統一聯盟は運動を續行した。中間派指導者は大衆に迫られて、餘儀なく労働組合統一の賛成者であるを聲明せざるを得なかつたやうであるが、彼等は統一に關して怠つてゐた。彼等は右翼を提携して、評議會系の労働組合に對して共同戦線を張る事を希望してゐた。又中間派労働組合に加入してゐた大衆は評議會を包含する眞の共同戦線を要求してゐたのである。

なる統一を提唱し、且つ此の會議に於て、統一の實現を期する爲めの鞏固なる集體的團體を創設する事を要求した。彼等は産業別に由る労働組合の改造を並立したる労働組合の合併の爲め、運動を強化すべき事を提議した。然し會議は何等の具體的決議を見ずして、會議續行の延期を云ふ事になつた。

左翼分子は警察當局の彈壓があつたにも拘らず、過去と同様の元氣を以て、眞の労働組合の統一の爲めに運動を續けて已まなかつた。此の目的の爲め、彼等は極東日本に於て、全國労働組合統一評議會を設けたのである。七月十九日東京に於て、此の評議會會議が開催せられたが、之には地方の代表者が参加した。會議は警察の解散するところになつたが、眞のプロレタリアの統一に對する障礙に直面しつゝ、ある時に、資本家の攻勢を資本主義的産業合理化に對して、日本プロレタリアの目標に關して言明した點に於ては成功を収めたのである。

大衆は益々統一の實現を熱望するので、中間派指導者は八月十九日大阪に新に會議を召集した。之には六十九名の代表者が参加した。總同盟其の他のレフォルミスト労働組合の代表者は缺席したので、中間派指導者は、労働組合中心機關の即時創立を要求した左翼代



表者の勸告を一蹴する事が出来た。遂に會議は十二名より成る委員會を選任したが、之には左翼代表者も加へられたのである。然るに左翼代表者は其の翌日檢舉せられてしまつたので、右の委員會は十一月中旬に改めて統一會議を開く事を決議した。

我々は此の會議が開れたか何うか、又其の結果は何うなつたかに就いては未だに知らないのである。然しながら、労働者が未曾有の意氣込を以て、統一の希望を現したにも拘らず、レフォルミスト、右翼及び中間派の指導者等のサボタージユは統一の實現を非常に困難なものにした。大衆は労働組合統一運動の成功を確實にする爲め、以上の指導者等を激刺せねばならない。

總同盟内部にある意見は次の如く非常に著しいものがある。總同盟系の労働組合員が中間派組合員と同様に、統一を望んでゐる事は多くの事實が之を證明してゐる。一九二八年十月八日より同月十一日まで、大阪に開れた總同盟第十七回年次大會の際に、此の事が見られた。大會の議案として、労働組合統一問題が上提せられたが、右翼は其の會員の要求に従つて、右の提案に署名せざるを得なかつたのである。更に興味ある事實としては、大會に於て、或る代表者殊に大阪の代表者、即ち日本の最も重要な工業地方の代表者の中

由つて、労働組合の統一が出来ると云ふやうな考へを起させた。日本労働運動の左翼分子が労働組合統一問題を、現存の總ての無産政黨を併合して只一つの政黨を作る云ふ問題に結び着けてゐると云ふのも、蓋し右の如き理由に據るのである。

他の無産黨との協同を斷然拒絶したる社會民衆黨との併合が不可能である云ふ事は、大多數の労働階級によく明白になつてゐる。然し左翼の労働農民黨と中間の日本労働黨との合同に關しては別であつた。日本労働黨の多數黨員は全く革命的な精神を有し、労働農民黨員と殆んど區別し難い。此の事は兩黨の合同が可能である云ふ事を信ぜしめたのである。然し兩黨を合同せしむる爲めの左翼の努力は尙且つ無駄である。兎も角、無産黨統一問題は尙懸案となつてゐる。今日のところでは、労働農民の各政黨の合同が不可能である事は明白である。労働組合統一問題は日本プロレタリアの政治團體の統一問題と分離せらるべきものである。然しながら、總同盟の人々を以て初め、中間派の左翼を以て終りとするところの諸種のレフォルミストは、左翼のサンヂカリズムが労働大衆の中に勢力を占むるに至れば、左翼のサンヂカリズムとの統合に就いて語らざるを得なくなるであらうから、我々は此の

から、反對の意見が述べられた事である。殊に反對は労働組合統一に關して明確に現れた。關東地方の指導者等が左翼労働組合及び中間派労働組合との統一に關する交渉に對し、一切反對の旨を表明した時に、大阪の指導者等は中間派との聯合を提唱し、其れと同時に嘗つて評議會に加盟した事のある労働組合を労働組合中心機關から除名する事を要求した。會議直前に、大阪支部は上記の統一會議に總同盟も参加する事を總同盟中央委員會に要求するところがあつた。兩回の統一會議に際して、總同盟内に於ては分裂主義が勝利を占めた。兎も角、大阪の反對派の要求は總同盟系の多數の労働組合員の意見を強く現したものである。

日本に於けるプロレタリアの統一問題は單に労働組合の問題であるばかりでなく、政治問題でもある。三つの政治的傾向を統一し得ると云ふが如き思想は、此の國に於ける労働者の政治運動に携つて未だ日の浅い者か又は全く經驗のない者のみの説くものである。レフォルミストや中間派ばかりでなく、革命的分子自身でさへも、彼等が只一つの政黨を結んで、其の内に席を同する事の出来るものだ素朴にも考へてゐるたものである。日本の政黨と労働組合との間に存する緊密なる關係は、プロレタリアの政治的統一の出来る事に

事を忘却してはならない。階級闘争のプログラムにあるところの左翼労働組合運動の強化と、大衆的労働組合の創設との爲めの運動に關する革命的分子の注意を労働組合統一運動の爲めに怠らせるやうな事があつてはならない。

中國共產黨の巧妙なる宣傳

國民政府は中國共產黨に對し嚴重なる取締を勵行し共產黨の宣傳印刷物等も一切公認せざる所なるが、一面共產黨に在りては取締の視線を脱して現に「布爾塞維克」及び「少年先鋒」等の機關雜誌を發行し、黨員其他労働組合、新聞社等に配布せる事實あり。最近の「布爾塞維克」二月一日出版を見るに其の表紙の表面は「中央半月刊」なる名稱を附し、表紙の裏側には「布爾塞維克」なる文字を表して其の内容何れも共產主義の宣傳にして其の本體を現し居れり。又二月十日出版の「少年先鋒」を見るに前記雜誌と同様表紙の表面には「閩中麗影」なる名稱を掲げ、且つ美人の肖像を附し居れり。言ふ迄も無く「中央半月刊」は元來中國々民黨中央執行委員會の宣傳雜誌にして、「布爾塞維克」の表面丈

見れば其の體裁等全體同一にして兩者の區別判明し難し。又『閨中麗影』は『閨中の佳人』と云ふ意味にして其の内容が共產黨の宣傳なりは一見想像の及ばざる處なりとす。

右は要するに官憲取締の視線を脱せんが爲め巧妙なる方法を取れるものなり。(P・A)

### 露國政府の反宗教戰

政治教育最高會議は、反宗教作戰上の欠陥を發見する爲に、莫斯科に特別會議を開催した、審議の末、多くの地方に於ける反宗教協會の運動費が欠乏を告げ、且つ一般民衆の本運動に對する反感が濃厚なる爲、宗教家の進出を阻止すべき大衆運動が更に進捗を見ないのだから結論に到達した。

會議は又反宗教運動に新生命を注入する爲に反宗教協會が招聘せんせざる露國文士に關する苦情を考慮した。而して其の苦情といふのは、二三の文士、記者が招聘の申出を承認したのみで、多数は其の眞趣旨を諒解せずして招聘を拒絶し、反宗教大團結に關する趣意書に署名することをも拒んだといふのである。

行政處分に依つて總ての有神論官吏を罷免し、且つ

せんとする意圖を示すものだを解釋してゐる。

此の報道の眞否は分らないが、露國が英國に有害なる事柄に力を入れてゐる證據は澤山ある。尤もハーバート・レムナントを首班とする商業代表一行が、目下露都で歓迎を受け、新聞が英國攻撃の鋒を収めてゐるのは事實であるが、是は固より一時の事である。

露國政府の眞意は、第三インターナショナルの執行委員會が印度の農民労働者に寄せたる宣言書に依つても覗はれる。即ち

印度の農民よ起て、起つて地主と戦へ。英國帝國主義を倒せ。印度ソウエト共和国萬歳。農民戦争に労働革命を併せて始めて帝國主義を打倒することが出来。今や印度はプロレタリア革命及び殖民地叛亂の一大中心地となつた。

ジョセフ・スターリンは時機に適せずして此の宣言を發したことを非難した。併し他國に一層親善を圖ることが露國の利益であるに於ても、尙ほ斯かることをするのが露國の特色である。此の事實を知つてはア國に於ける妥協論者も悲觀することを得ない。

莫斯科では英國は露國に依つて何等か利得を獲んじ焦慮してゐるものがあるとし、新聞紙は渴せる犬が露國の泉に臨んで醫せんとする漫画を掲げて之を諷

規定を勵行して労働組合から總ての宗教信者を放逐しようといふ議案が提出されたとき、レーニン未亡人クルプスカヤは其の方策は曾て試みられたこともあるが、宗教信仰の故を以て放逐することは、被放逐者に一種犠牲者なりとの光榮を感ぜしめ、豫期せる所を反對の結果を見るのが常であつた。さて反對したので、會議は其の票決を延期し、對策調査の特別委員を任命した。

尙ほ會議は一九二九年中に反宗教宣傳の小冊子六十萬冊、同趣旨の寫真帖七萬五千冊、其の他地方語にて記せる文書の多数を印刷頒布するに決定した。

會議の調査に依れば反宗教協會現在の會員數は二十五萬人なるに、正教は五萬の教會、五百の修道院三十五萬の白系僧侶、五十萬の寺院會議員を有し居り、又正教以外の宗派は六百萬の信徒を擁してゐる。(三、九、I・T)

### 勞農露國のアフガニスタン民族戰闘與

倫敦に達せる報道に依れば、露國軍隊の移動がアフガニスタン國境附近に行はれてゐるが、或方面では是は目下同國に行はれてゐる黨派戰に、露國政府が關與

し、其の言論に於て外交關係を恢復せざる限り、如何なる政府が政權を取ることも、英國は其の目的を達することは出来ないといふてゐる。(三、三一、I・T)

### 雄々しき日本農民

茲に掲げたのは本年一月岐阜縣下に勃發した原川騷擾事件に就て、米國労働新聞「イリッパーカー」紙が一月十二日の紙上に「雄々しき日本農民」と題して掲載した記事の翻譯である。其の内容は事實と全く相違し居ると云ふべきであるが、斯かる問題に就き、外國新聞が如何なる眼を以て眺むるかを知らるの一端にも思考して採録した。大衆の凡ゆる政治活動乃至抗議を禁壓する恐る可き刑罰が制定されたにも拘らず、二千の日本農民は、農事用の粗剛な武器を手にし、官憲と戦ひ、之を破り、名森の町を占領し、なほ最後の報導によれば、日本の帝國政府の権力に挑戦したといふことである。

粗剛に武装した死物狂ひになつた農民大衆のこの天晴れな蜂起の直接の導火線は、政府當局者が岐阜縣の一河川の開拓工事を行はんとして農民の土地を水に浸さんとしたことに起因するのだが、その眞實の原因は農民の飢えによる死物狂ひと悪鬼の如き組織的彈壓によるものである。





人事動靜

英領サラクワ王の來邦

英領ボルネオ島サラクワ王ラジャ・シー・ゾイ・ブルック、は農務大臣エス・ダブリユウ・ビン同秘書官ガラード・マクブライアンを隨へ、四月十四日神戸入港のビー・リンカーン號にて新嘉坡より渡來、上陸後京都を経て十五日午後八時半横濱着、同地ニユウグラント・ホテルに二泊したるが、十七日午後二時入京帝國ホテルに投宿した。

知名獨逸人の來邦

獨逸樞密院顧問官にして、柏林バイエル製藥會社社長カー・ドイスベルグ博士は、夫人及び秘書同伴、三月二十七日午前七時下關入港の關釜連

知名印度人タゴールの渡來

著名なる印度詩人ラビンドラナス・タゴールは米國人宣教師ビー・ダブ

リユウ・タツカ、甲谷陀大學教授エー・ケー・チャンド及び同教授秘書エス・テーター同伴、三月二十四日午前八時半神戸入港のナルデラ號にて神戸に渡來、多數印度人の出迎を受け同日夕刻より在神二百名の印度人の歓迎會に臨み、翌二十五日午後七時五十分神戸驛發列車にて、二十六日午前八時三十二分横濱驛着、一先づ中區山下町一二七テイクカムダス・アラザース教會に入り休憩し、同日午後六時十五分より印度人俱樂部に於ける在濱印度人主催の晩餐會に臨んだ。出席者印度人四十六名、邦人三名、歡を盡して午後九時閉會、タゴールは直に自動車にて入京、帝國ホテルに入つた。

米次郎、荒井寛方及び村山同社取締役外社員等と午餐を共にし、更に午後四時半より、東京日日新聞社に到り、同社主催の茶話會に臨み席上日本藝術の精華を激賞した。尙同日午後六時より日本女子大學に於ける同校主催の晩餐會に出席、麻生校長の歓迎の辭に次ぎ、答辭に併せて二百名の生徒に對して一場の講話を爲し、同七時頃辭去、横濱に向つて退京した。

長ラファエル・アルナン夫妻及び華盛頓駐在比島代表者カミロ・オーシナス夫妻を隨へ渡來の途、三月二十五日午前九時神戸入港のビー・マツキンレー號にて馬尼刺より渡來、午後二時半大阪に到り夫人連は三越呉服店に赴き、他の一行は大阪毎日新聞社工場等見學後、奈良、京都の風光を賞し、東上して一旦入京したるが二十八日午後三時横濱出帆のビー・マツキンレー號にて沙市に向つた。

羅馬法王使節の歸任

東京駐在羅馬法王使節マリオ・ジアルデニは昨年八月以來一時歸國中であつたが、去る二月初旬故國を發し、途中米國及び加奈陀を巡遊して、三月二十日横濱入港のビー・

比島下院議長の渡來

比律賓下院議長 マニユエル・ロクサスは夫人同伴、秘書官並に農務局

フラレス號にて晚香坡より渡來直に上京して、同使節館に入つた。

### 國際基督教聯盟會長の來邦

國際基督教聯盟會長米國人ゼー・アール・モット博士は夫人令嬢及び秘書同伴、三月三十一日午後二時神戸入港のビー・セファーン號にて馬尼拉より上海經由來邦、基督教關係者多數の出迎を受け、直に神戸基督教青年會館に赴き、約一時間に亘りて基督復活祭に關する講演を試み午後六時より日米協會、米國人協會基督教青年會等主催の晩餐會に出席、同夜八時三十分三宮驛發列車にて東上、御殿場に於て開催の全國基督教青年會大會に參列の後、四月四日午後一時五分東京驛着都下基督教關係者等に迎へられて入京、同午後三時より在神田朝鮮基督教青年會館定礎式に列した。

滯京中は朝野各方面よりの歡迎應接に違なく、殊に九日午後一時三十分參内、畏くも 天皇陛下に拜謁を賜つた。

賜つた。

同人は日米國交上盡力した功に依り、先年來朝の時勳三等に叙せられた。

東京には八日迄滞在したが、九日十日は鎌倉に催された基督教聯盟協議會に臨み、更に十一日から十三日迄奈良に開かれた西部の協議會に出席して、我國基督教會の先輩を親しく意見を交換したが、最後に十六日福岡の同志の會合後十八日朝關釜運絡船にて京城に向つた。

### 新任駐日土耳其國大使の着任

今回本邦駐劄土耳其國大使に任命せられたるフーシム・デボアは、夫人及び従者同伴四月五日午後三時神戸入港の英國汽船マンチユーア號にて上海より渡來したるが、習六日同地出帆の同船にて七日午前六時横濱着直に上陸、午前十時入京同大使館

に入つた。

### 在神戸丁抹國領事の賜暇歸國

神戸駐在丁抹國領事ボール・ヨルゲンセンは四月六日より約三ヶ月間賜暇歸國した。其の不在中アール・ダブリュ・ピアス同館務を處辨する筈である。

### 在神戸秘露國領事へ御認可狀下付

三月二十五日附を以て、神戸駐在秘露國領事ドン・マヌエル・リヴェラ・イグレシアスに對し、其の職務執行に關する御認可狀が下付せられた。

### 在横濱諾威國領事の一時離任

在横濱諾威國領事アール・シー・グラーフは一ヶ年間離任すべきに付き、

稱し、神戸、長崎經由上海に向つた。

### 日本農學會出席支那代表の渡來

北京清華大學教授陳偁人同夫人、浙江省立高級蠶業學校校長陳石民、同省立農學院教授朱會芳、山西省農學專門學校教授李秉權の一行は、四月六日より三日間東京日本青年會館及び東京府下目黒駒場帝大に於て開催の日本農學會大會に出席の爲め、四月四日上海より神戸入港の上海丸にて又北平大學農學院教授陳宰均、同處宏正の兩名は同日天津より神戸入港の汽船長安丸にて渡來東上、會議に出席後滯京約一週間に於て各方面の視察をなし歸國の途に就いた。

### 新任駐日瑞典國公使の渡來

新任本邦駐劄瑞典國公使ゼー・イ・ハルトマンは、下婢二名同伴、三月二十六日午後五時神戸入港の大洋丸にて上海より渡來したが、同地にては下船せず、二十八日正午同地出帆の同船にて二十九日午前十一時横濱に廻航上陸し、直に入京した。

### 東支鐵道議員一行の渡來

東支鐵道理事セルゲイ・マルコウイチ・イズマイロフ、同汽車課技師エドワード・アトリフオウイチ・オツシエル、同營業課技師イワン・イワノウイチ・ウルクの三名は、四月一日關釜聯絡船で下關に渡來、直

### 知名支那人の來往

前米國ワシントン駐在支那國民政府公使施肇基は夫人同伴、四月十日午後五時桑港より横濱入港のエム・ルシア號にて寄港、今般英國駐在を命ぜられ、一時歸國の上赴任するに

### 渡來

北京清華大學教授陳偁人同夫人、浙江省立高級蠶業學校校長陳石民、同省立農學院教授朱會芳、山西省農學專門學校教授李秉權の一行は、四月六日より三日間東京日本青年會館及び東京府下目黒駒場帝大に於て開催の日本農學會大會に出席の爲め、四月四日上海より神戸入港の上海丸にて又北平大學農學院教授陳宰均、同處宏正の兩名は同日天津より神戸入港の汽船長安丸にて渡來東上、會議に出席後滯京約一週間に於て各方面の視察をなし歸國の途に就いた。



報 雜

アルベール・トーマの極東

視察感想

国際聯盟労働事務局長アルベール・トーマの來往に就ては本報第七十號に所載したが彼は極東訪問を終へ、二月十九日歸郷せる翌日本邦人某氏に對し約一時間に亘り腹藏なき感想談を爲したるが、右は甚だ興味ありと認めらるゝに付其の要を茲に採録する。

一 日本聯盟協會

協會が前將軍たる徳川公爵を總裁に戴くは極めて良きことと思はれる

公爵は氣品高く聰明にして眞に偉大なる人格者である。日本が其の傳統的文明の上に急激なる速度を以て、例へば國際聯盟に云ふが如き新來の西歐文明を加味せざるべからざる國情にあるを想ふべき、衷心日本の爲め慶賀すべきを感じる。若し夫れ會長遊澤子爵に至つては日本の國寶である。子爵が諄々として『半世紀前に日本の實業界發達の爲め貢献せんとし、其の目的の大半を達成したる一面、資本家階級の弊害の生じたるに氣付き、此の階級建設者たる責任を自覺し、勞資協調の問題解決に奉仕せざるべからざるを確信し、折角努力しつつある』と説かれたるは自分の永遠に忘れ得ざる所にして、日本滞在中受けたる最も深き印象の一に屬する。尙十數年知己を忝ふせる阪谷男爵が、周到親切なる斡旋の勞を取られたるは感謝に堪へない。日本が有力なる協會を有するは新日

本の名譽にして、又常任理事國たる日本國民當然の責務に信ずる。日本が國際政局上殊に國際聯盟内に於て抜くべからざる精神的偉力を發揮し得るに至りたるは、實に協會幹部先覺の努力の賜物に云ふべきである。

二 新聞

日本の大新聞が獨立且鞏固なる基礎を有し、有力なる記者が自由に國論の啓發に其の筆力を振り居るを見て實は一驚を喫した。日本の政界は判らず屋に非らざれば鶴見氏の如き米國流の派手な新人に依り形成せられ、動々もすれば底力ある純眞の努力に缺ぐる所なきやを疑はしむる虞あるに反し、新聞界が着實穩健なる進歩を示しつつあるは日本社會に幸福である。

三 政府

現政府が反動的傾向を有し、勞働法制に對し理解なしは豫て承知したる所なりしも、極左派の自分に對

する挑戦が、極右派に對し安心を與へたるものか、首相内相が自分に對し少からず好意を表して呉れたのは嬉しかつた。唯樞密院諸公との接觸を妨げられ、西園寺公に接するを得ざりしは甚だ遺憾であつた。(トーマは首相を Pare Tanaka と呼び) 阿爺は何も知らないけれども人間味がある。殊に竹を割つた様な氣分にて、膝付き合せて社會問題に付議論を下し、又自分の意見を聞き、是を是非を非とし淡白に其の意中を披瀝するを見ては、唯の軍人上りの政治家には非ずと思ひ、望月内相は『人情大臣』と聞きたるが、眼を以て穩かに而かも切なる厚意を自分に示し呉れたることは今猶明らか記憶に存する。多年社會問題を扱へる自分にしては、下手な自由主義論者よりも眞面目なる保守論者の方が取扱ひ好い。自分は日本の反動内閣に對し多大の希望を繋ぐものである。勞働問

題は要するに人の問題である。世の中の酸いも辛いも嘗盡したる人に非ざれば其の眞味を解し難い。机上にて社會問題を取扱はんとする役人乃至學者よりも、世の中の凡ゆる階級の人間に接し、人間學を卒業したる古き老人の方が却て眞の理解を與へて呉れるものと思ふ。

日本の勞働法制が僅かに十ヶ年の發達に係るのみなれば、雇主側に於て社會問題に理解なきは怪しむに足らない。唯勞働事務局なかりしならば、露西亞の共産主義を始め、日本は種々雑多なる社會問題を一々食ひ分ける必要に迫られたりしに、壽府に於て之等雜然たる材料を料理し、之を新日本の食膳に備ふる譯なれば日本資本家は寧ろ之を善用し、咀嚼し、自らの保健に資せなくてはならない。資本家中稀には偏狹なる意見を有する連中もある様であるが、大體に於て誠意を以て問題の解決を計らんとする様子が見られるのは頼もしい。

政治家中出色と思ひたるは濱口、後藤の兩氏である。濱口氏は日本のボアンカレーにも比すべきか、眞面目過ぎる所に俗論より喜ばれざる缺點あるも、日本の政界に彼の如き純正にして意思堅固なる政治家を有するの頼もしいと思はれる。後藤伯は元氣な面白い人を見受けた。兎に角平凡無爲無策の一般政客中にありて何かを爲し企てようとし、濼瀾たる元氣を内に藏するもの如き感を抱かしたるは同伯で、日本名物の一たるを失はない。

五 組合  
日本に於ける組合運動が着々穩健なる發達を示し居るは心強い。例之神戸に於ける海員組合の如き、海員と船主との關係は歐米に於ては到底見出し得ざる程良好にして、互に敬

四 資本家

意を以て相對し、雙互の調和を計らんとする誠意の窺はれるのは、自分の大に感動したる所であつた。英米の船主の如きが、海員に對し全然無理解の態度を取るを常とするを思ふとき、日本の實例は彼等に範を垂るるもの云ふべきである。

六 農村

日本の田舎は日本の實である。農民は凡ゆる意味に於て國力の基礎を成す日本が如何に農村問題を解決するかは其の國運の消長に密接の關係を有する。日本の農村を訪ひ佛蘭西の田舎に育ちたる自分の考は一層深きものがあつた。

七 人口及び人種問題

日本に於ける國民經濟上の重大問題は人口問題である。然れども日本の朝野が何ぞか努力して之を解決し去らんとする意氣旺盛なるを見るに、日本は必ず之が解決の活路を國內に於ける生産組織の改善、國外に

對する平和的發展に求めべきを信じてようとする。社會問題の攻究が此の間に於て極めて重大なる地位を占むるは多言を要するまでもない。

人種問題に付き殆んど總ての會合に於て日本識者の要望を聞きたるは最も意外とする所であつた。日本は常任理事國ではないか。押しも押されぬ世界の大國ではないか。國際聯盟に於て日本の關する限り、人種平等論は巴里平和會議の際米國側の難色ありたる外、議論しても事實として起つたことが無かつたではないか。人種問題は寧ろ印度、支那及びジャバに於て具體的危険性を發見した。例之安南の大官が自分對し、佛國は印度支那に種々物質的幸福を與へたるも將來永遠に國際的に獨立自治の可能性を認めざるに於ては、安南人の不平は唯年々共に増加すべしと云ひ、ジャバに於ても共產主義を案外容易に土人に感

染したる理由は、實に土人の精神的不満にありたるを認められた。故に自身として將來斷々乎として人種平等の大義實現を生涯の事業とする考にて之れ馬耳塞に到着早々、歐洲文明を亞細亞に植付けんとせば土人の物質的利益と共に精神的幸福を計るこゝ大殖民國の責務なる旨を述べ各國政府の注意を喚起せる次第である。凡そ政治的理想上の不平は唯政治的理想の實現のみに依り満足に解決せらるべきものたることを忘れてはならない。殖民地開放は政治的に其の自治を助くる一面、經濟的には層層其の繁榮を計り、以て本國の經濟發達にも資するの義である。政治的殖民地を社會化し經濟化するこゝは西歐識者の差當り考へねばならない所を信ずる。而して之が爲めには宜しく國際聯盟の大義を徹底し、理解ある殖民政策を行ふに存する人種平等の原則を、先づ以て認むるの覺悟

あるに非ざれば、英佛の如きは將來必ず殖民地土人の爲めに手を焼くの時期到るであらう（新聞記者に黃禍云々述べてたるに對し大いに反省を促したるに彼は夫は非常なる誤解なりとて）余が黃禍云ふは、曾てカイゼルが唱へたる所とは異なる黄色人種に對し白色人種が人種平等の觀念に立脚して、適當なる解放的政策を講ずるに非ざれば、遂に臍を噛むも及ばざる收拾し得ざる事態を生ずべしと云ふに過ぎない。尙黃白兩人種の調和は聯盟至大の使命である。所謂黃禍を轉じて東西文明の融合を計るが爲めには、黄色人種の旗頭たる日本國民が先づ進んで白色人種の理解を計り、黃白兩人種間の契なることを期せねばならない。若夫れ日本人自らが人種平等を訴ふるが如きは自ら卑しふするもので、現時の國際政局上に於ける日本の道徳的權威を墜すの外何等利益なきものか

考へられる。國際聯盟に實際上に於て比較的交渉少き日本人が、聯盟に巴里平和會議乃至ウィルソン大統領を混同し、何時迄も牧野伯の宣言を繰返すは如何に公平に考ふるも吾人としては奇異の感なきを得ない。人種平等論は單なる法律的形式論に非らず、重大なる事實問題に立脚する。而して事實問題として日本は立派に之を解決し去りたるものと思はれる。對米移民問題に付米國議會も愚であるが、同じ様なことが國際間に數限りなきを見逃してはならない日本自身さへ亞細亞の黄色民族に對し、差別的待遇を爲すの事實があるではないか。

八 日本

日本の現状は仲々複雑にて其の真相を窺ふること容易でない。日本人が知識慾に富み西歐文明の輸入に急なるの一事は感服に値する。眞の日本人は眞の西歐文明國人に必ず肝膽

相照らし得る優良なる素質を有する。吾人は日本が西歐社會法制の精神を充分に理解したる上、其の新なる必要に應ずる爲め、ドシドシ適當なる施設を爲すに躊躇せざることを希望する。此の點に付前田前代表の如きが新聞に入り輿論の啓發に努むるは誠に喜ばしい。

九 露西亞

ソウエト政府の基礎も著しく強固となり、露西亞農民は戦前に比し生活状態の改善せられたのを喜んで居る。露西亞に關する情報に常に誇張的に西歐に傳はり、英佛等の對露感情は常に過去の記憶に依り禍ひせらるるは歐洲平和の爲め遺憾の上もない。故に自分は今後大いに露西亞との接近を請じ、世上の捉はれたる誤解を一掃する決心である。一九一七年佛國兵站大臣として露西亞を訪ひたる當時と比較して考ふるに、「露西亞人は矢張り露西亞人なり」の

一言が總て社會的實情を評し得て餘りあるに似て居る。

### 十 支那

(日支關係の現狀殊に支那を去るに臨んで爲したるステイトメントが甚しく日本政府筋の感觸を害したり。其内告する者ありたる爲めか、容易に意見を吐かざりしが、支那人は要するに極東の波蘭人なり云へるに) 其の通りなり答へ、支那の前途は如何にも遂遠且茫漠たるに、此の大國を雙肩に負ひ得る人物が果して輩出し得べきものなりや否やに付大いに疑問を有する旨を漏したる、後夫れはさて措き支那にある列國公使其の他主要なる外國人の資質如何にも貧弱にして世界の事態に通ぜず支那政治家の輕侮を招くこと當然なるを發見したるに共に、日本人が吾人より見れば想像し得ざる程度迄支那人を劣等視し、之に對し差別待遇を加へ居るの事實は實地を見たる者

に非ざれば了解し得ざる所である。日本人が案外差別的待遇の觀念に強きは(種多及び朝鮮人の例を引き)矢張り土農工商の封建的階級が此の頃迄存在したるに、地理上種々異なりたる環境の下に國民が生活し居るこの爲めならんかとも思はれる。

### 露國の失業者

露國の失業者が産業的生産の増大に工場及び鑛業に従事する労働者數の増加に伴ひ益々増殖し行くのは確實な事實である。最近の政府の調査に依るに、一九二八年十月一日現在に登記された失業者が、内三十四萬人は初めての求職者、四十萬人は不熟練労働者、三十萬人は書記その他被雇者、十萬人は建築労働者、二十萬人は熟練及び半熟練労働者であり、此の外に登記されない失業者が少くとも五十萬人はある。

斯く初めての求職者が多數にあることは、人をして屢々労働組合其の他公の團體の論議の主題となる労働界の現狀に想到せしめる、即ち青年が營業及び産業が吸集し得るよりも遙に大なる割合で増加すること、三十萬人の書記等の失業者の大部分は産業合理化及び國家行政の經濟緊縮に起因するものであり、不熟練労働者建築労働者及び初めての求職者の一部分は都市に流れ込みたる農民である。

此の農村より流れ込を停止することが出来ぬならば、失業者數を大に減少することが出来ぬと思はれる。併し毎年約百萬人は都市へ入込んでゐるのであるから、之を遮止することは容易の業ではない。

微細な土地を有するのみで生計を立てることの出来ない農民の行場所は外にないのである。米國への移民は旅費は都合するにしても入國規則

で妨げられて殆んど不可能であるし、又國內に於ける移民方法も不完全であつて、最近三年間に二十二萬人が國內移民を爲したが、多くは暫く西伯利へ行つたのみで失望して歸還したのである。又全く新規な地方に移民村を作るには莫大の費用を要するのであるが、政府には其の金が無いのである。

露國の失業者増加を防止するには結局人爲的に人の増加率を低下すること、一層現代式の耕作法を採用して同一面積で一層多數農民を支持するやうにするにあること考へられる。

尤も現在に於ても種々の救濟手版は講ぜられて居るのであつて、失業者の六十五萬人は扶助料を與へられ十三萬三千人は掛賣、税金免除等の特權ある商工消費組合員に加へられ尙ほ其の向の斡旋で公共事業に傭はれた者が四十六萬人に達してゐる、

又失業者講習所も設置され、昨年中五萬の失業者は職業にありつくに必要な教習を受けて同所を卒業してゐるのであつて、其の他個人家庭の世話を受けてゐる者も多數にある。

(二、一〇、M.G.)

### 反帝國主義聯盟

反帝國主義聯盟の執行委員會は第二回臨時大會を本日(二月十五日)ロンドンに開催し各國労働組合の代表者が多數出席し露國代表も始めて列席した。

討論の主題は労働組合及び反帝國主義聯盟の關係に關する問題並に帝國主義戰爭に對する聯盟の態度に關するものであるが、併し南米、埃及、アラビヤ、及び印度の狀態も多分特別演説の題目となることと思はれる。

本日の議題中には聯盟の少年部設

置の件及び反帝國主義少年大會並に本年七月巴里に開催する世界大會の準備もあつたが會議はアルプオン、ゴールドシミット教授の南米に於ける反帝國主義運動を題する演説を以て始まり引續き労働組合との關係が論議された。(二、一六、I.T.)

### タイムズ記者とトロツキ

#### 一の會談

三月十四日ペラ(君府郊外)のトカトリアン、ホテルでトロツキに會見した。トロツキは流暢な佛語を以て對談したが、心身共に健全に見受けられた。

トロツキは冗談のやうに、多年英國入國を阻止されてゐるが今日では英國に行き英國博物館で科學的研究に従事すること許されるかどうかが記者に尋ね、記者の返事を持たず、語を續けてタイムズ露國革命



主義者はタイムスに自分達のやうに南極北極の間隔がある。自分は自己の意思に反して露國から追放されたが、元々土耳其に來る考は持つてゐなかつたのであつて、自分が以前から希望し又今でも希望する國は獨逸なのであつて、目下伯林へ照會中で、返事のある迄君府に居住しようかと思つてゐるを語つた。

爾今政治的活動を廢止するに土國政府に約束したの噂は真か否の實問に對し、土耳其の事には關係はないが、其の他の方面に關しては從來の方針を取り、世の風潮を動かす考であり、露國內に流議中も世界の出來事に注意し努めて世界の新聞を讀破したと語つた。

トロツキーは次の總選挙には労働黨が勝利を得ることを豫想はするが、労働政府はポールドウインミマクドナルドの間に區別を置いてゐない語つたが、ロイド・ジョージに關

しては言及しなかつた。又英露政治關係に關しては外交關係が決裂しても第三インターナショナルの目的は破壊されてゐない。尤もコムインテルの黨員が英國に入込むことは出來ないが、英國臣民殊にヒンズー其他の印度人は、自由に莫斯科に來て共產主義を研究してゐる、と述べた。

如何にせば英國政府は、コムインテルが實權を握つてゐる露國政府と關係を保持することが出來ようかとの記者の間に對しては、満足の答を與へなかつたが、コムインテルが權力を握つてゐることは之を認め

如何にせば兩國關係を恢復するを得るかとの間に對し、彼は答へて露國は體面問題のみに重きを置くものではなく、關係回復を熱望してゐるに對する英國の政策が余りに保守

主義であるを非難し、露國が兩國に於て自己の利益擁護の爲に共產主義政策を取るの己むを得ないことを辯じた。

トロツキーの會談で得たる印象は彼が依然として熱心な共產主義者であるといふことである。彼は一言スターリンに言及しスターリンは、兎に角現在露國を支配してゐるには相違ない語つた。將來トロツキーが權力を恢復するか如何かは今日容易に逆睹することは出來ないが、彼は獨逸に在る露國人及び獨逸人の友人と接觸せん爲、同國に行くことを切望してゐるのであつて、何人も今日逆境にあるといへば彼を考量外に置くことは出來ない。

(三、一四、L.T.)

### 獨逸の露國フィルム上映禁止

のなのである。

伯林在住の外國人が獨逸で帝國主義國に反抗する意を寓する露國フィルムが熱狂的歡迎を受けるのを稍々呆されてゐるが、獨逸官憲は獨逸文化の威嚴を損するものとして露國のフィルムの上映を禁止するに至つた。

問題のフィルムといふは露國文部人民委員ルナチャルスキーが獨逸訪問中頒布したサラマンダーと題するものであつて、其のフィルムの目的は思想的に遅れてゐる國々を進歩せる労働露國に對照せんとするのにある。そして知識階級、僧侶、教授、學生等を豊かなるも退化せる者として被壓迫労働者と對比してゐる。

獨逸検閲に差出したる説明には、映畫の場面は獨逸ではないとしてあるが、其の映寫する所は明かにエルフルト會堂、ライプツヒ大學、ミューニツヒ市廳、伯林フリードリツヒストラッセ及び獨逸警官を寫したも

檢閲局の禁止理由は反獨逸宣傳フィルムとして外國で映寫する上に、獨逸觀客に之を示すのは許し難いといふのである。要するに此のフィルムは最も低級下劣の方面から獨逸の智的、精神的及び社會的狀態を盡いて獨逸の文化生活の威嚴を毀損せんとするものだといふに在る。

(一、二五、L.T.)

### 支那當局の罷工並に遊行

#### 嚴禁

寧漢關係の險惡に伴ひ、豫ねて機會を窺ひ居りたる共產黨並に國民黨左派は既に上海に歸來したりと傳へらる、陳公博を初め、顧孟餘、陳樹人、朱寶青、何香凝、白雲梯等の頭株連中が悉く上海に潜伏し、之に最近閉封より來滬した郭春濤(馮玉祥系の中央監察委員)をも加へて、馮

玉祥の氣脈を通じ、又將介石を倒すための一時的手段としての武漢派との連絡をこり、上海を中心とする全國的に反蔣熱を煽るやの聞がある。支那當局に於ても此の事實を探知したるもの、如く、三月廿三日午後二時市黨部に於て同黨部、警備司令部及び市公安局の三機關の首脳部が會合して協議を重ね、取敢ず治安維持のため警備司令部より一切の同盟罷業並に示威遊行を嚴禁する様左の如き布告を發した。

#### 布告

上海地方は中外雜居して奸人潜伏し易し、茲に謠言繁興の際に當り匪徒の機會を利用して擾亂を企圖する虞なしとせず。故に本部は治安維持のため一切の罷工及び群衆の遊行を嚴禁し、民衆團體の會合も公安局の許可を経て召集すべき事を茲に布告す。

### 邦人と孫文の銅像

邦人梅屋莊吉は三月九日平浦鐵道にて上海より北平に到着十日西山碧雲寺に孫文を祭り、十二日孫文逝世四週年紀念にも參會し、十五日河北省政府主席商震、外交部北平案保官處長柳大鵬、北平市長何其鞏代理等の見送りを受け、南京に向け出發せるが同人來平の際、國民政府は特に典禮局員を隨行招待せしめたる趣の處、同地各方面に於ても、同人に對しては特に待遇を爲し、其の到着に當りては、北平當局は樂隊及び軍隊を停車場に派して歓迎し、又滯在中は却大鵬等之が招待に當り、商震、國民政府參軍長何成濬歡迎の宴を催した。その他各新聞紙も連日同人の行動談話等は勿論、孫文と同人との關係孫文銅像の來歴、上海に於ける當局の同人款待振等を報道し、殊に十二日の華北日報は、民國四年撮影の

孫文と梅屋夫妻の寫眞を掲げて歡迎の意を表した。

### 上海總工會の正會員證

上海に於ける共產黨系勞働團體なる上海總工會は、北伐軍の上海入城當時全盛を極め、殆ん全上海工人を牛耳り得る實力を有し、活潑なる運動を爲したるも、昭和二年三月十日蔣介石のクーデターに依り、共產黨諸機關と同様其の事務所を襲はれ、之と共に解散命令を受けた。然るに以來屢々配布する印刷物等に依り觀るに依然として存續し活動を續け居り、尙相當勢力を有しつ、あるもの推斷するを得。

茲に掲ぐるのは『上海總工會正會員之證』の實物寫なりて發見されたる客月二十六日より改正したるものにて、該會員は何れも之を一枚宛所持し、上衣右襟内に入れ置くこと

なつて居るに云ふ。(S.A)  
原物寫(縦二寸七分、横三寸五分)

上海總工會正會員證	
氏名	規 律
	一、服從工會命令、工會是招掛我們得勝利的團體、我們當一致聽他的命令
	二、大家送月費、工會是、我們工人自己的家庭、我們大家應送月費維持工會
	三、按時到會開會是商量我們工人切身的事情、我們一定準時到著
	四、不做工賊走狗、工賊走狗是工人的仇敵、我們誓死不做
違背上列四項之一者不得爲工會會員	

## 附 錄

### 在京外交團員の移動 (本報第七十九號參照)

一九二九年三月十日現在

#### 新任の部

獨逸

官職 氏名 居所  
 特命全權大使 エルンスト・アルト 大使館  
 Ernst Arthur Voretzsch  
 公使館附參事官 ドクトル・ハーコル 同  
 Dr. H. Kolb  
 書記官 エル・ストラツハウ 同  
 R. Strachwitz  
 伯 爵 イツズ

北米合衆國

隨員 モンロー・ハール 赤坂區新坂町二二  
 Monroe, Hall

附 録

白耳義

大使隨員 ユーベール・カルト 大使館  
 Hubert Carton de Wiart

智利

參事官 サンチアゴ・オッサ 麻布區廣尾町二  
 Santiago Osssa

芬蘭

商務官 ヘルヂエド・クノー 大使館  
 Helge de Knorring

佛蘭西

大使館附陸軍武官 アレヴェツテ・パロ 赤坂區水川町三三  
 Breveté Baron

商務官補 ロベール・ドウトー 大使館  
 Robert Doureau

英 國

名譽随員  
陸軍大尉  
デー・エー・ヒュツチ  
ンクス  
D. A. Hutching  
大 使 館

暹 羅

三 等 官  
書記官  
ラング・ウツツシヤ  
サントル  
Lung Vacha Sunhorn  
公 使 館

瑞 典

特命全權  
公 使  
ドクトル・ジエー・イ  
ー・イー・ハルトマン  
Dr. J. E. E. Hulman  
公 使 館

土 耳 古

代理大使  
参事官  
テラート、レウフ・ベ  
エー  
Telat Reovf Bey  
大 使 館

佛 蘭 西

大使館附  
陸軍武官  
陸軍大佐  
ルノンドー

英 國

副通譯官  
二等書記  
官相當  
ダブリユー・ジエー・ダヴィス

名譽随員  
陸軍大尉  
ビー・イー・シー・ジエー・ダウイン

同 同  
クーマー・スリ・ヒマチンジー

墨 西 哥

三 等 官  
書記官  
アドルフ・デ・ラ・ラマ

土 耳 古

代理大使  
フルーシ・フアウド・ベエー

ソウエート聯邦

大使館附  
陸軍武官  
陸軍中將  
グイタリー・プリマ  
コフ  
Vitali Primakoff  
大 使 館

轉任の部

獨 逸

官 職 氏 名

二 等 官  
書記官  
ドクトル・ハンス・フォツス

三 等 官  
書記官  
ランム

北 米 合 衆 國

三 等 官  
書記官  
ロバート・バーガー

白 耳 義

参事官  
アルベール・セルヂセル

ソウエート聯邦

参事官  
ジャン・マイスキー

東支鐵道従業員の内容

本年四月十五日調査東支鐵道従業員内容は次の如くである。

區 別	職 員	臨時雇員	日傭人夫	小 計
理事會	三三	八	一	四二
監査委員會	三	二	一	六
管理局長室	三	一	一	五
庶務課	一〇一	三三	三	一三七
印刷局	三	二八	三	三三
經濟調查局	三	九	一	一三
商業部	五三	九〇	二七	一七一
收入審査課	一八一	二二	一	二九二
會計課	二四	三	一	二八
用度課	九一	七〇	三	一六四

附 録

電 信 課	運 輸 課	線 路 課	檢 査 局	獸 醫 課	醫 務 課	恩 給 課	シヤライノール炭礦部
四七	二六八	三、五八	一五	五	六八	六	七、四
二	八一	六九	一九	三	一六	三	三、五
一八	二七	四、七〇	一	四	一	三	一、三九
六九	三、五八	八、九七	三	二八	六六	九	
合 計	住 宅 課	測 候 所	中 央 圖 書 館	土 地 課	露 支 聯 書 課	列 車 組 立 工 場	列 車 課
二、九五	三	九	四	一八	三	三八	一、八〇
四、九〇	一	一	〇	三	一	二	五
二、四〇	一	一	四	七	一	二、三三	二、六八
三、六九	三	〇	六	一、一四	三	二、〇二	四、二五

二二六

昭和四年四月

内務省警保局